

内務省

安全、公正、寛容な社会を構築する内務省

出身国情報報告

エチオピア

2007年2月14日

RDS-IND

出身国情報部

目次

序文

最新ニュース

2007年2月1日から2007年2月14日までの間のエチオピアにおける出来事

2007年2月1日以降に発表またはアクセスされたエチオピアに関する報告

	項目
背景情報	
1. 地理	1.01
地図	1.03
2. 経済	2.01
3. 歴史	3.01
デルグ裁判	3.06
エリトリアとの国境紛争、1998-2006年	3.06
国政選挙、2005年5月	3.13
4. 最近の動向	4.01
2006年11月	4.01
2006年12月	4.02
2007年1月	4.04
5. 憲法	5.01
6. 政治制度	6.01
政治外観	6.01
行政部門	6.02
立法部門	6.03
エチオピアの政情一般	6.04
エチオピアの政治における民族色	6.07
連合	6.08
エチオピア人民革命民主主義戦線	6.09
野党	6.12
統一エチオピア民主部隊(UEDF)	6.20
オロモ民族会議(UEDFの構成員)	6.29
南エチオピア人民民主主義連合(UEDFの構成員)	6.30
統一民主連合(CUD)	6.31
全エチオピア統一党(CUDの構成員)	6.41
エチオピア民主主義党	6.44
エチオピア民主主義連合党(CUDの構成員)	6.45
Berhanu Nega のレインボー党	6.47
オロモ連邦主義民主主義運動(OFDM)	6.48

エチオピア平和・民主主義代替勢力会議	6.49
Hadiya民族民主主義組織(UEDFの構成員)	6.50
反乱グループ/非合法野党	6.51
Ai-Ittihad Al-Islam (AIAI)	6.51
オロモ解放戦線	6.52
オガデン民族解放戦線	6.62
エチオピア人民革命党	6.64
エチオピア人民愛国戦線	6.65

人権

7. 概論	7.01
8. 治安情勢	8.01
9. 犯罪	9.01
10. 治安部隊	10.01
警察	10.02
恣意的逮捕および拘留	10.05
軍隊	10.07
拷問	10.09
裁判外殺人	10.17
苦情申立手段	10.20
11. 兵役	11.01
12. 司法	12.01
概要	12.01
デルグ/エチオピア労働者党の旧黨員	12.06
組織	12.09
独立	12.10
公正な裁判	12.14
刑法および刑事訴訟法	12.17
13. 逮捕と拘留 – 法的権利	13.01
14. 刑務所の状態	14.01
15. 死刑	15.01
16. 政治的所属	16.01
政治的表現の自由	16.01
結社および集会の自由	16.07
野党側のグループおよび政治活動家	16.13
17. 言論およびメディアの自由	17.01
エチオピアのメディアの概要	17.01
新聞および雑誌	17.03
テレビとラジオ	17.14
インターネット	17.17
18. 人権機関、団体、活動	18.01
市民社会	18.01
非政府組織	18.02
人権活動家	18.08
19. 汚職	19.01
20. 宗教の自由	21.01

概要	20.01
法的および政治的枠組み.....	20.04
信教の自由に関する制限.....	20.07
エチオピア正教会	20.09
プロテスタント	20.11
イスラム教徒.....	20.12
エホバの証人.....	20.15
エチオピアのユダヤ教徒.....	20.16
ペンコステ派.....	20.18
21. 人種グループ	21.01
人種的区分	21.02
エチオピアにおける言語.....	21.07
オロモ人	21.10
アムハラ人	21.16
Sidama/Sidamo.....	21.20
ソマリ人	21.21
Berta ('shankella', beni, shangui)	21.24
アフール人.....	21.25
グラーゲ人	21.27
Anuak	21.28
Adare/Gefu (Harar)	21.31
Beta Israel	21.35
エチオピアのエリトリア人	21.36
国外追放および本国送還.....	21.38
本国送還されたエチオピア難民.....	21.40
22. レスビアン、ゲイ、両性愛者、トランスジェンダー	22.01
23. 身体障害者	23.01
24. 女性.....	24.01
政治的権利および法的権利.....	24.01
社会的権利および経済的権利	24.09
結婚.....	24.09
早期/児童結婚	24.11
誘拐による結婚	24.15
結婚の解消.....	24.20
家庭内暴力および夫婦間強姦.....	24.24
女性の労働権	24.28
妊娠および早期妊娠	24.32
妊婦死亡率	24.33
出生後の看護	24.36
早期妊娠.....	24.38
妊娠中絶.....	24.40
家族計画.....	24.43
女性に対する暴力	24.46
強姦	24.46
女性の性器割礼(FGM)	24.51
非政府組織と政府	24.59
25. 児童	25.01
概要	25.01

児童労働	25.02
児童売春	25.06
児童兵士	25.10
教育	25.13
児童看護	25.20
児童保護	25.20
孤児と孤児養護施設	25.23
保健問題	25.25
HIV/AIDS孤児	25.25
26. 人身売買	26.01
概要	26.01
女性の人身売買	26.02
児童の人身売買	26.06
人身売買犠牲者のための保護と援助	26.09
国内人身売買	26.12
人身売買防止対策	26.13
27. 医療問題	27.01
概要	27.01
医療および医薬の利用可能性	27.03
医療サービスの品質	27.05
結核	27.07
結核の伝統的治療	27.09
結核の隔離と不名誉	27.10
マラリア	27.11
予防接種	27.12
ポリオ	27.13
麻疹	27.15
黒熱病	27.18
視力障害	27.21
心臓疾患	27.23
成人	27.23
児童	27.24
栄養不良	27.25
HIV/AIDS – 抗レトロウイルス治療	27.27
伝染	27.29
HIV/AIDS治療のための資源	27.31
抗ウイルス治療	27.33
家族計画とHIV/AIDS	27.35
エチオピアにおける AIDS 計画および団体	27.36
ガンの治療	27.37
精神衛生	27.40
概要	27.40
精神衛生資源	27.43
国の治療薬剤政策/必須薬品リスト	27.44
精神衛生法律	27.45
精神衛生施設	27.46
精神科ベッドおよび専門家	27.47
特別な人口集団のための計画	27.48

治療薬剤	27.49
28. 移動の自由	28.01
29. 国内難民(IDP)	29.01
30. 外国難民	30.01
概要	30.01
スーダン	30.04
ソマリランドおよびソマリア	30.06
エリトリア人	30.07
ジブチ	30.10
ケニア	30.11
31. 市民権および国籍	31.01
国籍	31.01
エチオピア国籍に関する布告: エチオピアのエリトリア人	31.02
エリトリア国民の居住に関する指令	31.03
32. 出国/入国手続	32.01
33. 雇用権	33.01

付属文書

付属文書A – 主要事件年表

付属文書B – 政治団体

付属文書C – 著名な人物: 過去および現在

付属文書D – 略語一覧表

付属文書E – 2005 年 5 月 15 日に行われた総選挙の結果

付属文書F – 登録政党一覧表

付属文書G – 出典資料への参照

この出身国情報報告は、2007 年 2 月 14 日現在において公的に利用可能な最新の情報を含んでいる。これより古い資料も、新しい文書で利用できない情報を含んでいる場合には、含まれている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

序文

- i この Country of Origin Information Reports (COI Reports) (出身国情報報告)は、亡命/人権決定処理に従事する係官の用途に供するために内務省の Research, Development and Statistics (RDS) (調査・開発・統計部)により作成された。この報告は、イギリスにおいて行われる亡命/人権申し立てにより一般的に引き起こされる問題に関する一般的な背景情報を提供する。本報告の本体は、2007年1月31日までに入手された情報を含んでいる。『最新情報』の部分は、さらに2007年2月1日から2007年2月14日の間にアクセスされた出来事および報告に関する簡潔な情報を含んでいる。
- ii この報告は、全体として、承認された広範な外部情報源により制作された資料から編集されたものであるが、内務省の見解または政策を含むものではない。本報告のすべての情報は、全編を通じて、亡命/人権決定処理に従事する人々の利用に供される一次資料によるものである。
- iii この報告は、庇護および人権申請において提起された主要な問題に重点を置きつつ、確認された一次資料の概要を提供しようとするものである。この報告は、詳細な調査も網羅的な調査も意図していない。より詳細な説明に関しては、関連ソース・ドキュメントを直接吟味すべきである。
- iv COI 報告の構造および形式は、特定の問題に関する情報への迅速な電子アクセスを必要とし、目次ページ経由で必要な主題に直接到達する内務省ケースワーカーおよび上訴提起係官が本報告を使用する方法を反映している。重要な問題は、通常、それぞれの専用の節内である程度詳しく扱われているが、他の数節でも簡単に言及される。したがって、ある程度の繰り返しは、本報告の構造上固有である。
- v この COI 報告に含まれている情報は、ソース・ドキュメントから確認できるものに限られている。特定の主題のすべての関連側面を包含するようあらゆる努力を尽くすが、関連する情報を得ることが常に可能であるとは限らない。この理由から、本報告に含まれる情報が実際に述べられている以上に何かを意味していると解釈しないことが大切である。たとえば、特定の法律が成立したと述べられている場合、それが効果的に実施されていると述べられていない限り、そのことを意味していると取るべきではない。
- vi 前述したとおり、この報告は多数の信頼できる情報源により作成された資料の照合である。この報告の編集に際して、異なるソース・ドキュメントから提供された情報間の食い違いを解決する試みは行わなかった。たとえば、異なる情報源の文書は、しばしば、個人、場所、政党等の相異なる名称および綴りを含んでいる。COI 報告は、綴りの一貫性をもたらすことではなく、元の情報源文書で使用された綴りを忠実に反映することを狙いとしている。同様に、異なるソース・ドキュメントにおいて示されている数字がときとして相違しているが、これらは元の文書に従ってありのままに引用される。この文書における用語「原文のママ」は、引用された文章における間違った綴りまたはミスプ

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

リントを示すためにのみ使用されており、その利用は、当該資料の内容に関するなんらかの意見を示すことを意図していない。

- vii この報告は、大体において過去 2 年以内に発行されたソース・ドキュメントに基づいている。しかしながら、それよりも古いソース・ドキュメントも含まれているが、それは、それらの文書がより新しい文書で利用できない関連情報を含んでいるからである。すべての情報源は、この報告が発行された時点において関連すると思われる情報を含んでいる。
- viii この COI 報告および付属原資料は公開文書である。すべての COI 報告は、内務省 RDS 課のウェブサイトで公開されており、この報告の原資料の大部分は公共施設でただちに閲覧できる。この報告で確認されるソース・ドキュメントが電子形式で閲覧できる場合、関連ウェブ・リンクとそのリンクにアクセスした時日が含まれている。官庁または定期購読サービスにより提供されるもののような利用しにくいソース・ドキュメントのコピーは、要求に応じて内務省から提供できる。
- ix COI 報告は、亡命受け入れ上位 20 カ国および業務上特に必要があると思われる国について 6 カ月毎に公開される。COI 報告の記載情報が往々にして定期公開日間に発生した出来事に追い抜かれるのはやむを得ない。内務省担当者は、国情の重要な変化について、やはり RDS のウェブサイトで公開される出身国情報速報により通知される。内務省担当者は、個別照会情報要求サービスも常に利用できる。
- x この COI 報告の作成に際し、内務省は、利用可能な原資料からバランスのとれた正確な要約を提供するよう努力した。この報告に関する意見または追加原資料の提案は大歓迎であり、下記宛先の内務省に提出されたい。

Country of Origin Information Service (出身国情報部)

Home Office (内務省)

Apollo House
36 Wellesley Road
Croydon CR9 3RR
United Kingdom

Eメール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情情報に関する諮問機関

- xi 内務省の出身国情報資料の内容に関して内務大臣に勧告するために、国情情報に関する独立諮問機関が 2002 年国籍・入国・亡命法に基づいて設立された。本諮問機関は、内務省の COI 報告およびその他の出身国情報資料に関するあらゆるフィードバックを歓迎する。本機関の作業に関する情報は、ウェブサイト www.apci.org.uk に掲載されている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- xii 内務省の資料または手続を保証することはこの諮問機関の職務ではない。この諮問機関は、その作業の過程において、選択された個々の内務省 COI 報告の内容を直接検討するが、このような調査が行われたという事実も、なされた論評も当該資料の保証を意味するものと解するべきではない。この機関により調査された資料の一部は、上訴非猶予 (NSA) リストに指定されている国または指定を提案されている国に関係している。そのような場合において、この機関の作業は、特定の国の NSA 指定の決定または提案の支持を意味するものとしても、NSA プロセスそれ自身の支持を意味するものとしても解するべきではない。

Advisory Panel on Country Information (国情情報に関する諮問機関)

PO Box 1539
Croydon CR9 3WR
United Kingdom

Email: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: www.apci.org.uk

[目次に戻る](#)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

最新ニュース

2007 年 2 月 1 日から 2007 年 2 月 12 日までの間のエチオピアにおける出来事

- 2 月 10 日 「国際人道開発組織、CARE は、木曜日、エチオピアのコーヒー栽培農村地域に住む 6,000 以上の人々の経済・教育の状況を改善する 3 年計画の援助資金として 500,000 米ドルを超える貢献をスターバックスから受け取ったと発表した。人口の 45 パーセント以上が貧困ラインにあるエチオピアは、人間発達指標では 177 カ国中 170 位に位置している。スターバックスの資金提供による最新エチオピア・プロジェクトは、高品質コーヒー栽培と不利な立地条件と周期的天候不順不作による慢性的食糧不足の両方で有名な地域で行われる。」
レクシス-ネクシス経由オール・アフリカ・ニュース：エチオピア
スターバックス、コーヒー栽培地域に 500,000 米ドルを提供。
アクセス日：2007 年 1 月 12 日
- 2 月 8 日 「国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の評価チームの予備調査結果によると、過去 8 カ月間にソマリアから推定 50,000 人の亡命希望者が隣国エチオピアに入った。2006 年 4 月から到着し始めたソマリ人は、エチオピアのソマリ地域の南東地区にある地域社会に住んでいる。多くの人々は、干ばつ、洪水および最近の暫定連邦政府(TFG)とイスラム法廷連合(UIC)間の衝突のためにソマリアから出国を強いられた。」
IRIN ニュース：エチオピア-ソマリア： 苦しい生活をする亡命希望者
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=57563&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=Ethiopia-Somalia>
アクセス日：2007 年 1 月 12 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

2007 年 2 月 1 日以降に発表またはアクセスされたエチオピアに関する報告

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

背景情報

1. 地理

1.01

エチオピア連邦民主共和国はアフリカの角にある内陸国であり、国土面積は 1,133,380 平方キロメートル (437,600 平方マイル)である。エチオピアの西隣はスーダンである。南方はケニアと国境を接している。東および南東側にはジブチ共和国およびソマリア民主共和国が横たわっている。北および北東側は、エリトリア国である。(「サハラ以南のアフリカ」 2005 年) [1a] (p423) エイズによる超過死亡率を考慮した 2005 年の推定人口は、73,053,286 人であった。(CIA World Factbook) [2] (p2) 最大の都市は、連邦の首都アジス・アベバである。その他の主要都市としては、ディレ・ダワ、Nazret、ハラル、メケレ、ジマ、デシエ、Bahir Dahr、Debrezitなどがある。(「サハラ以南のアフリカ」) [1a] (p436)

- 1.02 1994 年の憲法に基づいて設立された 9 個の自治国家は、概して地域的人種境界を反映しており、それぞれ、アファール人、アムハラ人、Benishangul/Gumuz人、ガンベーラ人、ハラール人、オロミヤ人、ソマリア人、Southern人、ティグライ人(TigrayまたはTigrai)の国である。[4] (p18)

地理に関する詳細については、ユーロパ年鑑、出典[1]参照。

エチオピアの地図については、付属文書B または Reliefweb ウェブサイト：
<http://www.reliefweb.int>参照。

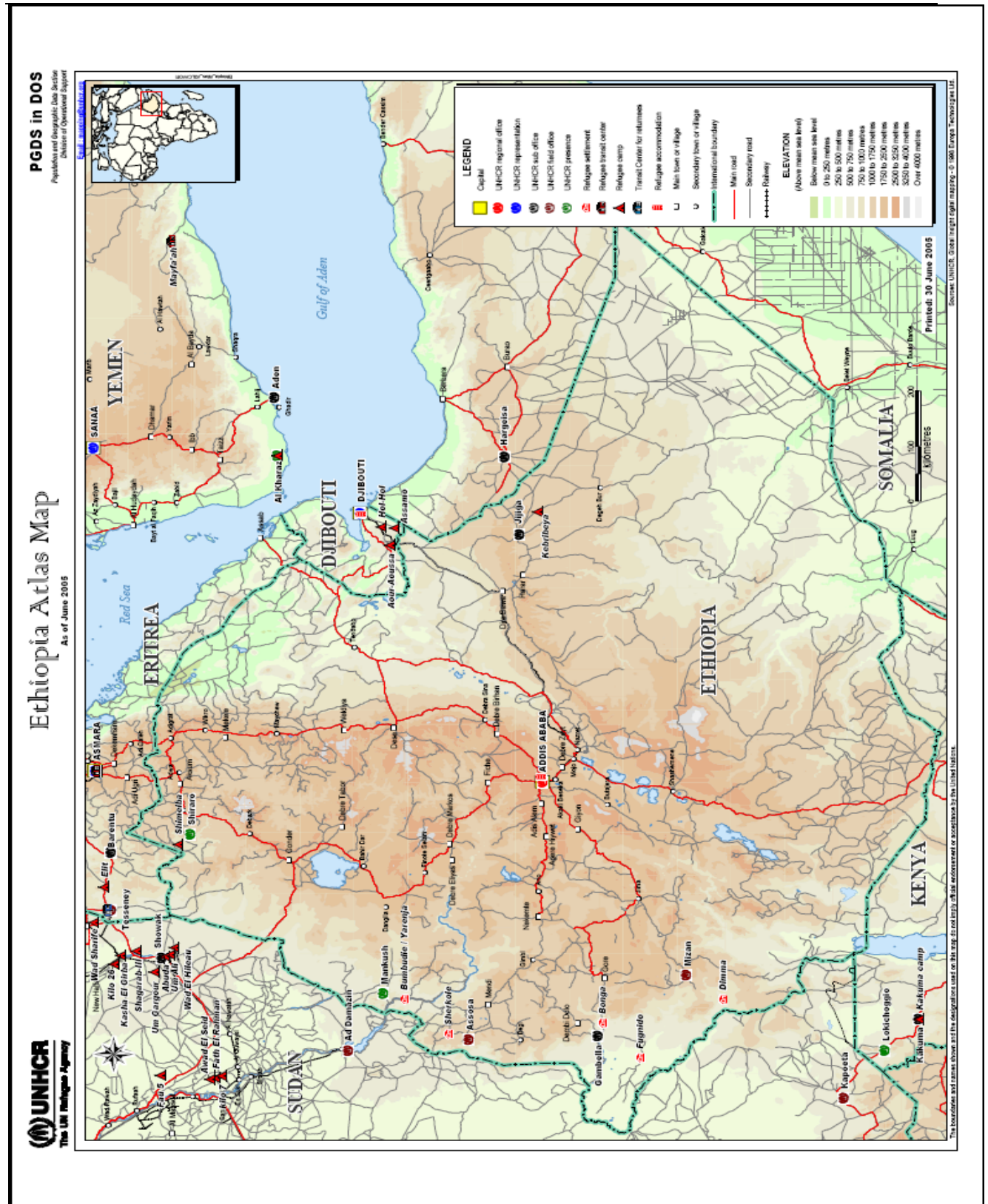
14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

1.03 地図

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA



14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

1.03 UNHCRのエチオピア地図、2005 年 [44a]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

2. 経済

2.01 「エチオピアの極貧経済は、GDPの半分、輸出の60%、全雇用の80%を占める農業に立脚している。農業部門は、頻発する干ばつと貧弱な耕作技術のために苦しんでいる。2002年に約1億5,600万ドル分が輸出されたコーヒーは、エチオピア経済にとって致命的に重要な産物であるが、歴史的に低価格であることから、収入を補うために多数の農民がqat [訳注：アラビア・アフリカのニシキギ科の常緑低木 《葉は麻薬性があり、かんだり茶に入れたりする]の栽培に転じた。1998-2000年のエリトリアとの戦争および頻発する干ばつは、特にコーヒー生産の減少により経済に打撃を与えた。2001年11月、エチオピアは、重債務貧困国(HIPC)構想による債務救済の対象となった。エチオピア国の土地保有制度に基づいて、政府はすべての土地を所有し、賃借人に長期リースを与えている。企業家がローンの抵当として土地を利用できないために、この制度は、産業部門の成長を妨げ続けている。2002年の後半に干ばつが再び襲来し、2003年のGDPに2%の低下をもたらした。2003年後半、農業は正常な天候に恵まれ、2004年にGDPは回復した。」(CIA World Factbook 2005) [2] (p6)

2.02 2006年2月の外国為替相場は、1米ドル = 8.7289 ビルであった。

2.03 2006年のエチオピアの祝祭日は次のとおりである。

1月7日: 'Gena' エチオピア・クリスマス
1月10日: Id Al Adha (Arafa);
1月19日: 'Timkat' – エチオピア公現祭
3月2日: アドワ戦勝記念日
4月10日: 'Mawlid' – 予言者モハメッド生誕日
4月21日: エチオピア聖金曜日
4月23日: 'Fasika' – エチオピア復活祭
5月1日: 国際労働日
5月5日: エチオピア愛国者勝利記念日
5月28日: デルグ体制転覆
9月11日: 'Enkutatash' – エチオピア新年
9月27日: 'Meskel' – 真実の十字架の発掘
10月24日: 'Id Al-Fater' – (ラマダン終日)
(エチオピア大使館ウェブサイト) [5b]

エチオピアのカレンダーまたは祝祭日の詳細については、イギリスのエチオピア大使館の次のウェブサイト参照: www.ethioembassy.org.uk

干ばつと飢饉

2.04 エチオピアは、慢性的な食糧安全保障問題を抱えている。「深刻で絶え間のない食糧不足が依然として最も切迫し、いつ果てるともない経済問題としてエチオピア国民の大多

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

数を苦しめており、... ほとんどの農村地域社会はいまなお深刻な貧困、気象変動、疫病のために大変な苦しみを受けている。」(「サハラ以南のアフリカ」2005 年) [1a] (p435)

- 2.05 再定住: 「エチオピアの食糧安全保障問題の持続的解決方法を見出すために、エチオピア政府は、この国の外国援助依存に終止符を打つことを目的とする 32 億米ドル計画を打ち出した。主要な構成要素は、220 万人を干ばつ頻発地域から比較的肥沃で人口の少ない地域へ再定住させる計画である。しかし、総合物流の大失敗のために、これまでに移住した 350,000 人のうちの多くの人々が飲料水、医療、住居、教育、食糧さえない状態に取り残されている。多くの再定住者は、容認できないほど高いレベルの罹患率、栄養不良、小児死亡率のために苦しんでいる。これらの問題は、次の 2-3 年間の再定住の加速に連れて悪化する可能性がある。多数の移住者は、学校、診療所、井戸、食料援助、新しい住宅の口約束により新しい土地に移るよう勧誘された。(人権ウォッチ 2005 年) [11b] (p3)
- 2.06 「いくつかの国際援助グループは、インフラへの投資および産児制限計画の増進ではなく、緊急援助に依存することにより事態を悪化させたとして、エチオピア政府と外国政府援助資金供与者を非難した。」 [11c] (p4)

飢饉/栄養不良の疑われる地域に関する詳細な状況および地図は、UN Reliefwebの次のウェブサイトから入手できる。 <http://www.reliefweb.int> [44]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

3. 歴史

- 3.01 エチオピアは、アフリカの最も古い独立国である。エチオピアはイタリアの植民地支配に抵抗し、皇帝メネリクにより統率される伝統的君主国として 1896 年に国際的認知を勝ち取った。1936 年、イタリアはエチオピアを攻撃し、1941 年までこの国を占領した。ハイレ・セラシエはイギリスに亡命し、英国軍の援助を得て権力を取り戻した。メレニクは、1974 年のエチオピア革命まで支配した。1977 年にメンギスツウ・ハイレ・マリウム大佐が臨時軍事評議会(デルグと呼ばれた)の指導者として出現した。メンギスツウは、エチオピア労働者党により支配される残忍なマルクス主義独裁体制を確立した。デルグ期間中、エチオピアは、北部県エリトリアにおける分離主義戦争およびティグライとオロミヤにおける地域反乱を含む内戦を経験した。国民は、大規模な人権侵害と深刻な飢饉を含む強烈な経済的困難に遭遇した。(外務連邦省、エチオピア国情) [6a]
- 3.02 「1991 年、デルグは転覆され、Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front (EPRDF) (エチオピア人民革命民主戦線)がMeles Zenawiの指導の下にアジス・アベバを占領した。1992 年における暫定政府の選挙後、彼は、エチオピアの現在の政治体制の確立を主宰した。新しい体制は、エチオピアの種々の人種グループに自決と自治を与えるように計画された人種連邦主義の原理に基づいている。」(外務連邦省、エチオピア国情) [6a]

1995 年以前の詳細な歴史的経緯については、「サハラ以南のアフリカ」(出典[1a])または外務連邦省(FCO)のエチオピア国情(www.fco.gov.uk)参照。

デルグ裁判

- 3.03 「人道に対する罪、戦争犯罪、大量虐殺を含む嫌疑を受けて 2,000 人を超える旧デルグ政府関係者が 1991 年以降拘留されている。裁判は、まだ完了していない。数件の死刑宣告が行われたが、執行されたという報告はない。」(アムネスティ・インターナショナル 2005 年) [10a] (p1) 2005 年 12 月、前知事、Melaku Teferaが 1970 年代後期のエチオピア「赤色テロ」中の 900 人以上の殺害で果たした役割のために死刑を宣告された。(CNN) [50a]. 一連の裁判は、2006 年 5 月に終わる事になっている。
- 3.04 BBC ニュースは 2007 年 1 月 11 日付の記事で次のように報道した。「亡命中の前エチオピア支配者、メンギスツウ・ハイレ・マリウムが、大量虐殺の嫌で終身刑を宣告された。前支配者は、先月、12 年の裁判の後に有罪を宣告されたが、今はジンバブエで生活している。彼の有罪判決の後、ジンバブエは、同国が彼を送還しないことおよび彼が公正に扱われないことを多くの人々が恐れていると述べた。1937 生まれのメンギスツウは、死刑の判決を受ける可能性があった。彼はこの裁判の法的根拠を認めず、彼の政府を転覆した人々を傭兵および植民地主義者として非難した。」 [7p]
- 3.05 ユーロパ世界年鑑 2003 年版、エチオピアに関する報告は、次のように述べている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「1995年後期および1996年前期中、Meles政府は、反対派活動家に対する厳しい処置について批判された。1996年6月、エチオピア教員協会の書記長、Taye Wolde Semayat 博士が数人の仲間とともに逮捕され、数件のテロ行為の実行者として疑われている秘密政治組織(Ethiopian National Patriotic Front – ENPF (エチオピア国民愛国戦線))を指導したとして告発された。」[1c] (p1567) 「サハラ以南のアフリカ」2005年は、Taye博士が「広い範囲にわたって非難され、1999年7月に15年の刑を受けた。これは上訴により5年に減刑され、彼は2002年5月に釈放された。」と述べた。[1a] (p428)

最近のデルグ裁判判決については、「死刑」の節参照。

エリトリアとの国境紛争、1998-2006年

- 3.06 1997年後期、エリトリアとの関係が悪化した。エチオピア軍とエリトリア軍の戦いは1998年5月に勃発し、両国とも相手が自国の領土を侵したとして非難した。両国は1998年から2000年にかけて厳しい戦いを行い、両軍の死傷者は7万人から10万人にと推定された。最終的にエリトリア政府はその軍隊をすべての紛争地域から撤収し、[2000年]6月18日にアルジェーで停戦協定が調印され、また、2000年12月12日にアルジェーでエチオピアとエリトリアはこの紛争に正式に終止符を打つ協定に調印した。条件は、1998年5月以前の国境位置への復帰、エリトリア国境内の幅25キロメートルの非軍事安全保障地帯、国連平和維持軍の展開、将来の国境画定を含んでいた。(ユーロパ2003年および「サハラ以南のアフリカ」2005年)。[1c] (p1569)、[1a] (p431)
- 3.07 この戦争の間にエチオピアは、この国に住んでいた70,000人のエリトリア人を追放した。これに続いてエリトリアは、同様な人数のエチオピア人をエリトリアから追放した。(「サハラ以南のアフリカ」2005年) [1a] (p431)
- 3.08 2000年9月、国連安全保障理事会は、暫定安全保障ゾーン(TSZ)を哨戒する4,200人のエチオピア・エリトリア国連ミッション(UNMEE)の展開を承認した。境界委員会は、2002年4月13日に国境に関するその決定を発表した。画定は、2003年に行われることになった。エチオピアは、エリトリアに与えられることになったBadme町に関するBCの結論に異議を申し立てたが、2004年11月、エチオピアは境界委員会の決定を「原則として」受け入れると発表した。(FCOのエチオピア国情) [6a] (p3)
- 3.09 エチオピアが「原則として」受け入れるというMeles Zenawi同国首相の発表にも関わらず、エリトリアとエチオピアの国境に関する独立委員会による国境裁定は、2004年末までに解決されなかった。Melesは、11月に、エリトリアとの1,000キロメートルにわたる国境に関する2002年4月の裁定はやはり「不法かつ不公正」であると述べた。彼の声明は、アフリカ連合および欧州連合により歓迎された。しかし、エリトリアの反応は、アルジェー協定の「完全な無条件尊重」を要求した。アスマラの外務省により発表された声明はエチオピアを「非妥協的である」として非難し、エリトリアは「我が国

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

の領土のエチオピアによる力づくの占領を受け入れない」と付け加えた。(IRIN 2005 年 1 月 5 日) [9a]

- 3.10 12 月、エリトリアは、UNMEE ミッション遂行中の国連軍に西部から出るよう命令した。しかし、大部分の UNMEE 軍はアジアおよびアフリカ諸国から来ており、これらの軍は残留した。(BBC 2005 年 12 月 16 日) [7b] 2006 年 2 月、アルジェー協定の立会人がエチオピアとエリトリア間の膠着状態について討議するために集まった。これら立会人の要求によって、エチオピア・エリトリア境界委員会は、国境画定の再開を準備するために 2006 年 10～11 日にロンドンで会議を開き、これに両国の法的代理人が出席した。次の会合は、4 月に予定されていた。(ReliefWeb、アルジェー協定の立会人による声明) [44b], (IRIN News 2006 年 3 月 14 日) [9ag] 2006 年 10 月末、エリトリアが国境のエリトリア側における UNMEE ヘリコプターの飛行および車両の移動をすべて禁止したとき、緊張が再び高まった。(IRIN 2006 年 2 月 2 日) [9c]

- 3.11 米国国務省の 2005 年版人権報告は、次のように述べている。

「年末現在年[2005 年]、この国には約 200 万個の地雷があるが、その多くは 1998～2000 年のエリトリアとの戦争の遺物である。国連エリトリア・エチオピア・ミッション (UNMEE) 関係者は、この年の間にエチオピア・エリトリア国境の両側に新しい地雷が布設されたと報告した。政府と UNMEE は、国境に沿いの選択地域における地雷撤去作業および地雷危険地域の場所に関する情報の地域住民周知に従事した。」 [3a] (p3)

- 3.12 2007 年版人権ウォッチ年次報告は、次のように述べている。「エチオピアは、2002 年の休戦協定に基づく義務および多数の国連安全保障理事会決議にも関わらず、エリトリアとの国境(この国境について両国は 1998～2000 年にかけて戦争した)に関する拘束力を持つ仲裁決定の完全受け入れを拒否した。エリトリアとの膠着状態は、2006 年中継続した。」 [11i]

エチオピアとエリトリア間の国境紛争に関する詳細情報は、次の UNMEE ウェブサイトで閲覧できる：website: www.unmeeonline.org。

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

国政選挙、2005 年 5 月

- 3.13 1995 年の憲法に従って、選挙は 5 年ごとに行われる。最も新しい連邦議員会議(人民議員議院)および上院(連邦上院)の議員を選出する地域州議会の選挙は、2005 年 5 月に行われた。(ユーロパ出版物、サハラ以南のアフリカ、2005 年) [1a] (p428) エチオピアの第 3 回総選挙は、2005 年 5 月 15 日に行われた。エチオピア国民は、547 議席の人民議員議院(連邦すなち国の議院)の議員に投票した。エチオピア国民は、9 つの地域州議会および 2 つの市議会の代議員の投票も行った。(エチオピア国選挙管理委員会 NEBE) [14]
- 3.14 約 2,500 万人の登録有権者(18 才以上)が約 30,000 の投票所で投票した。約 36 の政党が連邦議会に 1,845 人(273 人の女性を含む)の候補者、地域議会および市議会に 3,662 人の候補者を立て、連邦議会、地域議会、市議会を目指して競争した。登録政党の多くは、与党のEthiopian People's Revolutionary Democratic Front (EPRDF) (エチオピア人民革命民主戦線)連立に加盟した。二大野党提携、United Ethiopian Democratic Forces (UEDF) (統一エチオピア民主部隊)とCoalition for Unity and Democracy (CUD) (統一民主連合)は、両方とも国と地域の野党からなる。(アムネスティ・インターナショナル) [10e]、(エチオピア国選挙管理委員会) [14] 規定年齢未満の投票者および多重投票者を含む登録を回る多少の問題が選挙期間中に報告された。(2005 年 5 月 2 日 IRIN News) [9d]
- 3.15 野党の指導者は、彼らの支持者を与党が殺害・脅迫したと非難した(BBCおよびIRIN、2005 年 4 月 27/8 日) [7c], [9e] エチオピア首相Minister Meles Zenawiは、野党が 5 月 15 日の総選挙を前にして種族的憎悪を煽っていると非難した。(BBC、2005 年 5 月 6 日) [7d]
- 3.16 IRIN Newsは、2005 年 5 月 16 日に次のように報じた。「数百万のエチオピア国民は、日曜日、Meles Zenawi首相に 3 回目の 5 年の任期を与えると広く予想されている選挙の投票に出かけた。人口 7,000 万人のこの国にさらに民主主義を導入しようとするMeles首相の計画にとって重要な試金石となると考えられているこの国の 3 回目の選挙のために、朝早くから有権者が投票所の前に長い行列を作った。」 [9f] EUの選挙監視ミッションは、投票が平穏に行われ、一般的にうまく管理されたと判定した。EU監視員の訪れた投票所の 80 パーセントにおいて、投票率は高く、手続は一般的に十分に守られた。(EUEOM最終報告 2006 年 3 月 14 日) [12]
- 3.17 選挙直後、Meles Zenawi首相は、1 カ月間のデモ禁止を発表した。EU選挙監視員報告は、正式結果の集計および発表における種々の不足および遅延に言及した。これは、相容れない主張および結果に関する紛争の一因となった。(IRINニュース、2005 年 5 月 19 日) [9g]、(EUEOM最終報告 2006 年 3 月 14 日) [12]
- 3.18 たとえば、IRINは、2005 年 5 月 19 日に次のように報道した。「エチオピアの主な野党は、政府側が勝利宣言を行ったときから 2 日後に彼らがこの国の国政選挙において勝利に向かって進んでいると主張した。統一民主連合(CUD)と統一エチオピア民主部隊

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

(UEDF)は、260 選挙区の結果が集計された後に、彼らが定員 547 の議会において 203 議席を勝ち取ったと述べた。... 野党の獲得は主として都市地域に集中しているように思われる。CUDは、首都のアジス・アベバで 23 議席中少なくとも 21 議席を獲得したと信じ、多数の閣僚を落選させたと主張した。」[9g] エチオピアの最大野党は、月曜日、先週の総選挙における野党の不正選挙疑惑苦情が解決されない限り、次の議会のボイコットも辞さないと声明した。統一民主連合(CUD)の指導者、Hailu Shawelは、この選挙が不公正であると同党が信ずる場合、どのような政府に参加しないと述べた。」 [9h]

- 3.19 暫定結果によりEPRDFが議席の過半数を占めたことが示された後、首都アジス・アベバで暴動が発生した。BBCは、2005 年 6 月 6 日の放送記事で次のように報道した。「数百人のエチオピア人学生が首都アジス・アベバで先月の選挙に抗議活動を行って逮捕された。警棒を振りかざした警官が学生の占拠していた 2 つの大学キャンパスに乱入した。学生達は、与党EPRDFをペテン師として非難した。」 [7y]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

- 3.20 アムネスティ・インターナショナルは、2005 年 6 月 7 日に次のように報告した。

「6 月 6 日、数百人の平穏な学生デモの参加者がアジス・アベバ大学(AAU)の 2 つの主要なキャンパスで警官隊により警棒とライフル銃の銃床で殴打された。学生達は、Meles Zenawiの与党エチオピア革命民主戦線(EPRDF)連立の過半数獲得を示した 5 月 15 日の議会選挙の暫定結果の発表に抗議して口々に繰り返し反対を叫んでいた。アムネスティ・インターナショナルは、自分たちの意見を平和的に表明したこれらの人々を良心の囚人と考える。これらの学生達は、547 選挙区中の約 300 区で報道された野党候補者の逮捕と殴打を含む不正投票疑惑の調査を求める野党の要求を支持した。学生達は、選挙後 1 月間デモを禁止する首相の布告を無視した。拘束された学生達は、アジス・アベバの北 40 キロにあるSendafa警察訓練特殊学校のような警察構内に留置中と伝えられている。」 [10f]

- 3.21 少なくとも 26 人の死者と 100 人以上の負傷者を出したアジス・アベバにおけるデモ参加者の大量逮捕と発砲の 3 日後、アムネスティ・インターナショナルは、拷問を受ける恐れのある 1,500 人以上の学生およびその他のデモ参加者のために助けを求める声明を出した。.... アムネスティ・インターナショナルは、今週始めに逮捕された数百人のアジス・アベバ大学の学生達が告訴されずに隔離され、殴打され、苦役を強いられ、十分な食事および医療を拒否されることを懸念する。」 (アムネスティ・インターナショナル 2005 年 6 月 9 日) [10g]

- 3.22 学生達の逮捕に続いて、6 月 8 日にアジス・アベバでさらに大きいデモが行われた。治安部隊は、主として野党に連携しているこれらの人々を攻撃し、少なくとも 36 人を殺害し、数千人を逮捕した。(EUEOM Report) [12]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

2005年5月の選挙騒乱の後、IRINニュースは、26人の抗議者がこの国の首都で射殺されたこと、および野党がこの選挙における不正主張に関する調査要求を支援する協定に署名したことを報じた。(IRINニュース) [7e] BBCは、2005年6月13日、エチオピアで3,000人以上が選挙紛争のために逮捕されたと報道した。抗議の暴力的鎮圧につれて、ますます逮捕が増加した。すべての党派が不正投票苦情の共同調査を行う協定に調印した。[7f] 全国選挙管理委員会が調査対象の135選挙区を選定した。政党の代表者、全国選挙管理委員会、国際監視員を含む26人の調査チームが形成された。(EUEOM Report) [12]

- 3.23 2005年9月30日付のアムネスティ・インターナショナルの報告によると、エチオピア当局は、9月半ばに野党の党員の逮捕を開始した。この報告は、次のように述べている。

「10月2日に計画されている全国デモへの参加を阻止するために、数百人の野党幹部および党員が起訴されずに隔離されている。...野党を支持していると疑われる者、特に若者に対する脅迫と嫌がらせも広く行われた。アムネスティ・インターナショナルは、逮捕されたこれらの人々は非暴力的な意見の表明のみを理由として拘留されている良心の囚人であると考える。当局は、10月2日に計画されているデモの発表を受けて9月半ばに2つの野党連合、統一民主連合(CUD)と統一エチオピア民主部隊(UEDF)の党員の逮捕を開始した。CUDの地域事務所12カ所が閉鎖され、役員が拘留されたと同党は述べた。UEDF連合の一翼、Oromo National Congress (ONC) (オロモ民族会議)も同様な非難を行った。主として中央アムハラ地区、オロミヤ地区、南部で合計して850人以上が拘留されたとCUDとUEDFは主張している。政府は、野党が首都アジス・アベバおよびその他の都市で10月2日に計画されているデモに通ずる暴力行為を計画していると主張しつつ、『憲法秩序を覆そうとする暴力陰謀』の嫌で野党を非難し、デモの許可を拒否した。」 [10]

- 3.24 11月の第1週に再び暴力行為が発生した。2005年11月11日のアムネスティ・インターナショナルの報告は、次のように述べている。「少なくとも46人の抗議者がアジス・アベバおよびその他の都市で殺され、少なくとも4,000人が逮捕された。」 [10] 「先週のアジス・アベバの流血衝突で逮捕され、拘束中の野党の指導者および編集者は反逆罪で告発されるとエチオピアのMeles Zenawi首相は述べた。首相は、最悪の暴力行為は終わったが、彼の政府が国際社会の野党指導者釈放要求に従うつもりはないと宣言した。...『彼らの行為は、反乱として非難される。』と首相は述べた。『それは、エチオピアの法律では反逆行為である。彼らは起訴され、法廷で裁かれる。』」 (IRIN、2005年11月10日) [9]

- 3.25 米国国務省の2005年版人権報告は、次のように述べている。

「5月の国政選挙前の時期において、選挙運動はオープンであり、討論がテレビ放送された。カーター・センターは、この期間を信用でき、かつ、称賛に値するものとして表現した。しかし、選挙後の期間において、当局は、野党の党員、人種の少数グループ、

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

NGO活動家、報道関係者を恣意的に拘留し、殴打し、殺害した。当局は、報道の自由
および集会の自由を含む市民の自由に対する制約の強化も行った。」 [3a] (p1)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

4. 最近の動向

2006 年 11 月

- 4.01 レクシスネクシス経由のフランス通信社の 2007 年 11 月 7 日付記事「調査団、エチオピア選挙開票に際する過度の暴力にかんがみて、警察改革を要求」は、次のように述べている。「昨年の選挙後の過度の暴力を調査しているエチオピアの議会調査委員会は、火曜日、警察の訓練不足が混乱の一因であると述べて、治安部隊の改革を要求した。この改革要求の中で、調査委員会は、政府は、市民 193 人と警察官 6 人の死亡、763 人の負傷者を出した 2005 年 6 月と 11 月の死亡衝突における政府の行動を説明する必要がある」とも述べた。」

この記事は次のように続く。「この委員会報告は、野党指導者および調査委員会の前委員により、過度の実力が行使されたことを調査せずに事件をごまかすものであるものとして非難された。しかし、委員会委員は、委員会が政府をすべての非難から解放しようとするものではないと述べた。現在、政府の脅迫を受けて亡命していると言われる調査委員会の前副委員長は、この弾圧は『大虐殺』と言うべきものであると述べ、委員会にその報告を変更させようとしたとして政府を非難した。」

この記事はさらに次のように続く。「野党の議会議員は、先週、この報告が政府側に偏向しており、騒動の大きさを表現していないと指摘し、それを受け入れることはできないと述べた。政府は、この暴力を、ほぼ全指導者が政変を煽動するために抗議行動を利用したとして現在裁判にかけられている野党第一党の統一民主連合(CUD)の責任に帰している。」 [110a]

2006 年 12 月

- 4.02 レクシスネクシス経由のフランス通信社の 2006 年 12 月 7 日付記事「エチオピア、ソマリア平和維持軍の国連承認を歓迎」は、次のように述べている。「隣国ソマリアの弱体政府の友好国、エチオピアは、火曜日[2007 年 12 月 7 日]、この無法国家のための地域平和維持軍の国連安全保障理事会による承認を歓迎したが、同時に『それが長いこと延び延びになっている』と述べた。エチオピア軍により支援されたソマリア政府軍が強力なイスラム教主義者との全面戦争に備えている現在、アジス・アベバは、ソマリアにおける状況の悪化を指摘し、平和維持軍が『ただちに』展開されることを強く要求した。『長いこと延び延びになるならば、われわれは解決を支援する。』と外務省スポークスマンの Wahide Beleye は述べた。」

この記事は次のように続く。「イスラム教主義者は、政府を守るためにソマリアに来ていと称する数千人のエチオピア兵士に対する *jihad* すなわち、聖戦を宣言し、この国に侵入するいかなる外国軍に対しても闘いを展開すると誓った。エチオピアはソマリア

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

に戦闘部隊を展開したことを否定するが、しかし、政府を支援するためにその基地 Baidoa (2 年目の政権により支配されている唯一の都市)に数百人の軍事顧問および軍事教官を派遣することは受け入れている。国連決議のどの文言がソマリアにおけるエチオピア軍を意図しているのか直ちには明かでない。決議本文は、平和維持軍が非隣接国からの軍隊のみで構成されることを要求しているからである。」

AFP 報告は、さらに次のように続く。「IGASOM と呼ばれることになる軍隊は、それ自身このミッションを回って分裂を深めている 7 カ国からなる東アフリカ地域政府間開発機関(IGAD)により運用される。エチオピア、ケニア、ウガンダ、ソマリア政府は賛成であるが、一方、エリトリアとジブチは反対であり、スーダンの初めの賛成は薄らいできたように見える。多くの人々は、ソマリアにおける本格的な戦争が、政府側につく窮極の敵エチオピアとイスラム主義者側のエリトリアを巻き込み、アフリカの角地域を飲み込むことを心配している。」 [110b]

- 4.03 デイリー・テレグラフの 2006 年 12 月 13 日付記事「アジスの殺戮者、メンギスツウ、大量殺人で有罪」は、次のように述べている。「エチオピアの旧マルクス主義独裁者、メンギスツウ・ハイレ・マリアムは、昨日、アジス・アベバの裁判所で 12 年の裁判の後に大量殺人の嫌で有罪を宣告された。69 才のこの男は 1991 年にジンバブエに逃亡し、その首都のハラレの郊外で豪華な亡命生活を送っており、そのために欠席裁判にかけられていた。Robert Mugabe は、彼が『亡命者』であると述べて、エチオピアに対する彼の引き渡しを拒否した。」 [111]

この記事は、次のように続く。「72 人の主要な共犯者とともに、メンギスツウは、大量殺人、不法監禁、1977 年および 1978 年の『赤色テロ』中の政敵に対する一連の血まみれの追放に通じた権力の乱用の嫌で起訴された。有罪判決は - 旧圧制者がめったに訴追されないアフリカにおいて珍しいことに - 死刑を宣告したが、メンギスツウは余生を安楽に生き延びそうである。この裁判所は 1994 年に審理を開始し、それ以来、証拠収集の困難および数十人の証人の死亡に関わらず 1,018 人に有罪を宣告した。さらに 6,426 人が裁判を待っているが、そのうち 3,000 人以上は亡命生活を送っている。」 [111]

2007 年 1 月

- 4.04 レクシスネクシス経由の AP 通信社の 2007 年 1 月 8 日付記事「イスラム過激派ジャングル潜伏場所の占拠間近、ソマリア筋言明」は、次のように述べている。「イスラム過激派により使用されているアルカイダ基地と思われるジャングル潜伏場所がエチオピア軍およびソマリア軍の手に落ちようとしていると国防相が月曜日に述べた。ある議会議員は前に AP 通信社に対しこの基地が占領されたと述べたが、ソマリアの国防相 Col. Barre 'Hirale' Aden Shire は、部隊は基地を占領する態勢になっているが、まだ基地に入っておらず、限定的な小競り合いが続いていると述べた。エチオピアの兵士、戦車、軍用機が 2 日間の攻撃に参加したと政府軍指揮官がメディアに発表する許可を得ていないので匿名を条件として AP に語った。」 [112]

この記事は、さらに次のように続く。Shire は、激しい戦闘が行われ、非常に多くの死傷者が出たと述べた。『両側に多数の死傷者が出た』と彼は語り、詳細には触れなかった。Ras Kamboni の北東約 90 マイルに位置する Kismayo の沿岸海港の住民は、負傷したエチオピア兵がヘリコプターに積まれて後送されるのを見たと言った。『私は、約 50 人の負傷したエチオピア兵が軍用自動車に積まれているのを見た』と Farhiya Yusuf は述べた。彼女は、12 機のエチオピア軍ヘリコプターが Kismayo 空港に配置されていると述べた。』[112]

この記事は次のように締めくくっている。「ソマリア政府は、国際連合の支援を受けた 2 年前の成立以来、生き残るために闘ってきた。イスラム民兵により攻撃されていたが、その後 12 月 24 日にエチオピア軍が介入し、形勢が一変した。しかし、イスラム教徒が多数を占めるソマリアの多くの人々は、多数のキリスト教徒人口を持つ隣国エチオピアの軍隊の存在を不快に感じている。両国は激しい戦いを闘い 2 回交えたことがあり、後の戦争は 1977 年であった。目撃者によると、日曜日、武装集団がエチオピア軍を攻撃し、首都、モガディシュにおいて 2 日連続の戦闘の火蓋が切られた。』[112]

- 4.05 レクシスネクシス経由のアフリカ・ニュースの 2007 年 1 月 14 日付記事「なぜムガベはメンフィスツウの送還要請を拒否するか」は、次のように述べている。「ジンバブエ人の著名人は、エチオピアの旧指導者に司法の裁きを受けさせるためにその送還を求めたエチオピアの要求をムガベが拒否したことは良くないと感じている。ジンバブエの野党代表者、一流人権弁護士、教会指導者は、アジス・アベバの裁判所により大量殺人の罪で欠席終身刑判決を受けた前エチオピア大統領メンギスツウ・ハイレ・マリアムの送還を要求した。」

この報告は、次のように続いている。「12 月 12 日の有罪判決の 1 日後、ジンバブエの大統領、Robert Mugabe は、50 万から 150 万人の同胞に死をもたらした廉で有罪とされたメンギスツウに国内で司法の裁きを受けさせるためにその送還を求めるエチオピア政府の要請を拒否した。『アジスの殺戮者』の異名をとるメンギスツウは、反乱軍が 1991 年 5 月に首都に入る 10 日前に逃亡し、ムガベによりジンバブエ亡命と永住を与えられた。』[113]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

5. 憲法

5.01 The 「サハラ以南のアフリカ」 2005 年報告は、次のように述べている。「[1994 年]12 月、憲法制定議会が憲法草案を承認した。」[1a] (p427) CIA World Factbook (最終更新：2001 年 11 月 1 日)は、憲法は 1995 年 8 月 22 日に発効したと述べている。[2] (p4)

5.02 憲法は連邦制民主主義国家制度を確立し、かつ、すべての主権はエチオピアの民族、国民、人民に存する。憲法は、この国土の最高法規である。人権および自由は人類の性質から発し、不可侵かつ不可譲である。国家と宗教は分離され、国教は存在してはならない。国家は宗教事項に干渉してはならず、またその逆も許されない。エチオピアのすべての言語は、国家の認知を享受する。アムハラ語をもって連邦政府の業務言語とする。[4] (pp3-5)

5.03 The 「サハラ以南のアフリカ」 2005 年エチオピア報告は、次のように述べている。

「すべてのエチオピア国民は、皮膚の色、人種、国、国籍、性別、言語、宗教、政治またはその他に関する意見、またはその他の地位に基づく差別を受けることなく、次の権利を有する。18 才に到達したとき、法律に従って投票すること、政府の任意のレベルの職に選ばれること、妨害を受けることなく自由に自己を表現すること、妨害を受けることなく意見を持つこと、経済活動に従事すること、国の領土内の任意の場所において生活すること、自己の生活の手段、仕事、職業を選択すること、自分自身の私有財産を保有すること。」[1a] (p442)

5.04 この報告は、さらに次のように述べている。

「エチオピアのすべての国、国籍、人民は、次の権利を有する。分離する権利を含む無条件の自己決定権利、自分自身の言語を話し、書き、発展させる権利、その文化を表現し、発展、増進する権利、その歴史を維持する権利、その人民の住む領土において政府制度を設置する権利を含む完全な自治権。女性はこの憲法により定められる権利および保護の享受において、男性と等しい権利を持つものとする。」[1a] (p442)

5.05 1994 年の憲法は、政府が人権委員会およびオンブズマン局を設置することを要求している。[4] (p24) 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、以下を確認した。「政府は法により行政官庁失政に関する苦情を受理・調査する権限を持つ人権委員会およびオンブズマン局の設置を要求されているが、この年の末までにどちらの機関も完全に作動していない。これらの機関は、限られた資源を持つのみであった。どちらの組織もこの年末までに報告を提出しなかった。」(米国国務省の 2005 年版人権報告書) [3a]

憲法の全文については、イギリスのエチオピア大使館の次のウェブサイト参照：
www.ethioembassy.org.uk。

6. 政治制度

政治概観

- 6.01 2005 年 11 月 1 日付最終更新のCIA World Factbookは、エチオピアは9つの人種に基づく国と2つの自治政権からなる連邦共和国であると述べている。全国的に、政府は行政機関と立法機関に分かれる。[2] (pp4-5) 各地域国家の詳細は、エチオピア大使館のウェブサイト – エチオピアについて – 地域国家参照。 <http://www.ethioembassy.org.uk>

行政部門

- 6.02 2005 年 11 月 1 日付最終更新のCIA World Factbook は、次のように述べている。

「国家元首は、2001 年 10 月 8 日以降、大統領、Girma Woldegiorgisである。政府の首長は、1995 年 8 月に就任した首相、Meles Zenawiである。大統領は、任期 6 年で人民代議員議院により選出され、首相は、議会選挙に続いて政権党により指名される。エチオピアの内閣は、1994 年の憲法により規定された閣僚会議である。閣僚は首相により選任され、続いて人民代議員議院により承認されなければならない。」 [2] (p4)

立法部門

- 6.03 2005 年 11 月 1 日付最終更新のCIA World Factbookの記述によると、エチオピアは次の機関を持っている。「108 議席を持つ連邦議院(上院)および 548 議席を持つ人民代議員議院(下院)からなる二院制議会。連邦議院の議員は州議会により選出され、任期は 5 年である。人民代議員議院の議院は、1 人区から一般投票により選挙され、任期は 5 年である。」 [2] (p5)

エチオピアの政情一般

- 6.04 憲法は、平穏な集会および自由な言論の権利を規定している。[4] (pp10-11) 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「大規模な市民集会またはデモの組織者は 72 時間前に政府に通知し、許可を取得しなければならない。この年の間に当局が反対政党により求められた許可を拒絶したという数件の報告があった。野党も地域当局による許可発行の説明のつかない長期遅延および土壇場の許可取り消しを報告した。エチオピア独立教員協会(ETA)は、集会またはデモの企画に際して引き続き政府の制約に直面した。」 [3a] (p10)
- 6.05 憲法は、結社の自由および規制されない平穏な政治活動に従事する権利を規定している。[4] (pp11-14)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

6.06 米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。

「登録政党は、地方事務所を開設する際、地方政府の許可を受けなければならない。CUD、UEDF、OFDMのような野党は、地方政府官憲から野党の党員に向けられた広範な脅迫および暴力のパターンがこの年の間中続いたと主張した。野党および報道機関は、殺人、殴打、逮捕、家屋焼き討ち、財産没収を含む数百のこのようなケースを報道した。」
[3a] (p14)

エチオピアの政治における民族色

(人権 – 人種グループおよび付属文書 E – 主要政治組織も参照。)

6.07 米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。

「この国には 80 以上の人種グループが生活しているが、その最大グループはオロモであり、人口の 40 パーセントを占めている。多数のグループがこの国の政治・文化生活に影響を及ぼしているが、北部高地のアムハラ人およびティグライ人が主要な役割を果たしている。連邦制度は、主要な人種グループの線に大体沿って境界を画定し、地域国家の自主管理は以前よりも強まった。大部分の政党は、依然として主として人種に基づいている。」 [3a] (p19)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

連合

6.08 政党連合

連合名：

Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front (EPRDF)エチオピア人民革命民主主義戦線

構成政党：

Tiray People's Liberation Front (TPLF) (ティグライ人民解放戦線)

Oromo People's Democratic Organization (OPDO) (オモロ人民民主主義組織)

Amhara National Democratic Movement (ANDM) (アムハラ民族民主主義運動)

Southern Ethiopian People's Democratic Movement (SEPDM) (南エチオピア人民民主主義運動)

連合名：

United Ethiopian Democratic Forces (UEDF) (統一エチオピア民主部隊)

構成政党：

Oromo National Congress (ONC) (オロモ民族会議)

Ethiopian Social Democratic Federal Party (ESDFP) (エチオピア人民民主主義連合)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

Southern Ethiopia People's Democratic Coalition (SEPDC) (南エチオピア人民民主主義連合)

All Amhara People's Organization (AAPO) (全アムハラ人民組織)

Ethiopian Democratic Unity Party (EDUP) (エチオピア民主主義統一党)

連合名：

Coalition for Unity and Democracy (CUD) (統一民主連合)

構成政党：

Ethiopian Democratic League (EDL) (エチオピア民主主義連盟)

All Ethiopian Unity Party (AEUP) (全エチオピア統一党)

United Ethiopian Democratic Party + Medhin Party (UEDP-MEDHIN) (統一エチオピア民主主義党+Medhin 党)

Rainbow Ethiopia: Movement for Democracy and Social Justice (REMDSJ)

(レインボー・エチオピア：民主主義・社会正義運動) [14]

エチオピア人民革命民主主義戦線

6.09 Meles Zenawi 首相は、1989 年に結成された反乱グループの同盟である EPRDF の委員長である。この連合は、ティグライ人民解放戦線(TPLF)、オロモ人民民主主義組織(OPDO)、アムハラ民族民主主義運動(ANDM)、南エチオピア人民民主主義運動(SEPDM)から構成されている。[1a] (p444)、(NEBE ウェブサイト) [14]

6.10 米国国務省は、その 2006 年版のエチオピア・オンライン・バックグラウンドで次のように述べている。

「1991 年、EPRDF、オロモ解放戦線(OLF)およびその他により、87 人構成の代議員評議会からなり、暫定憲法として機能する国家憲章により導かれるエチオピア暫定政府(TGE)が設立された。1992 年 6 月、OLF は政府から脱退した。1993 年 3 月、南エチオピア人民民主主義連盟の党員が政府から去った。」 [3e] (p3)

6.11 5 月 15 日の選挙の正式結果が 9 月に全国選挙管理委員会から発表された。EPRDF は 327 議席を獲得した。それと連合した政党がさらに 40 議席を獲得した。野党は合計で 171 議席を獲得した。このうち、CUD は 109 議席、UEDF は 52 議席、オロモ連邦民主主義運動は 11 議席、それぞれ、獲得した。(NEBE ウェブサイト) [14]

野党

6.12 野党は、2 つの広範なグループ、統一エチオピア民主部隊(UEDF)と統一民主連合(CUD)からなっている。UEDF は議会の議席に就任した。CUD の一部もそれを行ったが、残りはその実行を拒否した。(BBC、2005 年 11 月 28 日) [7]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

6.13 米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。

法により規定されているとおり、政府は政党に対しNEBに登録するよう要求した。NEBは、CUDの合併の拒否、選挙後のCUD連合の承認を嫌う姿勢、物議を醸したONC党指導部の変更の承認を含む野党の政治活動を制限する一連の決定を行ったために、その独立性が疑問視された。[3a] (pp11-12)

6.14 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、また、次のように述べた。

「小さな都市で当局が長期にわたり裁判も行わずに人を警察署に拘留していること、また、ときとしてこれらの人々の所在が数ヶ月も不明になっているという報告が野党の党員から多数もたらされた。野党は、この年の間に、野党の大会に参加したという理由で政府の民兵組織が野党支持者を殴打し、告訴なしに拘留したという多数の苦情を記録した。[3a] (p5)

6.15 この報告は、さらに次のように述べている。「野党グループは、SPO (Special Prosecutors Office (特別検察官事務所))により拘留された人々の一部は政治的な理由により拘束されたと主張したが、政府はこの主張を否認した。」[3a] (p5)

6.16 この報告は、次のように続く。

「5月15日の議会選挙の発表結果に抗議する6月6～9日のデモの後、警察は数千人の野党党員およびその他のアジス・アベバ住民を拘留した。政府の治安部隊は三千ないし四千人の住民を自宅から連行し、首都郊外のZway刑務所に拘留した。EHRCO [エチオピア人権委員会]は、6月10日～16日の時期における74人の野党活動家、サラリーマン、学生の不法拘留を報告した。治安部隊は、推定5,000人を殴打し、全国の種々の刑務所に拘留した。6月29日、連邦警察は、4,455人の『容疑者』を拘留したと報告した。大部分は、7日間の拘留の後に釈放された。しかし、9月半ば、アジス・アベバの北に位置するShoa Robit刑務所の囚人の40パーセント(1,866人の囚人のうちの742人)が6月のデモの時期に危険な浮浪罪の疑いで逮捕された若者であった。」[3a] (pp5-6)

6.17 この報告は、さらに次のように述べている。「野党代表者は、警察がときとして不法な逮捕状を使用して住宅に侵入し、金銭の強請を含む犯罪行為を行ったと主張した。この年の間に連邦警察に属する者による強盗行為が報告されたが、その中には虚偽逮捕状を利用した事例があった。.... ある野党党員の報告によると、当局が野党党員の住宅を焼き討ちし、党の事務所で略奪行為を行った。」[3a] (pp6-7)

6.18 アムネスティ・インターナショナルは、2005年11月11日に次のように報告した。「2005年11月7日、警察は警察の発砲により4日間の暴力に発展した11月1日のアジス・アベバの街頭デモの際に逮捕された24人の野党指導者およびその他の人々を裁判所にかけた。アジス・アベバおよびその他の都市で少なくとも46人の抵抗者が殺され、少なくとも4,000人が逮捕された。」[10]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

6.19 IRIN ニュースは、2006 年 2 月 20 日に次のように報道した。

「エチオピアのMeles Zenawi首相は、木曜日にアジス・アベバで開始される予定の拘留中野党指導者の裁判の傍聴を国際監視員に許可するであろうと欧州委員会高官が述べた。....拘留中の野党指導者は、首相の党に再び権力をもたらした[2005 年]5 月 15 日選挙後に生じた紛争に伴う弾圧の際に逮捕された。131 人ほどの野党指導者、ジャーナリスト、援助活動家が現在拘留されている。彼らは、最高刑として死刑宣告に相当する反逆罪、大量殺人実行計画、その他の罪による告発に直面している。」 [9k]

統一エチオピア民主部隊 (UEDF)

6.20 2003 年に形成されたUEDFは、オロモ民族会議(ONC)、エチオピア社会民主連邦党(ESDFP)、南エチオピア人民民主主義連合、(SEPDC)、エチオピア民主主義統一党(EDUP)から構成されている。[1a] (p444)、(ある筋によると、AAPOも構成メンバーである。)

6.21 最初の委員長はBeyene Petros博士、次はMerera Gudina博士。2004 年 6 月までにUEDFは、CAFPDE、SEPDC、全エチオピア統一党(旧全アムハラ人民組織) – AAPO)、オロモ民族会議、汎エチオピア民主主義統一党(EDUP)を含む 15 の野党組織を包含した。2003 年後期の米国における全野党の合同会議に続いて、UEDFは、MEISONおよびEPRPを含む多数の外部グループも包含した。」 [1a] (p428)

6.22 国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)のエチオピア報告：社会政治評価、Cedric Barnesにより作成された 2006 年 5 月の Wrtner 報告は、次のように述べている。「UEDF の構成党のうちの 3 党が 2000 年の選挙で 9 議席を獲得したが、これは当時におけるエチオピアの民主主義の状況の中で見れば相当な進歩であった。UEDF は、主として、人種に基づく野党グループの連合から構成されており、人種的に多様な南部において強く支持されている。2005 年の選挙後、UEDF は、当初、結果に対する抵抗を支持した。UEDF の指導者および支持者は繰り返し攻撃され、彼らの新しく当選した Negale Arsi の ONC MP、Terfaye Adane Jara が警察により殺害された。しかし、議会をボイコットする圧力により UEDF 構成党は分裂した。Beyene Petros と Merera Gudina は、他の 42 人の当選議員とともに登院した。UEDF 傘下の ONC は議会に登院したにも関わらず、ONC の事務所は閉鎖された。」 [107] (5.1)

6.23 IRIN は、2003 年 8 月 12 日に次のように報じた。

「15 のエチオピア野党が『レインボー連合』を形成した。老練な政治家 Beyene Petros 博士は、統一エチオピア民主部隊(UEDF)はこの国における最大野党勢力であると IRIN に語った。その誕生に先立ち、ワシントン DC において 7 日間の会議が行われ、そこで野党指導者は貧しい祖国のための 10 項目の行動計画について合意した。最初の 6 カ月間 UEDF の委員長を務めた Beyene は、その第 1 の焦点は 2005 年の選挙において現政府を打ち負かす事であると述べた。.... Beyene は、連合グループはこの組織がなんと

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

か政権獲得を成し遂げるまで『最小限政治課題』を持つと語った。しかし、マニフェスト公約は、エリトリアにおける領土紛争をもたらした異論の多い境界決定の『再交渉』であろう。... Beyene は、この会議に参加した 15 グループの 1 つ、Council of Alternative Forces for Peace and Democracy CAFDPDE (平和・民主主義代替勢力会議)を率いている。その他の主な政党としては、All Ethiopian Unity Party (AEUP) (全エチオピア統一党) (後に CUD に加わる)、オロモ民族会議(ONC)、統一エチオピア民主主義党(UEDP) (後に CUD に加わる)がある。」 [9I]

6.24 米国国務省の 2003 年版人権報告書は、OLF および ONLF が[UEDF]連合への参加を拒否したと述べている。 [3c] (p20)

6.25 同 2003 年版報告は、2003 年末、UEDF が海外に本拠を置く多数の政党に本国帰還と地方事務所設置を許可するという政府の約束についての協議を試みようとしたと述べている。しかし、政府は、連合側がまだその計画を政府に正式に通知していないと主張した。Meles 首相も、彼が野党との『建設的な約束』を支持すると公式に声明した。しかし、Meles は、野党の不信および「憎悪の策略」を公然と批判した。 [3c] (p19)

6.26 同報告は、また、次のように述べている。

「9 月(2003 年)、与党幹部が、南部地区の Masha Woreda で統一エチオピア民主部隊 (UEDF)を支持している 8 人の農民の占有している土地を取り上げると脅した。与党幹部はこれらの農民に野党の党員には土地に対する権利がないと告げ、彼らに UEDF 活動への参加をやめるよう命じた。農民がこの要求に従わなかったため、彼らは自分たちの土地から追い出された。」 [3c] (pp10-11)

6.27 2005 年 5 月の選挙で UEDF は代議員議院で 52 議席を獲得した。代議員議院に登院するべきであるという、Beyene Petros 博士により率いられる指導部の決定により、この組織に溝が生じた。次のような UEDF の報道発表が行われた。

「統一エチオピア民主部隊の執行委員会は、2005 年 10 月 24 日の臨時会議において、Beyene Petros 博士および Merera Gudina 博士を、それぞれ、UEDF の委員長および第一副委員長の職責から解任した。UEDF の執行.... は与党により宣言された選挙結果の有効性を認めない。また、新しく形成された政府の合法性も認めない。.... 執行委員会は、10 対 3 の多数決をもって、EPRDF の支配する議会に登院してその一員となることを行わないと決定した。不法に形成された議院に参加するという委員長により下された決定は、したがって、UEDF 付随定款の組織規則に対する明白な違反であり、また、UEDF 全国会議の決定および 2005 年 10 月 6 日の執行委員会決定に対する紛れもない違反である。(統一エチオピア民主部隊の新聞発表、2005 年 10 月 24 日付) [45a]

6.28 米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。「UEDF は、政府がアジス・アベバのホテル経営者に対し集会場を UEDF およびその他の野党に貸さないよう

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

命令したために、[2005 年]9 月 29 日に計画されていたその党员大会を中止しなければならなかったと報告した。[3a] (p11)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

オロモ民族会議(UEDF の構成員)

- 6.29 ONC は、1996 年に Merera Gudina 博士により創設された。ONC は、合法的な選挙を通じて(ONC の非難しているオロモ解放戦線およびその他の解放組織の武力抵抗と対照的に)Oromo People's Democratic Organization (OPDO) (オロモ人民民主主義組織)に反対するために存在する。ONC は、2000 年の選挙において人民代議員連邦議院で 1 議席を獲得した。(世界の政党 2002 年版) [16] (p169) ONC は、UEDF 連合に加入して 2005 年 5 月の選挙を闘い、オロミヤ地区で議席を獲得した。

南エチオピア人民民主主義連合(UEDF の構成員)

- 6.30 2002 年 2 月に更新された「世界の政党」は、次のように述べている。

「SEPDC は、1992 年に、Hadiya 民族民主主義組織の委員長 Beyene Petros の指導の下に多党連合として創設された。14 党参加のピークに達した後、SEPDC は 1993 年に分裂した。EPRDF 政府の政権実績(および当局の選挙行為)を厳しく批判した SEPDC は、2000 年の連邦代議員議院で 3 議席を獲得した。」 [16] (p170) SEPDC は UEDF 連合に加盟して 2005 年 5 月の選挙を闘った。Beyene 博士の率いた連合は、南部およびオロミヤ地区で議席を獲得した。

統一民主連合(CUD)

- 6.31 米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。「この年の間、主要野党は、大規模な合併について協議した。AEUP、レインボー・エチオピア、エチオピア民主主義党-Medhin、エチオピア民主主義連盟が CUD を形成し、この国における最大在野政党連合となった。」 [3a] (p14)
- 6.32 2005 年 11 月 1 日に更新された CIA World Fact book のエチオピア国情は、統一民主連合(CUD)は政党であり、HAILU shawel が党首であると述べている。[2] (p5) Ethiopian Review は、2005 年 6 月 20 日付の記事において、Hailu Shawel の現在の地位は「新しく選出された議会議員、統一民主連合(CUD)の指導者、全エチオピア統一組織(AEUO)議長であり.... 住所：アジス・アベバ。」と報じた。[51a]
- 6.33 2005 年 5 月の選挙で CUD は、代議員議院においてアジス・アベバの全 23 議席およびアムハラ、南部、オロミヤ地区における議席を含む 109 議席を獲得した。CUD は、アジス・アベバ地区の地方議会における 138 議席中 136 議席およびアムハラ地方議会における相当な比率の議席も獲得した。委員長 Hailu Shawl、副委員長 Ms Birtukan

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

Mideksa、当選した市長 Berhanu Nega、その他の CUD の当選代議員を含む CUD の指導者の多くは、2005 年 11 月以降、拘留されている。これらの人々は、憲法に対する攻撃未遂を含む数々の重大な嫌疑に直面している。その他の当選した CUD 代議員の一部は議会または地方議会への登院を拒否した。(アムネスティ・インターナショナル) [10]], (エチオピア全国選挙管理委員会) [14a]

6.34 「エチオピアの最大野党は、月曜日、先週の総選挙の不正投票疑惑に関わる同党の苦情が解決されない限り、新しい議会をボイコットすると述べた。統一民主連合(CUD)の指導者、Hailu Shawel は、選挙が不公正であると同党が信ずる場合、政府に参加しないと述べた。『われわれがこの政府に(どのような政府にも)参加しない確率が高い』と彼は、CUD の本部で記者に語った。(IRIN、2005 年 5 月 24 日) [9h]

6.35 CUD は、登録について困難に直面した。エチオピア全国選挙管理委員会は、次のように述べる記事をそのウェブサイトで発表した。

「統一民主連合(CUD)の 4 つの構成党により発表された新しい合併は、エチオピア全国選挙管理委員会(NEBE)によりまだ承認されていない。.... 統一エチオピア民主主義党 -MEDHIN、全エチオピア統一党、レインボー・エチオピア民主主義・社会正義運動、エチオピア民主主義連盟は、5 月 15 日の連邦および地方議会選挙を目指す連合の形成を 2004 年 10 月 19 日に申請した。.... CUD の創設文書の第 9 条に明確に示されているように、この連合は 5 月 15 日の選挙の終了まで有効である一方、その個別構成政党の法人格は承認されたままである。これらの事実を考慮して、NEBE は、2004 年 11 月 3 日に CUD に承認状を発行した。.... いまや選挙は完了し、連邦政府および地方政府が成立したのであるから、CUD に発行された承認証明書の有効期間は満了した。.... これらの 4 党は、それらが合併したと最近発表したが、この合併の承認をいまでに申請しておらず、また、これらの 4 つの個別の党に発行された承認状の返却も行っていない。.... NEBE は、したがって、NEBE がもはや統一民主連合(CUD)を承認せず、4 つの個別党にのみ連絡することを発表する。」 [14]

6.36 News 24.com は、2005 年 10 月 19 日、次のように報じた。

「エチオピア警察は武器関連容疑で CUD の党員と支持者 34 名を逮捕したが、これに関して政府はこのグループがクーデターを煽動したと主張した。国営エチオピア通信社は、警察関係筋を引用して、CUD の支援者が南オロモ地区で拘留されていると報道した。この拘留は、5 月 15 日の問題の多かった選挙における大量不正疑惑を回る CUD の議会ボイコットおよび与党の激しい反対の中で行われた新しい投票管理挙国統一政府の形成の呼びかけの最中に行われた。エチオピア政府筋は、選挙結果に対する執拗な抗議を通じて暴力による政府の転覆を企てているとして DUC を繰り返し非難してきた。」 [17a]

6.37 米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「[2005年]11月、当局は、政府の解任を目指した反政府抗議の計画に参加したとして、CUD 党員とアジス・アベバの市長 Berhanu Nega 博士、Mesfin Woldemariam 教授、2人の有名な学者、人権活動家を再逮捕した。この年末、これらの人々は、市民教育に携わっている NGO の数人の活動家および独立ジャーナリストとともに、反逆罪および大量殺人の嫌疑により依然として拘留されている。逮捕されたその他の有名な CUD 指導者は以下のとおりである。CUD 委員長の Hailu Shawel、国連ルワンダ国際刑事裁判所検事の Yacob Hailemariam 博士、CUD 副委員長の前判事 Ms. Birtukan Mideksa。これらの人々の刑務所状態は、特に独房に収容されている CUD 指導者の場合、適切と伝えられた。しかし、弁護士との接見は散発的であり、適切な医療の利用について重大な懸念がある。」 [3a] (p6)

6.38 BBC は、2005 年 11 月 28 日に次のように報じた。

「エチオピアの 3 人の野党指導者および人権活動家は、彼らの拘留に抗議して月曜日からハンストに入ると述べている。この 4 人は、今月初めに 5 月の問題の多い選挙結果に対する激しい抗議中に逮捕された。彼らは正式に起訴されていないが、Minister Meles Zenawi 首相は、彼らが反逆罪で裁かれるであろうと述べている。CUD 指導者の Hailu Shawel と 2 人の党最高役員は、この拘留は政治的動機によるものであると述べている。『われわれは、月曜日、2005 年 11 月 28 日に無期限ハンストに入ることになった。われわれは液体のみ摂取する。』と CUD (統一民主連合) の最高役員、アジス・アベバ次期市長 Berhanu Nega は、エチオピア中央調査センターで報道関係者に語った。『これは政治事件であって、刑事訴訟ではない』と Hailu 氏は語った。著名な人権活動家の Mesfin Woldemariam 教授と CUD 副党首の Birtukan Midek も拘束されている。」 [7]

6.39 IRIN ニュースは、2005 年 12 月 8 日の記事で次のように述べた。

「エチオピアの最大野党、統一民主連合(CUD)は、拘留中の同党の指導者がハンストの 10 日目に入った水曜日、政府との対話と呼びかけた。対話は、与党との激しい論争を解決する唯一の選択肢であると CUD はその声明で述べた。水曜日に刑務所の CUD 党員を訪問した弁護士は、被拘留者は相当な体重を失っているが、精神状態は良好であると述べた。指導者は、自らの健康状態は良好であると語った。対話の呼びかけは、50 人以上の CUD 党員が議会ボイコットを止めた時点で行われた。同党は、与党のエチオピア人民革命民主主義戦線の利益になるように投票が不正に操作されたと主張して、5 月 15 日の議会選挙で獲得した 109 議席の就任を拒否してきた。獄中の CUD の指導者は反逆罪容疑による告発に直面しているが、11 月 1 日の拘留以降、正式に起訴されていない。」

[9n]

6.40 スーダン・トリビューンは、2006 年 1 月 16 日の記事で次のように述べた。

「エチオピアの首都、アジス・アベバの政権は、選挙されたグループに引き渡されないであろう。なぜならば、野党の統一民主連合(CUD)の当選市議会議員が登録しなかったからであると全国選挙管理委員会(NEBE)がその声明で述べた。度重なる要求後、NEBE

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

は、登録された市会議員の人数は、彼らによるアジス・アベバ市行政理事会の形成を可能にしないと述べた。138 人の当選した人民市会議員のうち 54 人のみ 2006 年 1 月 12 ~ 15 日以降登録している。CUD 市会議員による登録拒否は、アジス・アベバの対立牙城がエチオピア人民革命民主主義戦線(EPRDF)により支配される任命暫定政権により引き続き掌握されることを意味する。本件は連邦議会に決定のため付託されると委員会副委員長 Tesfaye Mengesha が国営 ENA に述べた。」 [18a]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

全エチオピア統一党(CUD の構成員)

- 6.41 全エチオピア統一党(AEUP)は、全アムハラ人民組織の分裂から生じた。 [1a] (p444)
- 6.42 AAPO は、アムハラ人の権利を擁護するために 1991 年に設立された。AAPO は、エチオピア人民革命民主主義戦線(EDRDF)により主張され(そして 1995 年の憲法により実現された)連邦よりも、むしろ、統一されたエチオピア国家によりアムハラ人の権利がよりよく守られると考えていた。AAPO の当時の指導者は、武装反乱煽動で有罪判決を受けて 1994 年から 1998 年まで投獄された。AAPO は 1995 年の連邦選挙をボイコットしたが、2000 年の選挙では党の登録を維持するために選挙に参加した(そうしないと党が取り消された)。同党は人民代議員議院に 17 人の候補を立て、アジス・アベバで 1 議席を獲得した。」(世界の政党、2002 年版) [16] (p168)
- 6.43 AEUP の支持者は、2004 年中における彼らに対する政府民兵組織による攻撃を報告した。地方当局はしばしばこれらの攻撃について見て見ぬふりをし、あるいはまた彼らと共謀した。5 月 5 日、AEUP の会議から帰ってきた Shebel Bereta 地区の Seha Tefases 農民協会の Habtamu Baye を政府の民兵が襲撃した。5 月 6 日、政府の民兵 Habte Endale と Bimirew Adal がアムハラ地方 East Gojjam 地域 Emenay 地区の AEUP の支持者 Endashaw Alemu を殴打した。AEUP の報告によると、5 月 13 日、政府の民兵がアムハラ地方 North Shoa 地域 Rabel 地区の AEUP 党のまとめ役 Damtew Ayele を殴打した。これらについて責任を負うべき者に対してなんら措置は講じられなかった。(米国国務省の 2004 年版人権報告書) [3b] (p3-4)

AEUP の指導者は、CUD の委員長を務める Hailu Shawl である。AEUP は、2003 年に創立された当初、UEDF 連合に参加した。AEUP は後に脱退して CUD を形成し、2005 年 5 月の選挙では CUD 連合の構成員として闘った。同党は、特にアムハラ地区で成功を収めている

エチオピア民主主義党

- 6.44 2002 年 1 月に更新された「世界の政党」は、次のように述べている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「EDP は、全アムハラ人民組織[AAPO]の分裂に続いて 1998 年に形成された。同党は、2000 年 5 月の連邦人民代議員議院に 15 人の候補者を立て、アジス・アベバで 2 つの議席を獲得した。同党の政策は、小自作農を益する土地改革を含む。EDP 党员(今回の地方政府選挙の候補者を含む)は、アジス・アベバにおける学生デモの暴力鎮圧後の『政治活動家』に対する作戦において 2001 年 5 月に治安部隊の標的とされた人々の仲間である。」[16] (p169) 現在は、UEDP の一部である(下記参照)。

エチオピア民主主義連合党(CUD の構成員)

- 6.45 「サハラ以南のアフリカ」は、その 2005 年報告において、エチオピア民主主義連合党(UEDP)は 2003 年に「エチオピア民主主義統一連合党とエチオピアとエチオピア民主主義党の合併により」形成されたと述べている。[1a] (p444)
- 6.46 IRIN ニュースは、2003 年 7 月 14 日付の記事において次のように述べている。EDP は、その後エチオピア民主団結党と協力してエチオピア民主主義連合党(UEDP)を形成した。その指導者 Admasu Gebeyehu 博士は同党が 20,000 人の党员を持っていると述べ、また、この国における『最大政党の 1 つ』と説明した。[9o] EUDP は、他の党、Medhin と合併し、EUDP-Medhin として CUD 連合を形成して、2005 年 5 月の選挙を闘った。

BERHANU NEGA のレインボー党

- 6.47 レインボー党は、CUD 連合を構成する党の 1 つである。レインボーの指導者は、2005 年 5 月の選挙に抗議したデモに続いて 11 月に逮捕された多くの人々の中の 1 人、Berhanu Nega である。[7r], [9ah]

オロモ連邦主義民主主義運動(OFDM)

- 6.48 OFDM のウェブサイトによると、2004 年に形成されたこの党は、OFDM の確信している基本原理を包含するために憲法が改正されるべきであると考えている。この党は、2005 年 5 月の選挙で主として西 Welega(オロミヤ地域)において 11 議席を獲得した。[19], [14]

エチオピア平和・民主主義代替勢力会議(CAFPDE)

- 6.49 CAFPDE は 1993 年に形成されたが、1996 年半ばまで正式登録を許されなかったために 1995 年の選挙に出馬することはできなかった。その委員長は Beyene Petros であり、その構成グループの中に彼の南エチオピア人民民主主義連合(SEPDC)を含んでいた。CAFPDE は 1999 年 12 月に分裂した(世界の政党、2002 年版)。[16] (p168) エチオピアで活躍していた CAFPDE 党员が 2005 年の選挙を闘うために UEDF の形成に走った。

HADIYA 民族民主主義組織(UEDF の構成員)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 6.50 2002 年 1 月に更新された「世界の政党」は、次のように記録している。「1991 年に創設された HNDO は、その指導者 Beyene Petros (著名人物の項参照)により推進されているいくつかの広い同盟と提携している地域登録政党である。政府による人権および政治的自由の侵害に対する辛口の批評により、彼はエチオピア議会における最も有名な野党党員の一人となっている。」 [16] (p169)

反乱グループ/非合法野党

AI-ITTihad AL-ISLAM (AIAI)

- 6.51 ユーロパ世界年鑑 2003 年版のエチオピア報告は、次のように述べている。

「ソマリアに本拠を置いてエチオピアのオガデン県の独立を目指している al-Ittihad al-Islam (AIAI)は、1996 年早期のアジス・アベバとディレ・ダワにおけるホテル爆弾攻撃および 7 月の運輸通信相 Abdul-Mejid Hussen 博士の暗殺未遂の犯行声明を行った。政府軍は 1996-98 年中に何度もソマリアの al-Ittihad 基地に対し報復攻撃を行い、数百人の al-Ittihad 党員を殺害した。」 [1c] (p1567)

オロモ解放戦線

- 6.52 2004 年 3 月 3 日、IRIN ニュースは、次のように報じた。

「エチオピアの人権グループは、水曜日、[2004 年]1 月の首都アジス・アベバにおける数百人の大学生の大量逮捕および肉体的虐待を非難した。エチオピア人権委員会 (EHRCO)は、連邦警官がオロモ人種グループに属する 349 人の学生を一斉検挙して拘置所に連行したと述べた。....学生達(この国の最大人種グループの構成員である)は、連行の際、砂利道を数時間にわたり裸足歩行または膝行させられた。」 [9p]

- 6.53 この記事は、さらに次のように続く。1 月下旬に発生したこの大量逮捕は、大学キャンパスで起きた騒動後に行われた。それは、与党連合、エチオピア人民革命民主主義戦線中の 4 つの政党の 1 つ、オロモ人民民主主義組織(OPDO)により支援された文化展覧会を回る学生と大学当局間の論争に続いて発生した。」 [9p]

- 6.54 OLF の任務の一環は、そのウェブサイトの記述によると、次のとおりである。

「オロモ解放戦線(OLF)は、アビシニアの植民地支配に対するオロモ人民の民族解放闘争を指導するために 1973 年にオロモ民族主義者により設立された政治組織である。OLF の出現は、闘いを指導する強力かつ統一された民族組織を持ちたいというオロモ人民の 100 年にわたる切望の成就であった。.... オロモ解放運動の根本的目的は、100 年の抑圧と搾取に終止符を打つために、また、可能な場合に、平等、相互の利益の尊重、自由意志による結合の原理に基づいて他国との政治的統合を形成するために、民族の自決権に対するオロモ人民の不可侵の権利を行使することである。」 [20a] 一方、2002 年

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

1月に更新された「世界の政党」は、次のように述べている。「1975年に形成されたOLFは、中央の指導はほとんどなく種々の支部を通じて活動し、エリトリア軍またはTPLFの貢献に比較するとメンギスツウ体制に対する軍事闘争における貢献は少なかった。OLFとTPLF間の相互反感から、後者の庇護の下に、1990年にOLFの敵OPDOが生まれた。当初、独立オロモ国家を目指していたOLFは、1991年6月、連邦エチオピアの枠内で実質的な地域自治を支持すると述べ、そして1991年8月にMeles Zenawiに率いられるTGE(その後にEPRDFとなる組織)中の4つの内閣ポストを受け入れた。」[16] (p169)

6.55 2002年1月に更新された「世界の政党」は、次のように述べている。

「選挙の運動期間中のOLF党员とOPDO(EPRDF構成党の1つ)間の衝突は1992年におけるEPRDFとの決定的分裂につながり、その後にOLFは政府に対する武力抵抗に入り、低いレベルのゲリラ作戦を行いつつ、すべての選挙のボイコットを主張した。OLFは、ライバルのオロモ反乱グループ(その一部はOLFにおける分裂から生じた)とも衝突した。」[16] (p169)

6.56 この記事は、さらに次のように続く。「2000年7月、OLFは、他の3つのグループ(オロモ解放連合戦線、オロモ解放会議、イスラム解放戦線)との会合を開催して、2000年2月にOLFにより提起された平和提案を無視したエチオピア政府に対する共同行動を討議した。」[16] (p169)

6.57 「サハラ以南のアフリカ」2005年報告は、次のように述べている。「2000年10月、このときまでOLFが基地としていたエリトリアにおける会議にOLFおよびオロミヤ・イスラム解放戦線を含む6つのオロモ野党が集まり、オロミヤ連合解放軍を形成した。」[1a] (p427)

6.58 人権ウォッチは、その2003年報告において次のように述べている。

「政府が10年前にOLFを禁止したときから、数千人がOLF党员または支持者の容疑者として逮捕され、この傾向は2002年まで継続した。...3月[2002年]現在、伝えられるとことによると1,700人のこのような囚人がGhimbi中央刑務所に収容されており、その半分は最近の逮捕者であり、残りは5~10年収監されており、一部は起訴もされていない。数百人以上がオロミヤ州各地の刑務所および警察留置場に拘留されている。監禁から釈放されたかまたは脱走した囚人は、収監中に厳しい拷問を受けたと報告している。5月[2002年]にこの国から逃れたオロミヤ州能力開発相は、OLF支持の廉でオロモ人民を無差別に告訴したとして州政府を非難した。」[11d] (p2)

6.59 この報告は、さらに次のように記録している。「信頼すべき筋の報告によると、エリトリア政府は、スーダンからエチオピアに浸透しようとしているOLFゲリラおよび現エチオピア政府に反対しているTigreanグループに後方支援、訓練、武器を与えている。」[11d] (p4)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

6.60 米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。「オロモ解放戦線(OLF) および Ogaden National Liberation Front (ONLF) (オガデン民族解放戦線)の武装部隊は、この国における作戦を続けた。政府軍との数多くの衝突により人数不詳の市民、政府治安部隊、OLF および ONLF の兵士、党員が死亡した。」 3a] (p2)

6.61 人権ウォッチは、その 2004 年報告において次のように述べている。

「女性実務家、Dinkinesh Deressa は 2002 年 6 月に逮捕され、武装反政府グループのオロモ解放戦線(OLF)党員の疑いで起訴され、2002 年 7 月に保釈された。3 日後に彼女は同じ嫌疑で再逮捕され、保釈を拒否された。彼女の裁判における証拠の提出は 1 年後の 2003 年 7 月に終了したが、彼女は、2003 年末現在、判決のないまま収監されている。」 [11c] (p2)

オガデン民族解放戦線

6.62 「サハラ以南のアフリカ」2005 年報告は、次のように述べている。

「ソマリ州に本拠を置く党、オガデン民族解放戦線(ONLF)は 1995 年に分裂し、1995 年および 2000 年の選挙における政府支持派エチオピア・ソマリア民主主義連盟(ESDL)の勝利を許した。OLF と ONLF は 1996 年 7 月に軍事協力協定に調印したが、1998 年以降のエリトリアの支援および訓練にも関わらずほとんど侵攻していない。彼らは自治権の拡大と独立の可能性の言質強化を要求する一方、EPRDF 側が譲渡を与える意図を持っておらず、意図的にプロセスを長引かせ、かつ、困難にしていると主張している。ONLF は他のソマリ人組織、ソマリアにおけるイスラム国家のために闘っているイスラム統一党(al-Ittihad al-Islam)からも支援を受けている。」 [1a] (p427)

6.63 Cedric Barnes により 2006 年 5 月に作成された国際連合難民高等弁務官報告『エチオピア：社会政治的評価』、Writnet 報告は、次のように述べている。「2005 年中、オガデン民族解放戦線(ONLF)の新たな活動に関する報告があった。12 月、エチオピアの野党ラジオ・ウェブサイト、ラジオ・フリーダムは、ソマリ民族地域州の数力所におけるエチオピア政府軍に対する ONLF による 11 回の攻撃を報道した。この報告はエチオピア軍の死傷者のみ伝え、ONLF または市民の死傷には触れなかった。1 月、さらに 4 件の交戦が報告され、再びエチオピア軍の死傷が伝えられた。ONLF は、東ソマリ地域における埋蔵天然ガスの開発を望んでいる会社に警告した。」 [107] (5.2.2)

エチオピア人民革命党

6.64 EPRP ウェブサイト記載の政治綱領は、次のように述べている。

「人民の闘いの政治組織の必要性に応えるために 1972 年 4 月に形成されたエチオピア人民革命党(EPRP)は、20 年以上にわたり、自分自身の運命の主人公となるべきエチオピア人民の権利のために闘ってきた。EPRP は、この崇高な歴史的な闘争を続けている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

なぜならば、過去と同様に現在においても、エチオピア人民は自己の基本的かつ不可侵の人権および民主的権利を奪われているからである。」EPRP は 2005 年の選挙に参加しなかったが、外国で UEDF 連合と多少の関係を持った。[21a]

エチオピア人民愛国戦線

- 6.65 Cedric Barnes により作成された 2006 年 5 月の UNHCR のエチオピア報告は、次のように述べている。「反乱グループ、エチオピア人民愛国線(EPPF)は北エチオピアで活動しており、その活動報告は最近増加している。EPPF は、エリトリアとヨーロッパに活動の本拠を置いてきた。」 [107] (5.2.3)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

人権

7. 概論

概要

- 7.01 1994 年憲法の第 14 ~ 28 条は人権を特筆し、その尊重を保証している。[4] (p2) しかし、米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。「5 月[2005 年]の選挙後に発表された選挙結果の受け入れを野党が拒否したときに、また、11 月に統一民主連合(CUD)が市民としての抵抗を呼びかけた後に重大な人権侵害が発生した。後者は、広範な暴動と警察と軍隊による過度の実力の使用をもたらした。多少の改善はあったが、政府の人権記録は依然として劣悪であり、一部の地域では悪化した。」[3a] (p1)
- 7.02 この報告は、さらに次のように述べている。「この年の間、民兵グループが、政治的殺人を含む不法殺人を犯した。エチオピア人権委員会(EHRCO)は、1 月から 3 月までにアムハラ地区において武装民兵組織が野党全エチオピア統一党/統一民主連合(AEUP/CUD)の党員を数人殺害したと報告した。」[3a] (p1)
- 7.03 この報告は、次のように続く。「いくつかの国内および国際人権グループは、一般的に政府の制約の下で活動し、人権問題の調査およびその結果の発表を行った。政府は、一般的に国内人権グループおよび一部の国際監視員に疑いを抱き、警戒した。11 月[2005 年]の抗議後、政府は人権グループの拘留場訪問および調査を制限した。」[3a] (p15)
- 7.04 2006 年の人権ウォッチ報告は、次のように述べている。
- 「エチオピアには、ただ一つの大きな全国人権組織、エチオピア人権委員会(EHRCO)がある。政府筋は反政府的政策の推進に努めているとして常にこの組織を非難し、その役員および一般職員はしばしば地方官憲および治安部隊要員による嫌がらせと脅迫を受けている。2005 年 6 月、政府の選挙後の弾圧による犠牲者の記録に努めたため 3 人の EHRCO 調査員が逮捕され、軍の拘留場に連行された。3 人ともその後釈放されたが、これから刑事訴訟にかけると脅された。もう 1 つの人権組織、人権連盟は、その活動を禁止しようとする政府の措置に対する長期の裁判闘争に勝利して 2005 年 3 月に事務所を再開した。この組織が政府の干渉なしに自由な活動を許されるかどうかは、まだ分からない。」[11a]
- 7.05 この報告は、さらに次のように述べている。「エチオピアの驚くべき 2005 年 5 月議会選挙の結果は、この国における統治の毎日の現実を特徴づけている政治的抑圧、人権侵害、刑事免責の根の深いパターンを暴露した。」[11a]
- 7.06 この報告は、次のように続く。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「オロミヤの農村地方において、地方官憲は、貧窮化した農民が自分たちまたはその政策を非難すると、しばしば、肥料のような非常に重要な農業投入物を与えないと脅迫する。ほかの事例では、地方官憲は、彼らの批判者の投獄または財産の没収を正当化するために負債の未返済に対して厳しい刑罰を選択的に執行する。2005年5月の選挙前の数ヶ月間に、オロミヤの現地当局者は、農村の住民に対する監視レベルを強化し、かつ、農民の移動、集会、言論の自由に対する制限を課するために利用される新しいほとんど政府制度のようなものを制定した。」 [11a]

7.07 この報告は、さらに次のように付け加えている。「エチオピア政府は、ガンベラの遠隔南西地域においてエチオピア陸軍により犯されている広範な残虐行為に対処するために意味のある措置を講じなかった。連邦当局は、人道に対する犯罪のレベルに達するほど激しい人権侵害を調査することさえ拒否し、これらの犯罪の実行者にほとんど全面的な刑事免責の享受を許し続けた。 [11a]

7.08 アムネスティ・インターナショナルは、その2005年報告において、次のように述べている。「警察および軍隊による広範な恣意的拘留、拷問、実力の過度の使用が報告された。....数千の人々が起訴も裁判もなく長期にわたり拘留されたままとされている。大部分の人々は、武装反対グループを支持したとして逮捕された。刑務所の状態は厳しく、一部の囚人が『姿を消している』。」 [10a]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

8. 治安情勢

8.01 米国国務省の 2004 年版人権報告書は、次のように述べている。

「治安部隊は、軍隊、連邦警察、地方警察、地方民兵からなっている。警察は国内治安について一義的な責任を負っているが、警察の指揮外にある地方民兵も地方治安部隊として機能している。陸軍は外部安全保障について責任を負っているが、特に隣国との国境に沿って若干の国内治安責任も担っている。... 陸軍は、ソマリアに本拠を持つ Al Ittihad Al Islami テロリスト組織であり、オガデン民族解放戦線 (ONLF) の一部をなしているオロモ解放戦線 (OLF) に対する一連の低レベルの作戦を行い続けた。文官当局は一般的に治安部隊を実効的に管理し続けているが、場合によっては治安部隊の構成員が政府当局から独立して行動する。治安部隊の要員が重大な人権侵害を犯した。」[3b] (p1)

8.02 人権ウォッチ年次報告 2007 年版は、次のように述べている。「エチオピアのほとんど全土で政府当局および治安部隊は、反対を押さえ、かつ、処罰するために種々の形式の人権侵害を定常的に行っている。10 年以上にわたり、この国の巨大なオロミヤ地域において当局は、批判勢力およびさらには一般市民に対する拷問、投獄、永続的嫌がらせを正当化するために、武装反乱および『テロ』に関する誇張された懸念を利用してきた。」[11a]

8.03 IRIN ニュースは、2006 年 9 月 27 日付の報道記事『エチオピア－エリトリア: アナン、UNMEE 委任の延長を推奨』で次のように伝えた。「国連事務総長、コフィ・アナンは、国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE) 委任の 6 カ月延長を推奨する一方、エリトリア当局によるミッションの逮捕および追放は『特に厄介である』と警告した。火曜日、国連安全保障理事会に対する最新の報告において、アナンは、『両側間の受け入れがたい膠着状態』が解決されない場合の最悪の可能性について警告した。」

この記事は、この記事は、次のように続く。「UNMEE の委任は 9 月 30 日に終わることになっているが、しかしアナンは 2007 年 3 月 31 日までの延長を推奨した。エチオピアとの国境紛争解決に向けての進展がないことに不満を抱いたエリトリアは 2005 年 10 月その領空の UNMEE の飛行を禁止し、また、一部のミッション要員を追放した。この措置は、平和維持軍の一触即発国境地帯に対する監視能力を阻害してきた。」[9bc]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

9. 犯罪

- 9.01 2006 年 8 月 31 日にアクセスされた国連薬物犯罪局(UNODC)のエチオピアに関する報告「国情報告」は、次のように述べている。「エチオピアは、薬物取締り活動を調整する中央機関を持っていない。他の競合する必要性に直面している政府は、麻薬売買と闘うための十分な資源を欠いている。薬物消費は増加しているが、エチオピアを通過する大部分の薬物は主としてヨーロッパ向けであり、その次は米国向けである。麻薬取締りに従事している種々のエチオピア省庁は熱心に努力しているが、資源不足により妨げられている。」[104]
- 9.02 UNODC の報告は、次のように続く。「OAU 事務局の薬物取締り措置強化は、エチオピアを含む国レベルの強化措置の推進も狙っており、アジスにおける薬物管理部署の実在はこれに関して有益であろう。この部署の動きは、現地要員の採用と訓練および事務所インフラの準備を含めて順調に進行している。」[104]
- 9.03 UNODC 報告は、さらに次のように続く。「エチオピアは、現在、マネーロンダリング、前駆体化学物質、麻薬の製造のいずれにおいて重要な国ではない。エチオピアにおける薬物問題の程度についてはほとんど分かっていないが、この国のアフリカの角における戦略的地理的位置、隣国ジブチとの良好な道路および鉄道交通、西アフリカ、アジア、ヨーロッパへの航空路、巡察されていないその 5 つの隣国すべてとの長大な国境がエチオピアを麻薬取引の主要な標的にすることは明かである。エチオピア麻薬対策部(ECNU)は、ボーレ国際空港に阻止チームを維持しており、同空港では麻薬犬が主として使用されている。阻止部隊は、『高リスク』出発地、すなわち、バンコク、ニューデリー、ムンバイ、イスラマバードから到着するフライトの旅客、手荷物、貨物を定常的にふるいにかけている。多くのフライトはアジス・アベバで最高 2 日の乗り継ぎ待ち合わせを必要とし、それがこれらの薬物の現地民衆への導入を可能にしている。全体的に見て、ECNU は、ますます重くなって行く任務に効果的に対応するために、さらなる訓練、設備の強化、資源利用の改善を必要としている。エチオピア警察は、ROEA に麻薬犬計画に対する援助とその格上げを要請した。[104]
- 9.04 UNODC の報告は、さらに次のように述べている。「麻薬乱用に関して、エチオピア政府(需要削減について責任を持つ保健省)は、[原文のママ]最近までこの国におけるその範囲および性質について信頼できる情報をまったく持っていなかった。1995 年に完了した UNDCP の迅速な評価調査により、この状況は改善された。若年層が大麻の主要な消費者であり、違法であるが気晴らし目的の薬草形式、宗教儀式および治療目的などのために用いられる。Khat は、数世紀にわたり、この国の東部で使用されてきた。今日、khat 消費は、この国の全域に普及している。その使用を規制する法律はないが、政府はそれを抑制している。Khat 乱用は若年齢で始まり、平均的咀嚼者の年齢上限はないようである。」[104]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 9.05 UNODC の報告は、また、次のように述べている。「ヘロイン乱用は過去 3 年間に記録されたが、その程度は上述した薬物と比較すると限られている。薬物乱用および一般犯罪発生率は、特にアジスのストリート・チルドレンおよび地方のスラム地域で増加している。」[104]
- 9.06 UNODC の報告は、さらに次のように続く。「エチオピアは、3 つの国際薬物規制条約(1961 年、1971 年、1988 年の条約)すべての締約国である。保健省は実効的な省庁間薬物規制委員会の設置に向けての取り組みを指導しており、また、国の薬物規制政策を策定している。しかしながら、国の薬物規制戦略は、まだ構築されていない。エチオピアは、3 つの国連薬物規制条約の規定の完全実施を可能にする国内法を採択する必要がある。」[104]
- 9.07 UNODC の報告は、次のような結論を下している。「薬物規制は、最上位の国家的優先課題の中に位置づけられているようには思われない。個別薬物法の施行および需要削減措置は、主として khat の国内供給および需要の増加の制限を狙っており、大麻は依然として国内で栽培されている。大麻とは異なり、栽培と消費は、エチオピアでは合法的である。現在、密売の最高刑期は 2～3 年であり、これは、エチオピアを中継国として使用することに対する効果的な抑止力として働いていない。エチオピアとエリトリア間の現在の国境紛争を考慮すると、この戦争状態から生ずる薬物規制の重要性がある。また、難民の流入、児童兵士、HIV/AIDS も薬物規制活動における真の難題を提供している。」[104]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

10. 治安部隊

- 10.01 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「連邦警察委員会は連邦内務省に直属し、次に連邦内務省は議会に対し報告義務を有する。地方政府の民兵も、警察および軍隊から大体において独立している地方治安部隊として機能している。警察内部の小規模の汚職が、依然として、警察内部、特に自動車運転者に賄賂を要求する交通警察官の間で問題である。刑事免責も依然として重要な問題である。政府は、このような種類の不正の調査結果をめったに公表しない。連邦警察は、連邦警察および地方警察の多くの警察官が職業意識に欠けていることを認めている。」 [3a]

警察

- 10.02 エチオピア・ヘラルドは、2005 年 11 月 14 日付の記事「路上暴力行為による死傷者に関する警察の報告」で次のように述べた。「連邦警察委員会は、憲法および閣僚会議の法律第 86/95 号の第 5 条の規定に基づく布告第 313/95 号に従って執行機関として設立された。」 [91c]
- 10.03 米国議会図書館 — エチオピアに関する連邦調査部は、「2005 年のエチオピア国情」において次のように述べている。「エチオピア警察の規模に関する信頼できる推定はない。警察の予算を含む公共の秩序および治安のための予算は 1997 年と 1999 年の間に 2 倍になり、それ以来高いレベルを保っていると思われる。」 [99]
- 10.04 人権擁護者保護観測所のエチオピア国際事実調査団の 2005 年 4 月の報告 n417/2 「圧迫を受ける人権擁護者」は、次のように述べている。「エチオピア人の生活権は、何人も、法律に従って自身の犯した重大な犯罪のために有罪判決を受けた場合を除き、生命を奪われないものとする」と規定している FDRE 憲法の第 15 条により保証されている。それは、エチオピアが 1993 年 9 月 11 日に批准した市民的および政治的権利に関する国際規約 (ICCPR) の第 6 条によっても保護されている。同様に、FDRD 憲法の第 18 条および ICCPR の第 7 条は拷問の使用を禁止し、一方、憲法の第 17 条および ICCPR の第 9 条は恣意的な逮捕および拘留を禁止している。」

人権擁護者保護観測所のエチオピア国際事実調査団の 2005 年 4 月の報告 n417/2 「圧迫を受ける人権擁護者」は、次のように述べている。「1991-2003 年の間に、EHRCO は、エチオピアにおける合計 3,919 件の裁判外処刑、693 件の拷問と致命的でない発砲行為、1,158 件の不法拘留、81,760 件の誤審を記録した。2003 年と 2004 年 4 月の間のみで、この団体は、158 件の裁判外処刑、106 件の身体障害、396 件の拷問、220 件の恣意的拘留を報告した(学生の逮捕件数は含まれていない)。各州がすべての人権と基本的自由を保護・増進・実現する第一の責任および義務を持っているが、警察と州当局は、ときとして、人権擁護者に影響を及ぼす多数のこれらの事件について有責であり、かつ、この国における基本的自由の抑圧において否定できない役割を果

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

たしている。この観測所派遣団と面会した外交使節団によると、これらの事件は連邦警察よりむしろ地域および地方警察に関係している。」[109](pp.16-17)

恣意的逮捕および拘留

10.05 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「当局は、特に中央から離れた地域において定常的に逮捕状なしで人々を拘留し、また、特に 11 月暴動中およびその後に拘留された数千の若者に対して弁護士および家族との接見を拒否した。法律によると、被拘留者は自己に対する嫌疑を 48 時間以内に通知されなければならないが、しかしこれは、実際には、一般的に守られなかった。機能している保釈制度があるが、それは、殺人、反逆罪、汚職を含む一定の犯罪には適用されない。ほとんどの場合、当局は 115 ドルと 1,150 ドル間(1,000 ~ 10,000 ビル)に保釈金を設定するが、これは、大部分の市民にとって高すぎる。また、警察当局は、容疑者を保釈する裁判所の命令を必ずしも尊重しなかった。裁判所の承認により、重大な犯罪の容疑者は 14 日間拘留でき、その間に警察が取り調べを行う。取り調べが続く場合、被疑者をさらに 14 日間拘留できる。法律は、正式拘留場以外の施設における拘留を禁止している。しかし、数十の粗末な非公認地方拘留場が地方政府民兵により使用されている。オロミヤ地区では、11 月暴動中およびその後に警察の訓練施設が間に合わせの刑務所として使用された。」[3a]

10.06 人権ウォッチ世界報告の 2007 年エチオピア報告は、次のように述べている。「2005 年 6 月と 11 月中に、5 月選挙の結果に対する抗議で少なくとも 10,000 人の人々がアジス・アベバで逮捕された。大部分の人々は裁判審理を受けることなく 1 月以上拘留された後に釈放されたが、数百人はアジス・アベバに近い仮設刑務所に移送された。2006 年 3 月、これらの囚人のうち約 400 人が釈放された。他にどのくらいの人々が依然拘留されているのか不明である。」[11a]

軍隊

10.07 米国議会図書館—エチオピアに関する連邦調査部は、「2005 年のエチオピア国情」において次のように述べている。「エチオピアの軍隊は、現在、民兵組織から国軍への移行期間にある。エチオピア国防軍(ENDF)は、旧ゲリラ軍、主としてティグライ人民解放戦線(TPLF)およびエチオピア人民革命民主主義戦線の連合から生まれた。TPLF とのつながりを持つ将校が軍を支配し続けた。この軍隊は相当な実戦経験を持っているが、その民兵的志向が組織すなわち統合された国軍への移行を困難にした。階級と通常の部隊は、やっと 1996 年に導入された。連邦国家が支援してきた軍隊を改造する取り組みはエリトリアとの戦争のための動員により中断され、このとき数ヶ月の期間に軍隊は、100,000 から 250,000 人に増強され、他に後方支援の 100,000 人も加わった。2000 年の休戦後の復員により、軍の兵力は 2004 年の推定 180,000 人に減少した。改組計画の下で、軍は最終的に 3 つの軍管区から構成され、各管区がそれ自身の司令部を持って、アジス・アベバの軍総司令部の指揮に属することとなっている。名目上は、各管区は、

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

2つの師団および1つの機械化旅団からなるそれ自身の軍団を持つことになっている。6旅団からなる戦略予備軍は、アジス・アベバに駐屯する。情報によると、2004年におけるアジス・アベバ周辺の兵力(2つの師団編成でそれぞれが3つの旅団からなる)は、実戦的な主力戦闘戦車および重機械化兵器により十分に装備されていると思われる。軍の基地は、アジス・アベバ、Bahir Dar、Debre Zeyit、ディレ・ダワ、ゴンダル、ゴレ、ジジガを含む全国に配置されている。」[99] (p20)

「国情」は次のように続く。「エチオピア国防軍の兵役期間は16カ月であり、そのうち4カ月は訓練である。兵役は志願制である。」[99] (p20)

- 10.08 人権ウォッチ年次報告の2007年エチオピア報告は、次のように述べている。「政府は、スーダンと国境を接するガンベラ州においてエチオピア陸軍により犯された広範な残虐行為に対処する意味のある措置を講じなかった。ガンベラにおける2003年12月の暴力行為を調査するために設置された政府後援の調査委員会は、ごまかしに終わった。ガンベラにおける虐待の規模は2005-06年に下火になったが、軍要員による裁判外殺人、強姦、殴打、恣意的な逮捕が依然として発生した。裁判外処刑および拷問の報告はソマリ州からも浮上したが、この地域への訪問は国軍により、また、ONLF反乱により制限されており、これらの報告の確認を不可能としている。」[11]

拷問

- 10.09 米国国務省の2005年版人権報告書は、次のように述べている。「法律は拷問および虐待の利用を禁止しているが、治安当局が頻繁に被勾留者を殴打または虐待しているという多数の信頼するべき報告があった。野党は、警察および地域民兵による彼らの支持者に対する頻繁かつ組織的な虐待を報告した。」[3a] (p3)
- 10.10 この報告は2004年1月のオロモ学生抗議において抗議した学生の扱いについても言及しており、次のように述べている。「2004年10月、2004年1月のオロモ学生抗議の結果として、アジス・アベバ大学から追放された約330人(実数は発表されていない)の学生が大学に復学した。これらの学生たちは、追放されたとき、数時間にわたり鋭い砂利道の上を膝行し裸足で走るよう警察により命令された。」[3a] (p4)
- 10.11 アムネスティ・インターナショナルは、2006年2月3日次のように報告した。
- 「首都、アジス・アベバにおけるエチオピア正教祝祭中に42人の人々が逮捕された。報道によると、これらの人々は外部から隔離されており、拷問を受ける恐れがある。....1月19日、エチオピアの最大宗教、エチオピア正教の数千の信徒がTimket(公現祭)の一環としてアジス・アベバの中心部を歌いながら行進した。警官が行進の停止を命じたときに、行進中の群衆の一部が反逆罪およびその他の罪で起訴されている野党指導者の釈放を叫び始めた。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

報道によると警察は、統一民主連合(CUD)党のデモ支持者と疑われた人々に繰り返し実弾射撃を行った。」 [10k]

10.12 人権ウォッチの 2005 年 5 月 10 日付の『反対の抑圧』報告は、次のように述べている。

「オロミヤの多くの地方当局および治安当局は、政府を批判しているかまたは支持しないと彼らが考える人々に対し、定常的に種々の人権侵害を犯している。これらの虐待は、標的とする個人をその地域社会から切り離し、その生活を破壊する恣意的逮捕と拷問から長期にわたる監視と嫌がらせに及ぶ。オロミヤの大部分の地域では、これらの虐待が非常に広く、かつ、非常に勝手気ままに行われるので、多くの人々が彼らの地域社会の関心問題に関する公開の討論に加わることを恐れるようになった。」 [11g]

10.13 この報告は、さらに次のように続く。

「オロミヤの警察当局は、しばしば、OLF 関連活動の容疑で逮捕された個人に対し拷問およびその他の虐待を加える。ある場合には拷問は取り調べの過程で適用され、またある場合には、処罰の 1 つの形式として使用される。人権ウォッチは、2003 年と 2004 年の警察拘留中に厳しく殴打された数人の拘留経験者と面接した。他の学生と論争した後に学校から最近追放された 19 才の女性は 2004 年 8 月に Agaro で逮捕され、5 月の選挙を妨害するために他の被勾留者とともに活動したとして起訴された。」 [11g]

10.14 このほかに、この報告は次のように述べている。

「ほかの事例では、エチオピア軍要員が OLF 関与で起訴された人々を拘留し、これらの人々に対し彼ら自身の施設における取り調べ中に拷問を加えた。人権ウォッチは、2001 年に West Wollega 近くの軍事基地内に拘留された 1 人の男性と面会した。彼は OLF との関連について尋問され、兵士により激しく殴打された。兵士はライフル銃の一撃で彼の頭蓋骨を折り、彼は瀕死の重傷を負った。」 [11g]

10.15 人権ウォッチ 2005 年報告は、次のように述べている。

「警察は、しばしば、平穏なデモを鎮圧するために過度の実力を使用し、その結果としてデモ参加者が大量逮捕と虐待に遭遇する。2004 年 1 月、2 日前の 8 人の学生の逮捕に平和的に抗議していた約 330 人ないし 350 人のアジス・アベバ大学の学生が連邦警察により逮捕された。拘留中、学生達は、1 回に数時間にわたり鋭い砂利道の上を裸足で走り、匍匐するよう命令された。警察は同様な拷問方法を繰り返し使用したが、それでも彼らの残虐行為について責任を取らされることはめったにない。警察は、2004 年初頭の数ヶ月の間においても、オロミヤ全土における中学校の学生デモに力に対応した。エチオピア人権委員会(EHRCO)の報告によると、数十人の学生が拘留され、そのうちの一部が拘留中に受けた虐待を報告した。1 人の学生は、Tikur Inchini における学生デモ中に警察官により射殺されたと伝えられた。」 [11b] (p1)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 10.16 国際能力構築プロジェクト報告は、2006年8月16日にアクセスされたウェブサイトで、同プロジェクトがエチオピア拷問犠牲者リハビリテーション・センター(RCCVTE)を設置したと述べている。このウェブサイトは、次のように述べている。「RCVTは、拷問犠牲者の生活の改善に貢献することを目指す献身的な専門家により1993年に設立された。それは、エチオピアにおける最初で唯一の拷問犠牲者リハビリテーション・センターである。創設者は、前政府による拷問の直接および間接の犠牲者である。」 [95]

裁判外殺人

- 10.17 人権ウォッチは、2006年3月23日付の連邦内務相 Hon. Siraj Fegeta 宛の公開書簡で次のように述べている。「人権ウォッチは、2006年2月6日(エチオピア暦1月29日)のゴンダルにおける連邦警察の要員による4人の若者の裁判外殺人の報告を受け取った。犠牲者は、Berket Fantahu (または Fantahun) 17才の第11級学生、Abee Wondem-Agegn 18才の10級学生、Sentayhu Workneh 18才、Dawid Tesfaye 19才の第8級学生である。」

連邦内務相宛の書簡は、次のように続く。「信頼すべき筋によると、これらの4人の若者はその日の夜7時から7時30分にかけて(エチオピア時間で1時から1時30分) Sentayhu の自宅のそばで遊んでいた。伝えられるところによると、Alemu Dariba という名前の連邦警察官がこれらの若者に近づいて、手を挙げるように命じた。彼は次に若者達を30メートルほど離れている小川まで歩かせ、そこで地面に伏せるよう命じた。彼は、地面に伏せている若者達の頭を処刑形式で撃った。彼が単独で行動していたのではないという報告がある。」 [11h]

- 10.18 裁判外処刑に関するプロジェクトは、裁判外処刑、即決処刑または恣意的処刑に関する国連特別報告者の国連人権委員会に対する2006年報告から引用された『エチオピア：選挙後のデモ参加者の殺害』という記事の中で次のように報告している。「アジス・アベバの Kotebe 教員養成大学、AAU 商科大学、工業専門大学において抵抗する学生が2005年6月6日と7日に殴打され、逮捕された。伝えられるところによると、Kotebe では警察が車両に向かって投石する学生、特に逮捕された学生を運ぶ警察の車両の通行を妨害した学生に発砲した。女子学生の Shabray Delelagne が殺された。ほかに6人が負傷した。」 [92]

この報告は次のように続く。「報告によると[選挙後のデモ中に]約2,000人の学生とジャーナリストが逮捕された。約500人の学生は釈放されたが、その他は、アジス・アベバの北40キロにある Sendafa 警察訓練専門学校を含む警察および軍の施設構内に隔離されている。このデモ隊に対する治安部隊の発砲の結果として26人が死亡したことが報告されている。」 [92]

- 10.19 2006年7月25日にアクセスされたアムネスティ・インターナショナルの報告『エチオピア：反逆罪で裁判にかけられる良心の囚人：野党指導者、人権擁護者、ジャーナリスト』は、次のように述べている。「2006年4月25日、EPRDFの支配する議会が2005

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

年6月と11月の選挙後暴力を調査する委員会を設置した。この委員会は、伝えられるところによれば、殺害された人数、破壊された財物、人権および憲法上の権利の侵害の有無を明らかにする作業を行う。現在までに[報告アクセス：2006年7月25日]、その構成、全付託期間、作業方法のいずれも不明である。今回のように治安部隊が武器を持っていない市民を殺害した事件に関する前回の議会調査は独立性も公平も欠いていた。」[10m]

苦情申立手段

- 10.20 エチオピア・ヘラルドは、2006年7月30日付の記事「オンブズマン機関、すべての州、行政府に支部開設へ」で次のように報じている。

「オンブズマン機関は、今後5年間にすべての州、アジス・アベバとDawa行政府にオンブズマンの支部を開設すると発表した。オンブズマンの副委員長、Bisrat Gashawtenaは、最近、良い統治および市民の権利を確保するためにこの国の種々の部分でオンブズマン機関の支部を開設する計画を進めているとWICに語った。同女史は、オンブズマン機関が6,000人以上の人々から提出された262件の苦情を調査しているところであり、そのうちの52件については最終結論が出されたと述べた。この機関に提出された苦情のほとんどは、主として貸借、労働、土地に関する問題を提起している。」[91d]

この報告は次のように続く。「オンブズマンの副委員長によると、市民は、電話、手紙、eメール、代理人を含む種々の方法でこの機関に苦情を提出できる。オンブズマン機関は、この機関を普及・一般化し、市民が真の苦情をもって自由にやってくるよう推奨するために意識高揚教育も行ってきた。オンブズマン機関は、次に、これらの苦情に対する救済策を追求するとともに失政の生じた場所を是正すると同女史は述べた。苦情は、アムハラ語またはその他の地方言語で提出できるとBisrat女史は付け加えた。また、オンブズマン機関は、市民の権利を保証し、この国の良い統治を確保することを目指して2000年に設置されたと指摘した。[91d]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

11. 兵役

11.01 戦争抵抗者インターナショナル(1998年)は、次のように述べている。

「エチオピアには義務兵役はない。...入隊は志願制である。」[23]「サハラ以南のアフリカ」2005年報告は、次のように述べている。「軍隊の規模は、1998年5月のエチオピアとエリトリア戦争勃発後の1998年と2000年の間に急拡大した。...しかし、2000年12月の両国間で合意された和平調印後、エチオピア政府は大規模復員計画を開始し、2003年早期におけるエチオピア軍の残存兵力は約156,000人のみとなった。警察、刑務所、軍事問題に取り組む一連の安全保障政策の下で、民兵を非武装・訓練済みの最大200,00の予備兵力に置き換える計画が2004年中に進行した。」[1a] (p429)

11.02 「軍隊は、依然として人種的に多様な組織である。しかし、多様性は、ティグライ人種グループが優勢な将校要員間ではあまり一般的ではない。」(USSDの2004年報告)[3b] (p19) 軍事裁判制度は、増加する取扱件数を取り扱うためには適切な訓練を受けた要員を欠いている。軍事司法職員を訓練するための外国援助がこの年[2005年]も継続された。」(USSDの2005年報告)[3a] (p7)

11.03 BBCニュースは、2006年9月15日付の記事「エチオピア将校『反乱に加わる』」で次のように報じている。「2人の高級エチオピア軍将校が脱走してオロモ解放戦線に参加したと、この反乱グループが述べている。2人は、第8機械化師団を指揮していた旅団司令官 Hailu Gonfa と Gemechu Ayana 大佐である。先月、旅団司令官 Kemal Geltu がエリトリアの支援する OLF に加わった。2人が専制と自由間の闘いでどちらか一方の側につくときが来たと述べたと、OLF は述べている。政府批判者はこれらの脱走は政府の不人気の兆候であるの述べているが、政府は、脱走者は不満人物だとしている。Kemal 司令官は、彼が『数百人』の部下とともにエリトリア国境を越えたと述べた。最初は分離主義運動であった OLF は、エチオピアにおけるオロモ人民の権利増進のために闘っていると述べている。」[7aa]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

12. 司法

概要

12.01 エチオピア憲法は、独立した司法を規定しているが、(エチオピア憲法) [4] (p32) しかし米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。「法律は独立した司法を規定しているが、司法は依然として脆弱であり、過度の負担をかけられている。司法は重大な政治的介入を受けていると大方の人々が感じ取っている。」 [3a] (p6)

12.02 この報告は、次のように続く。

「政府は、連邦主義に沿って、地方、地域、地区における裁判所の設置により司法の分散および改造を継続した。連邦高等裁判所および連邦最高裁判所は、連邦法、地域間問題、国の安全に関する原審および上訴審を審理・判決する。地域司法は、ますます、自立的となり、しばしば地域事案を審理した。.... 「連邦司法省の地域局は、地方の司法動向を監視している。一部の地域裁判所は、その管轄区における連邦裁判所が運用を開始していないので、地域と連邦の両方の事案を管轄している。全体的に見て、地域における連邦司法の存在は限られている。事例から見て、一部の地方当局者は上位当局に対する報告義務がないと考えているようである。地域法の成立を待っている間、連邦の手続法および実体法がすべての裁判を導く。.... 「司法制度における経験を積んだ職員の極度の不足に対処するため、政府は、下級裁判所の判事および検事の認定および訓練を続けたが、関係筋は所望人数の有能な専門家を惹きつけるには給料が十分でないことを認めている。」 [3a] (pp6-7)

12.03 ユーロパ・ワールド・オンライン報告は、次のように述べている。

「司法権は、連邦と州の両方のレベルの裁判所に与えられている。最高連邦司法当局は、連邦最高裁判所である。この裁判所は、連邦事案に関する最高・最終の管轄権を持っている。エチオピア連邦民主共和国の連邦州は、最高裁判所、高等裁判所、第一審裁判所を設置できる。連邦州の最高裁判所は、州事案に関する最高・最終の管轄権を持っている。連邦州最高裁判所は、連邦高等裁判所の管轄権も行使する。憲法によると、どのレベルの裁判所も政府機関、政府官僚、その他のあらゆる筋の影響または干渉を受けない。また、裁判官は独立してその職務を行い、法律のみにより支配される。」 [1d]

12.04 人権ウォッチ 2006 年世界報告書は、次のように述べている。

「エチオピアの裁判所は、しばしば、反逆罪または武装蜂起のでっち上げ嫌疑で収監されている政府批評家の釈放命令に踏み込んだ。しかし、司法処置は、1 つには裁判所の莫大な作業負荷のため、また、1 つには警察側の悪意ある証拠提出のための追加時間要請に対する司法側の過度の服従のために、不当に長い遅延の後に初めて行われることが

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

多い。また、高いレベルの連邦当局から注目されている有名な事案における長期にわたる裁判前拘留に対して裁判所自身が異議を唱えることは、これまでほとんどありそうもなかった。」 [11a]

- 12.05 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「3 人の連邦裁判官が、少年犯罪を含むすべての事案を審理するために法廷に立った。大量の未処理少年事案があり、起訴された少年は、しばしば、当局がその事案について審理するまで成人とともに拘留された。」 [3a] (p7)

デルグ/エチオピア労働者党の旧黨員

- 12.06 人権ウォッチ年次報告 2007 年版は、次のように述べている。「2004 年に逮捕され、OLF 支持およびアジス・アベバ大学手榴弾攻撃準備の廉で起訴された伝統的オロモ自助組織 Mecha Tulama の指導者は 2006 年末現在依然として監禁されており、彼らの裁判はまだ始まっていない。その他のオロモ被拘留者も、裁判の決定を見ることなく、8 年間拘留されてきた。旧軍事政府(デルグ)の転覆後 14 年、その旧幹部 1,000 人以上が依然として獄中で裁判を待っている。」 [11i]
- 12.07 2 人の旧デルグ黨員、Berhanu Bayeh と Addis Tedla は、ほぼ 15 年間、イタリア大使館に隠れて続けてきた。大使館の外部から彼らに接触することは誰にも許されていない。エチオピアが死刑をいまでも維持しているために、イタリア大使館は、常に、メレスにより率いられている現エチオピア政府に彼らを引き渡すことを拒否してきた。BBC によると、この 2 人は、厄介な外交問題となっている。彼らがイタリア大使館を立ち去るならば、彼らはほぼ確実にエチオピア当局により逮捕され、旧体制の他のメンバーと同様に起訴されるであろう。(2005 年 12 月 28 日の BBC の報道) [7k]
- 12.08 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。
- 「SPO [Special Prosecutors Office (特別検事局)]は、メンギスツウ政府(1975 - 91 年、デルグ体制とも言われた)中に行われた虐待の歴史的記録を作成するとともに人権侵害について刑事責任を持つ者を裁くために 1992 年に設置された。SPO は、メンギスツウの下での 1976 年の『赤色テロ』キャンペーンおよびその他の罪への関与を疑われる者を逮捕・尋問する権限を持っている。 [3c] (p9) 約 1,000 人がデルグ時代の罪の嫌疑で拘留されたままとなっている。ときとして技量と経験の不十分な裁判所任命弁護士が多くの被告を代理した。」 (米国国務省の 2005 年版人権報告書) [3a] (p7)

SPO 裁判に関するその他の情報については、死刑の項も参照すること。

組織

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 12.09 2006 年 8 月 31 にアクセスされた Jurist Legal Intelligence のウェブサイトは、次のように述べている。エチオピア連邦民主共和国の立法権は、二院制議会に与えられている。人民代議員議院が憲法により連邦レベル司法管轄権に割り当てられるすべての事柄に関する立法権を持っている。任期は 5 年である。連邦院は、憲法を解釈する権限を持っている。任期は 5 年である。両院は、議長および副議長を持つ。F.D.R.E の大統領は、国の元首である。任期は 6 年であり、大統領は 2 回を超えて選出されない。大統領は、人民代議員議院と連邦院の合同会議の 2/3 の多数投票により選出される。」 [100]

この記事は、次のように続く。「連邦政府の最高行政権力は、首相および閣僚会議に与えられる。首相は人民代議員議院の代議員から選出され、政府の権限は人民代議員議院の多数を構成する占める政党または政党の連合により引き受けられるものとする。首相は、最高行政官であり、閣僚会議の議長であり、国軍の最高司令官である。首相の任期は 5 年である。」 [100]

独立

- 12.10 2007 年 1 月 30 日にアクセスされた Europaworld.com は、次のように述べている。「1994 年憲法は、エチオピアにおける独立した司法の確立を規定している。司法権は、連邦と州の両方のレベルの裁判所に与えられている。最高連邦司法当局は、連邦最高裁判所である。この裁判所は、連邦事案に関する最高・最終の管轄権を持っている。エチオピア連邦民主共和国の連邦州は、最高裁判所、高等裁判所、第一審裁判所を設置できる。連邦州の最高裁判所は、州事案に関する最高・最終の管轄権を持っている。連邦州最高裁判所は、連邦高等裁判所の管轄権も行使する。憲法によると、どのレベルの裁判所も政府機関、政府官僚、その他のあらゆる筋の影響または干渉を受けない。また、裁判官は独立してその職務を行い、法律のみにより支配される。」 [1d]
- 12.11 エチオピア連邦高等裁判所および連邦最高裁判所は、連邦法、地域間問題、国の安全に関する原審および上訴審を審理・判決する。地域司法は、ますます、自立的となっているが、地方(woreda)裁判所、地域裁判所、高等裁判所、最高裁判所は連邦司法の構造に酷似している。高等裁判所は、刑事事案を取り扱う 2 つの 3 判事法廷を持っている。効率を上げるため、一部の戦争犯罪裁判は、特別検事局からその犯罪が行われたとされている地域の最高裁判所に委任された。法律により、紛争のすべての当事者は、シャリア(イスラム法裁判所)のような慣習または宗教裁判所の事案審理に同意しなければならない。その他の伝統的裁判所も依然として機能している。これらの裁判所は法律により認可されていないが、農村地域に住んでいて一般的に司法制度をほとんど利用できない人々の大部分の争いを解決している。(ピッツバーグ大学法学部: Jurist Legal Intelligence) [100](p.17)
- 12.12 「裁判官の任命プロセスは、理論的には Judicial Administration Council (JAC) (司法行政審議会)により行われる。Ethiopian Bar Association (EBA) (エチオピア弁護士会)は、議会の議員および高級裁判官により構成される JAC 内で代表されていない。任命基準はほとんど分からない。弁護士や市民社会の代表者に対する諮問がないからである。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

『決して異議を申し立てられることも疑問視されることもない』解任は、強制辞職または新たな政治的任命(それは割当方式に従って人種的根拠により裁判官を任命することにある)の形式をとる。次の理由により裁判官の離職率は非常に高い。行政官により学業成績が貧弱で人権訓練を受けていない非常に若い法律家が任命される。連邦政府は地域の州の責任下にある大学の学習計画に影響を及ぼさず、また、研修計画の一部は1950年代に作成されたものであるので国際人権条約を含んでいないために多くの法学部は困難と不備に直面している。(人権擁護者保護観測所のエチオピア国際事実調査団の報告「圧迫を受ける人権擁護者」)[109] (p.17)

- 12.13 人権ウォッチ年次報告 2007 年版は、次のように述べている。「有名な事案において、裁判所は被告の権利についてほとんど主体性も配慮も示さなかった。2006 年 8 月-9 月の反逆罪裁判における 2 カ月の休廷は、頻発した短期間の休廷と相俟って、被告の長期拘留を確実にした。事実審の裁判官は証拠に対する弁護側異議の処理を引き延ばし、刑務所当局による重大な虐待の主張を無視した。エチオピアにおける刑事裁判所はあまり有名でない事案に関しては多少の独立性を持っているが、ときには裁判所の作業負荷のために、また、より頻度の高い理由として悪意ある検察側の犯罪証拠捜索時間要請に対する司法側の過度の服従のために、司法は不当に長期の遅延の後に初めて機能を果たす。」 [111] 悪意

公正な裁判

- 12.14 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「法律によると、起訴された人は司法裁判所による公正な公開裁判を『適当な期間』内に受ける権利、無罪の推定を受ける権利、自分の選択する弁護士により代理される権利、上訴する権利を持つ。これらの保護にも関わらず、非公開訴訟が行われ、当局はときに被拘留者にほとんどまたはまったく弁護士との接見を許さず、被拘留者は一般的に無罪の推定を受けなかった。国選弁護人事務所から 貧しい被告に弁護士が付けられるが、その範囲は、特に SPO 裁判に関して依然として厳しく制限されている。法律は、汚職の被疑者が裁判の前に自己に不利な一連の物証を示されることを明確に規定しているが、当局は被告の弁護士が裁判前にこのような証拠に閲覧することを定常的に拒否した。」 [3a] (p7)
- 12.15 この報告は、次のように続く。「法律は前から存在する宗教裁判所および慣習裁判所に法的地位を与え、連邦または地域の立法機関に対しその他の裁判所を承認することを許容している。法律により、紛争のすべての当事者は、事案審理のために慣習裁判所または宗教裁判所が使用されることに同意しなければならない。シャリア(イスラム法)裁判所は、イスラム教に関する宗教事案または家族事案を審理することできる。また、長老会議のようなその他の伝統的司法制度も働き続けている。これらの伝統的裁判所は法律により認可されていないが、農村地域に住んでいて一般的に司法制度をほとんど利用できない人々の大部分の争いを解決している。」 [3a] (p7)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 12.16 この報告は、さらに次のように続く。「連邦一審裁判所の第7刑事部は、女性および児童に対する性的虐待の事案を取り扱った。この年の末までに、この裁判所は541件を受理し、351件に有罪判決を下した。3人の連邦裁判官が、少年犯罪を含むすべての事案を審理するために法廷に立った。大量の未処理少年事案があり、起訴された少年は、しばしば、当局がその事案について審理するまで成人とともに拘留された。」[3a](p7)

この報告は、次のように続く。「軍事裁判制度は、増加する取扱件数を取り扱うためには適切な訓練を受けた要員を欠いている。軍事司法職員を訓練するための外国援助がこの年も継続された。メンギスツウ政府(1975 - 91年、デルグ体制とも言われた)中に行われた虐待の歴史的記録を作成するとともに人権侵害について刑事責任を持つ者を裁くために1992年に設置されたSPOの活動に関する新しい情報はない。約1,000人がデルグ時代の罪の嫌疑で拘留されたままとなっている。ときとして技量と経験の不十分な裁判所任命弁護士が多くの被告を代理した。」[3a](p7)

刑法および刑事訴訟法

- 12.17 米国国務省の2005年版人権報告書によると、2004年6月の新しい刑法は強姦を犯罪としているが、配偶者間強姦を特に取り扱っていない。[3a](p16) 新しい刑法は、女性の割礼、陰門閉鎖、性的嫌がらせも犯罪としている。[3a](p16)

さらにこの報告によると、2005年3月28日、議会は報道法案の最も厳しい処罰規定も新しい刑法中に含めた。これらの条文は、すべての犯罪に適用される一般規定と特定の犯罪に適用される特別規定を含んでいる。これらの中に、報道機関により犯される罪の責任に言及している報道法案から逐語的に取られた条文がある。[3a](p10)

- 12.18 刑法と刑事訴訟法は、メケレ(エチオピア)大学のウェブサイト: <http://mail.mu.edu.et> で閲覧できる。

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

13. 逮捕と拘留 – 法的権利

13.01 「政府系メディアは、656 人の囚人が依然として首都から 150 キロ南にある Ziway 拘留所に収容されていると述べた。アジス・アベバから 400 キロ西に位置するもう 1 つの拘留所 Dedesa は、囚人虐待疑惑の渦中で 12 月に閉鎖された。その 2,678 人の囚人は、Ziway に移送された。野党議員は、これより多くの拘留者が全国の他の収容所に拘留されていると主張している。....これらの拘留者の中に、統一民主連合党の委員長の Hailu Shawel、アジス・アベバ市長の Berhanu Nega、有名な人権活動家 Mesfin Wolde Mariam が含まれている。この人々は、反逆罪、大量殺人、暴力に関するその他の嫌疑に直面している 129 人の野党指導者、ジャーナリスト、援助活動家たちのグループの一部である。」 (IRIN の 2006 年 1 月 16 日報道) [9]

13.02 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「法律によると、起訴された人は司法裁判所による公正な公開裁判を『適当な期間』内に受ける権利、無罪の推定を受ける権利、自分の選択する弁護士により代理される権利、上訴する権利を持つ。」 [3a] (p7)

13.03 この報告は、さらに次のように述べている。

「法律は恣意的逮捕および拘留を禁止しているが、政府は、実際にはこれらの規定を守らないことがあった。....当局は、特に中央から離れた地域において定常的に逮捕状なしで人々を拘留し、また、特に 11 月暴動中およびその後に拘留された数千の若者に対して弁護士および家族との接見を拒否した。法律によると、被拘留者は自己に対する嫌疑を 48 時間以内に通知されなければならないが、しかしこれは、実際には、一般的に守られなかった。機能している保釈制度があるが、それは、殺人、反逆罪、汚職を含む一定の犯罪には適用されない。ほとんどの場合、当局は 115 ドルと 1,150 ドル間(1,000 ~ 10,000 ビル)に保釈金を設定するが、これは、大部分の市民にとって高すぎる。また、警察当局は、容疑者を保釈する裁判所の命令を必ずしも尊重しなかった。裁判所の承認により、重大な犯罪の容疑者は 14 日間拘留でき、その間に警察が取り調べを行う。取り調べが続く場合、被疑者をさらに 14 日間拘留できる。法律は、正式拘留場以外の施設における拘留を禁止している。しかし、数十の粗末な非公認地方拘留場が地方政府民兵により使用されている。オロミヤ地区では、11 月[2005 年]暴動中およびその後に警察の訓練施設が間に合わせの刑務所として使用された。....政府は、自分で弁護士を依頼する資力のない拘留者に国選弁護人を提供したが、それはその事案が裁判にかけられる場合に限られていた。裁判前の拘留中、当局はこのような拘留者に弁護士との接見をほとんどあるいはまったく与えなかった。」 [3a] (p5)

13.04 国際法律家委員会は、2006 年 3 月 22 日の報告において、弁護士 Behane Mogese の拘留継続に懸念を表明し、同氏の即時・無条件釈放を要求した。「エチオピア弁護士会

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

員、Behane は、『反逆罪および大量殺人』で訴追されている統一民主連合党(CUD)の野党上層指導者の被告側弁護士を務めている。」

この報告は、さらに次のように続く。「国際法律家委員会の副事務局長、Federico Andreu-Guzman は、『国連弁護士任務基本原則は、弁護士はその弁護義務を果たした結果としてその依頼人を同じ主張を持つと見なされてはならないことを非常に明確に述べている』と述べた。」

この報告は、次のようにも述べている。「逮捕された人に逮捕のときに逮捕の理由を告げることが絶対不可欠である。逮捕された人はただちに嫌疑を知らされなければならないと Andreu- Guzman 氏は述べた。いかなる嫌疑も特別な理由も与えられることもなく、単なる政府および警察の要求により行われた Behane 弁護士の逮捕とその後 1 カ月以上にわたって続いている拘留は、市民のおよび政治的権利に関する国際条約に含まれている自由に対する権利を尊重・保証すべきエチオピアの国際的義務に対する違反を構成している。(第 9P 条およびアフリカ人権・人民権利憲章(第 6 条))」

この報告は、さらに次のように述べている。「2005 年 11 月、CUD 党の 129 人の党員が逮捕され、起訴されたが、逮捕・起訴されたこれらの人々の中に次の 5 人の弁護士が含まれている。

ルワンダ国際刑事裁判所の前検察官、2003 年ナイジェリア・カメルーン紛争における前国連特使、CUD の議会議員の Yacob Halemariam、

前裁判官、CUD 副委員長の Birtukan Mideksa

前裁判官、アジス・アベバ市議会の CUD 当選議員の Anteneh Muluget

Action Adi Ethiopia police director、Global Call to Action on Prover (GCAP) のエチオピアにおける調整者、Daniel Bekelle

前裁判官、エチオピア社会正義団体議長、Global Call to Action on Prover (GCAP) のエチオピアにおける調整者、Netsanet Demissie」 [54a]

13.05 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「法律は私有財産の搜索に際して司法搜索令状を要求しているが、しかし、実際には、特にアジス・アベバ以外において、警察はしばしば令状を取ることなく財産を搜索する。野党の代表者は、警察がときに不正な逮捕状を使用して住宅に侵入し、金銭強要を含む犯罪行為を行うと主張した。連邦警察の職員がこの年の間に強盗を働いたという報告があったが、その中には不正令状の使用が含まれている。」 [3a] (p7)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 13.06 この報告は、さらに次のように述べている。警察が市民の住宅に押し入ったという報告が続いた。治安部隊が逮捕状なしに深夜に個人を自宅から連行したという報告もあった。」 [3a] (p7)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

14. 刑務所の状態

- 14.01 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「刑務所および裁判前拘留所の状態は非常に劣悪であり、過密状態が依然として重大な問題であった。囚人は、しばしば、200 人まで収容できる監房内で 21.5 平方フィート未満の就眠スペースしか割り当てられなかった。毎日の食事予算は一人当たり 25 セント(2 ビル)であり、多くの囚人が家族に毎日食糧を届けさせたり、自分の金で地元の業者から食糧を購入したりしていた。刑務所の状態は不衛生であり、医療の利用はあてにならない。刑務所維持のための予算はなかった。」 [3a] (p4)

- 14.02 この報告は、次のように続く。

「拘留所において警察は、しばしば、被拘留者を肉体的に虐待した。外交監視員は、オロミヤで拘留されているアジス・アベバ大学学生から直接聞いた情報として、このような殴打を報告した。当局は一般的に訪問を許可したが、ときには拘留者との接見を拒否した。統計は入手できないが、疾病および劣悪な医療のために刑務所内で多少の死者が発生した。刑務所当局は、このような死亡の報告を公表しなかった。」 [3a] (p4)

- 14.03 この報告は、次のようにも述べている。

「この年 [2005 年]の間に、国際赤十字委員会(ICRC)は、一般的に、全国の連邦および地方の刑務所、文民拘留施設、警察署に赴き、数百件の訪問を行って数千人の拘留者と面会することができた。政府は、事前通知を条件として、外交団と刑務所当局と面会も許可した。当局は、ICRC に第三者立会なしの囚人との定期的面会を許可した。ICRC は、政府が OLF 闘士容疑者を拘留している軍の拘留施設への訪問許可を与えられた。ICRC は、いわゆる国家安全保障上の理由により拘留されているエリトリア人一般市民およびエリトリア系の地方市民の訪問も続けた。」 [3a] (p4)

- 14.04 米国国務省の 2004 年版人権報告書は、次のように述べている。

「女性の囚人は男性から分離されている。しかし、未成年者は、ときとして、成人とともに監禁された。15 才未満の児童の少年院が 1 つだけあり、その定員は 150 人である。少年院に収容できない未成年者は、成人とともに監禁された。裁判前の拘留者は、通常、起訴されるまで既決受刑者から分離され、現地警察署または limited Central

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

Investigation Division (CID) (特別中央調査部)のアジス・アベバ拘留施設に拘留された。法律は、有罪判決後に受刑者を連邦刑務所に移送することを求めている。しかし、この要求は、ときとして、実際には実施されなかった。」 [3b] (p5)

- 14.05 この報告は、さらに次のように付け加えている。「小さな町において、人々が裁判を受けずに警察署に長期間にわたって拘留され、ときにはこれらの人々の所在が数ヶ月間にわたり不明であったという多くの報告が野党の党員から寄せられた。」 [3b] (p5)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

15. 死刑

- 15.01 ハンズ・オフ・カインのウェブサイトは、次のように述べている。「加重殺人および国家または人道に対する罪は、死刑にあたる罪である。1957 年の刑法は、大量殺人、人道に対する犯罪(第 281 条)、一般市民に対する戦争犯罪(第 282 条)、負傷者、病者、難破者に対する犯罪(第 283 条)、囚人および被抑留者に対する戦争犯罪(第 284)、略奪、海賊、掠奪(第 285 条)に関わる『例外的に重要な犯罪の場合』に死刑を規定している。」

このウェブサイトは、次のように続く。「2005 年 5 月 9 日、エチオピアは、強姦により他人を故意に HIV/AIDS に感染させた者の最高刑を死刑とする修正刑法を導入した。1994 年憲法の第 28 条に基づいて、大統領は死刑を終身刑に減刑する権限を授けられている。死刑を宣告された者は、上級裁判所に上訴する権利および大統領減刑を嘆願する権利を持つ。エチオピアは、2005 年 4 月 20 日に国連人権委員会により承認された死刑に関する決議に反対投票した。」 [22c]

- 15.02 ハンズ・オフ・カインのウェブサイトは、2005 年 12 月 9 日に次のように報告した。「連邦高等裁判所は、マルキスト独裁者メンギスツウ・ハイレ・マリアムの幹部軍人の 1 人、Melaku Tefera 少佐にこの国の 1970 年代の『赤色テロ』キャンペーン中の大量殺人の嫌で死刑を宣告した。」 [22a]

- 15.03 BBC は、2005 年 8 月 11 日の記事で次のように報じた。「エチオピアの旧軍事政権の 2 人の幹部が 11 年の裁判の後に死刑を宣告された。旧保安相 Tesfaye Woldeselassie と前警察長官 Legesse Belayneh は、数千人の反体制派を拷問した嫌で有罪と判示された。」 [71] [17b]

- 15.04 アムネスティ・インターナショナルは、その 2005 年年次報告において、次のように述べている「数件の死刑宣告が言い渡されたが、執行は報告されなかった。10 月、Asili Mohamed を含む 1992 年以降拘留されていた 3 人の OLF 闘士が 1992 年の Bedeno 町における市民の殺害および拷問で有罪とされ、死刑を宣告された。彼らはこの罪を否認し、最高裁判所所への彼らの上訴は、この年(2004 年)末現在、係属中である。」 [10a] (p3)

- 15.05 ハンズ・オフ・カインのウェブサイトは、エチオピア通信社が 2005 年 3 月 1 日に次のように報じたと述べている。

「エチオピアの連邦高等裁判所は、旧 Kembata and Hadiya 地区においてデルグ体制中に犯された大量殺人の罪で Tiruneh Habteselassie 大佐に死刑を宣告した。Habteselassie は、2 つの罪、住民の殺害および裁判によらない監禁の嫌で有罪とされた。検察官は、Tiruneh 大佐に不利な証拠を提出した。この証拠は、32 人の人々(これらはエチオピア人民革命党(EPRP)党员であったと大佐は主張した)の殺害に対する彼の関与を確証した。 [22c]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 15.06 アムネスティ・インターナショナルは、その 2004 年年次報告において、次のように述べている。「2003 年中に種々のデルグ裁判で 6 人の被告が死刑を宣告された。彼らは、前大統領メンギスツウの下で行われた 1978 年の殺人(エチオピア正教会の『行方不明になった』総主教 Abune Tewoflos を含む)について有罪とされた。2003 年末までに上訴は、まだ審理されていない。これらの裁判においてこれまで死刑判決は、すべて欠席で言い渡されてきた。ほとんどすべての被告が死刑の可能性に直面している。」[10b] (p3)
- 15.07 BBC は、2004 年 10 月 21 日に次のように報道した。「エチオピアで 10 年以上前の 200 人以上の大量殺人で有罪とされた 3 人の男に死刑が宣告された。この裁判所は、これらの男がすべて反政府オロモ解放戦線の党員であると述べた。[7m]

死刑の報道に関する詳細については、デルグ裁判の項参照。

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

16. 政治的所属

政治的表現の自由

16.01 連邦憲法の第 29 条は、次のよう述べている。

- “1 あらゆる人が妨害されずに自分の意見を持つ権利を有する。
- 2 あらゆる人が妨害されない表現の自由に対する権利を有する。この権利は、口頭により、書面により、印刷物により、芸術形式により、または自分の選択する任意の媒体により、あらゆる種類の情報を限界なく求め、受け入れ、分け与える自由を含むものとする。
- 3 報道とその他のマスメディアの自由および芸術的創造性の自由が保証される。報道の自由は、明確に以下の要素を含む。
 - a あらゆる種類の検閲の禁止
 - b 公益情報に対するアクセス
- 4 民主主義体制の機能にとって不可欠な情報、思想、意見の自由な流れのために、報道は、その運営的独立および種々の選択肢を受ける入れる能力を確保する法的保護を享受する。
- 5 国により賄われるかまたは国の管理下にあるメディアは、意見の表現の多様性を受け入れる能力を保証する方法で運営されるものとする。
- 6 これらの権利は、表現および情報の自由は表現される主張の内容または趣旨の理由で制限できないという原則により導かれる法律によってのみ制限できる。法的制限は、青年の福祉、個人の名誉および評判を保護するために規定できる。戦争の宣伝および人間の尊厳を害することを意図する意見の公的表現は、法により禁止されるものとする。
- 7 これらの権利の行使に関する法的制限を侵す市民は、法律により責任を問われる。」
[4]

16.02 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「年末現在、2003 年に情報省により提案された報道法案はまだ議会に正式に上程されていない。しかし、3 月 28 日、議会は報道法案の最も厳しい罰則規定を 5 月に発効する新しい刑法に包めた。これらの条文は、報道関係者により犯されるすべての罪に適用される一般規定を含んでいる。」 [3a]

16.03 21 世紀アフリカ・プレス・ネットワークは、そのニュースレター第 22/2003 号で次のように報道した。「2003 年 1 月、エチオピア情報省は、依然として報道犯罪を処罰対象とする新しい報道法案を発表した。新しい法律は『建設的で責任あるジャーナリズム』を奨励するために策定されたと政府が主張するとしても、それがこの国でやっと最近見られた報道の自由におけるささやかな進歩を止めてしまう懸念がある。」 [101]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

この報告は次のように続く。現報道法の第 10 条はメディアの内容を規制し、『個人、国/国民、人々または組織に対する名誉毀損または誣告』の公表を明示的に禁止している。表現の世界的自由を推進する団体、『第 19 条』は、刑事罰を科することから禁止行為の過度に広い定義までの多くの領域について、この法律を非難してきた。政府がこの専門用語を解釈し、この法律を施行してきた方法は、どちらも気がかりである。ジャーナリストは、政府の慣行を批判し、あるいは、政府当局に不利な意見を表明する記事を公開したために、繰り返し投獄されてきた。明確に定義された規定も比例的量刑体系も存在しないので、乱用の可能性が甚大である。」[101]

- 16.04 人権委員会の第 62 会期は、2006 年 3 月 6 日に次のように報告した。「2003 年 1 月、政府は、『報道の自由を規定する布告』と題する非常に制約的な法律案を発表した。市民社会による拒絶反応および国際専門家による勧告の結果、政府は 2004 年初めにわずかに変更した案を提示したが、それはさらなる抵抗を引き起こした。3 回目の案が 2004 年 7 月に提示されたが、当該法律違反に対する重い罰金と 5 年以下の刑期を含む原案に含まれていた制約的規定が残っていると伝えられている。この法案は、認可を得るために満たすべき一連の条件(年齢、国籍、法的経歴を含む)を含み、ジャーナリストの行動規範を制定する責任を負う政府管理の報道審議会の設置を規定し、そして裁判所に事前検閲権限を与えている。連続した抵抗にも関わらず、2005 年 3 月、議会は新しい刑法に対する追加として多数の条文を法律化したが、その中には報道犯罪の法的責任に言及する原布告案の条文が含まれていた。」[103]

- 16.05 2006 年 8 月 29 日にアクセスされた『第 19 条』の報告、「エチオピアにおける表現の自由に関する法的枠組み」は、次のように述べている。「報道法[現行]の第 6 条と第 7 条は、印刷メディア認可を取得するための登録要件および手続を規定している。情報省または地域情報局は、申請の提出から 30 日以内に認可を交付する権限を授けられている。印刷メディアの認可要件が適法でないことは、いま、一般的に認識されている。」報告は次のように続く。「エチオピア法に基づく登録要件は、すべての報道活動に登録要件を課するので、煩わしい規制である。これは、小量印刷の小規模出版でも登録しなければならないことを意味する。国連人権委員会は、小量印刷部数に対するこのような要件は不釣り合いな重荷であると考えている。50 部未満の印刷部数のパンフレットでも大量印刷と同じ登録要件を課され、登録しないことは 2 年以下の刑または 10,000 エチオピア・ビル(1,250 米ドル)の罰金を招く。」

『第 19 条』の報告は、次のように付け加えている。「この報道法は、この法律に対する違反またはこの法律で規定されている義務に従わない場合の刑罰の節を含んでいる。内容に関する違反の場合、刑罰は 3 年以下 1 年以上の刑または 50,000 ないし 10,000 エチオピア・ビルの罰金あるいは刑と罰金の両方である。この刑罰は、刑法に基づく責任と刑罰より優先する。登録に関する違反の場合、刑罰は 2 年以下の刑または 10,000 エチオピア・ビル(1,250 米ドル)の罰金である。報道法は、この法律において規定されている多数の義務の順守違反に対しても 1 年以下の刑または 5,000 エチオピア・ビル(625 米ドル)の罰金あるいは両方を科する。これは、新聞の分類広告欄に商業公告を出

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

し忘れること、編集者または経営者の名称の公表を忘れること、出版物のコピーを頒布から 24 時間以内に情報省または地域情報局に提出しないこと、目立つ場所にペン・ネームの使用を表示しないこと、伝聞報道の報道機関出典を示さないこと等々のような軽微な事案さえ含んでいる。」

『第 19 条』報告は、さらに次のように続く。「一方の国営メディア機関および政府と他方の民営報道機関の間になんら協力関係はない。実際に、近年、政府は、この分野の懸念に対処しそのために有意義な運用空間を確保することを目指す緊密な協力関係の構築に努めてこなかった。政府は、民間メディアの運用能力および制度面での能力の構築のための努力も行ってこなかった。民間報道機関のジャーナリストは、しばしば、恣意的な逮捕、脅迫、嫌がらせ、刑事訴追、その結果の有罪判決を被ってきた。多くのジャーナリストは国外に逃れ、隣国における亡命者の地位を余儀なくされてきた。民間報道機関の抑圧および民間部門のジャーナリストに対する攻撃は、エチオピア政府が報道機関の最悪の敵 10 傑の 1 つに数えられるほどのレベルまでエスカレートした。」 [102]

- 16.06 ジャーナリスト保護委員会(CPJ)は、2006 年 3 月 14 日付の記事『エチオピアの政治的分裂、報道機関を罠にかけろ』の中で次のように報告した。「この国の 1 週間訪問を月曜日に終了したジャーナリスト保護委員会の見聞によると、エチオピアにおける深刻な政治的分裂によりこの国の民間報道機関に対する数ヶ月にわたる大規模弾圧がさらに強まり、活字メディアを破壊し、凶暴な自己検閲を強化し、死刑に相当する嫌疑による多くのジャーナリストの投獄をもたらしている。」

CPJ の報告は、次のように続く。「CPJ との会見で政府は、憲法秩序を転覆する陰謀に加担していると政府が非難しているジャーナリストによる扇動的報道を弾圧する必要があると述べた。政府当局は、民間報道機関を野党に魅惑されている者またはその代弁者として非難した。民間報道機関の代表者は、ジャーナリストが批判的報道のために処罰されていると CPJ に語った。独立した記者に話しかけることを拒否することにより政府自身が釣り合いのとれた取材を不可能にしてきたと代表者は述べた。地方のジャーナリストは、新聞を印刷しないよう印刷会社に圧力をかけることを含む政府の定常的嫌がらせおよび微妙な形式の検閲について苦情を訴えた。」 [32e]

結社および集会の自由

- 16.07 人権ウォッチ年次報告 2007 年版は、次のように述べている。「政府は、永年来、この国における最大の独立会員制団体エチオピア教員協会(ETA)の非合法化に努めてきたがまだ成功していない。ETA の委員長は、『反逆罪』で起訴されている人々の中の 1 人である(しかし国外に逃れることにより投獄を免れている)。ETA のアジス・アベバ支部の委員長も被告とされ、投獄されている。9 月、ETA がその会員を代表する能力に対する不法な干渉について国際労働機関に提訴した後、政府は、2 人の ETA 役員を逮捕した。」 [11]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 16.08 国際連合人権委員会の人権の推進および保護に関する第 62 会期、人権擁護者に関する事務総長特別代表により提出された報告『人権擁護者』において、Hina Jilani は 2006 年 3 月 6 日に次のように述べた。憲法の第 30(1)条は、次のように規定している。...『何人も、他者と共同して、武器を持たずに平穏裡に集会し、公開デモに参加する自由および請願する権利を持つものとする。』公開の会議およびデモが公共の秩序を混乱させないこと、またはこのような会議およびデモが公衆道徳、平穏、民主的権利を侵さないことを保証するために適切な手続を立法化できる。布告第 3/1991 号は、平和的なデモおよび公開政治集会手続を取り扱っている。その第 4.1 条は、平和的なデモまたは政治集会の組織者が地方当局に書面通知を提出することを求めている。この通知は以下を明らかにしなければならない。デモまたは集会の目的、その場所、日付、時間、予測される参加者推定人数、法および秩序を維持するために必要な当局からの援助。』

国際連合の人権委員会報告は、次のように続く。「第 5.1 条は、組織者がその氏名、住所、署名を提出することを求めている。第 6.1 条は、関係当局に、法と秩序を維持するために必要と考えられる場合に組織者に対し異なる場所または時期に当該催しを開催する必要を通知する権限を与えている。1960 年民法の団体に関する規定および 1964 年の団体法に従って、団体および NGO は司法省に登録する義務を負っている。この制約的な枠組みの結果として、登録プロセスは複雑であり、実質的に当局により支配されていると言われている。活動を行う認可は司法省により定期的に更新される必要があり、伝えられるところによると司法省は自由にそれを自己の裁量で撤回または変更できる。」 [103]

- 16.09 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「法律は集会の自由を規定している。5 月 15 日[2005 年]の国政選挙より前には、選挙前の週末に約百万人の人々が参加したアジス・アベバの集会を含めて多数の野党大会が開催された。しかし、選挙直後、政府は、この権利を実際に制限した。....大規模公開集会またはデモの組織者は、72 時間前に政府に通知して許可を得なければならない。この年の間に、当局が野党により請求された許可を拒否したという報告が数件あった。野党も、地域当局による許可付与の長期かつ説明のつかない遅れおよび許可の土壇場の取り消しを報告した。」 [3a] (p10)

- 16.10 この報告は、さらに次のように続く。

「5 月 14 日、国政選挙の前日、首相は、アジス・アベバおよび周辺地域におけるすべてのデモの 1 カ月禁止を発表した。5 月 25 日の新聞発表において、EHRCO は市民の憲法上の権利の侵害としてこの禁止を非難した。....この禁止に関わらず(それは 8 月 13 日まで延長された)、デモ参加者は 6 月 6 日から 8 日にかけて政府に抗議し、その結果、アジス・アベバにおいて治安部隊により少なくとも 42 人の武装していないデモ参加者が殺害された。.... 11 月 1 日と 7 日の間に、アジ

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

ス・アババで軍隊と警察が投石するデモ参加者に発砲し、少なくとも 40 人を殺した。政府は、一部のデモ参加者が斧と手榴弾で武装していたと主張した。」 [3a] (p10)

- 16.11 この報告は、次のようにも述べている。「法律は結社の自由および制限されない平和的政治活動に参加する権利を規定しているが、政府は実際にこの権利を制限している。」 [3a] (p11)
- 16.12 2006 年 6 月に Cedric Barnes により作成された Writnet 報告、国連難民高等弁務官報告「エチオピア：社会政治的評価」は、次のように述べている。「大部分の労働者は組合を形成・加入する権利を持っているが、1993 年労働布告は教員、ジャーナリスト、公務員を除外し、団体に属することのみ許容している。労働組合または団体に関する最も切迫した人権問題は、エチオピア教員協会(ETA)に対する嫌がらせである。前 ETA 委員長、Taye Woldesmiat は 1996 年に 15 年の刑を宣告され、2002 年に釈放された。EFJA に対して試みたものと同様な手段として、政府はそれ自身の ETA を設立した。現在、2 つの ETA、政府に近いものと依然として独立を維持しているものがある。政府と結んでいる ETA は、教員の俸給から義務的負担金を得ている。独立 ETA は、嫌がらせ、脅迫、会員の投獄を報告している。2004 年、その事務所は政府により閉鎖され、銀行口座は凍結された。」 [107](5.3.3)

野党側のグループおよび政治活動家

- 16.13 国際人権連盟は、2006 年 1 月 3 日に次のよう報告した。

「国際人権連盟(FIDH)は、2 人の未成年者、野党活動家、人権擁護家、ジャーナリストを含む 129 人に対して提起された起訴について深く憂慮している。2005 年 5 月 15 日およびエチオピア議会選挙以降、抑圧がエチオピアに垂れ込めている。2005 年 6 月と 11 月、選挙抗議に対する 2 つの抑圧の波が武器を持たない抗議者、学生、子供を含む約 100 人の死をもたらし、数千の人々が逮捕された。2005 年 12 月 21 日、131 人が保釈を拒否され、陰謀と武装蜂起、立憲体制転覆未遂、大反逆罪、大量殺人を含む嫌疑で正式に起訴された。これらの人々は、12 月 28 日まで抗弁を提起できる。エチオピア刑法によると、これらの罪に対する刑罰は、25 年の刑期から死刑までである。起訴された人々の大部分の氏名と職業は不明であるが、受けとった情報によると 14 ~ 15 の少年 2 人、10 人の当選議員、統一民主連合(CUD)の指導者、少なくとも 12 人のジャーナリスト、貧困に対する闘いに献身している国際 NGO、Actionaid Ethiopia 所属の 2 人の貧困絶滅活動家、Daniel Bekele 氏と Netsanet Demessie 氏、FIDH のエチオピアにおける会員組織、エチオピア人権委員会(EHRCO)の前委員長 Mesfin Woldemariam 氏が含まれている。」 [46a]

- 16.14 BBC は、2005 年 12 月 17 日付の記事で次のように報じている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「エチオピアの検察官は、131 人の拘留中の野党指導者、記者、援助活動家を反逆罪から『大量殺人』までの罪で起訴した。...これらの罪は、少なくとも 46 人の死者を出した 5 月の問題選挙に対する先月の抗議に関係している。エチオピアの法律では、一部の罪は死刑を招来する。エチオピアの裁判官 Adil Ahmed は、金曜日、首都の 1 つの裁判所に対し、131 人の被疑者に対する容疑は反逆罪、大量殺人、陰謀、武装蜂起実行を含むと告げた。野党統一民主連合(CUD)の最高指導者 Berhanu Nega、人権活動家 Mesfin Woldemariam を含む約 55 人の被告が満員の法廷に出廷した。これらのうち数人は、彼らの収監に抗議するため約 3 週間ハンストを続けてきた。」[7r] BBC は、次に 2005 年 12 月 28 日、さらに次のように報じた。「エチオピアで反逆および大量殺人の容疑に直面している 80 人以上の人々は、弁護士との接見が許可されていないとの苦情を申し立てた。...裁判官は彼らの保釈を検討した後、刑務所への彼らの復帰を命令した。」[7s]

- 16.15 BBC は、2005 年 6 月 10 日の記事で次のように報じた。「エチオピアの若者が選挙不正疑惑に対する今週の抵抗の最前線に立ったが、殺されたり、逮捕されたりした人々の多くは若い学生であった。... 26 人が射殺された水曜日の前の月曜日と火曜日に 500 人以上の学生が逮捕された。アフリカの青年は、しばしば、政治的暴力の矢面に立つが、一方、この大陸の政治指導者は 60 代または 70 代の人々が多い。」[7t]
- 16.16 人権ウォッチの年次報告 2007 年版は、次のように述べている。「2005 年 11 月の事件に続いて、政府は、新しく選出されたアジス・アベバ市長 Berhanu Nega および新しく選出された議会議員を含む 76 人の野党政治家、ジャーナリスト、市民社会活動家を逮捕した。政府は、これらの人々を反逆罪、大量殺人、『憲法秩序』を変更するために暴力と違法な手段を計画的に使用したこと、政府の業務を妨害したこと、武器による暴力行為を組織したこと、『国家の防衛軍事力』を害したこと等の廉で起訴した。反逆罪と大量殺人罪は、死刑に相当する保釈できない罪であり、政府はその被疑者を司法判決が下るまで長期にわたり収監することができる。政府は、米国のボイス・オブ・アメリカの 5 人の記者を含むその他の 55 人を同様な罪で起訴したが、そのうち 35 人は欠席起訴であった。VOA 記者に対する起訴は、後に却下された。2006 年 3 月、政府は、アジス・アベバ市議会議員当選者と新聞発行者を含むその他の 32 人を逮捕し、同じ罪で起訴した。」[11i]

CUD に関する詳細情報については、第 5 節の在野政党の項を参照すること。

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

17. 言論およびメディアの自由

エチオピアのメディアの概要

- 17.01 憲法および 1992 年の報道法は、言論および報道の自由を規定している。[4] (p10) しかし、米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「法律は言論および報道の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を実際に制限した。政府は、でっち上げたとされる情報の公表および報道法に対するその他の違反の嫌でジャーナリスト、発行者、編集者に対する嫌がらせおよび訴追を続けた。政府は、すべての放送メディアを支配した。民間および政府のジャーナリストは、定常的に自己検閲を行った。....2005 年 5 月 15 日の国政選挙より前には、政府管理メディアは前例のないほどに野党の意見を報道していたが、選挙後は一般的に政府と与党 EPRDF 連合の意見のみ反映している。民間報道機関と政府の関係は、しばしば、緊張した。[3a] (p8)
- 17.02 この報告は、さらに次のように続く。「外国ジャーナリストは引き続き自由に活動し、しばしば、政府の政策を批判する記事を書いた。政府当局は、しばしば、外国のジャーナリストまたは地元特派員に国内独立ジャーナリストの受けるものより多くの政府アクセスを与えた。しかし、5 月 15 日以前、一部の国際特派員は、取材内容を自己検閲するよう強力な政府圧力を受けたことを報告した。彼らはそれを拒否したが、直接的結果は被らなかった。」 3a] (p8)

新聞および雑誌

- 17.03 人権ウォッチの年次報告 2007 年版は、次のように述べている。「2005 年選挙に続いて、政府は自由化傾向を急激に逆転し、独立新聞社およびその編集者、発行者、記者にその報道と社説のみを理由として新たな嫌がらせ、脅迫、刑事責任を課した。反逆と大量殺人の罪に直面している 18 人のジャーナリストのほかに、訴えられた名誉毀損および『虚偽の』情報の印刷を刑事犯罪とする 1991 年前の軍事政府報道法に基づいてジャーナリストが有罪判決を受けた。2006 年 9 月初め、治安部隊は、ウガンダで発行された拘留中の Berhanu 市長の政治綱領印刷物を所持していた個人をこの原稿が刑務所から持ち出された後に拘留した。無記名市民不服従『カレンダー』印刷物(『反逆罪』被告の写真や被告の釈放を勝ち取るための政府管理事業ボイコットのようない活動の呼びかけを含んでいた)を所持していた嫌で逮捕された人々もあった。政府は、その政策を批判するインターネット・ブログに対するアクセスを阻止した。」 [11]

- 17.04 IRIN ニュースは、2005 年 7 月 12 日に次のように報じた。

「エチオピアは、問題になった選挙後の独立メディアに対する弾圧に向けられた非難をはねつけ、政府はこの国の法を守っていると主張した。当局は国際マスコミ・監視組織

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

も批判し、彼らがエチオピアで実際に起きていることをよく知らないと言った。『弾圧はない』と政府のスポークスマン、Zemedkun Teckle は火曜日に語った。『われわれは、マスメディアがこの国の法律と規則を守るようにしている』...この声明は、報道機関を窒息させようとしているとして政府を非難したニューヨークに本拠を置くジャーナリスト保護委員会(CPJ)による批判に応じて発表された。『自らの任務を果たそうとするジャーナリストを苦しめ、かつ、脅迫するために抑圧的な法律を使用している政府に対して、CPJ は大きな不安を抱いている。』とこの組織の事務局長、Ann Cooper は語った。『エチオピア当局は、復讐を受ける恐れなく一般市民に情報を伝え、批判的に報告するジャーナリストの権利を公式に承認しなければならない。』」 [9u]

- 17.05 2005 年ジャーナリスト保護委員会(CPJ)は、2005 年 11 月 4 日付の News Alert で次のように報告した。

「エチオピア当局は少なくとも 2 人のジャーナリストを拘留し、マスメディアによる反政府抗議取材の検閲を強化した。...現地筋は、警察が独立アムハラ語週刊誌 Hadar の 2 人の編集者と 1 人の記者を逮捕したとジャーナリスト保護委員会に語った。...その他の多くのジャーナリストは地下に潜行した。現地筋によると、独立報道機関のほとんどは警察からの命令により出版を停止した。...弾圧の後に、エチオピア自由報道ジャーナリスト協会(EFJA)の指導者および統一民主連合(CUD)の代弁者として政府が非難しているジャーナリストを逮捕するという政府の脅迫が続いた。...現地筋によると、警察が政府所有印刷所による民間新聞の印刷を阻止し、その大部分は新聞雑誌売り場から姿を消した。警察は民間週刊誌 Ethiop の印刷中止を命令し、この新聞のテクニカル・アシスタント、Zerihune Tsegaye を逮捕した。彼は、後に、起訴されずに釈放された。」 [32a]

- 17.06 CPJ により 2005 年 12 月 21 日に発表された後続の News Alert は、次のように報告した。

「CPJ 筋によると、政府転覆未遂とされる事案に関与した中で 21 人のエチオピアのジャーナリストと EFJA の委員長が起訴された。起訴された(欠席で)人々の中に、ワシントン DC でボイス・オブ・アメリカのアムハラ語放送のために働いているエチオピア系の 5 人のジャーナリストが含まれている。...14 人の起訴されたジャーナリストは拘留されている。彼らは、11 月初めの反政府抗議後に発動された大弾圧で拘留された。起訴されたジャーナリストの大部分は、民間のアムハラ語週間新聞で働いている。政府は、その起訴状で、フリーランスのジャーナリスト、Iskinder Nega を野党 CUD の指導者であるとして告発した。他の容疑の正確な詳細は、いまのところ不明である。」 [32b]

- 17.07 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「3 月 3 日、連邦高等裁判所はエチオピア自由報道ジャーナリスト協会(EFPJA)およびその指導部に対する 17 カ月禁止を解除し、EFPJA が法的に承認されている団体であるとする一審裁判所による 2004 年 12 月の判決を支持し、司法省の上訴を却下した。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

[3a] (p10) 2005 年 3 月 7 日の IRIN の記事は、この協会の委員長、Kifle Mulat が次のように語ったと報じた。...『これはエチオピアのジャーナリストにとって新しい章であり、われわれをこの国における表現の自由のための闘いの最前線に立たせる。』IRIN の報告によると、EFPJA は 1993 年に設立され、2002 年に政府認可を与えられた。EFPJA の目的は、エチオピアにおける独立報道機関の権利を守ることである。[9v] 米国国務省の 2005 年版人権報告書によると、2005 年末現在、この団体は、その委員長 Kifle Mulat が政府の逮捕状の下で捜索されているジャーナリストの 1 人であるため、不活発である。Mulat は、11 月騒乱時にこの国に戻らないことにより拘留を避けた。政府の支援を受けている EFPJA と同名の対抗団体もこの年の間不活発であり、その活動状況は不明である。[3a] (p10)

17.08 2005 年 11 月に更新された BBC のエチオピア国情は、次のように述べている。「民間所有の新聞社は増加してきた。その一部はオンラインで入手できる。Walta ウェブサイトは、若干の政府支持英字新聞も掲示している。」[7i]

17.09 Ethiopian Media Women's Association (EMWA) (エチオピア・メディア女性協会)もアジス・アベバで活動している。この協会は、「エチオピア民法第 405 条に従って 1999 年 5 月以降司法省に正式に登録されている非営利団体である。女性の低調な参加状況と乏しい専門的知識を目の当たりにして、若干の女性ジャーナリストが懇談会と相談の活動を開始した。EMWA は、1997 年 11 月 16 日に創設された。」[63]

17.10 BBC のエチオピア国情報告(2005 年)によると、エチオピアの報道機関は次の各社からなっている。

Addis Zemen – 国有、日刊紙
Ethiopian Herald – 国有、英字日刊紙
Menelik – 民営、週刊
Addis Admas – 民営、週刊
Seifenebelbal – 民営、週刊
Toby – 民営、週刊
Wonchif – 民営、週刊
Tomar – 民営、週刊
The Reporter – 民営、英字ウェブ・ページ
The Sun – 民営、英字週刊
Addis Tribune – 民営、英字週刊
Capital – 英字、ビジネス週刊誌[7i]

17.11 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「年末現在、2003 年に情報省により提案された報道法案はまだ議会に正式に上程されていない。しかし、3 月 28 日、議会は、報道法案の最も厳しい罰則規定を 5 月に発効

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

する新しい刑法に包めた。これらの条文は、報道関係者により犯されるすべての罪に適用される一般規定を含んでいる。」 [3a] (p10)

17.12 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「情報省は、新聞社に対し毎年出版免許を登録するときに 1,150 ドル(10,000 ビル)の銀行預金残高を持っていることを要求する。この金額は、一部の小規模出版社を登録から実質的に除外する。当局は、出版者に対し新聞社を設立・運営するために永住も要求する。政府は他の事業所有者に対しては永住を要求しないので、一部の独立ジャーナリストは、政府が永住要件を一種の脅迫として利用していると主張した。報道法は、すべての出版者に対し出版物を出版の日情報省に無料で提出することを要求している。」 [3a] (p9-10)

17.13 この報告は、次のように続く。

「民営新聞の大部分と政府新聞は、政府所有の印刷所で出版物を印刷した。11 月の騒乱後、印刷所は、しばしば、印刷所が印刷する内容について責任を問われる旨の司法省声明に言及して一部の新聞の印刷を拒否した。警察は裁判所の命令なしに印刷所を閉鎖する権限を持っているが、この年の間この権限は使用されなかった。」 3a] (p10)

テレビとラジオ

17.14 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「法律は民間ラジオ放送局を許可し、政府は新しい放送局に免許を与えると述べているが、政府はすべてのラジオとテレビの放送メディアの支配を継続している。政府は唯一のテレビ局を運用し、ニュース放送を厳しく管理した。放送法は、政治組織および宗教組織が放送局を所有することを禁止している。法律は、外国所有も禁止している。.... 国営ラジオ・エチオピアは、番組およびコマーシャルの放送枠を購入したい民間グループおよび個人に放送時間を販売した。4 月 1 日南部諸民族州は、その地区 FM ラジオ局、Radio Voice of the South から毎日 1 時間のアムハラ語放送を開始した。9 月 5 日、アジス・アベバ市行政府は、毎日 5 時間の FM 放送の試験送信を開始した。」 [3a] (p8)

17.15 この報告は、次のように続く。

「国際ニュース放送の聴取に多少の制約があった。BBC と Deutsche Welle の放送は全国で聴取された。.... 年末現在、ボイス・オブ・アメリカの放送信号は意図的妨害電波を受けている。政府は、私有衛星受信アンテナの所有を許可した。しかし、唯一の電気通信事業体、エチオピア電気通信会社の高い価格と限られた能力のためにこの技術の利用は事実上限定されている。」 [3a] (p9)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 17.16 BBC の国情報告(2005 年 11 月 2 日更新)によると、エチオピアにおける既知のラジオ局は次のとおりである。

Radio Ethiopia – 国有、国内放送および国外放送を行っている
Voice of Tigray Revolution – ティグライ地域州政府ラジオ局
Radio Fana – 1994 年に与党により設立された[7i]

テレビ
Ethiopian Television (ETV) – 国有[7i]

通信社
Walta Information Centre (WIC) – 民営、政府支持
Ethiopian News Agency (ENA) – 国有[7i]

インターネット

- 17.17 CPJ は、起訴されずに拘留されているインターネット記者に関する別の警報ニュースを 2006 年 1 月 30 日に発表し、次のように述べた。

「エチオピアの治安部隊が米国に本拠を置くウェブサイト、Ethiopian Review の特派員を拘留したと、本日その出版者 Elias Kifle が述べた。ジャーナリストの Frezer Negash が、金曜日以来、起訴されることなくアジス・アベバで拘留されていると Kifle はジャーナリスト保護委員会に述べた。....政府を厳しく批判しているこのウェブサイトで働いている Negash をエチオピア当局が最近脅迫していたと Kifle と 2 人の CPJ 筋は語った。」 [32d]

- 17.18 国境なき記者団は、2006 年 3 月 13 日付の『妊娠中のジャーナリスト、1 カ月拘留後に釈放』と題する記事で次のように述べた。「オンライン・ジャーナリスト Frezer Negash は 3 月 9 日の夜に刑務所から釈放され、彼女に対するすべての起訴は撤回された。彼女は裁判官に 3 回目の出頭を行い、その席で彼女の弁護士から仮釈放を要請してから 2 日後に解放された。」 [53a]

- 17.19 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「政府はインターネット・アクセスを制限しなかった。....野党のウェブサイトにもインターネットでアクセスできた。....しかし、6 月 8 日[2005 年]の騒乱の後、国营独占企業は、携帯電話によるテキスト通信を実行不能とし(この停止措置は年末現在ほとんどそのままになっている)、CUD がテキスト通信を反政府活動の呼びかけに使用していると述べている。」 [3a] (p9-10)

- 17.20 BBC は、2005 年 4 月 6 日の記事で次のように述べた。

「エチオピアは世界の最貧国の 1 つであるが、インターネット・アクセスに対する大規模投資により情報大国になることを計画している。Meles Zenawi 首相は、情報技術が

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

貧困に対抗する力を持っていると信じている。彼は、これから数年の間に全国どこでもインターネットに接続できるようにすることを計画している。政府は、これを現実化するために米国の技術会社 Cisco と協力している。....政府は、インターネット・サービスの開発のために、光ファイバー・ケーブル布設 2,500km を含む約 4,000 万ドル(2,100 万ポンド)を投資する。現在、7,100 万の人口に約 30,000 のインターネット回線でサービスを提供している。6 年以内に、この数字は 500,000 回線に増加する。」 [7n]

- 17.21 国境なき記者団は、2006 年 5 月 23 日付の「野党のウェブサイトとブログが減少しているが、これは検閲のせい、あるいは技術的問題か」と題する記事で次のように述べた。

「この国で政府を批判するいくつかのウェブサイトが 2006 年 5 月 17 日からアクセス不能になっている。エチオピアでは、ブログスポットにより掲載されるすべての刊行物がインターネットから消滅している。」 [53b]

「エチオピアでアクセス不能になっているウェブサイトとブログの非網羅的リストを以下に示す。

cyberethiopia.com
ethiopianreview.com
tensae.net
quatero.net
ethioforum.org
ethiopianpolitics.blogspot.com
enset.blogspot.com
ethiopundit.blogspot.com
seminawork.blogspot.com
weichegud.blogspot.com」 [53b]

- 17.22 国境なき記者団は、『さらに 3 サイトがアクセス不能、政府は関与を否定』と題する 2006 年 5 月 29 日の記事で次のように述べた。「エチオピアでさらに 3 サイトがアクセス不能になった。情報相、Hailu Berhan は、彼の政府は関係していないと主張したが、なぜ野党ウェブサイトのほとんど全部が突然アクセス不能になったのか説明しなかった。」 [53c]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

18. 人権機関、団体、活動

市民社会

- 18.01 2006 年 5 月に Cedric Barnes により作成された Writnet 報告、国連難民高等弁務官報告「エチオピア：社会政治的評価」は、次のように述べている。「野党と同様に、エチオピアの市民社会および市民社会団体は、完全な自由を享受していない。2004 年以降、市民社会団体および NGO に対する法的制約は、むしろ増大している。ある筋によると、現在のエチオピアの法律は、団体に対し司法省への登録を要求する旧民法および 1964 年団体登録規制法から由来する。別の法案が作成され、2005 年に閣僚会議および議会に提出されることになっている。現在の法律および新しい法案は、政府に司法省を通じて、市民社会団体および NGO に対して広範な権力を行使することを許容しており、したがって市民社会に対する政府の管理を維持する。」[107](5.3)

非政府組織

- 18.02 (人権擁護者保護観測所のエチオピア国際事実調査団の 2005 年 4 月の報告 n417/2「圧迫を受ける人権擁護者」)は、次のように述べている。「2001 年以降、司法省は、NGO に対する新しい法案を検討してきた。2001 年に上程された最初の法案は、ワーキング・グループを共同形成した種々の市民社会団体により厳しく批判された。このグループは、NGO 法的枠組諮問専門調査会として 2003 年に制度化され、新しい法案の作成に参加した。新しく提案された案文に関する公開討論が 2004 年に行われたが、多数の独立人権団体は参加を要請されなかった。」[109](p.19)

この報告は、次のように続く。「この法案は団体に自己をネットワークとして組織することを許容しているが、司法省に NGO の内部問題に干渉する広い権限を与え、したがって市民団体に対する厳しい管理の維持に役立つ。司法省は、たとえば、団体の行政解散の決定、その会員の追放(選挙された会員であるか否かに関わらず)、令状なしの文書の没収または構内の搜索を行うことができる。2004 年 10 月、NGO 法的枠組諮問専門調査会は、代替りの法律案を公開討議のために提出した。」[109](p.19)

- 18.03 2006 年 6 月に Cedric Barnes により作成された Writnet 報告、国連難民高等弁務官報告「エチオピア：社会政治的評価」は、次のように述べている。「人種福祉組織の側面を持つ多数の原住民 NGO が政府と衝突し、閉鎖された。Mecha-Tuluma 協会は OLF の政治部門と見られて閉鎖された。ソマリア地区州の Ogaden Welfare Society (OWS) (オガデン福祉協会)は 2002 年に禁止され、多数の会員が逮捕・拘留された。OWS は、1992 年から活躍してきた。その閉鎖時、OWS は 200 人の会員を持ち、毎週 1,000 人の子供に対する給食、ソマリア地区における 500,000 人および南東エチオピアにおける 12,000

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

人の IDP の世話に関与していた。政府を公然と批判する人権 HGO、エチオピア人権委員会(EHRCO)は数回にわたりその主要指導者を逮捕・起訴されてきたが、2005 年の選挙と抗議の直後にも逮捕された。国際 NGO、Action Aid の代表者も、逮捕され、現在反逆罪で起訴されている人々の中の 1 人である。Sidama Development Group の指導者も行政区域に関する現地抗議で逮捕されている。」 [107](5.3.1)

18.04 Actionaid は、2006 年 1 月 4 日に次のように報告した。「国際開発機関、ActionAid は、11 月初めに逮捕された 2 人の貧困絶滅活動家の保釈を今日拒否したエチオピアの裁判所に対し深い失望を表明した。...ActionAid エチオピアの政策部長 Daniel Bekele と緊密な協力者 Organisation for Social Justice in Ethiopia (OSJE) (エチオピア社会正義団体)の Netsanet Demessie は、エチオピアの立憲体制の転覆謀議で起訴される前に 1 カ月以上にわたり拘留された。他の 125 人および 4 つの団体もこの嫌疑およびその他の 6 つの嫌疑に直面している。... Daniel と Netsanet は、5 月の国政選挙の市民社会監視運動、非政府組織に関する新しいエチオピアの法律に対する改正の要求、および Ethiopia's part of the Global Call to Action against Poverty (貧困対処行動の世界的呼びかけ)に応ずるエチオピアにおける取り組み)組織の促進により当局の注目を引いたように思われる。」 [40a]

18.05 国際救済委員会(IRC)のウェブサイトは、次のように報告している。「IRC は、現在、エチオピアの全土で 4 つの難民キャンプにおいて、厳しい干ばつの被害を受けた地域住民と協力している。これらのキャンプにおいて、IRC は、スーダンの 21 年にわたる内戦から逃れてきたスーダン難民、1998-2000 年のエチオピア・エリトリア国境戦争中に逃れて来たエリトリア難民、主としてモガディシュ地域から来たソマリア難民(これらの人々は、故郷に帰る前に首都の状況改善を待っている)を援助している。」 [41a]

18.06 IRIN ニュースは、2006 年 9 月 25 日付の『エチオピア：ICRC 職員、監禁から解放される』と題する記事で次のように報じた。「国際赤十字委員会は、先週南東エチオピアのソマリ地区州で武装反乱グループにより誘拐された職員の釈放を歓迎した。これらの男性は害されていないと委員会は付け加えた。この誘拐により ICRC は、エチオピアのソマリ州における活動を 11 年来初めて中止した。」

この記事は次のように続く。「金曜日、反乱グループの United Western Somali Liberation Front (UWSLF) (西ソマリア解放連合戦線)は 2 人の人道活動家を誘拐したと主張し、これらの 2 人が援助活動家であって、石油会社の職員でないことを確認した後 48 時間以内に釈放すると発表した。1963 年に結成され、西ソマリアおよび東エチオピアにおけるソマリア民族の権利のために闘っていると主張しているこのグループは、金曜日にモガディシュで発表した声明で外国のエネルギー会社にソマリア地区で操業しないよう警告した。 [9bb]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 18.07 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、さらに次のように述べた。「政府は、OLF とのつながりの疑いについて人権連盟の搜索を続けた。この連盟の事務所は閉鎖されたままであり、裁判所の回答命令に関わらず、政府は、年末現在、連盟の 1997 年の登録要請に回答していない。」[3a] (p15) 「政府は、一般的に、国連および国際赤十字委員会のような国際組織と協力した。国際赤十字委員会の刑務所およびその他の拘留施設への訪問は、この年の間の選挙関連暴力の結果として制限された。」[3a] (p15)

人権活動家

- 18.08 人権ウォッチ年次報告 2007 年版は、次のように述べた。「エチオピアには、ただ一つの大きな全国人権組織、エチオピア人権委員会(EHRCO)がある。政府筋は、反政府的政策の推進に努めているとして常にこの組織を非難し、その役員および一般職員は嫌がらせと脅迫を受けている。1 人の調査員が反逆罪の欠席裁判にかけられた。EHRCO は閉鎖するよう強制されていないが、2006 年におけるその活動はかなり不活発になった。長年にわたる訴訟後に 2005 年の選挙直前に登録を許可されたオロモを中心とする人権連盟の活動も依然不活発である。」[11i]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

19. 汚職

19.01 2006 年版経済の自由指標は、次のように報告している。「政府は引き続き経済的自由を約束したが、進歩はゆるやかであった。約 200 の国有企業はまだ民営化されず、汚職が蔓延し、官僚主義が煩わしく、多くの経済活動が非公式部門で行われている。また、課税は不均等に行われ、司法は制圧され、経済の重要な部門は外国投資に対して閉ざされたままである。」 [96]

19.02 新華社通信は、200 年[原文のママ]2 月 27 日付記事で次のように報じた。「エチオピアにおいて汚職を防止する継続的取り組みの強化を目指す種々の法律案および規則案が関係機関により葬り去られつつあるとこの国の汚職防止ウォッチドッグが日曜日に述べた。連邦倫理汚職防止委員会の上級広報顧問官、Berhanu Assefa は、これらの規則案の 1 つは汚職事件を暴露し、証言する人々のために肉体的および職業的安全保障を与えることを取り扱っていると記者に述べた。」 [97]

新華社通信の報告は、次のように続く。「この 規則は関連機関により審議され、それに対して関連修正が行われた後に首相府に付託されたと彼は語った。首相府は、司法省と協力して最終案の作成を指令したとこの当局者は語った。2001 年に設置されたこの委員会は、汚職との闘いにおいて重要な貢献を行った人々に褒賞を与える法案も作成し、また、種々の業務部門から情報を収集したと Berhanu は述べた。同氏は、収集した情報に基づいて草案文書を最終化するために必要な作業が進んでいると語った。世界の最貧国の 1 つ、エチオピアは、現在、開発活動に取りかかることができるようにするために汚職慣行を根絶するあらゆる可能な努力を行っている。」 [97]

19.03 エチオピア・ヘラルドは、2006 年 8 月 1 日付の「FEAC、政府官吏を財物強要罪で告発」と題する記事で次のように報じた。「Federal Ethics and Anti-Corruption Commission (FEAC) (連邦倫理・汚職防止委員会)は、アムハラ州内国歳入局の部長およびその共犯者を民間会社から 750,000 ビルを強要により受け取った疑いで告発した。FEAC の広報官、Berhanu Assefa は、昨日 ENA に対し、Mesfin Tekle Wolde-Mariam と Tizebt Wolde-Mariam は、DAS PLC に課された 220 万ビル以上の売上税を 2,085 ビルに削減するために、この金額を受け取った疑いで告発されたと述べた。この委員会の告発によると、政府は、この脱税のために 220 万ビル以上を失った。Mesfin の妹、Tizebt はこの強要に関わり、DAS PLC の所有者からこの金額および書類を受け取り、自分の兄とその他の共犯者に手渡した。」

エチオピア・ヘラルドは、次のように続く。「委員会は、彼らの行為が不正であることを覚ったこの会社の所有者がこの事件を委員会に通報した後に、これらの容疑者に対して強要の告発を行った。一方、アムハラ州倫理汚職防止委員会は、同委員会が 50 人の容疑者に対する 14 件の告発を提起したと語った。この委員会の情報担当専門家、Getu Belachew は、EN に対し、同委員会が昨年一般市民からの内報に基づいて告発を行っ

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

たと述べた。Getu は述べた[原文のママ]『最初の一件で起訴された容疑者のうち約 7 人が 2 年から 5 年の刑期と罰金刑を受けた。また、委員会は 9,300 人の住民に汚職防止教育も行った。』と Getu は語った。[原文のママ]『委員会は、去年、一般市民から 204 件の内報を受けた』と Getu は述べた。』 [91b]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

20. 宗教の自由

概要

- 20.01 エチオピア憲法は、改宗の権利を含む宗教の自由を規定している。[4] (p9) 米国国務省の 2006 年版国際宗教の自由報告書は、次のように述べている。「憲法は宗教の自由を規定し、政府は、一般的に、実際にこの権利を尊重した。しかし、地方当局は、ときとしてこの権利を侵害した。この報告期間中に宗教の自由の尊重状況にほとんど変化はなかったが、一部のプロテスタントおよびイスラム・グループから地方当局が彼らを教会、モスク、共同墓地のための土地の取得について差別したという苦情が継続した。社会における宗教グループ間の一般的に友好的な関係が引き続き宗教の自由に貢献した。一般に、宗教間の紛争と衝突がわずかに増加した。一部のイスラム分子からの政府批判が続いた。伝統的イスラム教徒とワハビ派(サウジアラビアから援助を受けていると言われるイスラム教の解釈)の信奉者間の緊張が伝えられた。」 [3k] (p1)
- 20.02 この報告は、次のように述べている。「憲法は国家と宗教の分離を要求し、国教を禁止しているが、政府は実際にこれらの権利を尊重している。」 [3k] (p2-3)
- 20.03 この報告は、さらに次のように述べている。「人口の推定 40～45 パーセントがエチオピア正教会(EOC)に属している。EOC は、北部地区のティグライおよびアムハラで支配的である。人口の約 45 パーセントは、スンニ派イスラム教徒である。イスラム教は、東ソマリアとアファール地区および東部および南部のオロミヤの主要部のすべてにおいて最も有力である。キリスト教福音グループおよびペンテコステ・グループは依然として最も速く成長する宗教であり、人口の推定 10 パーセントを占めている。Mekane Yesus および Kale Hiwot のような伝統プロテスタント教会は、Southern Nations, Nationalities, and People's Regional State (SNNPR) (南部諸民族州)、西部および中部オロミヤ、都市地域で最も強力である。西部のガンベラでは、Mekane Yesus の信奉者が人口の 60 パーセントを占めている。福音教会団体は、その宗教傘下に 23 宗派を持つと称している。」

この報告は、次のように続く。「オリエンタル儀礼およびラテン儀礼カトリック教徒は、500,000 以上を数える。伝えられるところによると、この国には 7,500 人の以上のエホバの証人の信奉者がおり、105 の王国会館がある。ユダヤ教徒、精霊信仰者、その他の伝統的土着宗教の実践者が残りの人口の大部分を構成している。アジス・アベバと北ゴンドル、アムハラ地区では、一部の人々は、彼らの先祖が何世紀も前にユダヤ教からエチオピア正教(Feles Mora)に改宗するよう強制されたと主張している。無神論者は非常に少ない。正確なデータは得られないが、宗教礼拝への積極的参加は、全国にわたり一般的である。多数の外国伝道グループがこの国で活動している。布教活動に対する資金援助または支持活動を行うプロテスタント組織は、以下の団体を含んでいる。Baptist Bible Fellowship、New Covenant Baptist Church、Baptist Evangelical Association、

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

Mekane Yesus Church (ルーテル教会と連携している)、Kale Hiwot Church (Service in Mission と連携している)、Hiwot Berhan Church (Swedish Philadelphia Church と連携している)、Genet Church (Finnish Mission と連携している)、Lutheran-Presbyterian Church of Ethiopia、Emnet Christos、Muluwongel (Full Gospel) Church、Messerete Kristos (Mennonite Mission と連携している)。ペンテコステ派、エホバの証人、末日聖徒イエス・キリスト教会(モルモン教徒)も積極的な布教活動を行った。」 [3k] (p1)

法的および政治的枠組み

- 20.04 米国国務省の 2006 年版国際宗教の自由報告書は、次のように述べている。「政府は、宗教グループの登録を要求している。宗教団体および教会は、非政府組織(NGO)として、3 年ごとに司法省への登録を更新しなければならない。Ethiopian Human Rights Council (EHRCO) (エチオピア人権委員会)は、この登録要求は『新しい宗教』具体的にはプロテスタント教会に対する政府の取扱いにおける進歩または改善の欠如を示していると述べた。EOC は政府に一度も登録したことはないが、決してしっぺ返しは受けていない。EIASC は、9 年前に登録した後、まったく再登録していない。これらの例外に対する他の宗教グループからの抗議は、政府の平等な取扱いをもたらさなかった。この国の Apostolic Nuncio は、法の前の平等を求めて首相府に繰り返し手紙を書いた。Mekane Yesus、Evangelical Fellowship、ローマ・カトリック教会は、教会が『NGO とは異なる地位』を占めるべきだと考えている。しかし、この報告の対象期間中に政府の政策は、変更されなかった。」 [3k](p.1)

この報告は、次のように続く。「法律に基づいて、開発活動を行う宗教団体はその開発部門を別個に NGO として司法省に登録しなければならない。登録するために、各宗教団体は申請書式に記入し、その会則の写し、組織指導者の履歴書、指導者の身分証明書の写しを提出しなければならない。登録しないグループは法的地位を否定されることになり、銀行口座の開設も裁判所審理への正式参加もできなくなる。」 [3k] (p2)

- 20.05 米国国務省の 2006 年版宗教の自由報告書は、また、次のように述べている。「政府は、宗教と国家の分離に関する憲法の規定は公立、私立の別なく学校における宗教教育を許容しないことを意味すると解釈した。カトリック、正教、福音派、イスラム教徒グループにより所有・運営されている学校は、学習課程として宗教を教えることを許されなかった。アジス・アベバの政府教育局は、大部分の宗教学校がその教科の一部として教えている道徳課程は宗教の影響を免れていないと述べた。教会は日曜学校の開催を許され、コーランはモスクで教えられ、公立学校は、宗教的性質のものを含むクラブの形成を許可されている。」 [3k] (p2)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

20.06 同報告は、次のように述べている。「政府はキリスト教徒とイスラム教両方の祭日を正式に承認し、金曜日についてはモスクに礼拝に行くための2時間の昼休みを引き続き認可した。承認された政府の休日は、キリスト教のクリスマス祭日、公現祭、聖金曜日、復活祭、Meskel、イスラム教のEid al-Adha (Arefa)祝日、預言者モハメッドの誕生日、id al-Fitr (ラマダン)を含んでいる。政府は、アジス・アベバ商科大学のイスラム教徒学生の要求、午後の授業開始を1時30分まで遅らせること、近隣のモスクでの午後の礼拝を許可することにも同意した。」 [3k] (p2)

信教の自由に関する制限

20.07 国務省は、その2006年版信教の自由に関する報告で次のように述べている。「政府は、宗教に基づく政党の設立を禁止している。この国には宗教政党が存在しなかったため、この禁止は実際には試練を受けなかった。」 [3k](p2)

20.08 この報告は、次のようにも述べている。「政府は、政府により認可されている宗教団体の開発部門に関係している人以外の外国人宗教従事者には就労ビザを発給しなかった。しかし、この政策は、イスラム教徒または正教キリスト教徒に関しては首尾一貫して適用されなかった。政府は、この報告の対象期間中に宗教団体の開発活動に対しては認可を発行したが、その宗教活動に関しては発行しなかった。認可は、国内および外国のすべての宗教団体にとって必要である。宗教省は、少なくとも1つの伝統的オロモ宗教団体、Wakafeta に対する免許を詳細不明の理由で拒否した。」 [3k](pp1-2)

この報告は、次のように続く。「報道法により、宗教間の対立を煽動することは犯罪である。報道法は、宗教指導者に関連する名誉棄損の主張を刑事事件として訴追することにも許容している。2001年の2人のジャーナリストに対する政府の名誉棄損訴訟の進展は見られず、また、今後もありそうもない。EHRCOの報告によると、この報告期間中に宗教団体に対する煽動または宗教指導者に対する名誉棄損で拘留または起訴されたジャーナリストはない。」 [3k](p2)

この報告は、次のようにも述べている。「福音派の指導者から、一般に聖書の輸入に関する規制が厳しすぎること、聖書およびその他の宗教用物品に対する関税が高すぎるという苦情が出された。しかし、聖書と宗教用物品には、すべての輸入書籍、贈与またはその他によるものと同じ関税を課されている。政府とエチオピア Mekane Yesus 福音教会間で続けられてきた討議によりこの問題に関する進展が見られた。2005年、議会は、輸入書籍および印刷物に関する課税を撤廃する布告を可決し、この問題に効果的に対処した。少数宗教グループは、政府による信仰の場所のための土地割当における差別について苦情を出した。プロテスタント・グループは、ときとして、教会および共同墓地のための土地を求めるときに受ける地方当局による差別に苦情を申し立てた。福音派の指導者は、彼らが『新参者』として見られるために、EOCやEIASCと比較して土地の割当について依然として不利な待遇を受けていることに苦情を申し立てた。」 [3k](p2)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

この報告は、さらに次のように述べている。「EIASC は、政府から土地を入手する際に EOC より多くの困難を感じているとの苦情を申し立てた。その他のグループは、EIASC がモスクの割当で優遇されていると思っている。憲法は宗教教育・管理施設の設置の自由を規定しているが、北部の都市、アクスム(EOC の聖なる都市である)の地方当局は、イスラム教指導者の度重なるモスク建設用地割当要求を拒否し続けた。ティグライ地域政府当局はアクスム市でこの規定を自由に解釈しないことを選び、連邦政府はそれを覆さなかった。イスラム教徒は、この国が 1995 年に共和国となったとき以降、土地を利用できた。2003 年、イスラム教徒のあるグループがアクスムにモスクを建設しようとしたが、それは、地域政府の許可なく建設されたので、地域の暴徒により破壊された。地方当局は、イスラム教地域社会に対し建設を再開しないよう命令した。」 [3k](p2)

エチオピア正教会

20.09 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「Ethiopian Orthodox Church (EOC) (「エチオピア正教会) とイスラム教が優位を占めている宗教である。人口の約 90 パーセントがこれらのいずれかに帰依している。」 [3a] (p12)

20.10 アムネスティ・インターナショナルは、2006 年 2 月 3 日に次のように報告した。

「42 人が首都、アジス・アベバのエチオピア正教会の式典中に逮捕された。伝えられるところによると、彼らは外部から隔離され、拷問または虐待を受ける恐れがある。....1 月 19 日、エチオピアにおける主要な宗教、エチオピア正教会の教徒が Timket (公現日) 教会祝祭の一環としてのアジス・アベバの中心街を歌いながら練り歩いていた。警察官が行進を停止させたとき、行進群衆の一部から反逆罪その他の罪で起訴されている野党指導者釈放の叫びが始まった。警察は、統一民主連合(CUD)党を支持するデモ参加者と思われる人々に繰り返し実弾射撃を浴びせた。」 [10K]

プロテスタント

20.11 米国国務省は、その 2006 年版信教の自由報告において、次のように述べている。

「宗教グループは、免税の資格を与えられていない。宗教グループは、教会、学校、病院、共同墓地用として政府の土地を無料で使用する権利を与えられている。しかし、学校と病院は、その運用期間がどれほど長期であっても、いつでも政府による閉鎖および土地没収を免れ得ない。私人または民間事業のような宗教グループは、土地割当を得るために地域または地方政府に申請しなければならない。...少数派宗教グループは、礼拝用土地の政府割当における差別について苦情を申し立てている。プロテスタント・グループは、ときとして、教会および共同墓地のための土地を求めるときに受ける地方当局による差別に苦情を申し立てた。」 [3k] (pp2-3)

イスラム教徒

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 20.12 米国国務省は、その 2006 年版信教の自由報告において、次のように述べている。「人口の約 45 パーセントは、スンニ派イスラム教徒である。イスラム教は、東ソマリアとアフール地区および東部および南部のオロミヤの主要部のすべてにおいて最も有力である。これまでの数年と対照的に、ヘッドスカーフ着用に関する事件の報告はなかった。しかし、患者の看護中のヒジャーブの取り替えを拒否したイスラム教徒看護学生の事件の結果として、地域の宗教指導者によりこの論争について首尾よく調停が行われ、結局この学生は代わりにヘッドスカーフを着用することとなった。」 [3k] (p1-2)
- 20.13 米国国務省は、その 2006 年版信教の自由報告において、次のように述べている。「当局により殺人罪で起訴されているプロテスタントによるイスラム教徒信者の殺人がいくつかのウェブサイトで「殉教」として報告された。2006 年 3 月、アムハラ地区の Kemisse 市で精神的に不安定なキリスト教徒と思われる 1 人の男が預言者モハメッドの屈辱的マンガを描いた。伝えられるところによるとイスラム過激派と思われる地域のイスラム教徒が Kemisse 市で抗議集会を組織し、暴動を起こし、その結果、数人が負傷し、4 つの福音派教会が破壊され、推定 160,000 ドル(140 万ビル)の物的損害が生じた。この報告期間の終了時点において、暴動の犯人は拘留され、取り調べを受けている。」 [3k](p3)
- 20.14 この報告は、次のように続く。「2006 年 4 月 15 日、地域社会のイスラム教徒ではないかと思われる詳細不明の個人のグループがジジガのエチオピア Emanuel United Church of Ethiopia に手榴弾を投げ付け、数人の信者に負傷を与えた。この報告期間の終了時現在、警察は犯人を捜索している。2006 年 4 月 17 日の南部大学におけるキリスト教徒学生によるコーランの冒瀆は、全国のイスラム教徒を憤激させた。警察はこの事件を捜査し、犯人と思われる者を拘留した。この事件は、この報告期間終了時現在、未解決である。」 [3k](p.3)

エホバの証人

- 20.15 米国国務省は、その 2006 年版信教の自由報告において、次のように述べている。

「この国には、7,500 人を超えるエホバの証人が存在する。....エホバの証人の信徒は、政府から得られる適当な敷地がないため、首都と全国において彼ら自身で地所を借り続けた。しかし、オロミヤでは、礼拝場所を設置するために多少の地所が一部の宗教グループに無料で提供された。」 [3k] (p3)

エチオピアのユダヤ教徒

- 20.16 BBC は、2004 年 1 月 9 日付の記事で次のように述べている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「イスラエル政府は、エチオピアに残っている 18,000 人のユダヤ教徒の中東への移動を促進することになった。しかし、Falasha Mura 地域社会の移住は、過去に報道されたように来週には始まらないとイスラエル外務省は述べた。.... Falasha Mura はエチオピアに残っている最後のユダヤ教地域社会であり、その信仰のために長年にわたり迫害されてきた。.... Mr Shalom の脇で語るエチオピア外相 Seyoum Mesfin は、エチオピアではどこへでも自由に旅行できるから、大量移住は必要ではないと述べた。」 [7o]

20.17 2005 年 9 月 20 日付の BBC は、次のように述べている。

「エチオピアの数百人のユダヤ教徒が、イスラエル移住の遅延に抗議してハンストに入っている。8 年間の待機に不満を抱いた地域社会は、計画された移住が始まるまで断食することを決意した。Falasha Mura または彼らの好む名称では、Beta-Israel は、エチオピア高地に住む古い孤立したグループである。一部は強制的にキリスト教に改宗させられたが、彼らの先祖は聖書のソロモン王までさかのぼる。.... Falasha Mura 地域社会の人々(多くの人々がユダヤのスカルキャップを被っている)が火曜日の朝に首都アジス・アベバのキャンプでハンストを開始した。彼らは、約束の土地への帰還の『長期待機』に抗議している。イスラエル政府筋は、彼らはすべて 2007 年末までに旅行を許可されると述べた。」 [7q]

ペンテコステ派

20.18 米国国務省は、その2006年版信教の自由報告において、次のように述べている。「ペンテコステ派のような新しい宗教の信者は、あからさまな社会的抑圧に対する保護を警察に要求した。宗教団体の役員および教会職員が低いレベルの肉体的および口頭の嫌がらせを受け、現地当局に保護を求めた事例が数件報告された。イスラム教徒から、一部のペンタコステ伝道師が説教でイスラム教を中傷したという報告がなされた。」 [3k](p.4)

(第 6.B 節の人種グループも参照。)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

21. 人種グループ

21.01 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように記録している。

「この国には 80 以上の人種グループが生活しているが、その最大グループはオロモであり、人口の 40 パーセントを占めている。多数のグループがこの国の政治・文化生活に影響を及ぼしているが、北部高地のアムハラ人およびティグライ人が主要な役割を果たしている。連邦制度は、主要な人種グループの線に大体沿って境界を画定し、地域国家の自主管理は以前よりも強まった。大部分の政党は、依然として主として人種に基づいている。」 [3a] (p19)

人種的区分

21.02 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように記録している。

「政府の人種別連邦政策の結果として、人民代議員議院におけるすべての主要人種グループの代表を保証する個別選挙区が生まれた。しかし、小さな人種グループは、立法府における代表を欠いている。6 つの地域州に、選挙区議席を得るのに十分な人口を持たない 23 の種族グループが存在する。しかし、5 月 [2005 年] の選挙において、これらの種族グループ出身の個人が人民代議員議院の 547 議席中の 23 の特別議席を得るために争った。」 [3a] (p13)

21.03 この報告は、続いて次のように述べる。「軍隊は、依然として人種的に多様な組織である。しかし、ティグライ人種グループの人々が高級将校団を支配している。5 月の選挙中およびその後のデモにおいて、野党の勢力が強いアジス・アベバおよびその他の主要都市のほか軍隊のアムハラ兵員が十分に信用できないと政府当局が考える地域においてティグライ人またはガンベラ人の部隊が使用されたという多数の報告があった。」 [3a] (p19)

21.04 この報告は、次のようにも述べている。「この年の間に、特に西部、南部および東部地域において人種紛争事件が続いた。OLF と政府が多数の衝突を起こした。ガンベラ、ソマリア、南部諸民族州地区でも人種グループ間の衝突があった。」 [3a] (p19)

21.05 この報告は、次のように続く。

「この年の間に人種間衝突により数百人の死者が生じた。EHRCO [Ethiopian Human Rights Council (エチオピア人権委員会)] は、東および西 Hararghe Zone におけるソマリ族とオロモ族間の人種衝突およびオロミヤ地区の Borena Zone における Gabras 族と Gujis 族間の人種衝突を報告した。2 月 22 日、武装したソマリ人系エチオピア部隊がオロモの数部落を急襲し、18 人を殺し、31 人を傷つけ、103 の小屋を焼き払い、家畜を略奪し、財物を破壊した。2004 年 12 月の住民投票後のオロミヤ地区とソマリ地区間の

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

数カ村の行政移譲後、Erer District に住むオロモ人に対するソマリア人による嫌がらせおよび脅迫により 760 人が移住した。」 [3a] (p19)

21.06 この報告は、さらに次のように続く。

「EHRCO は、4 月 2 日[2005 年]、武装ソマリ人部落民が Golo Oda District、Kurkur Kebele のオロモ部落を急襲し、14 人を殺し、10 人に負傷を与え、1,358 人のオロモ人を移住させた。Oromo Region、Borana Zone の Yabelo District における Gabras と Gujis 間の 4 月 3 日の衝突により 24 人が殺された。軍隊の介入により衝突の拡大は防止されたが、戦闘は 4 月 29 日まで続き、19 人が殺害され、3 万人が移住させられ、1,378 の小屋が焼き払われた。6 月 27 日、West Hararghe Zone の Mieso 地区および Doba 地区のソマリ人とオロモ人間の衝突の結果、16 人のオロモ人が死亡し、25 人のオロモ人が負傷し、人数不明の人々が移住した。」 [3a] (p19)

エチオピアにおける言語

21.07 憲法はすべてのエチオピア言語の平等な承認を規定しているが、アムハラ語が連邦政府の業務用語となっている。 [4] (p3)

21.08 Kenneth Katzner は、その著書「世界の言語」において、クシ語群は主としてエチオピアおよびソマリアにおいて話されているが、エリトリア、スーダン、ケニアにも及んでいると述べている。エチオピアのクシ語群は、オロモ語、シダモ語、Hadiyya 語、ソマリ語を含み、エチオピアの人口の約半分により話されている。 [33] (p29)

21.09 Katzner は、その著書で次のように述べている。「アムハラ語、エチオピアの公用語。それは、主として首都アジス・アベバの近傍および北部地域に住んでいる約 2,000 万の人々(この国の人口の 1/3)の母語である。そのほかに 3,000 万の人々が第二言語としてそれを話している。」 [33] (p304) この本は、次のようにも述べている。「以前はガラ語と言われていたオロモ語は、エチオピアにおける二大言語の 1 つである。それは、主としてこの国の南部およびケニア国境外のいくつかの地域で話されている。」 [33] (p306) Katzner は、さらに次のように述べている。「ティグリニャ語は、エチオピアおよび隣国エリトリアで話されている。エチオピアでは、ティグリニャ語は、主として、北部のティグライ州に住む約 400 万の人々により話されている。....アムハラ語と同様に、ティグリニャ語は、セム系諸語のエチオピア支脈に属している。それは、エリトリアのもう 1 つの主要な言語、ティグレ語に最も緊密に関係している。これらの 3 つの言語は、すべてのエチオピア・アルファベットで表記される。」 [33] (p307)

オロモ人

21.10 エチオピアに関する CIA factbook (2005 年 11 月 1 日更新)の記述によると、オロモ人は人口の 40 パーセントを占めており、エチオピアにおける最大人口グループとなっている。 [2] (p3) 世界少数民族年鑑(1997 年版)は、次のように述べている。「オロモ人はエ

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

チオピアにおける最大人種少数民族グループであり、オロモ諸語((Oromigna、Oromiffa、
『ガラ語』)を話している。彼らはエチオピアの南部、南東部、南西部において最も多
数を占めているが、高地地方にも住んでいる。)」 [34] (p413)

21.11 世界少数民族年鑑(1997 年版)は、次のようにも述べている。「オロモ人はその文化、
社会組織、宗教において多様であるが、彼らの大部分は独特かつ複雑な世代格付け、
'gada'の特徴を保持している。一部の地域では、彼らはアムハラと非常によく同化して
いるので、統制のとれた全国的野党の形成が容易である。」 [34] (p413)

21.12 年鑑は、さらに次のように述べている。

「4つの主要なグループがある。すなわち、主に'Wolleghe'に住んでいる西オロモ(その
多くは伝道教会によりキリスト教に教化されている)、Mecha-Tulam、Modern Shoa、
南部地域に住んでいる北オロモ(彼らは他のオロモ・グループよりも深くアムハラ文化
と一体化しており、また、大部分エチオピア正教会のキリスト教徒であり、アムハラ語
を話している)、南オロモ(しばしば半遊牧民的生活文化を持ち、他の大きな地域または
宗教グループと一体化していない)、最後に Borana (彼らは、'gada'社会制度を固く守
っているので、オロモの根元的人種と考えられることもあり、ケニア国境沿いのエチオ
ピアの乾燥地域に住んでいる)。Haraghe の東オロモは、特にハラルおよびディレ・ダ
ワのイスラム教徒住民を含んでいる。このグループはアラブ世界と強いつながりを持っ
ており、その地域指導者は強力なイスラム志向をもっている。独立オロモ国を意味する
言葉、オロミヤはオロモ人および OLF [Oromo Liberation Front (オロモ解放戦線)]にと
って重要であり、オロモ人が彼らの種々の地域的および関連グループを1つのオロモ国
にまとめることを可能にしている。」 [34] (pp413-414)

21.13 OLF ウェブサイトは、オロモの人々を次のように描写している。

「オロモ人はクシ語を話す人々のグループの1つであり、種々の皮膚の色と肉体的特徴
を持ち、ハム語族からニロート族に及んでいる。....クシ語族は、有史以来、北東およ
び東アフリカに住んできた。ナイル中流および上流のクシ、ヌビア、あるいは古エチオ
ピアの土地は、クシ語を話す人々の故郷である。....オロモ人は、もう1つの名前、ガ
ラでも知られている。オロモの人々は、決して、自らこの名前を称することはなく、ま
た、それで呼ばれることも好まない。彼らは、常に自分たちを Oromoo または Oromoota
(複数)と呼ぶ。ガラという名称が彼らに与えられた時期について確かなことは分からな
い。」 [20b] (pp4-7)

21.14 人権ウォッチは、次のように述べている。

「オロミヤは、エチオピアの9地域州の中で最大かつ最も人口の多い州である。それは
この国の全陸地面積の32パーセントにわたって広がり、少なくとも2,300万人の人々
の故郷である。オロミヤはこの国の首都アジス・アベバを取り囲み、エチオピアの南東
部の諸州をその他の地域から分割している。オロミヤの住民は人種的に多様であるが、

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

この地域に住む人々の圧倒的多数はオロモ人である。オロモ住民は歴史、宗教、その他の要素に関してきわめて多様であるが、このグループは共通の言語(Afan Oromo)および強力かつ明確な人種的・民族的同一性意識を持っている。オロモ民族主義は、オロモの人々のエチオピア国との長年にわたる困難かつしばしば敵対的な関係に対応して発展してきた。19世紀の終わり頃に、現在オロミヤである地域の大部分は征服され、アムハラ人の支配するエチオピア帝国に強制的に統合された。旧帝国時代中、オロモの人々は広範な抑圧を被った。」(人権ウォッチ-2005年5月10日) [11g] (p7)

21.15 アムネスティは、さらに次のように述べている。

「オロミヤ地区の与党により計画された大学での文化公演における抗議の後に最初の8人が逮捕された。地域州の首都をアジス・アベバからアジス・アベバの南東100キロにある都市 Adama (Nazareth とも呼ばれる)に移転するという最近の連邦政府の決定について数人のオロモ人学生がオロモ地区州当局者に抗議したときに公演は中止された。警察はその晩に8人の学生を逮捕し、窓ガラスを含む大学の財産に損害を与えた廉で彼らを起訴した。」 [10]

大部分のオロモ人が住んでいる Oromiya 地区に関する詳しい情報については、エチオピア大使館のウェブサイト(地域州): www.ethioembassy.org.uk 参照。

アムハラ人

21.16 AFRICAGUIDE.COM は、そのウェブサイト上でアムハラについて次のように記述している。

「エチオピアの政治的および文化的に支配的な人種グループ。彼らは主としてエチオピアの中部高地高原に住み、Begemder 県、Gojjam 県、Shoa および Wallo の地域において主たる住民を構成している。しかし、全エチオピア人口に関しては、アムハラは数量の少数派である。民族の人口は、通常、1,400 万から 2,200 万とされてきた。....アムハラは、密接に関連するティグレと合わせてこの国の全人口の約 1/3 を構成すると一般的に推定されている。」 [13a]

21.17 この記事は、さらに次のように続く。

「かれらの民族衣装は、男性が肩にかけるショールと毛布にせよ、女性のまとうドレスと肩掛けにせよ基本的に白色である。....アムハラ人の農耕社会における生活は厳しい。多くのアムハラ人は、防御は容易であるが旅行や食糧の獲得を困難にする潤いのない荒涼とした山地に住んでいる。畑に立つ男、家の周りの女、家に居て羊を見守る子供のすべてが懸命に働いている。畑は雄牛により耕され、種子は人手により播かれ、収穫され、収穫物は動物の足により脱穀される。家庭の主な調理用燃料は、乾燥した家畜の糞である。何も無駄にされない。」 [13a]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

21.18 この記事は、次のように続く。

「彼らの生活は厳しいが、アムハラ人は誇り高い人々であり、自らの人種、宗教、住んでいる場所を誇りにしている。何世紀にもわたって発展してきた彼らの文化は強力であり、それは、外部の国家と宗教の侵略に耐えてきた。....定住地は一般的に洪水に備えるために丘の頂上近くにある。農地は、土地の侵食を防ぎ、穀物のための水を保つために丘の中腹に作られた。『小村落』は一般的に父系であり、息子たちは父親の土地に自分たちの家を建てる。娘は、通常、14才で結婚し、花婿は3~5才年上である。....子供は約5才になるまでほとんどしつけられないが、その後、絶対的な牀により社会生活に適応させられる。少年はウシと羊の世話をし、少女は子守りと薪拾いで母親を手伝う。」 [13a]

21.19 2005年版「サハラ以南のアフリカ」によると、アムハラ人は、政府において、2000年の選挙で134議席を獲得し、EPRDFと提携しているアムハラ National Democratic Movement (ANDM) (アムハラ民族民主主義運動)により代表されている。 [1a] (p443-444)

大部分のアムハラ人の住んでいるアムハラ地区に関する詳細については、エチオピア大使館のウェブサイト(地域州): www.ethioembassy.org.uk 参照。

SIDAMA/SIDAMO

21.20 世界少数民族年鑑(1997年版)は、次のように述べている。

「Shoa県およびSidamo-Borana県に住んでいるSidama人には8つの人種的グループがある。これらの人々はクシ語を話し、'ensete' (偽バナナ)栽培文化を持っている。オロモ人の移住以前、Sidamaは南エチオピアのほとんど全域に住んでいた。オロモ人は『外国人』を意味する用語'sidama'を使用した。8グループのうちの1つは今でもその名前を保持している。17世紀と18世紀中にSidamaとオロモの風習の交流が行われた。その結果として、一部の人々は精霊信仰者であり、その他の人々はキリスト教徒またはイスラム教徒である。1891年までにSidamaの人々は、エチオピア帝国に編入された。」 [34] (p414)

ソマリ人

21.21 エチオピアに関するCIA factbook (2005年6月30日更新)は、次のように述べている。「ソマリの人々は、人口の約6%を占めている。」 [2] (pp3-4) 世界少数民族年鑑 (1997年版)は、次のように述べている。「ソマリ族はオガデン地域に住んでいる。...1980年代後半および1990年代前半におけるソマリアにおける州分離は、民族統一主義を拒否し、エチオピアの政治生活を志向するいくつかのソマリ人組織をオガデンに残した。」 [34] (414)

21.22 2005年8月5日付のアジス・トリビューンは、次のように述べた。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「1970年代後半、ソマリアとエチオピアはオガデンを回って戦争を始めた。ソマリアは、オガデンがソマリアに属すると主張し、また、植民時代以来の国境は現在エチオピア領となっている地域へのソマリ族の数世紀にわたる移民パターンを無視していると述べた。...ソマリアは戦争に負けたが、それはオガデンに平穏を復活しなかった。この地域ではエチオピアの反対グループがいくつか活動しているが、それは、オガデン民族解放線すなわち、ONLFを含んでいる。専門家によると、他のグループ、アルカイードと関係を持つイスラム教徒組織 al-Ittihad は、この10年間に次第に消滅してきた。」 [35a]

- 21.23 この記事は、次のようにも述べている。「今週のエチオピア東部におけるテロ攻撃により、エチオピアのオガデン地区のソマリ系住民の窮状が注目を浴びた。ここでは、反対グループがエチオピア政府を数百人の殺害および行方不明を含む過去10年間の大規模人権侵害で非難してきた。」 [35a]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

BERTA ('SHANKELLA', BENI, SHANGUI)

- 21.24 世界少数民族年鑑(1997年版)は、次のように述べている。

「Berta人は、自分たちを1720年までさかのぼることができる1つの家族の子孫であると考えている。イスラム教は、1855年までに彼らの社会に確立された。彼らは、1897-8年に帝国軍により征服されたが、彼らの指導者、Shaikh Khojaliは、定期的な砂金の貢ぎ物により自治を保持した。...彼らおよびその他のニロート族の人々は、軽蔑的に'Shankella'という名前を付けられたが、これはハイレ・セラシエにより正式に取り消された。多数のBerta人が奴隷として首都に連れてこられた。奴隷売買は、Shaikh Khojali一族がスーダンを本拠とする奴隷商人およびエチオピアと行っていた事業である。ベルタ人は、スーダン・エチオピア国境の両側の侵略者により奴隷として非常に欲しがられた。」 [34] (p414)

アフアール人

- 21.25 エチオピアに関するCIA factbook (2005年11月1日更新)は、次のように述べている。

「アフアール人は、エチオピアの全人口の約4%を占めるのみである。」 [2] (p4) 世界少数民族年鑑(1997年)は、次のように述べている。「アフアールは、独立エリトリアの誕生により最も強く影響を受けた。Afar Liberation Front (ALF) (アフアール解放戦線)の指導者Ali Mirah Anfereは、その開始時、ALFの目標はアフアール人の独立イスラム国を創設することであると宣言した。その国境は、アワッシュ川盆地およびエリトリア南部地域の隣接領土を含むアフアール人居住地域に沿って決定されることになっていた。メンギスツウによるアッサブ自治県の創設は、アワッシュ低地の最も肥沃な土地が

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

アムハラ人の支配下に残ったので、アフール問題の解決になんら役立たなかった。」
[34] (p414)

- 21.26 AFRICAGUIDE.COM は、そのウェブサイトで、アフール人について次のように述べている。

「アフール人は、アフリカの角のエチオピア、エリトリア地域、ジブチ、Somaliacan に住んでいる。彼らの土地は、主として岩石の多い不毛な砂漠である。アフール人は、ジブチ北部のアワッシュ低地および森林地帯にも住んでいる。約 300 万の人々がアフール文化を形成している。...アフール遊牧民は、非常に独特な文化を持っている。彼らの日常生活は、この地域の山羊、ラクダ、わずかな畜牛を含む家畜の番をすることからなる。アフールの人々の経済は、非常に強く家畜に依存している。宗教もアフール生活の一部である。大多数の人々はイスラム教を信じている。しかし、正教を実践している人々もわずかに存在する。」 [13b]

グラージェ人

- 21.27 エチオピアに関する CIA factbook (2005 年 11 月 1 日更新)によると

「グラージェの人々は、エチオピアの人口の約 2% を占めている。」 [2] (p4) 世界少数民族年鑑(1997 年版)は、次のように述べている。「グラージェ集団には 14 ~ 16 のグループが存在する。西方のグループが 19 世紀の中頃に Shoa の Lake Zway 周囲の地域に住む 7 つの氏族からなる政治連合を形成した。彼らは、Sidamo に住む彼らの隣人と同様に 'ensete' の栽培者である。彼らの一部は、14 世紀にやって来て彼らを征服した Tigrayan 貴族の末裔であると主張している。東方のグラージェ(Soddo)は、その起源をハラール地域にさかのぼる。彼らは、16 世紀の Ahmad ibn Ibrahim の侵入時にそこから逃れた。*1 人の指導者の下に西方グラージェを統一する試みがオロモ人の襲撃から彼らを救うためにやって来たキリスト教徒の指揮官によりなされたと伝えられている。皇帝メネリク II 世が 1889 年までに東西両方のグラージェを帝国に併合した。グラージェの男たちは、布を織り、販売する。一定のサブカーストは、皮をなめし、鉄を精練する。製陶は、女たちの技術である。グラージェの女性は、依然として土地の所有権から排除されている。伝えられるところによると、Soddo のグラージェは幼児期に男女の割礼を行う慣習を持っているが、西方のグループは少年および少女(陰核切除)の割礼を、それぞれ、8 才と 10 才で行うと言われている。キリスト教、イスラム教、Waq 神の伝統的グラージェ信仰が共存しているが、その度合いは地域により異なる。農村においても都会においてもグラージェは自助社会形成の達人であり、積極的な商人である。」
[34] (p415)

ANUAK

- 21.28 世界少数民族年鑑(1997 年版)は、次のように述べている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「あいまいに定義される『エチオピア』へのスーダン浸透に関連して、牛飼育と雑穀栽培に専念する文化を持つこれらの人々の歴史は、BCE [Before Common Era (共通紀元前)] 1,000 年から始まる。Anuak 人は、南西エチオピアの肥沃なガンベラ森林地区に住む狩猟者であり、農業者であり、漁業者である。1979 年末、彼らの土地は政府により奪われ、彼らを軍隊および集団農場の強制労働に徴募しようとする試みがなされた。多数の Anuak 人がスーダン到着を目指して森林地帯に逃げ込み、射殺されたり、捕らえられたりした。彼らの人数は 1 世代前より半減し、彼らは父祖の土地から移住させられ、その後に北方人が植民した。」 [34] (p415)

- 21.29 アムネスティ・インターナショナルは、2004 年 1 月 - 12 月の事件を対象とする報告で次のように述べた。

「2003 年 12 月のガンベラ市における Anuak 系グループの大量殺人を受けて最高裁判所長官を長とする調査委員会が議会により 4 月に設置された。7 月、委員会は、65 人が殺害され(51 人は Anuak 人、4 人は高地の少数民族)、75 人が負傷し、ほぼ 500 戸の家屋が略奪・放火されたと報告した。委員会は、この地域における人種紛争の背景に注目した。2003 年 12 月 3 日に始まった 3 日間の殺戮は、Anuak 人武装グループにより殺害されたと主張された 8 人の死体の公衆の面前にさらされたことから火がついた。委員会は、地域当局が暴力を防止する措置を講じなかったことを非難し、また、高地人と並んで連邦の兵士が殺人に関与したことを認めた。委員会は、警察、軍隊、市民のいずれについても責任ある者の告発に関する勧告を行わなかった。アムネスティ・インターナショナルの知る限りでは、Anuak 人の殺害に関して 2004 年末までに誰も裁判にかけられていない。」 [10a] (pp2-3)

- 21.30 ガンベラ地区における最近の暴力事件は、歴史にその根源がある。2004 年 2 月 12 日付の BBC ニュース記事は、次のように述べた。

「支援組織によると、Anyuak (原文のママ)の人々は、自分たちの父祖の土地から次第に強制退去させられてきたと感じている。この問題は、1980 年代に始まった。このとき前政府は、強制植民を行い、エチオピアの枯渇した中央高地から肥沃な、しかし、沼地のようなマラリアのはびこるガンベラに 50,000 の人々を持ち込んだ。数千のヌエル系の人々がスーダンの内戦から逃れてこの地区に避難場所を求めたために圧力が高まった。...昨年、当局は、若干の警察官を含む多数の Anyuak (原文のママ)を解雇した。彼らは武器を取って森に隠れ、散発的な攻撃を行っていると言われる。」 [7u]

2005 年 3 月 24 日に発表され、www.hrw.org 上で閲覧できる『Anuak について』と題する人権ウォッチ報告は、Anuk に関する有益な情報を提供している。

ADARE/GEFU (HARAR)

- 21.31 世界少数民族年鑑(1997 年版)は、次のように述べている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「大ハラルのオロモとアムハラ住民は、この市内の住民を Adare と呼んでいる。旧市内に異なる言語と文化を持つ約 30,000 人が住んでいる。Adare は、エチオピアにおいて大きな都会の密集地に集まる慣習を発達させた唯一の人々として特徴づけられている。彼ら自身の言語では、Adare を表す言葉は、Gefu であり、これは、文字どおり、都市の人を意味する。Adare は、また、ハラルで話されている言語であり、アラビア文字で表記される。ハラルは、エチオピアにおける第 1 のイスラム都市である。重なり合う社会ネットワークは、親族関係とグループ・近隣のネットワークに分割される。後者は、結婚式と葬式の費用に協力するようなことに関心を持つ。アムハラ言語を普及し、イスラム宗教教育を制限しようとする中央政府の試みに対抗するために 1972 年に学校が設置された。1975 年、デルグは、近隣グループが政治化されることを拒否したとき、地方政府の 'kebelle' 制度を押しつけた。」

[34] (p415)

BETA ISRAEL

21.32 世界少数民族年鑑(1997 年版)は、次のように述べている。

「エチオピアのユダヤ教徒としても知られ、最近まで軽蔑的名称 Falasha (Ge'ez でよそ者または追放された者を意味する) で呼ばれていたエチオピアの Beta Israel は、17 世紀のピーク時には 100 万人を超えていた。1980 年代のイスラエルへの大量移住以前、彼らは約 30,000 人で、エチオピア北部のゴンダル県およびシミエン山脈に住んでいた。Beta Israel は、自分たちを少なくとも 14 世紀から発展してきた伝統的生活様式で生きているユダヤ教徒であると考えているが、一部には彼らの起源はそれよりもっと古いという説もある。彼らの先祖は、中核アビシニア国の北西への膨張の結果として、土地を保有する権利を奪われた。Beta Israel はキリスト教徒との接触を儀式的に不純であると考えたが、これが Beta Israel の自己同一性を強化し、彼らに対する改宗への圧力の中で、国内における権力の地位から閉め出されつつ、自分たちの宗教および社会生活の維持を可能にした。彼らの基本的な教義は、ユダヤ主義者のそれである。」 [34] (p415)

21.33 この報告は、さらに次のように付け加えている。

「エチオピアのユダヤ人は、大部分、ゴンダル県とティグレ県の小さな農村地域社会に住んでおり、そこで隣人の偏見のために苦しめられてきた。エチオピア正教会は、ユダヤ教学校の整備に反対した。第二次世界大戦後も彼らは差別を受け、追い立て、不法に高い税金と賃貸料、共同墓地に対する攻撃により苦しめられ続けた。1974 年の革命後、土地改革のために Beta Israel の地位は理論的には改善されることになった。しかし、ユダヤ教徒はしばしば質の悪な土地を与えられ、彼らの旅行の自由は制限された。Beta Israel は土地改革から多くを得たが、そのためにゴンダルの旧貴族階級と地主からなる反革命エチオピア民主主義連合から攻撃された。1977-79 年の間に彼らは辺鄙な村を逃れ、人口の集中している地域への移動を余儀なくされた。」 [34] (pp415-416)

21.34 世界少数民族年鑑(1997 年版)は、さらに次のように述べている。

「彼らは、ユダヤ主義者と言われて、エチオピア人民革命党からも攻撃された。デルグにより行われた 1978 年の『赤色テロ』活動で拷問、投獄、大量殺戮を被った数千の人々の中には相当数のユダヤ教徒が含まれている。1984 年 3 月、北部エチオピアにおける飢饉の真っ直中に、何千人もの Beta Israel が徒歩でスーダンへの移動を開始した。数千人が移動中に命を落とし、子供は両親から離れて孤児となり、難民キャンプに疾病と栄養不良が広がった。1984 年末、モーゼ作戦により多くの人々がイスラエルに出国し、また、1991 年のソロモン作戦でも多少の人々がエチオピアを去った。」 [34] (p416)

エチオピアのエリトリア人

(COIS のエチオピア国情報告も参照)

- 21.35 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「大部分のエリトリア人およびエリトリア系エチオピア人は、病院およびその他の公共サービスを利用するために政府に登録し、身分証明書と 6 カ月滞在許可を持っている。しかし、貧しいエリトリア人が無料医療を求める権利を地方レベルの政府職員により拒否されたという事例報告があった。」 [3a] (p12)

国外追放および本国送還

- 21.36 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「この年[2005 年]の間に、ICRC は、427 人のエチオピア人をエリトリアからエチオピアに本国送還し、また、192 人のエリトリア人をエチオピアからエリトリアに本国送還した。大部分のエリトリア人およびエリトリア系エチオピア人は政府に登録し、病院およびその他の公共サービスの利用を可能にする身分証明書と 6 カ月更新居住許可を受けている。しかし、地方レベルの政府職員が貧しいエリトリア人の無料医療サービスを受ける権利を拒否したという事例報告があった。」 [3a] (p12)

- 21.37 米国国務省の 2004 年版人権報告書は、次のように述べている。

「2002 年、政府は、Dadesa 抑留所に収容されていた少なくとも 200 人のエリトリア軍脱走兵を北部の難民キャンプに移送した。UNHCR は、第三国への再定住に関して、2002 年に 178 件、この年の間に 94 件を処理した。年末現在、未解決の別の事案があるか否かは不明である。1998 年から 2000 年にかけてのエリトリアとの戦争の結果として、数千の人々が国内で強制移住させられた。国境戦争から生じた約 350,000 の IDP のうち、約 225,000 の IDP が再定住させられた。」 [3b] (p13)

本国送還されたエチオピア難民

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

21.38 国際赤十字委員会は、2005年2月25日に次のように報告した。

「2005年2月25日、国際赤十字委員会(ICRC)の援助の下に160人のエチオピア国民がエリトリアからエチオピアに本国送還された。....同じ活動の一環として、10人のエリトリア国民がエチオピアからエリトリアに本国送還された。....中立・独立仲裁者の資格で活動するICRCは、両国政府の協力の下にこの本国送還を行った。エリトリアを本拠とするICRC代表団およびエリトリア赤十字の救急チームが、エリトリアの首都のアスマラから国境までのこの旅行の前半でこれらのエチオピア国民に付き添った。彼らは食糧、飲料水、医療扶助を提供し、また、荷物の運搬を手伝った。Mereb川の国境横断地点で、この集団は、エチオピア当局の保護下に置かれる前に、エチオピアを本拠とするICRC代表団と出会った。」[37a] ICRCは、2004年にも同様な活動を行ったことがある。ICRCは、2004年12月3日に次のように報告した。「11月26日、ICRCの援助の下に200人のエチオピア国民がエリトリアからエチオピアに本国送還された。この集団は、エリトリア側のAdi Quala町とエチオピア側のRama間のMereb川の橋で国境を越えた。これらの本国送還者の中には、エチオピアの家族のもとへ帰る8人の子供と3人の病人がいた。」[37b]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

22. レスビアン、ゲイ、両性愛者、トランスジェンダー

22.01 米国国務省の2005年版人権報告書は、次のように述べている。「同性愛は違法であり、有期刑により処罰される。残忍とされる事例または強制を伴う事例あるいは未成年(13～16才)の関係する事例は3カ月以上または5年未満の刑により処罰される。13才未満の子供に関係する場合、法律は5～25年を規定している。社会は一般的に同性愛を受け入れないので、同性愛に対する暴力の報告はなかった。」[3a] (p20)

22.02 2006年2月21日にアクセスされた Behind the Mask (アフリカにおけるゲイ・レスビアン事情に関するウェブサイト)は、次のように報告している。

「同性愛行動に関する法律：第600条および第601条は、10日以上3年の禁固刑により男性間および女性間の同性愛を禁止している。この刑罰は、違反者が「このような行動を公言した場合」、または相手に影響を及ぼすためにその人との従属関係を利用した場合、5年以上重くすることができる。違反者が暴力、脅迫または強制、策略または詐欺的手段を用いた場合、または犠牲者が抵抗する能力を持たないことにつけ込んだ場合、10年の最高刑を適用できる。犠牲者が残忍な行為またはサディズムを被った場合、犯人が性病に感染していることを十分に承知しながらそれを伝染させた場合、成人が15才未満の者に対して同性愛行為を行った場合、苦悩、恥辱または絶望により犠牲者が自殺した場合にも最高刑を適用できる。」[39a]

22.03 この報告は、次のように続く。

「エチオピアは、2002年1月と4月30日に、国連において顧問的地位を持つ、ILGA [International Lesbian and Gay Association (国際レスビアン・ゲイ協会)]に反対の投票を行った。国連非政府組織委員会のエチオピア代表、Berhane Meskel Abebe は、同性愛はエチオピアにおいては禁固刑により処罰される犯罪であるから同国は1月にILGAに反対する投票を行ったと述べた。『それは、われわれの社会の信条、一般文化、慣行と調和しない』と彼は語ったと伝えられている。」[39a]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

23. 身体障害者

23.01 Social Security Online のウェブサイト、2005 年エチオピア国情は、次のように述べている。「障害年金は、過去 3 年間の平均基本月給の 30% プラス 10 年を超える勤続年数の 1 年毎に平均基本月給の 1.125% (一般市民) または 1.5% (軍人) に等しい。年金の最高月額、被保険者の平均基本給の 70% である。.... 給付金調整：閣僚会議は、5 年ごとに年金を調整できる。」 [31]

23.02 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「法律は障害を持つ人々について平等な権利を義務づけているが、政府は、これらの権利を実現する仕組みを設けていない。軽度の障害を持つ人々から、ときとして、仕事上の差別について苦情が申し立てられた。政府は、建物出入りの便宜を義務づけず、障害者のためのサービスを提供しなかった。法律は肉体的および精神的障害を持つ人々のリハビリテーションと援助を規定しているが、政府はこれらの目的に資源をほとんど充当しなかった。」 [3a] (p19)

23.03 同報告は、次のように述べている。「国内 NGO によると約 600 万人の障害者が存在する。.... 労働社会問題省が障害者の権利を保護する責任を負っている。」 [3a] (p19)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

24. 女性

政治的権利および法的権利

- 24.01 1994 年憲法は、女性の平等を規定している。[4] (p12-13) エチオピア大使館のウェブサイトは、エチオピアの女性について次のように述べている。「エチオピア女性は、社会生活のあらゆる面に積極的に関与する。女性は、物と子孫両方の生産者であり、また、地域社会の社会活動、政治活動、文化活動に対する積極的な参加者である。しかし、女性が果たしている種々の重要な役割は、必ずしも認識されてこなかった。エチオピア全土に広がっている差別的な政治的、経済的、社会的規則と規制により、女性は自分たちの労働の果実の享受を妨げられてきた。平等な機会がないために、女性は自力による向上のすべての分野において男性より立ち後れてきた。」
- 24.02 エチオピア女性法律家協会による 2005 年 4 月 25 日付の『エチオピアにおける女性の政治参加、挑戦と展望』と題する報告は、次のように述べている。「1991 年にデルグ共産主義体制が終焉を告げた後、27 の政治・解放組織の提携を構成したエチオピア暫定政府が設立された。エチオピアは、中央集権一党支配国から人種に基づく多党連邦に変貌した。立憲議会が開設され、それに女性も参加した。立憲議会の 544 人の選出された議員のうち、その 24 人(すなわち、(4.14%))が女性であった。」[55](p22)
- 24.03 この報告は、次のように続く。「その後、新しいエチオピア憲法が立案され、1995 年に採択された。それは、国連人権条約および UDHR、CEDAW、DEDAW のような宣言、人および人民の権利に関するアフリカ憲章のような地域法律文書に含まれている規定を採り入れた。FDRE 憲法において、女性のための差別是正措置が採択され、エチオピアは、それを正式に採り入れた数少ないアフリカ諸国の 1 つとなった。この差別是正措置は、女性による政治的権利および保護の享受にまで及んでいる。」[55](p22)
- 24.04 北京活動基盤(Beijing +10)の実現を通じて達成された進捗に関する国別報告(エチオピア 2004 年 3 月)は、次のように報告している。「1995 年の議会議員の議席 547 のうち、女性の占めた議席はわずか 15 議席(2.74%)であった。しかし、次の選挙では、女性の参加の増加傾向が見られた。2000 年人民代議員議院の選挙では、議会への女性立候補は、1995 年の 2.7%に対し、42 人(7.7%)であった。」[56](p17)
- 24.05 この報告は、次のように続く。「満足するべきほどではないが、地方当局への女性の参加も向上した。連邦政府制度の導入に伴い、1991 年において、意志決定権および責任の地域州への委譲により、地方当局への女性参加の増加傾向も見られた。1995 年の地域議会の総選挙では、1,355 人のうち、77 人(5.0%)が女性であった。2000 年の選挙では議員数と女性議員数の両方とも増加した。かくて、2000 年の地域議会の選挙において、議員数は 1,647 に増加したが、そのうち 244 人(12.9%)は女性であり、10%の増加を示した。最も低いレベルの Woreda 議会では、70,430 人の議会議員のうちわずか 6.6%

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

が女性であった。最も低い行政部署、Kebele では、女性は 928,288 人の被選挙公務員のわずか 13.9%のみであった。」 [56](p17)

24.06 この報告は、また、次のように述べている。「さらに、国際代表のレベルでは、エチオピアが種々の外国任務のために任命した 28 人の大使のうち、わずか 4 人(14.3%)が女性であった。[56](p17) エチオピアは、女性に平等の権利と差別からの保護を保証する女性差別撤廃条約(CEDAW)のような女性の権利に関する世界協定にも調印している。」 [56] (p3)

24.07 USAID 報告は、次のように述べている。「政治に参入しようとするエチオピアの女性は、この 10 年間に長足の進歩を遂げた。1990 年代早期に首相府に女性問題を取り扱う女性局が設置され、1995 年には男女同権が憲法で保証された。そして 2005 年 5 月の選挙において、政府は、与党の議会候補者の 30 パーセントを女性とするよう要請した。しかし、女性は家庭に留まるべきだという一般大衆の認識がまだ残っており、これから政治家になろうとする女性は、依然として凝集力と強力な支持組織を欠いている。」[30b]

USAID 報告は、次のように続く。「USAID は、政治に参入しようとしているエチオピア女性を支援する取り組みに資金を提供している。2005 年 3 月、175 人の男性と女性が会議に出席し、女性候補者の直面する困難を克服し、次回の選挙での女性参加を増大させるための戦略を討議した。参加者は、また、女性の政治参加を支援する 5 箇条の宣言を作成し、それに署名した。50 人の女性候補者がそれぞれの政党により選ばれ、指導技術、演説、キャンペーン展開、メディア戦略、資金集め、資源動員に集中し、それらの技量を強化する 2 日間の集中訓練講座に参加することになった。」 [30b]

USAID 報告は、次のように続く。「2005 年 5 月に議席獲得を目指す 100 人以上の女性候補者がキャンペーンを企画することおよび統治の方式について討議することに役立つ選挙前訓練を受けた。エチオピア女性マスメディア協会は、ラジオ、TV、ビルボードを通じてこれらの候補者を売り込んだ。」 [30b]

24.08 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

「閣僚会議の 19 閣僚のうち、2 人が女性であり、また、多くの女性が高い地位を占めている。人民代議員議院の 547 議席中の 116 議席が女性により占められ、また、連邦上院の 113 人中の 21 人が女性である。最高裁判所の 14 判事中的 3 人が女性である。5 月 15 日の選挙中、投票所における地域監視員、政党作業員、選挙管理人のほぼ半分以上が女性が担当した。」 [3a] (p15)

社会的権利および経済的権利

結婚

24.09 エチオピア連邦民主共和国の改正家族法は、次のように規定している。

「第1条 – 種々の形態の結婚

- 1) 結婚は、市民身分官の面前で行うことができる。
- 2) 第(1)項の規定にかかわらず、結婚は、将来の配偶者の宗教または慣行に従って行うことができる。

第3条 – 宗教結婚

宗教結婚は、男性と女性が両者またはその一方の宗教により有効な結婚を構成するとみなされる行為または儀式を行ったときに成立する。

第4条 – 慣習による結婚

慣習による結婚は、男性と女性が両者の住んでいる地域社会の慣習により、または両者またはその一方の所属する地域社会の慣習により有効な結婚を構成するとみなされる儀式を行ったときに成立する。

第6条 – 同意

有効な結婚は、両配偶者が自由かつ完全な同意を与えたときにのみ成立する。

第7条 – 年齢

- 1) 満18才に達していない男性も女性も結婚できないものとする。

第14条 – 暴力により強要された同意

- 1) 暴力により強要された同意の結果として行われた結婚は、有効でないものとする。
- 2) 同意は、一方の配偶者により、自分自身または自分の先祖または子孫の1人またはその他の近親血縁者を保護するために与えられた場合、暴力により強要されたものと見なされる。
- 3) 重大かつ切迫した危険または危険の脅威から」[57]

- 24.10 Journal of Biosocial Science は、2000年に発表された論文「エチオピアにおける離婚：早婚および子供のない状態の影響」において次のように述べている。「正教キリスト教徒(1984年国政調査によると、ティグライおよびエリトリアの農村地方を除いて人口の54%を占めている(エチオピア暫定政府人口住宅局国政調査委員会、1991年、p.60))の間には、次の6種類の結婚がある。すなわち、*serg* (儀式結婚)、*k'urban* (宗教結婚)、*semayana* (民事婚)、*k'ot'assir* (誘拐結婚)である。これらの分類は厳密なものではなく、女性の経歴を1つの分類に当てはめることが難しい場合がよくある。最初の結婚への進行中にこれらの種類の結婚のいくつかの特徴を経験しているかもしれないからである。」[76] (p.356)

この論文は、次のように続く。「大部分のエチオピア正教キリスト教徒の日常生活における宗教の支配にも関わらず、正教会は結婚と離婚の領域にそれほど関わり合っていない。正教会は結婚の一部の領域に介入しようとしたが、成功していない。」[76] (p.356)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

この論文は、また、次のように述べている。「(1984年の国勢調査(ティグライおよびエリトリアの農村地方を除く)(エチオピア暫定政府人口住宅局国政調査委員会、1991年、p.60)によるとエチオピアにおける人口の33%を占めているイスラム教住民の結婚慣習に宗教の権威が関わる程度は、正教会キリスト教徒の結婚の場合より大きい。伝統的なイスラム教徒の結婚は、両親間の子供の結婚に関する協定から始まる。二人は結婚相手に関する選択の余地は一般に与えられないが、しかし、息子たちは徐々に多少の選択を許されるようになってきた。婚約期間に続いて quadid (モスクの尊師)の主宰する儀式が行われる。結婚は、イスラム教のシャリア法に従って規定され、正式に承認される。重婚は許容されるが、離婚は強く掣肘される。しかし、結婚は、それでも、夫の3回宣言により解消できる。」[76] (p357)

この論文は、また、次のように述べている。「国は結婚の規制も試みてきたが、あまり成功していない。国は児童結婚と *k'o'assir* 結婚(通常、少年が富裕な家に入って労働力となり、後にこの家族の娘と結婚すること)を非合法化した。この規定のいずれも一般的に強行されておらず、したがってこれらの慣行は依然として続いている。」[76](p357)

早期/児童結婚

- 24.11 人権委員会は、2003年2月27日の第59会期において、Ms Radhika Coomaraswamy による「女性に対する暴力、その原因と結果」に関する特別報告者の報告で次のように述べている。「2000年、議会は、女性の法定結婚年齢を15才から18才に引き上げて、男性と同じとする新しい家族法を可決した。これは、民法を慣習法および宗教法より上位に置く。」[58]
- 24.12 エチオピア健康開発ジャーナルは、2003年に発表した論文「エチオピアの農村における女性の健康および生活上の出来事の調査」で次のように述べている。「民法および刑法の明確な規定にも関わらず、女性は、結婚最低年齢に達する前に、身体が未熟な状態で結婚させられている。これは、早期結婚犠牲者に瘰癧、HIV/AIDSを含む性伝染病のような問題を引き起こしている。早期結婚のもう1つの結果は、これらの少女が夫を残して婚家を去り、新しい人生を求めて他の都会に移住することである。」[105] (p11)
- 24.13 世界保健機関は、2006年5月15日にアクセスされた報告『エチオピアにおける性と生殖に関する健康のニーズの評価4』において、次のように述べている。「この形態の早期結婚に寄与する1つの要因は、15才未満の少女が通常15~19才未満の少年と結婚させられる慣習、特に北部エチオピアにおいて一般的な慣習である。これらのいわゆる「早期結婚」または「児童結婚」は、基本的に、異なる血筋の2家族間の「両親中心の」取り決めである(Dagne, 1994)。この制度は、かつては富裕な農民間の提携関係の構築および先祖代々の土地所有の強化において重要な経済的役割を果たしたと思われるが、過去20年にわたる土地の国有化により、今日、その役割は非常にあいまいなものになってしまった。しかし、それは依然として広く行われている。」[60](p3)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 24.14 人口協議会の児童結婚に関する 2004 年 7 月の報告は、次のように述べている。「児童結婚は、多くの場合、相当年上の夫との性的関係への急激な移行を運命づける。エチオピアは、今日の世界で最も厳しい児童結婚の危機の 1 つに瀕している。法定結婚年齢は、男女両方について 18 才であるが、それは広く無視されている。」 [67] (p1)

人口協議会の報告は、また、次のように述べている。「全国的に、少女の 19 パーセントが 15 才までに結婚し、約半分の少女が 19 才までに結婚した。児童結婚は、一部の地区できわめて広く行われている。アムハラでは、50 パーセントの少女が 15 才までに結婚し、80 パーセントが 18 才までに結婚する。」 [67] (p1)

誘拐による結婚

- 24.15 エチオピアのエチオピア修正刑法、布告第 414/2004 号の第 587 条 - 女性の誘拐は、次のように述べている。

- 「(1) 女性と結婚する意図の下にその女性を暴力で誘拐する者または威嚇、脅迫、策略または詐欺によりその女性の同意を得た後にかかる行為を行う者は、3 年以上 10 年の刑の重禁固により処罰される。
(2) この誘拐に強姦が伴う場合、犯人はこの刑法において強姦について規定されている処罰を受けるものとする。
(3) 誘拐に続いて誘拐者と被誘拐者が結婚に到ったことは、刑事責任を排除しないものとする。
(4) 誘拐の結果として犠牲者の女性が被った精神的および物質的損害に対し民法に基づいて補償を受ける犠牲者の権利は、一切影響を受けないものとする。」 [69]

- 24.16 エチオピアのエチオピア修正刑法、布告第 414/2004 号の第 589 条 - 未成年者の誘拐は、次のように述べている。

- 「(1) 人を暴力で誘拐する者または威嚇または暴力、策略または詐欺によりその人の同意を得た後にかかる行為を行う者は、5 年以上 15 年の重禁固により処罰される。
(3) 幼児または若年者をその両親または正当な保護者から奪うために、当人を連れ去るか、誘拐するか、または不正に拘束する者は、5 年以下の重禁固により処罰される。」 [69]

- 24.17 国際連合女性差別廃止委員会の第 4 第 5 併合定期締約国報告、女性差別廃止条約の第 30 回会期 2005 年報告は、次のように述べている。「両方とも草の根レベルの非政府組織(女性組織その他)から継続してかけられた圧力に応じて、立法機関が女性に対する暴力事件の取扱いにおいて積極的な役割を果たすことの重要性を正しく理解し始めた。強姦および誘拐に対抗する社会の動きは、この報告期間中の重要な活動の 1 つであった。」 [59] (p10)

米国国務省の 2005 年版人権報告書、次のように述べている。「結婚の 1 つの形態としての女性および少女の誘拐は、違法であり、また、この慣習と闘う政府の試みにも関わ

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

らず、アムハラ、オロミヤ、南部諸民族州を含む数地域において依然として広く行われている慣習である。ほとんどの場合、誘拐による結婚に続いて強制的な性関係が行われ、女性は誘拐中に虐待を受けることが多い。結婚の法定最低年齢は 18 才であるにも関わらず、多くの誘拐された少女は 7 才という幼さで結婚させられる。誘拐により、家族間、地域社会間、人種グループ間の争いが起きる。誘拐による結婚の場合、犠牲者が犯人と結婚することに同意した場合(当局がその結婚を無効にしない限り)、その犯人は処罰されない。犯人の有罪判決後においても、犠牲者が犯人と結婚した場合、当局はしばしばその判決を軽減した。女性に対する攻撃および早婚の問題に対する社会の意識がやや向上してきた兆しが見られた。」 [3a] (p16)

24.18 UNICEF により作成された有害な伝統的慣行に関する背景情報(日付なし)は、次のように述べている。

「誘拐による結婚は、オロミヤおよび南部民族州(SNNP)のほとんどの地域において行われている。略奪による結婚の主要な理由は、次のとおりである。

- 当該男性の種族、階級、年齢または経済状態のために相手の少女の家族がその娘との結婚を許可しないと彼が感じたかまたは知った場合
- 少女が誘拐されたとき、ほとんどの場合、誘拐者は彼女を強姦する。娘がもはや処女でない場合、両親が、彼女のとり得る唯一の実行可能な選択肢はその誘拐者と結婚することであると考える。」 [61]

24.19 世界保健機関は、2006 年 5 月 15 日にアクセスされた報告「エチオピアにおける性と生殖に関する健康のニーズの評価 4」において、次のように述べている。「誘拐の理由およびその結果さえ、それが行われる環境により異なる。場合によっては、誘拐は、若い女性の自己の意志に反する手始めおよび強姦を必然的に伴う。しかし調査により指摘されたように、誘拐慣行は『家族形成および人種グループの維持可能性に関係する複雑な社会関係の一部』である。(国内委員会、1998 年)たとえば、一部の誘拐は、少女自身により準備されることが分かっている(明らかに、申し込んできたパートナーに対する家族の不同意の裏をかくためである)。ほかの事例では、誘拐を準備するのは少女の家族である。これは、特に、家族が正式な結婚式の費用を賄うことができないと思う場合によく見られる。」 [60] (p2)

結婚の解消

24.20 エチオピアのエチオピア修正刑法、布告第 414/2004 号は、次のように述べている。

「第 74 条 – 種々の形態の結婚の同等性

- 1) 結婚の解消の原因と結果は、結婚の儀式的形態に関わらず、同じとする。
- 2) 当該結婚の執行に当たり準拠した形態がどのようなものであれ、離婚に関して区別を行わないものとする。」

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「第 75 条 – 結婚の解消の原因

c) 離婚」

「第 76 条 – 離婚の決定の条件

結婚は、次の場合、離婚により解消する。

- a) 両配偶者が相互の同意により離婚に同意し、かつ、かかる同意が裁判所により承認された場合、または
- b) 両配偶者またはその一方が離婚のための申立を裁判所に行った場合。」

「第 81 条 – (1) 離婚の申立

- 1) 離婚の申立は、両配偶者の共同により、またはその一方により裁判所に行うことができる。
- 2) 両配偶者またはその一方は、申立において離婚の理由を陳述することができる。」
[57]

24.21 米国国務省領事局は、2004 年 3 月 9 日付の互惠計画で次のように述べた。

「エチオピアで離婚することは、かなり時間のかかる過程である。各当事者は、裁判所の承認する 2 人の任命家族調停者を持たなければならない。これらの家族調停者の第一優先事項は、夫と妻の仲直りを試みることである。これが可能でない場合、調停者は財産清算および子供の親権に関する取り決めについて協議する。調停者は、最終決定のために取り決めを裁判所に提出しなければならない。裁判所の決定および関連するすべての当事者の署名した裁定のコピーを提出すると、自治体からアムハラ語のみで表記された離婚証明書が発行される。エチオピアにおける大部分の結婚は宗教的な性質を帯びており、民事訴訟および法律は結婚の終了に関する宗教的な義務と密接に結びついている。」 [106]

24.22 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「法律はすべての人々の平等を規定しているが、政府はこれらの保護を効果的に施行しなかった。法律は、男女の法定結婚年齢を 18 才と定めている。民法を慣習法および宗教法より上位に置いている。少なくとも 5 年間同居した未婚男女による財産の法定共有を規定している。裁判制度に代わる結婚紛争解決手段としての家族調停者を排除している。共同夫婦財産の共同管理を規定している。裁判所に対し離婚または別居の際における子供または最弱家族の状況を考慮するよう求めている。また、離婚または配偶者の死亡後に再婚しようとする女性に 6 カ月の待機期間を課している。しかし、州議会は、それぞれの地域において家族法を制定する権限を持っている。4 つの地域、すなわち、アムハラ、ティグライ、オロミヤ、アジス・アベバが彼ら自身の家族法を持っている。地域法は、連邦法よりも当該地域特有である。地域法は、一様には施行されない。法律により、地域法は、国の憲法に抵触することはできない。」 [3a] (p16-17)

24.23 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、また、次のように述べている。「女性に対する差別は、人口の 85 パーセントが住んでいる農村地域において最も激しい。法律は、夫

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

を法定家長とし、5才を超える子供の唯一の親権者として認めるような差別的規定を含んでいる。当局は、家庭内暴力を離婚が許される重大な正当化理由とは考えていない。内縁関係については、限られた司法的認知があるのみである。結婚の継続した年数、育てた子供の人数、共同財産に関係なく、法律は、内縁関係が終了したとき、女性に3カ月の財政支援の権利を与えるのみである。夫は自分の家族に財政的支援を与える義務を負わず、その結果、女性と子供は結婚に問題があった場合に、ときとして遺棄に直面する。法律は、結婚前に所有されていた財産は、それを持っていた配偶者に属すると規定している。結婚中に入手された財産は平等に共有されるが、妻は、死亡した夫の分け前を相続する権利を持たない。これより強い成文法がある場合にも、大部分の農村の住民は、経済・社会関係における慣習法を適用し続けた。」 [3a] (p16)

家庭内暴力および夫婦間強姦

- 24.24 エチオピア保健振興ジャーナルは、2003年に発表された論文「エチオピアの農村における女性の健康および生活上の出来事の調査」において、次のように述べている。「妻に対する暴行は、国内で行われている家庭内暴力の最も一般的な形態の1つである。1957年の刑法は家庭内暴力に関する特別の規定を持たず、妻に対する暴行は、単に、『身体』傷害として言及されている一般規定に基づく他人に対して犯される違法行為の1つとして扱われている。大部分の女性は、刑法に基づく法的保護がない結果として将来における仕返しの恐れから、このような事件を裁判所に訴えることを望まない。多くの女性は、大概の場合経済的に依存しているので、結婚が解消されることも恐れる。他方、自分の事件を警察に訴えたいわずかな女性も、このような事件を裁判に持ち込むことに反対する地域に根付く社会的圧力の結果として、訴え出ることができない。事件を訴え出た女性でさえ、しばしば、女性差別問題に対する意識の欠如のために、法律執行機関により正当に扱ってもらえない。妻虐待事件は、閉じられたドアの後ろで犯罪が行われるので法廷の採用する証拠がないために、成立しない確率が高い。新しい刑法草案(司法省により作成された)は、犠牲者による申立により処罰できる妻虐待に関する特別規定を含んでいる。」 [105](p9)
- 24.25 米国国務省の2005年版人権慣行報告書は、次のように述べている。「2004年6月の新しい刑法は強姦を犯罪としているが、夫婦間強姦には特に言及していない。政府は、この法律に対する意識が低いこと、訓練の欠如、資金の不足のために、この法律を全面的には施行していない。」 [3a] (p16)
- 24.26 人権委員会、2003年2月27日の第59会期の報告、Ms Radhika Coomaraswamy による「女性に対する暴力、その原因と結果」に関する特別報告者の報告は、次のように述べている。「妻に対する殴打および夫婦間強姦を含む家庭内暴力は、エチオピアにおいて蔓延している問題であると伝えられている。女性は警察および裁判所に助けを求めるが、社会規範および限られているインフラのために多くの女性が特に農村地域において法的救済を追求できない状態にある。社会的慣行が強姦の捜査および強姦者の告発を妨げていると言われており、また、多く女性が法に基づく自分たちの権利を知らない。」 [58]

- 24.27 IRIN ニュースは、2005 年 10 月 12 日に、UNFPA が『エチオピア：家庭内暴力はびこる』と語ると題する記事で次のように述べた。「エチオピアでは家庭内暴力があまりにもはびこっているので、10 人の女性のうち 9 人が彼らの夫は妻をなぐっても差し支えないと考えていると、公表国連報告の中で述べられている。国連人口基金(UNFPA)により編集されたこの記事によると、女性は、特に女性が夫に告げずに外出した場合、子供を放置した場合、食事の調理が悪かった場合、お仕置きを受けるのは当たり前だと考えている。『女性に対する暴力は、永年来沈黙の文化の中に隠されてきた。』エチオピアにおける UNFPA 代表、Monique Rakotomalala は、『世界の住民の状態、平等の期待』と題する報告の発表時に述べた。」 [9a]

女性の労働権

- 24.28 2006 年 5 月 18 日にアクセスされた国際労働機関の『国内労働法状況：エチオピア民主共和国連邦』に関する報告は、次のように述べている。「労働権に関するあらゆる種類の一般原則は、確実に規定されている。…憲法第 35 条は、男性との平等のような女性の権利を取り扱っている(第 35 条(1)、特に雇用、昇進、給料、年金資格の譲渡(第 35 条(7)および第 42 条(1) (d))。憲法は、法(第 35 条(4)および(b))の規定に従って全額有給育児休暇および全額有給出産前休暇の権利を与えている。)」 [62]
- 24.29 労働法状況は、次のように続く。「さらに、エチオピア労働布告は、女性および若年労働者の労働条件に関する一節(第 6 節)を設けている。育児休暇および母性保護は、第 87 条および第 88 条で規定されている。本人および胎児の健康にとって危険がある場合に妊娠中の職員が行うことの許されない労働の性質に関する規定が設けられている(第 87 条(2)～(6))。夜間作業は一般的に禁止され、妊婦に対する超過勤務の命令も許されない。さらに、妊婦にはその作業場所以外での仕事を与えてはならず、一方、健康診断のための休業時間を与えるものとする。」(第 88 条(3)～(4))。「社員は、出産予定日の 30 日前に始まり、子供の出生後 60 日以上続く育児休暇の権利を与えられる。育児休暇は、有給休暇に分類される。(第 88 条(3)～(4))。子供を保育している社員は、特別の法的保護を享受しない。」 [62]
- 24.30 労働法事情は、さらに次のように続く。「憲法は、雇用、昇進、給料において平等の待遇を受ける権利、年金資格の譲渡を保証している(憲法の第 35 条(8))。労働布告は、その条文(違法な行為)において、性別に基づく女性労働者に対する報酬差別を処罰し(第 14 条(1)(b))、また、性別、宗教、政治的見解、『またはその他の条件』に基づく差別禁止の一般規定を含んでいる(第 14 条(1)(f))。憲法は、一定の歴史的格差を認めている。一定の雇用者に対し女性の参加を促進する差別是正措置を実施する義務は課していない。」 [62]
- 24.31 エチオピア政府の社会保障オンライン・ウェブサイトの 2005 年エチオピア事情によると、母性のための法定給付はないが、「労働布告(2003 年)および公益事業改正布告(2002

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

年)は、雇用者が出生後に最高 45 日の有給育児休暇を与えること、その後、合併症の場合に有給病休をあたえることを要求している。」 [31]

- 24.32 エチオピア女性法律家協会の『エチオピアにおける女性の政治参加』に関する 2005 年 4 月の調査は、次のように述べている。「エチオピアの女性は、男性より過度に酷使され、十分な支払いを受けていないようである。女性は、教育を受ける機会が少ないために、安い給料の仕事につくことになり、公職に就く機会が少なくなっている。エチオピアでは、特に民間部門において、女性が就職する機会は非常に限られている。さらに、経済的必要性がない限り、妻が家の外で雇用されることを求めない夫が多い。」 [55] (p31)

妊娠および早期妊娠

妊婦死亡率

- 24.33 2006 年 6 月 13 日にアクセスされた世界保健機関の報告『妊娠を安全にすること』は、次のように述べている。「この国は、世界中で最も高い妊婦死亡率を持つ国の 1 つであり、最近、その率は 871 人/100,000 出生と推定されている。非常に高率の妊婦死亡および新生児死亡を認識して、エチオピア政府は、WHO およびその他の機関により推奨された『母体安全構想』計画を開始した。」 [26h]

この報告は、次のように続く。「公共部門はこの 20 年間に『日常総合母子保健』計画を実施してきたが、保健制度は母親のために十分な看護を提供する能力を欠いている。特に明確なことは、緊急産科看護の欠如である。エチオピア全土において、保健制度の利用機会は乏しく、多くの地域で既存サービスの利用は適切なレベルを下回っている。」 [26h]

- 24.34 米国国際開発機関の資金援助を受ける政策プロジェクトの報告、『2004 年の家族計画および HIV/AIDS の国別分析』エチオピアは、次のように報告している。「妊婦死亡率の多くの根本的な原因の中に、妊娠、劣悪な健康・栄養状態、伝染病、高い労働負荷、早婚、多産、医療サービスの利用機会が乏しいことおよびその利用度が低いこと、社会における女性の地位が低いことがある。」 [64] (p1)
- 24.35 セーブ・ザ・チルドレンの報告『2006 年世界の母親の状態』母親と新生児の生命の救済は、次のように述べている。「エチオピアでは、毎年の新生児死亡は 147,000 件、妊婦死亡は 24,000 件である。」 [65] (p11)

出生後の看護

- 24.36 米国国際開発機関の資金援助を受ける政策プロジェクトの報告、『2004 年の家族計画および HIV/AIDS の国別分析』エチオピアは、次のように報告している。「妊婦管理は母体安全の不可欠な要素であり、現在、エチオピアでは広く行われている。ANC を受ける女性のパーセンテージは全国的には大きく変動し、ソマリ地区では 15 パーセント、

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

アジス・アベバでは 83 パーセントである(CSA and ORC Marco, 2001)。同様に、ANC を受ける 10 人の女性のうち 1 人が妊娠中に 4 回以上診療所を訪問するが、訪問中位回数は 2.5 である。これは、推奨訪問回数の 12 ~ 13 よりかなり少ない。他の問題は ANC を受ける女性の問題、すなわち訪問前に経過する中位妊娠期間が極めて遅く、5.5 カ月であることである。」 [64] (p1)

- 24.37 2003 年 6 月 13 日付のカナダ国際開発機関(CIDA) の『エチオピア計画作成枠組み - 性別調和報告: 女性の優先事項の組み込み: 母性保護』は、次のように述べている。「エチオピアでは、大部分の女性が妊婦管理を受けていない。受けている女性のうち、少なくとも半分以上が第三期で受けるのみである。妊娠女性の 10%のみが医療施設で出産する。重大な産科緊急事態に対応できる現場能力を持つ医療施設で出産する女性はさらに少ない。」 [72]

CIDA 報告は、次のように述べている。「政府は伝統的な助産師の訓練に資源を投入したが、多くの地域社会の伝統的助産師は、訓練を受けるために必要な最低の教育を受けていない。いたるところで供給品と装置が不足しており、そしてそれらを配布する仕組みは貧弱である。」 [72]

CIDA 報告は、また、次のように述べている。「要求を処理する知識と技量は、しばしば、不十分である。訓練は一貫していない。監視と監督は不十分である。適切な技術的ガイドラインとマニュアルを発見することは困難である。規則は、地域センターの医師に対し、医師が必要な訓練、援助、資源を持っている場合でも、緊急帝王切開の実施を禁止している。規則は、地域社会の助産師に対し女性の出血死を防ぐオキシトシンの投与も禁止している。」 [72]

早期妊娠

- 24.38 2006 年 5 月 18 日にアクセスされた人口会議のエチオピア児童結婚報告は、次のように述べている。「最初の出産は、母親と子供の両方にとって特に危険である。未成年の少女の出産の大部分は、結婚で生ずる最初の出産である。最初の出産のもたらす第一の危険は、介護が十分に利用できない環境において産科瘻孔をもたらす可能性を持つ長時間の分娩または閉塞性分娩である。最初の出産は、子癇前症、マラリア、乳児死亡の高い危険も伴う。」 [67] (p1)
- 24.39 2006 年 3 月 14 日にアクセスされた IRIN ニュース・ウェブの特別記事は、次のように述べている。「瘻孔が発生するのは、一般的に、早婚を強いられた 10 代の少女が彼女の骨盤にとって新生児が大きすぎるので新生児を出産できないときである。処置が行われない場合、それは致命的となることがあり、生き残った場合には、通常、一生失禁状態となり、子供を産むことはできない。エチオピアでは、毎年、約 8,000 人の女性がこの問題に苦しんでおり、1/3 がどのような手当も受けていない - 約 1,200 人。」 [9am]

妊娠中絶

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

24.40 エチオピア民主共和国連邦の修正刑法、布告第 414/2004 号は、第 545 条で次のように述べている。

「(1) 妊娠の意図的終了は、その時期または方法の如何に関わらず、第 551 条による別途の定めに従う場合を除き、次の規定により処罰される。」

24.41 エチオピアの修正刑法、布告第 414/2004 号は、第 551 条で次のように述べている。

「(1)医学により許容される期間内における公認医療機関による妊娠中絶は、次の場合、処罰されない。

- (a) 当該妊娠が強姦または近親相姦の結果である、または
 - (b) 妊娠の継続が母親または子供の生命または母親の健康を危うくするか、または子供の出生が母親の生命または健康にとって危険である場合、または
 - (c) 子供が不治または重大な奇形を持っている場合、または
 - (d) 妊娠女性が、自分の持っている肉体的または精神的欠陥または未成年のために、肉体的および精神的に子供を育てることができない場合。
- (2) 迅速な医療行為により回避できる重大かつ切迫した危険がある場合、本刑法の第 74 条の規定に従って妊娠を中絶する行為は処罰されない。」 [69]

エチオピア民主共和国連邦の修正刑法、布告第 414/2004 号は、第 75 条で次のように述べている。「急迫かつ重大な危険から当該行為者または第三者に属する法的権利を守るために行われた行為は、当該危険が他の方法では回避できなかったであろう場合には、処罰されない。健康を保護する特別医療義務を持つ者によりなされた類似の行為の場合には、この免除は適用されないものとする。しかし、裁判所は、刑罰を無制限に軽減することができる。」 [69]

24.42 女性の健康を保護し、女性の性と生殖に関する権利を増進するための国際組織、IPAS は、2006 年 6 月 14 日にアクセスされた報告で次のように述べている。「1957 年のエチオピア刑法によると、妊娠中絶は、女性の生命または健康に重大な危険がある場合にのみ、行うことができる。政府は刑法を改正して妊娠中絶を認める範囲を以下のように拡大した。すなわち、妊娠が強姦または近親相姦の結果である場合、女性の健康または生命の危険または瘻孔の危険がある場合、胎児異常の場合、肉体的または精神的な能力欠陥のある女性の場合、精神的または肉体的に育児の準備ができていない未成年者の場合である。修正刑法は、貧困およびその他の社会的要因は妊娠中絶の刑罰を軽減する理由となり得るとも述べている。エチオピア刑法のこの重要な改正は、他のアフリカ諸国における妊娠中絶法改正の先例の役割を果たしている。」 [68]

家族計画

24.43 Population Reference Bureau は、論文『2005 年エチオピア人口統計・健康調査』で次のように報告している。「出産可能年齢(15 ~ 49 才)の既婚エチオピア女性の中で、合

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

計避妊具使用率は 2005 年において 14.9 パーセントである(13.9 パーセントは近代的方法、0.8 パーセントは伝統的方法)。注射法が最も一般的に利用されている近代的方法であり(15～49 才の年齢の全女性の 9.9 パーセントにより利用)、これにピルが続く(3.1 パーセント)」。この報告は、次のように続く。「農村地域における避妊具の使用率は 46.7 パーセントと非常に高く、これに対して都市地域では 10.9 パーセントである。」 [70]

24.44 Global Gag Rule Impact Project の報告『アクセス拒否、2005 年のエチオピアにおける全般的箝口令の影響』は、次のように述べている。「エチオピアは、永年にわたり十分な避妊用具の入手問題に直面してきた。この問題は複雑であり、補給上の困難、政府の無関心、一般的な供給不足、避妊需要の空前の増加から生じている。」 [71]

24.45 USAID Health: Family Planning は、2005 年 7 月 11 日付の論文『平等が力を与える』で次のように報告している。「エチオピアでは、夫が反対していると思っているため、または実際に反対しているため、女性は避妊具を使用できない。他の障害としては、義母、複合家族、地域社会の態度がある。USAID は、診療所、地域および職場を基盤とする保健サービスを整備し、青少年のための医療センターを設置し、エチオピア福音教会を含む地域の NGO と協力したプロジェクトに対してさらに協力的になるように、すべての構成員の教育が可能となる計画を作成した。この取り組みから、この国で初めて地域社会に基盤を置く性と生殖に関する健康(CBRH)サービス計画が生まれた。この計画には、農村地域と都市地域両方の草の根レベルでより良い健康と家族の福祉を提供することに手助けする働き手として農民、工場労働者、洋裁師、芸術家、家庭の主婦が参加している。」 [30c]

女性に対する暴力

強姦

24.46 エチオピア民主共和国連邦の修正刑法、布告第 414/2004 号は、第 620 条で次のように述べている。

「(1) 女性に対し婚姻外の性交を強制した者は、暴力または重大な威嚇による場合または被害者を意識不明または抵抗不能にした後の場合のいずれにおいても、5 年以上 15 年以下の重禁固により処罰される。

(2) 犯罪が以下により行われ場合：

(a) 13 才と 18 才の間の若い女性に対して... 処罰は、5 年以上 20 年以下の重禁固とする。」 [69]

24.47 エチオピア民主共和国連邦の修正刑法、布告第 414/2004 号は、第 625 条で次のように述べている。

「(1) 自己と反対の性の 13 才～18 才の未成年者との性交を行った者または被害者にかかる行為を行うよう要求した者は、3 年以上 15 年以下の重禁固により処罰される。」

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

24.48 エチオピア民主共和国連邦の修正刑法、布告第 414/2004 号は、第 627 条で次のように述べている。

「(1) 自己と反対の性の 13 才未満才の未成年者との性交を行った者または被害者にかかる行為を行わせた者は、13 年以上 20 年以下の重禁固により処罰される。」 [69]

24.49 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「新しい刑法は強姦を犯罪としているが、夫婦間強姦には特に言及していない。政府は、この法律に対する意識が低いこと、訓練の欠如、資金の不足のために、この法律を全面的には施行していない。引き続き社会の道徳的考え方が、特に農村地域において主要な抑制となっている。この国は十分な研究所も性犯罪捜査採取キットも持っていないので、強姦を証明することは困難である。政府は、刑法に基づく限定的な措置を講じてきた。」 [3](p16)

24.50 米国国務省報告は、次のように続く。「社会の道徳的考え方が強姦事件の捜査および告発を妨げており、多くの女性が法に基づく自分たちの権利を知らないために、どこでも事件の報告があまり行われない。監視員はアジス・アベバで毎年少なくとも 1,000 件の強姦が起きていると推定しているが、正式な警察の報告に基づくデータは、年間約 400 件を数えるのみである。報道機関は、特に未成年者の傷害が生じた場合に、定期的な強姦事件報道を続けている。裁判所は、強姦犯人に対し法律により規定されている 10 ~ 15 年の刑を宣告している。」 [3a] (p16)

女性の性器割礼(FGM)

24.51 エチオピア民主共和国連邦の修正刑法、布告第 414/2004 号は、第 565 条で次のように述べている。

「年齢を問わない女性に割礼を施した者は、3 カ月以上の単純禁固または 500 ビル以上の罰金により処罰される。」 [69]

24.52 エチオピア民主共和国連邦の修正刑法、布告第 414/2004 号は、第 566 条で次のように述べている。

「(1) 女性の性器を封鎖した者は、3 年以上 5 年以下の重禁固により処罰される。
(2) 前記第(1)項において規定された行為の結果として身体または健康の傷害が生じた場合、より厳しい刑罰を規定している刑法の規定に従って、処罰は 5 年以上 10 年以下の重禁固とする。」 [69]

24.53 世界保健機関ファクト・シート第 241 号、2000 年 6 月は、次のように述べている。「しばしば『女性性器割礼』と呼ばれる女性性器切除(FGM)は、文化的理由、実用的理由またはその他の治療以外の理由の如何を問わない、女性外部生殖器の部分的または全面的除去または女性生殖器に対するその他の傷害を含むすべての処置を含む。今日行われて

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

いることが判明しているいろいろな種類の女性性器切除がある。それらは以下を含む。

- 種類 1 – 包皮の切除、クリトリスの全部または一部の切除を伴うものと伴わないものがある。
- 種類 2 – クリトリスの切除、小陰唇の部分的または全面的切除を伴う。
- 種類 3 – 外生殖器の部分または全体の切除および膣開口部の縫合/狭窄(陰門閉鎖)。
- 種類 4 – クリトリスおよび/または陰唇の刺突、刺通または切開。クリトリスおよび/または陰唇の引き伸ばし。クリトリスおよび周囲組織を焼くことによる焼灼。
- 膣開口部周囲の組織の削り取り(*angurya cuts*)または膣の切断(*gishiri cuts*)。
- 出血を起こさせるためまたは膣を締めるためまたは狭くするために膣に腐食性物質または薬草を導入すること。および前述の定義に属するその他のすべての処置。」
[26i]

24.54 WHO ファクト・シートは、次のように続く。「最も一般的な種類の女性生殖器切除はクリトリスおよび小陰唇の切除であり、すべての事例の 80%を占める。最も極端な形式は陰門閉鎖であり、それはすべての措置の約 15%を占める。それが公認された規範である文化においては、女性生殖器切除は、すべての宗教的信仰の信者および精霊信仰者および無信仰者により行われる。FGM は、通常、粗末な器具により麻酔なしで伝統的な施術者により行われる。より豊かな社会では、それは医療施設において有資格の医療従事者により行われる。」 [26i]

24.55 WHO のファクト・シートは、さらに次のように続く。「女性生殖器切除が行われる年齢は、地域により異なる。それは、生後数日の乳児、女兒、少女、ときには成熟した女性に行われる。家族が FGM を行わせる理由は、以下を含む。

- 性心理学的理由: 女性の性的欲望を弱め、結婚前の純潔と処女性および婚姻における貞節を維持し、男性の性的快楽を増進するために外生殖器の敏感な組織、特にクリトリスを削減または除去すること。
- 社会学的理由: 文化的伝統との同化、少女の女性成年式、社会的統合、結束の維持
- 衛生的および美的理由: 女性の外生殖器は不潔で醜いと考えられ、衛生状態を向上し、美的魅力を与えるために除去しなければならない。
- 神話的通念: 多産性の強化および子供生存の増進
- 宗教的理由: 一部のイスラム教国では、それがイスラム教の教義により要求されていると信じて、FGM を行っている。しかし、この慣習は、イスラム教より古い。」
[26i]

24.56 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。

この年に発表された保健省の人口統計・保健調査によると、全女性に関する FGM の実行率は 80 パーセントから 74 パーセントに減少する一方、この慣行に対する女性の支持は 60 パーセントから 29 パーセントに低下した。 [3a] (p16)

24.57 この報告は、また、次のように述べている。

「政府は、FGM を絶滅に役立つ多少の措置を講じた。政府は、公立学校における教育および広範なマスメディア・キャンペーンを通じてこの慣行の抑制に努めた。2004 年 7 月、Hamer District 女性問題局は、自分の妻に FGM を受けさせた地区職員を免職した。2004 年、南オモ地区流通・社会問題局副局長は、有害な伝統的慣習を根絶する委員会が南オモ全域の 197 カ所に設置されたと報告した。2004 年、Eastern Harerge 地区の警察は、1 日に 62 人の少女に割礼を施した疑いで 4 人の女性を逮捕した。伝えられるところによると、割礼の有害な影響に関する広範なマスメディア・キャンペーンの結果、地域の住民が警察に密告した。」 [3a] (p16)

- 24.58 世界拷問防止組織(OMCT)は、2003 年 6 月 26 日付のエチオピアにおける児童の権利に関する報告で次のように述べている。「FGM は、児童すなわち幼い少女の現在と将来両方における健康状態に恐るべき影響をもたらす。致命的になる恐れのある出血のほか、使用される非常に簡単な器具のために、また、しばしば少女の苦痛のために近傍の器官が傷つけられるために、破傷風または敗血症の危険がある。」 [38] (p13)

非政府組織と政府

24.59 アフリカ女性センター (ACW)

ACW の目的は、アフリカ行動計画 2000-2004 の実施の監視および評価、女性による生産的な資源の利用の機会を高めかつ女性の無給の仕事の経済的価値を増進するために国の分野別政策を分析するとともに適切な戦略を提案すること、経験の交換を容易にする適切な情報・通信戦略を策定すること、政策決定機構、国内立法、マスメディアのレベルおよび国内開発戦略における性に基づく女性の差別の排除を擁護する方針に取り組むことである。 [73]

ティグライ女性民主主義協会(DATW)

1991 年 9 月にティグライ戦士協会と『女性草の根』が合併してティグライ女性民主主義協会を結成した。この協会の目的は、地方、地域、国の女性課題に参画すること、人権のための民主的なプロセスおよび闘いにおいて積極的な役割を演ずること、特に政治、社会、政治問題における女性の権利拡大を容易にすることである。 [73]

エチオピア女性法律家協会

EWLA は、全エチオピアにおいて女性の人権を守り、市民社会を改善するために活動している。課題: 女性法律家のためのネットワーキング [73]

開発のためのアフリカの角 NGO ネットワーク(HANND)

Horn of Africa NGO Network for Development (HANND) (開発のためのアフリカの角 NGO ネットワーク)は、アフリカの角の諸国(ジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、ソマリア、スーダン、ウガンダ)における約 40 の原住民組織および市民社会指導者の協力である。 [73]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

PROGYNIST: 女性の権利拡大 NGO

PROGYNIST は、エチオピア女性の福祉および祖国の政治的、社会経済的、環境的開発および運営に対する貢献を推進するために設立された。PROGYNIST は、女性の権利拡大が市民社会を強化し、持続可能な開発における市民社会の役割を確認すると考えている。持続可能性を確保するために、PROGYNIST は、性別に関して公正で環境を重視する技術を使用することにより女性の経済的地位を高めるプロジェクトに集中する。[73]

ティグライ女性協会(WAT)

WAT は、エチオピアの最北部の県における主要な女性組織である。その使命は、参加できるようになるために開発について知る必要のある女性の権限を拡大することである。WAT は、政治的、経済的、社会的、保健問題に取り組む種々のプログラムを通じてティグライの女性の技量を高めることを目指す。WAT はティグライにおける新しい家族法の制定に関与しただけではなく、種々の地域社会代表者および宗教指導者に新法を完全に理解してもらうためにいくつかの意識向上プログラム・セミナーも開催した。[73]

平和と開発のためのアフリカ女性の委員会

この委員会の目的は、この大陸における平和および持続可能な開発のためのすべての取り組みに対するアフリカ女性の完全、効果的かつ平等な参加を確保することである。[74]

Kembatta 女性の自助センター

地域社会福祉・移動診療所計画により、自助センターは、地域の女性に性と生殖の健康の問題に関する教育および援助を提供する。センターは、女性が経済的に満足できるようになるために訓練、融資、収入を得る仕組みも与える。[75]

ティグライ女性協会

この協会は、女性が自分の家族、自分の地域社会、自分の国における意志決定過程において全面的かつ積極的な役割を果たすことを可能にするために、女性自身の指導能力形成を助ける意識向上および権利訓練計画を推進している。また、この協会は、地域の女性のための健康教育計画に参加するほか、女性の貧困脱出を助けるために職業訓練および融資、割引、収入を得る仕組みを提供している。[75]

総合地域社会教育・開発協会(ICEDA)

ICEDA の焦点は、女性に対する暴力およびその他の形式の差別に関する問題への社会の意識を高める主張展開、陳情活動、キャンペーン実施にある。早婚、強制結婚、誘拐結婚に反対するために努力しつつ、この協会は、自らの市民としての権利、経済的権利、法的権利について女性を教育する女性のための訓練計画も実施している。[75]

国際連合窓口

Division for the Advancement of Women, Department of Economic and Social Affairs, United Nations (国際連合、経済社会局、女性振興課) [73]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

UNPD Africa

United National Development Programme (UNDP) (国際連合開発計画) – エチオピア [73]

United Nations Development Fund for Women (UNIFEM) (国際連合女性開発基金)、東
アフリカ地域事務所 [73]

United Nations Mission in Ethiopia and Eritrea (UNMEE) (国際連合エチオピア・エリト
リア・ミッション) [73]

政府窓口:

首相府女性問題課(WAO) [73]

24.60 IRIN ニュースは、2004 年 5 月 18 日に次のように報じた。

「エチオピアは、女性の権利を増進するために月曜日に 150 万ドルを与えられた。ア
フリカ開発銀行(ADB)は、この国が世界貧困絶滅目標(ミレニアム開発目標(MDG)と呼ば
れる)を 2015 年までに達成することを助けるためにこの金の支出を約束した。....主要
な MDG の中に、女性の平等な権利の増進および権利拡大ならびに妊婦健康維持の大規
模な支援に関する目標が含まれている。専門家は、第三世界の貧困を克服するためには、
医療および教育における女性の生活を改善することが極めて重要であると考えてい
る。」 [9ab]

24.61 この記事は、続いて次のように述べている。

「国連児童基金によると、エチオピアでは、往々にして女性が貧困の重荷、貧弱な医療、
教育の欠如を堪え忍んでいる。文字を知っているものは 10 人のうち 6 人のみであり、
一方、出産時に熟練した助けを受けることができる女性は 6 パーセントより少ない。現
在、少女より 1/5 多い少年が通学している。....政府および人道機関によると、女性の
権利および民主的代表制を増進するための追加資金の確保が極めて重要である。ADB
の資金は、施設支援を提供するために新設立の女性問題局(WAO)に注ぎ込まれることにな
っている。....政府は、その開発課題の中心に女性問題を据えることを約束し、そし
てそれに沿って女性問題担当国務相 Gifti Abasiya の指揮の下に WAO を設置した。この
国は男女同権を実現する法的枠組みによりそれを増進する遠大な憲法を持っているが、
関係筋は、実際にはそれに不十分な点があることを認めている。」 [9ab]

24.62 この報告は、さらに次のように述べている。

「すべての土地は、政府に属している。女性は土地の政府賃貸を得ることができ、また、
政府は女性に平等に土地を利用させる明確な政策を示しているが、農村の共同体はめっ
たにこの政策を実施しなかった。EWLA [エチオピア女性法律家協会]の報告によると、
ほとんどすべての地区において、結婚による場合を除いて女性は土地を利用できなかつ

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

た。しかも、夫が死亡した場合、しばしば、その他の家族が妻からその土地を取り上げる。」 [3a] (p17)

24.63 女性の人身売買は、深刻化する問題である。2003年6月13日付の IRIN は次のように報じた。

「IOM は、女性を食い物にする不法人身売買業者は、外国に送り出す犠牲者毎に 7,000 エチオピア・ビル(800 米ドル以上)稼ぐだろうと述べた。IOM によると、18～25 才の女性が大学、町や市の貧しい地区で人身売買業者により狙われている。」 [9ac] 米国国務省の 2004 年版人権報告書は、次のように述べている。「EWLA および国際移民機関 (IOM) から、産業労働者および家内労働者として中東を訪れた多くの女性労働者が虐待されているという信頼すべき報告がある。8 月[2004 年]、政府は、一つには虐待されているエチオピア人女性労働者を助けるために、ドバイに新しい領事館を開設した。」 [3b] (p16)

この問題に関するさらなる詳細については、人身売買の節参照。

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

25. 児童

概要

- 25.01 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「優れた医療、基礎教育または児童保護を提供する政府の能力は限られているが、政府は、児童の社会問題、健康問題、法的問題に集中する国内および国際 NGO の取り組みを支援した。」[3a] (p17) この報告は、また、次のように述べている。「政府は、ストリート・チルドレンが合計 15 万人から 20 万人に達し、アジス・アベバには 5 万人から 6 万人のストリート・チルドレンがいてと推定した。国連児童基金(UNICEF)は、この国には 60 万人のストリート・チルドレンがおり、首都には 10 万人以上がいてと推定した。UNICEF は、親の病気と家計収入の減少のために子供を養育できない家族が原因で問題が悪化したと考えている。これらの児童は、ときには群をなして物乞いし、あるいは闇の部門で働いている。国立と私設の孤児院はこれだけの数のストリート・チルドレンを収容できず、しばしば年かさの児童が年少の児童を虐待している。厳しい資源の制約のため、病院と孤児院は、しばしば、遺棄された幼児を見て見ぬふりをし、あるいは無視した。『調教師』は、ときとして、児童の物乞い稼ぎを増やすために児童を不具にしたり、盲目にしたりした。」 [3a] (p18)

児童労働

- 25.02 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「児童労働を取り締まる法律はあるが、しかし政府は実際にはこれらの法律を効果的に施行せず、児童労働は依然として都会と農村地域の両方で重大な問題である。法律によると、日雇いまたは給料雇用のための最低年齢は、小学校を終了する年齢に合致する 14 才である。しかし、雇用最低年齢は事実上施行されていない。14 ~ 18 才の年齢の児童を対象とする特別規定があり、それは危険な労働および夜間勤務の禁止を含んでいる。法律により、14 ~ 18 才の児童は、1 日に 7 時間を超えて働くこと、午後 10 時から午前 6 時の間にはたらくこと、公休日または休日に働くこと、超過勤務を行うことは許容されない。政府は、危険な作業を工場での作業、可動部を持つ機械に関わる作業、児童の健康を害する恐れのある作業として規定した。」 [3a] (p21)
- 25.03 この報告は、さらに次のように述べている。「児童労働に関する 2001 年 ILO 資金提供調査によると、児童の 40 パーセントが 6 才に達する前に働き始めた。また、同調査によると、5 ~ 17 才の児童の週当たり平均労働時間は 32.8 時間である。5 ~ 9 才の少年および少女の約 13 パーセントが週に 58 ~ 74 時間働いた。調査された児童の 2/3 以上が稼ぎの全部または一部を両親または保護者に渡していた。貧弱な穀物収穫からの家計収入減少と児童不登校が児童労働発生率の増加に貢献する 2 つの要素である。」 [3a] (p21)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 25.04 この報告は、さらに次のように続く。「児童労働者は、しばしば虐待に直面する。1999年のある調査によると、労働していない児童に比べて、児童労働者は、肉体的および精神的虐待に2倍、性的虐待に5倍、無視に8倍、それぞれ、多く遭遇した。調査された児童労働者のうち、強姦された児童はもっぱら家庭内労働者であった。....政府の定義による最悪形式の児童労働は、売春および奴隷労働を含む。この年の間、家庭内使用人として働くためにオロミヤ地区および南部民族州からこの国の他の地区へ人身売買された児童の強制労働または奴隷労働が報告された。伝えられるところによると家族が少女に売春を強制した。」 [3a] (p21)
- 25.05 OMCT は、2003年6月26日付のエチオピアにおける児童の権利に関する報告で、次のように述べている。「15才から18才の少年は自己の行動について完全に責任を有するものと考えられ、死刑を除いて全面的な刑事責任を問われる。...15~18才の少年が終身刑に処されることもあり得る。」 [38] (p21)

児童売春

- 25.06 米国国務省の2004年版人権報告書は、次のように述べている。「児童売春は、引き続き問題であり、増えていると広く認められた。また、この国から児童が養子縁組方式により人身売買された。」 [3b] (p17)
- 25.07 この報告は、さらに次のように続く。「養子縁組組織として活動する児童人身売買業者により児童が南部からケニアに輸送され、他国籍の国民として養子縁組されたという未確認報告があった。」 [3b] (p17)
- 25.08 同報告は、次のように述べている。
- 「NGOの報告によると、商業売春婦の60パーセントは16才から25才である。未成年の少女がリゾート・タウンや地方のトラックストップでのホテル従業員、バーのホステス、売春婦として働いている。蔓延する貧困、都会の密集地への流入、早婚、HIV/AIDSおよび性感染症、教育および就職の機会の乏しさにより児童の商業的性的搾取が拡大した。エチオピア・ストリート・チルドレン・フォーラムを含むいくつかのNGOが児童犠牲者を援助した。これらの団体は、売春または商業的性的搾取を強要された児童に避難所、保護を提供し、彼らを家族の許に戻した。」 [3b] (p18)
- 25.09 IRIN ニュースは、2004年3月1日付の記事『エチオピア：ストリート・チルドレン・リハビリテーション・プロジェクトに集中』で次のように述べた。「労働社会省によると、エチオピアでは約150,000人の児童が街頭で生活しており、そのうち約60,000人は首都にいる。しかし、援助機関の推定によると、問題はより重大であり、全国のストリート・チルドレンは600,000人に近く、アジス・アベバでは100,000人以上であるという。国際連合児童基金は、HIV/AIDSの流行と収入低下のために問題は悪化するだろうと述べている。HIV/AIDSは、エチオピアにおいてすでに100万人を孤児にした。」 [9ap]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

この記事は、次のように続く。「NGOによると、貧困は児童売春婦の増加をもたらし、次にこの現象は HIV/AIDS 危機により悪化・複雑化する。Save the Children, Denmark (SC-D) (セーブ・ザ・チルドレン・デンマーク)は、児童売春が首都において『驚くべき率で増加している』と述べたが、統計を引用することはできなかった。SC-D は、13 才という若い年齢の児童がこの都市に誘い込まれ、性産業の中に放り込まれていると述べた。『国家的な緊急課題としてこの問題に介入する必要があることが明かである』と SC-D は述べた。」 [9ap]

この報告は、さらに次のように続く。「児童を売春に押しやる要因として児童自身によりしばしば認識される事象は、職がないこと、家族の死、乏しい教育、望まない妊娠である。児童売春婦の多くは、重大な性的および肉体的虐待の犠牲者である。児童のほぼ半分が街頭に出てくる前に強姦されたと述べたが、その結果として 1/3 が妊娠し、あるものはやみ中絶をしたという。このような妊娠中絶は主として伝統的な医学の[施術者]により町中で不法に行われると SC-D は述べた。『これに伴う危険は、死亡を含めて非常に多い』と、SC-D は 7 ページの調査報告の中で付け加えた。この報告によると、アジス・アベバの売春婦の約 60 パーセントはこの都市以外の出身者である。」 [9ap]

児童兵士

25.10 米国国務省の 2002 年版人権報告書は、次のように述べている。

「国防省は 18 才未満の者が国軍に加わることを許可せず、政府はこの政策の実行に努力した。18 才未満の児童がこの年[2002 年]の間に軍隊に採用されたという報告はなかった。しかし、過去において、軍当局者はときとして所定年齢に達していない志願者の入隊を許可した。出生証明書の不備、乏しい教育の機会、愛国心、蔓延する貧困により、年齢制限の裏をかこうとする所定年齢未満の志願者が増加した。」 [3d] (p24)

25.11 Child Soldiers は、その 2004 年エチオピア報告で次のように述べている。

「1991 年以降使用されている国の募集ガイドラインは、新兵は 18 才から 25 才までの年齢とし、6 年(後進地域については 2 年)の中等教育を修了した者でなければならないと規定している。しかし、2001 年、出生登録制度の不備に対する懸念が国連児童権利委員会により指摘された。募集係官はかなりの自由裁量により業務を行い、特に農村地域社会および貧しい地域社会において未成年者を採用の危険にさらしたと思われる。」 [24]

25.12 米国国務省の 2002 年版人権報告書は、次のように述べている。

「出生証明書の不備、乏しい教育の機会、愛国心、蔓延する貧困により、年齢制限の裏をかこうとする所定年齢未満の志願者が増加した。ある兵士が所定年齢未満ではないかと部隊指揮官が疑ったがそれを証明できない場合、指揮官はその兵士を前線の戦闘から後方地域に移すことができた。この年[2002 年]の間に児童が地方民兵組織に加わったという報告はなかった。」 [3d] (p24)

教育

- 25.13 2006 年 7 月 20 日にアクセスされたセーブ・ザ・チルドレンの『エチオピア：教育』に関する報告は、次のように述べている。「エチオピアにおける教育制度の特徴は、不十分な施設(基礎教材の不足、建物と備品の不足、荒廃した建物等)および低い専門的能力(不十分な職員訓練、制度面での低い能力、学校経営に対する地域社会参加が限られていること)である。カリキュラムは児童とその家族のニーズと生活上の課題に対応する上で不適切であり、教師はカリキュラムを適切に実施するために必要な援助と機材を持っていない。学校の予定は、多くの児童とその家族の仕事とぶつかる。さらに、児童を通学させることは、直接費用と児童の労働が失われることの両方のために非常に低い経済状態の地域社会にとって費用がかかりすぎる。」[77a]
- 25.14 2005 年 7 月に発表された国際復興開発銀行/世界銀行の教育に関する国情調査(エチオピア)は、次のように述べている。「エチオピアの学校は、大きく分けて 2 種類ある。すなわち、国の学校とそれ以外である。最初のグループの学校はほとんどまたはまったく授業料を取らず、連邦政府または地域政府から給与を受ける職員により運営・管理される。これに対して、非政府部門の教育機関は非政府財源(たとえば、地域社会による寄付および学生の授業料)に部分的または全面的に依存しており、私的に運営される。」[78]

世界銀行は次のように続ける。「正規の昼間学習計画のほかに、その他の種々の教育選択肢が利用できる。これらの選択肢をとる大部分の学生は、教育を受けるために自己負担するかまたは奨学金事業非政府組織に依存する。夜間講座はすべてのレベルの教育を提供するが、依然として一般的に照明用電力が大きな町や市に限られているので、利用できるのは主として都会地域である。学生の授業料に全面的に依存するこれらの講座は、民間の構内で開催される。国の施設を利用する講座は、一般的に、同じ学校で昼間の仕事を持つ教師およびその他の職員により運営されるが、民間の施設で開かれる講座は恐らくこれよりもっと多様な筋の教員に依存している。夜間講座のカリキュラムは、正規学習計画と同じ期末試験に向けて学生を教育する。しかし、学生は各講座でどうしても正規課程の学生より少ない授業時間を受けることになるので、これらの講座はより長い期間で教育題材を扱うように設定されている。」[78]

世界銀行の報告は、さらに次のように続く。「1971 年以降 Educational Media Agency (教育メディア機関)により中等レベルの通信学習計画が提供されてきたが、これを受けている人々は比較的少ない—2001~2002 年の学生は約 1,000 人。これより高い教育レベルでは、通信講座も近年普及してきたが、学籍に登録した人数は分からない。大学および専門学校により提供される Kiremt 講座も別の選択肢である。その主な学生層は、正式資格を格上げするために地域政府の助成金の下で通学している教師であり、その数は 2001-02 年において 9,000 人を超えた。」[78]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

世界銀行の報告は、さらに次のように述べている。「ときとして代替基礎教育と呼ばれる非公式教育は、農村地域社会において特に重要である。成人と児童の両方にとって利用でき、国際組織(たとえば Action Aid、Save the Children など)を含む非政府組織または外国資金源に依存する国内機関により大部分賄われる非公式教育は、資金拠出組織により直接または地方政府との協力により運営される。すべての非公式教育計画が地域性を越えて共通のカリキュラムを共用しているわけではないが、それらは共通の目的を持っている。それは、基本的な読み書き能力と計算能力を与えることである。これらの教育計画に参加する成人は、しばしば、職業に関する技能訓練からも恩恵を受ける。児童(15才未満の生徒層)向け学習計画は、一般的に3つのレベルの教育を提供するが、これは、全体で小学校の最初のサイクル(1-4 学年)に相当する。主として言語の主要科目(一般的に地域の言語および英語)および計算に中心を置くこれらの学習計画は、地域社会に住む有給または無給の教師により運営されている。講座は村人により建設されたか、または地域の篤志家により寄付された建物で開かれ、学校の日程表と授業時間は、児童を家族の畑または家庭の仕事のために解放するように意図的に設定する。最もうまく行った場合、これらの学習計画は、3年だけの教育で正式学校の5年次に入る資格を生徒に与えることに成功する。しかし、資金調達及びその他の制約のために、業績は一様に良いわけではない。実際に、もっとも資金調達の貧しいセンターでは、学習計画は、やっと非公式教育といえるものを提供している。」 [78]

25.15 2005 年「サハラ以南のアフリカ」は、次のように述べている。

「エチオピアにおける教育は無料であり、学校数の急増後、7才と13才間の年齢の児童について義務となった。1976 年以降、大部分の小学校と中学校は地域の農民協会と都市住民協会により管理されてきた。初等教育は年齢7才で始まり、8年続く。中等教育は、15才で始まり、さらに2年の2サイクルからなり4年続く。この後期サイクルは、第3レベルに入る準備教育を与える。2000/01 年、小学校への合計学籍登録数は、該当年齢グループ児童の47%に相当した(少年の53%、少女の41%)。UNESCO の推定によると、中学校への合計学籍登録数は、関係年齢グループ児童の13%に相当した(少年の15%、少女の101%)。」 [1a] (p450)

25.16 米国国務省の2005年版人権報告書は、次のように述べている。

「第6学年まで教育は義務的、普遍的であるが、学齢児童の約20パーセントが通学しない。法律により初等教育の授業料は無料である。この国、特に農村地域の児童を収容する十分な学校がなく、制服と学用品の費用は多くの家族にとって禁止的であった。小学校学齢男子児童の約74パーセントと小学校学齢女子児童の59パーセントが通学した。アジス・アベバでは、少女の通学率はやや高かった。政府の報告によると、入学した児童の29パーセントが第2学年に達する前に学校制度から去り、第1学年を始めた児童のうち、第8学年を修了した児童はわずか22パーセントであった。」 [3a] (p17)

25.17 この報告は、さらに次のように述べている。「エチオピアには21の高等教育施設があり、1999/2000年の合計学籍登録人数は67,682人であった。有資格教師が相当不足し

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

ており、それは、特に、国外居住教員に強く依存している中等学校で著しい。1999/2000年の予算は、全支出の推定 11.3%(23 億 400 万ビル)を教育に割り当てた。」 [1a] (p450)

25.18 米国国務省の 2005 年版人権報告書は次のように述べている。

「第 6 学年まで教育は義務的、普遍的であるが、学齢児童の約 20 パーセントが通学しない。法律により初等教育の授業料は無料である。この国、特に農村地域の児童を収容する十分な学校がなく、制服と学用品の費用は多くの家族にとって禁止的であった。小学校学齢男子児童の約 74 パーセントと小学校学齢女子児童の 59 パーセントが通学した。アジス・アベバでは、少女の通学率はやや高かった。政府の報告によると、入学した児童の 29 パーセントが第 2 学年に達する前に学校制度から去り、第 1 学年を始めた児童のうち、第 8 学年を修了した児童はわずか 22 パーセントであった。」 [3a] (p17)

25.19 2006 年 7 月 18 日にアクセスされた IKED、International Organisation for Knowledge Economy and Enterprise Development (知識経済・企業開発国際組織)は、エチオピアの高等教育機関を次のとおり列挙している。

Alemaya 大学

Alemaya 大学(Haromaya 大学とも呼ばれる)は、Eastern Hararghe Zone にアジス・アベバから約 510 キロの位置を占めている。付近の都市、ハラルとディレ・ダワから、それぞれ、約 20 キロと 40 キロ離れている。現在、この大学は、博士、理学修士、理学士、大学学位レベルの 30 教科課程を運営している。

アジス・アベバ大学

エチオピアにおける最も古い高等教育機関、アジス・アベバ大学は、現在、高等教育におけるこの国の能力を拡大する使命に従事している。

<http://www.aau.edu.et/>

Arba Minch 大学: 大学院研究

Arba Minch 水技術研究所は、水資源計画、設計、開発における公認講座を提供しているエチオピアにおける最初で唯一のこの種類の技術研究所である。

<http://www.freewebs.com/amu-pg>

Bahir Dar 大学

Bahir Dar 大学は 2001 年 5 月に開設され、このとき、Bahir Dar 教員養成大学と Bahir Dar 科学技術専門学校が合併して、それぞれ、新しい大学の教育学部と工学部となった。

<http://www.telecom.net.et/~bdu/>

Debub 大学

Debub 大学は、閣僚会議条例第 62/1999 号により 1999 年 12 月 22 日に設立された若々しい教育機関である。この大学は、エチオピア南部の 3 つの既存専門学校、Awasa 農業専門学校(ACA)、Dilla 教員養成・保健専門学校を併合して形成された。

<http://www.dunive.edu.et/>

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

ゴンダル大学医学部

ゴンダル医学部は、かつてはこの国の首都であったエチオピア北西部のゴンダルに位置している。この学部は、エチオピアにおける最古の医療従事者訓練機関であり、最初は 1954 年に公衆衛生専門学校として設立された。<http://www.ugondar.edu.et/>

ジマ大学

ジマ大学(JU)は、1999 年 12 月にジマ保健科学専門学校(1983 年創立)のを併合することにより設立された自治公立高等教育機関である。
<http://www.telecom.net.et/junv.edu/>

メケレ大学

メケレ大学は、ティグライ県に位置する 4 年制大学である。
<http://www.mu.ed.et/> [79]

児童看護

児童保護

- 25.20 国際連合人権委員会、第 59 会期、人権委員会決議第 2002 年 92 号による暫定議題の第 13 項『児童の権利』、児童売買、児童売春、児童ポルノに関する特別報告者の Mr Juan Miguel Petit により提出された報告は、エチオピアについて次のように報告している。
「刑法に基づいて、刑事責任は、児童を売買すなわち人身売買した者に負わされ、搾取行為の被害を受けない児童の権利は憲法により規定されている。児童ポルノは、卑猥または猥褻な文書、画像、ポスターまたはフィルムに関する多数の犯罪化(所有を除く)により対処されている。9 才未満の児童は、刑事責任を問われない。9 才～15 才の児童も、売春の目的のために他人を使用した場合、または利益を得るために他人に対して児童ポルノを使用した場合には、刑事責任を問われることがある。このような犯罪が行われた場合、裁判所は未成年犯罪者のための特別手続に従う。15 才より上の児童は、成人に関する刑法の通常の規定に基づいて裁かれる。9 才～15 才の児童に対する制裁は年少者に可能な最善の処置を確保する措置を含み、かつ、監視下の教育、懲戒、学校または自宅軟禁、矯正施設への入所を含むことができる。未成年犯罪者の取扱いに関する実地訓練を多くの裁判官と検察官に与える努力が行われている。」 [80]
- 25.21 米国国務省の 2005 年版人権報告書は、次のように述べている。「人権侵害が問題である。未成年犯罪者および未成年の犯罪犠牲者の人権を守るために NGO の会員がアジス・アベバの警察署の 10 の児童保護部署で働いた。一部の警察官は、児童虐待事件および未成年犯罪者の事件を取り扱う手続の訓練を修了した。」 [3a] (p17)
- 25.22 ECPAT インターナショナルは、2006 年 8 月 3 日にアクセスされた報告『エチオピアにおける児童保護部署』において次のように述べた。「1997 年、首都アジス・アベバ周

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

辺の4つの警察署においてパイロット・プロジェクトが開始された。このプロジェクトでは、児童に関する事件を専担する訓練修了担当者を各警察署に1人配置した。これらの担当者は警察により雇用されたが、フォーラムも部屋の改装を援助し、また、機材を提供した。このパイロットの成功に続いて、さらに多くの担当者が訓練され、この計画は郊外の警察署に拡張された。2人の担当者(男女1名ずつ)が各警察署に割り当てられ、フォーラムが各部署に配置されたソーシャル・ワーカーを訓練し、3人のチームが構成された。パイロット・プロジェクトは、他の県でも開始された。」[81]

ECPAT の報告は、次のように続く。「調整室が警察本部に設置され、そこに全部署の活動に責任を持つ高位の正規警察官が配置された。この調整室は、首都周辺の全28警察署から集まる児童事件に関するデータ(犠牲者と犯人の両方)の照合・頒布センターにもなった。現在、このプロジェクトの発足以来取り扱われたすべての事件のデータ・バンクがある。」[81]

ECPAT の報告は、さらに次のように続く。「この部署の担当者は警察官の制服を着用せず、まさしく法的手段としての家族または地域社会への介入により児童の問題を解決する準備を整えている。重要なことは、彼らが児童を問題の種としてではなく、傷つきやすい人間として見始めてきたことである。CPU が存在する地区において、児童を危険から引き離し、児童を家族から引き離す必要性の発生を防止するために地域社会犯罪予防・矯正計画が開始された。CPU は、孤立した状況では機能しない。CPU は、紹介を受け付けることおよびその他の専門的業務を提供することができる立ち寄り相談センター、セーフ・ハウス・プログラム、NGO のネットワークと結びついている。」[81]

孤児と孤児養護施設

- 25.23 IRIN ニュースは、2005年1月10日に次のように報じた。「孤児数の増加により養子縁組の要求が記録的に高まってきた。昨年[2004年]約1,400人の児童が外国で新しい家庭を持ったが、これは、前年の倍以上であった。....養子縁組み斡旋業者も昨年アジス・アベバで30に倍増し、養親に児童1人当たり最高20,000米ドルを請求する業者も現れるほど非常に利益のあがる市場となった。この国の養子縁組当局を率いている Buti Gutema は、孤児の養子縁組がこの国の政府に多くの困惑を与えていると述べている。彼は、孤児の増加と養子縁組の増加を貧困のせいにした。....エチオピアで高まっている孤児危機の阻止に資する策として、米国政府は、12月、530,000人の HIV/AIDS 孤児を助ける2,000万ドル・プロジェクトを発表した。....エチオピアには厳格な養子縁組法が存在するが、Balti によると、書類が整っているならば手続は10~15日で済ませることができる。....外国の両親と養子縁組される子供を保護するために1993年に成立した国際条約が存在する。この条約は66カ国により承認されたが、エチオピア政府はまだそれに調印していない。....母親たちは孤児養護施設に行くよりむしろ単に警察署または教会の近くで子供を捨てる。擁護施設では、母親たちは、法により、追い払われなければならないのだ。HIV 陽性と判明した児童の養子縁組は不可能である。」[9ad]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

25.24 IRIN ニュースは、2002 年 7 月 23 日に次のように報じた。「数百人のストリート・チルドレンとホームレスの人々が、先月、首都アジス・アベバから追い出され、市外の森に放り込まれたとエチオピア人権委員会(EHRCO)が述べた。...伝えられるところによると一部の児童はわずか 11 才である。実行してから 1 カ月後に発覚したこの路上生活者狩りは、ワールド・カップ中に行われた。....これらのホームレスと児童は、市民のフットボール試合見物を可能にするために巨大なテレビ・スクリーンの建設された市の中心から一掃された。」 [9ae]

保健問題

HIV/AIDS 孤児

25.25 2006 年 7 月 20 日にアクセスされたセーブ・ザ・チルドレンの『エチオピア：保健』に関する報告は、次のように述べている。「HIV/AIDS の蔓延は、エチオピアに最悪の結果をもたらした。HIV の公式罹病率は 6.6%(しかしアジス・アベバでは 16%)である。220 万人のエチオピア人が HIV/AIDS に感染している(世界中で 3 番目に多い感染者数である)。さらに悪いことは最も高い罹病率が 15~24 才のグループに見られることであるが、これは 20 年前に発生したこの流行病に対する「最近の」伝染を示している。報告された AIDS 症例の年齢・性別分布は、伝染の約 91%が 15~49 才の成人の間で発生することを示している。15~19 才の女性感染者数は同一年齢グループの男性数より相当多い。この流行病の特質は、男女不平等である。女性は、しばしば、自分自身を守るための自信、知識または経済的自主性を持っていないからである。この病気が家族内の経済的大黒柱を襲った場合、扶養家族は、しばしば、経済的不安、差別、生存のための闘いに直面する。」 [77b]

この報告は、次のように続く。「380 万人の児童が HIV/AIDS のために(ほかにも死因があるが)片親を失った。エチオピアには 120 万人以上の孤児がいる。伝統的に、これらの児童は大家族の中に取り込まれるが、しかしそのあまりの多さと経済的負担のために、多数の児童がもはや大家族の世話を受けられない。いまや多数の孤児が街頭に現れて、あるいは搾取され、あるいは虐待され、あるいはあり合わせの手段で幼い兄弟姉妹の面倒を見るために働いている。」 [77b]

25.26 IRIN Plus News は、2006 年 4 月 28 日付の記事『エチオピア：貧困、母子 HIV 伝染防止の取り組みを脅かす』で次のように述べている。「HIV 陽性の母親から子供への伝染を予防することは、母乳保育が期待されている保守的なエチオピアでは依然として深刻な重大課題である。母子伝染防止(PMCT)計画は、授乳による HIV ウィルスの子供への伝染の危険を低減するために母乳の代替物を見出すよう母親に勧告している。しかし、いろいろの地区で食料不足に悩んでいるエチオピアのような国において、代わりになる食糧源は入手できないことが多い。」 [9ao]

IRIN の報告は、次のように続く。「国連児童基金(UNICEF)による最近の調査によると、幼児 HIV 感染の約 15-20 パーセントは妊娠中に、50 パーセントは分娩中に発生するが、

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

その後の哺乳による感染は 10～30 パーセントである。妊娠中および出産時の防止は母親と子供両方の抗レトロウィルス薬の服用を必要とするが、授乳による感染防止は調整粉乳およびその他の母乳代替品の利用を意味する。しかし、これは、ほとんどのエチオピアの母親にとって利用できない選択肢である。多くのエチオピアの母親は、彼らの文化の重要な部分であると考えられている授乳育児を拒否した場合の結果を恐れている。」 [9ao]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

26. 人身売買

概要

- 26.01 米国国務省の 2006 年版人身売買報告書は、次のように述べている。「エチオピアは、強制労働および性的搾取のために人身売買される男性、女性、児童の源泉国である。児童と成人はこの国の中で家庭内強制労働のために、これより頻度は少ないが、商業的な性的搾取および街頭販売のような労働のために人身売買されている。少数の男性が低熟練強制労働のためにサウジアラビアおよび湾岸諸国に人身売買されている。エチオピアの女性は、中東、特にレバノンに家庭内奴隷労働のために人身売買されている。そのための目的地としては、エジプト、南アフリカ、スーダン、ジブチ等がある。これらの女性のうち、わずかな比率の人々は性的搾取のために人身売買されている。人身売買されるエチオピア人の通過国は、ジブチ、エジプト、ケニア、リビア、ソマリア、スーダンを含むと言われている。」 [3j]

この報告は、次のように続く。「エチオピア政府は、人身売買の廃絶のための最低基準を十分に守っていない。しかし、エチオピア政府は、それを行うためにかなりの努力を行っている。移民労働者を人身売買に関する危険について教育し、同国内における児童人身売買事件を摘発しているエチオピアの取り組みは注目に値するが、捜査件数と比較して起訴件数が少ないことは依然として懸念の原因である。」 [3j]

女性の人身売買

- 26.02 反奴隷インターナショナルは、2005 年 7 月 5-7 日の人身売買および強制労働に関する東アフリカ・アフリカの角会議の報告において次のように述べている。エチオピアにおける人身売買に関するデータは不十分である。児童の人身売買に関するデータも少ないが、人身売買された女性の人数に関して利用できるデータも同様に乏しい。しかし、一部の調査は、国境を超えて行われる若い女性の人身売買が広まっていることを指摘している。調査の指摘によると、たとえば、18 才未満でこの国を去る 13 人の少女のうち??? およびこの国を去る 5 人の若い女性のうち 4 人は人身売買される。入手可能な情報によると、越境人身売買の犠牲者の大部分は首都アジス・アベバ出身であるが、ティグライ、オロミヤ、アムハラ地区からもかなり来ている。」 [82]

この報告は、次のように続く。「犠牲者は外国での雇用、外国人との結婚の約束で募集され、外国での『よりよい生活』によりおびき出される。人身売買業者は、1 人当たり 1,000 ~ 7,000 エチオピア・ビルを請求し、通常、学校、専門学校、村から募集する。イスラム教の巡礼、Hajji および Oumra のような行事が若い女性を宗教儀式に参加するという名目でサウジアラビアおよびその他のアラブ諸国に送り込む機会として利用される。」 [82]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

この報告は、さらに次のように続く。「これに関わる人身売買業者は、地方の仲介人、犠牲者の親戚、家族、友人まで多様である。帰国者も潜在的犠牲者から目的国における『よりよい生活』を約束する旅行への同意を引き出す上で重要な役割を演ずる。帰国者の多くは、旅行業者や旅行案内所と協力して活動することにより人身売買にも参画する。エチオピアにおける人身売買との闘いにおいて NGO の遭遇する問題として、人身売買に取り組む上での国の弱い法律、政府の貧弱な施行および不十分な支持が挙げられる。また、低い法律知識レベル、不十分な能力、資源の制約がこの国の人身売買および強制労働の問題に対処する上での全体的アプローチを妨げている。」 [82]

- 26.03 UNICEF の報告『2005 年のアフリカにおける人身売買、特に女性および児童の人身売買』は、次のように述べている。エチオピアの女性が働くために移住することを希望したとしても、彼女らの多くは、良い仕事、高い給料、安楽な生活の偽りの約束でおびき出される人身売買の犠牲者となってしまう。中東および湾岸諸国での家事労働のために募集されたエチオピア人移住女性が虐待されたという多数の報告がある。彼女たちは外国で非常に搾取的な環境に陥り、現代版奴隷とも言うべき労働条件で虐待される。このような状況において、女性が目的地に到着したとき、派遣会社の周旋人の雇用主が彼女の旅行書類と公文書を恒久的に保持し、彼女の基本的人権、自由な移動の権利を侵害する。民間職業斡旋会社布告第 104/1998 号の目的は、すべての職業斡旋の取り締ることであり、特に、外国に派遣・雇用されるエチオピアの権利、安全、尊厳を労働者の人権および肉体的完全性の侵害に対する加重刑罰により保護することである。」 [28e]

「この布告は、次のように述べている。

民間職業斡旋会社の設立を希望する者は、免許を必要とする。この会社は、正式雇用契約を作成し、当局に提出しなければならない。

この会社が外国で働く労働者を雇用・派遣する業務を行う場合、この会社は次の追加義務を果たさなければならない。

雇用契約がエチオピアの法律により規定されている最低労働条件を満たすことを保証すること。

労働者の権利、安全、尊厳を確保する責任を負うこと

受け入れ国に支店または代理店を持つこと

当該労働者を外国に送り出す前に、その労働者のために当該労働および国に関するオリエンテーションを行うこと

最寄りのエチオピア大使館に対し当該労働者の存在を通知すること

公認金融機関に保証基金を寄託すること。当該会社により斡旋される労働者が 500 人以下の場合には 30,000 米ドル、500 人以上 1,000 人以下の場合には 490,000 米ドル、1,000 人を超える場合には 50,000 米ドル。」 [28e]

UNICEF の報告は、さらに次のように続く。「現在、レバノンに移住労働者を派遣している民間斡旋会社 1 社のみ法的承認を得ている。このことは、すべての潜在的候補者に

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

ほとんど関係しない。入国管理当局がレバノンへの他の移住労働者にビザを発給しないとしても、これは、人身売買が停まることを意味しない。人身売買業者は、中東および湾岸諸国行きエチオピア女性の中継国としてタンザニアやケニアのような隣接国を利用しているように思われる。外務省は、湾岸諸国およびレバノンに人身売買されるエチオピア人女性の問題を調査するために 1999 年 6 月に省庁間国内委員会を設置した。IOM は、政府の構想を支持している。2003 年初め以来、労働社会問題省が省庁間国内委員会の責任を引き継いでいる。」 [28e]

- 26.04 2006 年 8 月 7 日にアクセスされた『エチオピアにおける若い女性の人身売買に関する強制移住組織調査指針』は、次のように述べている。「エチオピア法制の弱点のために女性がますます搾取にさらされてきた。エチオピアの刑法は、他の形態の人身売買を考慮することなく『女性、幼児、年少者』の人身売買を狭く定義している。刑法の第 605 条によると、用語、人身売買業者は、女性、幼児、年少者を売春に従事させるためにそれらの人々を誘惑することまたはその他の方法によりし向けることにより、それらの人々を国外に不法に輸送する者を指す。『売春』の分類に属さない労働人身売買は、したがって、正当な配慮を与えられず、かつ、公式化できない。そのような状況の中で、エチオピア政府は、現在、離散しているエチオピア国民の権利を守るために種々の取り組みに従事している。これに関して、民間職業斡旋会社布告第 104/1998 号は一步前進であった。エチオピア政府は、2002 年 1 月に外務省を通じて、エチオピア人国外居住者問題を取り扱う総局も設置した。この機関により、エチオピア人移住者の帰国、国内問題への参加、在外エチオピア人地域社会の結集、調査者の案内等が促進されている。」 [83]

FMO 報告は、次のように続く。「人身売買された女性の福祉を監視する上でのもう 1 つの大きな障害は、身元の変化である。洗礼名を持つ中東に移住した女性のほとんどは、ビザ取得を容易にするために、自分の名前をイスラム教の名前に変更する傾向を持っている。彼女たちが 2 つの名前をもつことになるので、これが移住者を追跡するエチオピア政府にとって大きな問題となっている。」 [83]

- 26.05 米国国務省の 2003 年版人権報告書は、次のように述べている。

「アジス・アベバに、旅行業および貿易部門に基礎を置き、有望な顧客の勧誘、若い女性の募集、旅行の手配、偽造労働許可証、旅行文書、出生証明書の作成に深く関わっている者のネットワークがある。在外家庭内労働者が性的搾取を含む虐待待遇を受けている旨の EWLA [Ethiopian Women's Lawyers Association (エチオピア女性法律家教会)] の報告がある。また、家庭内労働者の雇用主がときとして被雇用者のパスポートを取り上げ、給料を支払わず、酷使した。一部の家庭内労働者は、雇い主の親戚のために給料の割増なしに働くよう強制された。家庭内労働者、雇用労働の早退に対して罰金を支払うよう強制された。」 [3c] (p29)

児童の人身売買

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

26.06 2005 年 10 月 20 日に IRIN ニュースは、国際移住機構(IOM)が児童人身売買に反対するキャンペーンの開始を発表し、次のように述べたと報じた。

「『エチオピアの傷つきやすい児童のためのキャンペーン』と呼ばれているこのキャンペーンは、2006 年早期に予定されている地方選挙に出馬する候補者にこの問題を重要な政治課題に組み込むよう促す。...IOM のアジス・アベバ反人身売買支部の法律専門家 Alem Brook は、エチオピアにおける国内児童人身売買は世界で最悪の醜行の 1 つであると述べた。... IOM は、数千のチオピア女性も外国に人身売買されたと述べた。少なくとも 10,000 人が売春婦として働くために湾岸諸国に送られたとこの機関は述べた。『当地で性的目的のために募集される若い女性がますます増加している。』と Alem は述べた。エチオピアにおける人身売買業者は、彼らが外国に送り込む各犠牲者について約 7,000 ビル(約 800 ドル)の稼ぎを見込んでいる。しかし、逮捕されると 20 年の刑に処されることになっているが、起訴される者はほとんどいない。」 [9ai]

26.07 IRIN ニュースは、2005 年 10 月 20 日の記事で次のように述べている。

「エチオピアの児童は、家庭内労働者または売春婦として働くためにわずか US \$1.20 で売られていると国際移住機構は述べた。毎年、10 才ほどの児童が毎年 20,000 人ほど両親により売られ、エチオピア各地の都市で働くために無法な仲買人により人身売買されると IOM は付け加えた。... 約 2/3 の児童は、児童の稼ぎから歩合を取る仲買人により人身売買され、一方、1/3 は友人や家族により人身売買される。」 [9y]

26.08 ReliefWeb は、2005 年 5 月 26 日にボイス・オブ・アメリカ(VOA)により提供された記事の中で次のように述べた。「エチオピアで毎年人身売買されている児童の人数に関する正式の統計はないが、国際移住機構(IOM)の推定によると、この人数は数万に達するような値である。IOM の国別プログラム・コーディネーター、Yitna Getachew は、児童人身売買の背後に組織犯罪または組織犯罪グループが存在する一部の国と異なり、エチオピアの人身売買業者は、大部分、農村地域の貧しい絶望的な家族を餌食にする三流のプロカーであると述べている。」 [85]

この報告は、次のように続く。「仲買人は農村地域に行き、そこで児童をだます。教育を受け、良い生活を送れる大都市に連れて行ってやると児童に言う。次に児童をいわば誘拐し、バス発着所のある大きな町に連れて行き、次にここアジスに連れ込む。と IOM の Mr Getachew は述べた。しかし、ときには、話し合いは両親との間で行われる。仲買人は、両親に対し、子供を都会に連れてゆき、面倒を見てもらえる裕福な家庭に子供を置いてもらうことができると言う。」 [85]

この報告は、さらに次のように続く。「18 才未満の児童に対するパスポートの発給を規制するエチオピアの法律の裏をかくために、仲買人は常に出生証明書、身分証明書、その他の文書を偽造する。仲買人は、少女に対し、目的地に着いたならばメイドまたはベビー・シッターとして働くことになるという。しかし、『仲買人』は、しばしば、多くの少女に売春を強制し、または家で彼女たちを性的に虐待する。 [85]

この報告は、さらに次のように述べている。「国際移住機構は、エチオピアにおける児童人身売買の大多数は国内で行われていると述べている。農村出身の多くの少年がアジス・アベバに連れてこられ、そこで'shembas'と呼ばれる有名な白いエチオピア・ドレスを織る作業につかされる。少年たちは1日に10時間以上働くよう強制され、どうかこうにか食えるだけのものを与えられる。仕事のできない者は、街頭に捨てられるだけである。少女の場合、働くことは、通常、家内労働者としての苦役を意味するとIOMのMr Yitnartは言う。『大部分の少女は、1日に11時間働く』と彼は述べた。平均的な給料は、1月当たり2ポンドよりやや少ない約18ビルである。通学する者はほとんどない。彼らが通学したとしても、彼らが勉強する十分な時間はない。彼らは、雇い主ではなく、雇い主の子供に殴られ、性的に虐待される。」[85]

人身売買犠牲者のための保護と援助

26.09 米国国務省の2005年版人権報告書は、次のように述べている。

「政府は、この国に帰ってきた人身売買の犠牲者にほとんど援助を与えなかった。EWLA(エチオピア女性法律家教会)は、このような犠牲者にわずかな法的援助を与えた。連邦警察の女性問題局は、マスメディアと協力して、中東諸国への移住の危険に関する市民意識向上計画を実施し続けた。労働・社会問題省の児童・青少年・家庭問題局は、児童の性的搾取を防止する全国運営委員会を主宰した。この年の間に、人身売買と闘う政府の率行的行動が多少あり、その中でIOMとの政府協議が行われた。」[3a] (p18)

26.10 米国国務省の2006年版人身売買報告書は、次のように述べている。「政府は、昨年中、人身売買の犠牲者にわずかな援助を与えた。アジス・アベバの各警察署の児童保護部署は、救済された人身売買犠牲児童の家族への帰還を容易にするために彼らに関する情報を収集した。これらの保護部署は、また、自宅送還を待つ262人の少女の世話をNGOに委託した。ベイルートとドバイのエチオピア領事館は人身売買犠牲者のために限られた法的助言を提供し、また、彼ら犠牲者の解放により権利を侵された雇用主との関係を清算するための資金を待っている犠牲者のために一時的な避難場所を提供した。2005年、MOSLAは、帰国者および権利を侵された雇用主の家族により提出された52件の苦情をエチオピア在外公館経由で職業斡旋会社の報告を検証することにより調査した。45件の苦情が根拠なしと決定され、4件が友好的に解決され、3件について労働移住会社に対する契約違反の法的手続訴訟が開始された。政府当局は、中東における帰還犠牲者の経験について聴取するために犠牲者とインタビューする努力を行わなかった。」[3j]

26.11 IRIN ニュースは、2004年6月29日に次のように報道した。

「人身売買の犠牲者を援助する初めてのセンターが火曜日に首都アジス・アベバで開所した。このセンターは、国際移民機構(IOM)によると人身売買の犠牲者と考えられる推定40,000人の女性および少女に援助を提供する。...米国国際開発局により資金提供された412,000米ドルのセンターにおいて、女性に対して避難場所、医療援助、心理学

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

的カウンセリングが提供される。.... 一時に 12 人までの人身売買犠牲者を収容する Meraf (Amharic for New Chapter) センターは、地域の NGO、Good Samaritan Association (良きサマリヤ人協会) により運営される。」 [9z]

国内人身売買

26.12 米国国務省の 2004 年版人権報告書は、次のように述べている。

「法律は、人身売買を禁止している。しかし、この国に向けて、この国から、また、この国の中で人身売買が行われたという無数の報告があった。特に都市部において児童売春が問題である。....NGO の報告によると、11 才という幼い貧しい少女が売春宿で働くために募集され、そこで彼女たちは HIV/AIDS およびその他の性伝染病感染の危険を教えられることなく雇われ続けている。2003 年の家庭保健インターナショナル報告の指摘によると、顧客は少女を目当てにするという。彼女たちは性感染症にかかっていないと思われるからである。」 [3b] (p18)

人身売買防止対策

26.13 米国国務省の 2006 年版人身売買報告書は、次のように述べている。「人身売買に対応するエチオピア政府の法律執行は、2005 年に向上した。5 月、政府は、大部分の形態の人身売買を犯罪とするように改善された人身売買防止規定を持つ新しい刑法を制定した。警察は、NGO と協力して人身売買のよく行われる 5 つの町を監視した。全国の検問所において入国管理当局は移住者の旅行文書の合法性を検証した。Bossaso ルートの国境警備隊がソマリアへの大量移動を報告した。警備隊は、適正な書類を持たない旅行者を呼び止め、不法移住の危険に関する警告を出した。2005 年、520 件の児童人身売買が報告されたが、そのうちの 8 件はこの年末現在で調査中であった。警察は、38 件を検察庁に送った。本報告期間末までに 2 件が有罪となり、18 件が起訴準備中、18 件が証拠不十分または被告逃亡のために打ち切りとなった。人身売買事件における有罪率が低いため、刑事訴追は、相対的に免罪で活動できる人身売買業者に対して有効な抑止力となっていない。2005 年後期、アジス・アベバにおいて児童人身売買防止部署のために割り当てられていた警察官が繰り返し発生する街頭騒乱を処理する部署に移された。労働省 (MOLSA) は、空港入国管理当局と協力して、有効な雇用契約を持たない労働移住者の中東への出国を阻止したが、その人数は不詳である。」 [3j]

26.14 この人身売買報告書は、次のように続く。「国内人身売買を防止するエチオピアの努力は強化されたが、国内人身売買に関する意識を高める措置が講じられなかった。過去 1 年の間に、政府が外国雇用規制の実施を強化した結果、人身売買ルートが変化した。伝えられるところによると、主要空港から直接出国するのではなく、隣国を経由するエチオピア人犠牲者が多い。入国管理当局は、パスポート申請者に対し人身売買に関する印刷情報を提供し続け、人身売買の危険に関するビデオを見るよう出願者に勧めた。MOLSA は抜き打ち検査により合法労働移住会社の業務を監視し、また、週 2 回の報告を要求した。2005 年、登録会社数は 5 から 17 に増加し、6,200 人の労働者の 6 カ国へ

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

の出国を容易にした。MOSLA は、中東諸国のエチオピア領事館と協力して、別の 1,345 人の労働者の外国労働契約を承認した。多くのエチオピアが依然としてブラック・マーケット経由で国際雇用を求めている。省庁間人身売買防止会議は定期的に召集されたが、その活動は公開されなかった。」 [3]

- 26.15 2006 年 8 月 8 日にアクセスされた Johns Hopkins University の保護プロジェクトは、エチオピアについて次のように報告している。「エチオピア女性法律家協会は、人身売買犠牲者の訴えを聞くことにより人身売買との闘いで大きな貢献を果たしてきた非政府組織(NGO)である。2006 年 6 月 13 日、児童労働反対ワールド・デーを記念して、国際労働機関の現地事務所、UNICEF、国際移住機構、エチオピア政府は、児童労働および人身売買の危険に対する意識を高めるために種々のマスメディアを通じてメッセージを発表した。IOM は、人身売買問題に対処するいくつかの措置を講じた。たとえば、IOM は、職を探すときに特に人身売買の犠牲者になりやすい 16 前後の少女を対象とする意識向上キャンペーンを実施した。このキャンペーンは、ラジオおよびその他のマスメディアを通じて、これらの少女に合法的な移住について教えるとともに人身売買の危険について警告する」 [84]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

27. 医療問題

概要

- 27.01 2007 年 1 月 23 にアクセスされたイギリスのエチオピア大使館は、次のように述べている。「死亡指標：『普通死亡率』は、種々の筋により人口 1,000 人当たり 14.8 と推定されているが、これはケニアの約 2 倍、東アフリカでウガンダに次いで 2 番目である。男性の出生時平均寿命(LEB)は 49.7 才、女性は 52.4 才である。幼児死亡率(IMR)は出生生児 1,000 人当たり 105 と推定され、一方、児童死亡率(CMR)は 1,000 人当たり 172 である。妊婦死亡率(MMR)は、100,000 人当たり 500-700 と推定されている。」 [5c]
- 27.02 2007 年 1 月 23 にアクセスされたイギリスのエチオピア大使館は、また、次のように述べている。「疾病を原因とする死亡：すべての病因による早期死亡から推計した合計疾病死亡数は、人口 1,000 人当たり年当たりの死者(D/Y)約 350 と見積もられている。エチオピアの疾病死亡数は、隣国のケニア(人口 1,000 人当たり 170 D/Y と見積もられている)および東アフリカ全体(人口 1,000 人当たり 280 D/Y と見積もられている)よりかなり高い。エチオピアの疾病死亡数は、出産前状態および母体状態、急性呼吸器伝染病(ARI)、マラリア、栄養不良、下痢、AIDS により支配されている。実際に、上位 10 死因がすべての死亡の 74 パーセント、D/Y の 81 パーセントを占める。5 才未満の児童のかかる疾病(ARI、下痢、栄養不良、麻疹)が死因の 33 パーセントを占める。大部分防止可能であるが、児童と母体の病気および伝染病がエチオピアに主要な原因である。」 [5c]

医療および医薬の利用可能性

- 27.03 2007 年 1 月 23 日にアクセスされたイギリスのエチオピア大使館は、次のように述べている。「公共医療サービスの提供：公共医療サービス提供の全体的レベルは、約 45 パーセントと推定される。個別計画の実際的提供推定値は非常に低い。」 [5c]
- 27.04 2007 年 1 月 23 日にアクセスされたイギリスのエチオピア大使館は、次のようにも述べている。「エチオピアにおける公共医療サービス提供が貧弱である主な理由は、施設対人口比により示されるとおり、人々による医療施設および医療従事者の物理的利用が限られているためである。現在、約 5,800 万人の人口のための医療施設は、病院 89、医療センター 191、診療所 1,715、保健所 2,515 である。また、利用可能な医療施設の分布が地域的に偏っている。エチオピア大使館によると、エチオピアにおける政府医療施設の合計外来患者利用は、平均として、年当たり 1 人当たり通院回数 0.25 である。医療利用に関する世帯調査結果によると、病気を訴えた人のうち、国営または民営の医療施設からその病状について実際に処置を受けた人はわずか 10 パーセントであった。農村住民による利用は、都市部の 14 パーセントに対して、9.5 パーセントであり、全国平均より低い。」 [5c]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

医療サービスの品質

- 27.05 2007 年 1 月 23 日にアクセスされたイギリスのエチオピア大使館は、次のように述べている。「医療サービスの品質は、不適切かつ保守の劣悪なインフラおよび設備、訓練された医療従事者の不足、医薬品の入手困難により悪化している。エチオピアでは推定 20,000 人の医療従事者が働いているが、その大部分は公共部門に所属している。医療従事者と人口の比率がサハラ以南のアフリカの平均と比べてかなり低いのみならず、相当数の要員(医師の 1/3、看護師の 1/6)がこの国の人口の約 4 パーセントの住んでいるアジス・アベバで働いているという事実により、状況はさらに悪化している。」(エチオピア大使館[5c])
- 27.06 国境なき医師団は、2006 年 2 月 20 日の報道記事で南部諸民族州の Welayita 地区における髄膜炎の発生を報告した。「4 週間で、合計症例数は、Kendo Kocha で 89 (13 人の死亡を含む)、Boloro Sore で 52 (3 人死亡)に達した。.... 保健省により 20 万人以上の人々 (予防接種を受けていない 2 ~ 30 才の人々すべて) を対象とする予防接種活動が開始された。」 [25a]

結核

- 27.07 砂漠の中の TB 患者の治療に関する 2005 年 12 月 5 日付の国境なき医師団の記事は、次のように述べている。
- 「MSF は、エチオピアの荒涼としたアフール地区で TB に苦しむ遊牧民を治療するために働いている。アフール人は、放牧者として、良い牧草地と水を求めて 3 ないし 4 カ月毎に動物を移動させる。この地域のわずかな医療施設は、大部分、アフールの牧草地と水辺から遠く離れた主要道路添いの町にある。この地域が遠く離れているため、アフール人にとって TB 治療を受けることも標準治療の要件を守ることも困難である。....TB と診断された大部分の患者は、毎日診療所を訪れて診察を受け、服用する薬を受け取らなければならない。」 [25b]
- 27.08 コロンビア大学の地球研究所は、エチオピアの国民保険開発センターと共同して論文『エチオピア：結核』で次のように報告している。「エチオピアは、結核(TB)患者数に関して、世界で上位 16 カ国の 1 つであり、アフリカにおける上位 3 カ国の 1 つである。人口の 1/3 以上が結核の攻撃にさらされている。TB 感染年間危険率(ARTI)は、2.2%である。推定 337,030 人のエチオピア人 (人口の 0.62%)がいろいろな種類の活動性結核を持っており、昨年中(2003/04 年)に新しい患者が 120,000 人発生したが、そのうちの約 1/3 がスミア陽性 TB である。保健省の病院統計データによると、結核は、エチオピアにおける主要な死因の 1 つであり、入院の 4 番目の原因であり、病院死亡の 2 番目の原因である。すべての TB 症例の約 1/3 が致命的であり、HIV/AIDS 患者を別として、この年エチオピアで 42,000 人以上の命を奪った。エチオピアにおけるこの問題を悪化

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

させた社会的、生物学的要因は、厳しい栄養不良を招いた頻発飢饉と広範な貧困等である。」 [88a]

この報告は、さらに次のように続く。「エチオピアにおける結核の検査と治療の実施に対する障害の1つは、エチオピアの住民の約半分が一般的に交通手段の乏しい地域に住み医療施設から10キロ以上離れているという事実である。エチオピアは、国際的に勧告された結核予防DOTSへの取り組みを行った。DOTSはエチオピアのすべての地区に分配され、全国の119病院、519の診療センター、114の保健所で実施されている。保健省の文書によると、2003年におけるすべてのTB患者発生のうち、54,000の検査結果がHIVについて血清陽性である。新しく診断されたTB患者中、HIV重感染の比率は40%である。重感染の発生は重大であり、2,500万のTB感染者(人口の1/3)が150万人のHIV/AIDS感染グループと接触を続けるので、それは時間とともに増加するであろう。」 [88a]

結核の伝統的治療

27.09 EthnoMedは、2006年4月の論文『エチオピアの結核の文化的紹介』で次のように述べている。「伝統的薬物が治療者の能力および得意技に応じて効くと考えられ、一部の非常に熟練した治療者は広く熱心な支持者を持っている。エチオピアには、認可された伝統的慣行が存在する。TBを含む病気にかかっているとき体力保持のために、伝統的治療者が禁欲を推奨することは良く知られている。」 [89]

この論文は、次のように続く。「Tasmaは治療用の特別な蜂蜜であり、昆虫により作られ、土壌から集められる。Tasmaは闇黒色の液体であり、シロップのようにドロップとしている。Tasmaは、TBの咳を含む咳の治療に使用され、病人の気分を爽快にする。栄養療法は、特にタンパクおよび脂肪に富む食事(卵、肉、バター)を含む。」 [89]

結核の隔離と不名誉

27.10 EthnoMedは、2006年4月の論文『エチオピアの結核の文化的紹介』で次のように述べている。「結核にかかり、その結果として隔離されることには、大変な不名誉が伴う。病人は隔離され、大概の場合、見捨てられる。人々は、結核にかかった人を避ける。エチオピアの農村では、隣人が結核患者を隔離する。地域社会は、家族の家の周囲に塀を回らす。人々は塀まで水と食糧を運ぶ。近傍全体または部落(4~5軒)を塀で囲うこともある。社会的隔離の不名誉は、治療が完了した後もなかなか消えない。社会的な不名誉を払拭するためには地域社会と個人両方とも大変な努力を必要とする。隔離と不名誉は、地域社会への参加とそれに対するつながりを自己認識に強く結びつけているエチオピア人にとって強烈な一撃である。」 [89]

マラリア

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

27.11 コロンビア大学の地球研究所は、エチオピアの国民保険開発センターと共同して、2006年8月9日にアクセスされた論文『エチオピア：結核』で次のように報告している。「マラリアは、マラリア危険地域に約4,800万人が住むエチオピアにおける病的状態の主要な原因である。エチオピアの全陸地の3/4は、マラリアの流行する土地と考えられている。海拔2,300メートル以上の高さを持つ地域では、一般的にマラリアには罹病しない。約2,400メートルの高さにある首都アジス・アベバは、マラリアとは無縁である。毎年、医療施設および地域社会から400万を超える臨床例が報告され、この問題の重大性を示している。気候の変化、頻発する干ばつ、大規模な人口移動、多薬剤抵抗熱帯性マラリアの蔓延がマラリア状態の悪化に寄与する主要な要因である。」[88b]

この報告は、次のように続く。「臨床マラリアはすべての外来患者診察の10-40%を占め、これに対応する5才未満の児童の罹病率は10%-20%である。毎年平均して40~60万の確認マラリア患者が治療を受けている。顕微鏡が利用できない地域における臨床例は3-4倍と推定されている。また、相当数の人々は医療サービスを利用できない。したがって、毎年マラリア患者の総数は、400~500万と推定される。また、マラリアは、種々の医療施設における全入院患者受け入れの13%-26%を占めている。それは、依然として死亡の主要な原因の1つであり、これに対応する医療施設における死亡率は13%-35%である。一般的に、マラリアは、すべての年齢グループにおける疾病原因の30%を占めている。」[88b]

この報告は、さらに次のように続く。「流行を防止し、季節的ピークを抑止するために伝染季節の直前に家屋の薬剤散布が行われている。DDTのような一定の化学薬品は家屋の室内散布に厳格に使用され、これらの化学薬品による屋外環境の汚染を防止するために必要なすべての予防措置が講じられている。有機リン酸殺虫剤の使用は、DDT抵抗病媒媒介昆虫が検出された地域に限られている。殺虫剤織り込みネット(ITN)は、いまや、個人用マラリア防護に広く利用されている。現在、ITNは、マラリア流行地域に転入した免疫のない移住者、マラリア危険地域に住む5才未満の児童と妊婦のような危険度の高い住民グループに大幅助成価格または無料で提供されている。また、ITNは他の商業的および社会販売経路でも入手可能であり、マラリア危険地域に住む人々はそれを使用するよう推奨されている。」[88b]

この報告は、次のように結論づけている。「ロール・バック・マラリア(RBM)に関するアブジャ宣言に続いて、政府はRBM戦略を実施することにより2010年までマラリアを半減することを公約した。それ以来、政府は、状況分析を行い、優先課題を特定し、2001年以来実行されている5年戦略計画を策定した。エチオピアでは、予防、治療、研究・開発を含むいくつかの中核介入戦略を利用して強力なマラリア制圧努力が行われている。その例としては、政府による危険度の高い人々の住む住宅の殺虫剤噴霧、患者に対するマラリア薬の無料供与などがある。また、政府は、総合マラリア予防介入に着手するために生産的な関係にある国内パートナーと協力し続けている。政府は、総合マラリア予防介入を支援するために生産的な関係にある国内パートナーおよび国際パートナーと協力し続ける一方、マラリア予防のための屋内残留性殺虫剤の調達と使用拡大の費用を負担している。現在のマラリア予防・制圧構想は、AIDS、結核、マラリアと

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

闘う世界資金の第2ラウンドで2003年8月に割り当てられた資金(7,680万米ドルに上る)により支援されてきた。」[88b]

予防接種

- 27.12 世界保健機関は、2006年2月10日付の論文『新しい児童ワクチンの導入によりエチオピアを支援する WHO』で次のように報告した。「B型肝炎(Hep B)およびヘモフィラス・インフルエンザ菌タイプB (Hib)に対する救命ワクチンがまもなくエチオピアに導入される。早ければ2006年7月にヘモフィラス・インフルエンザ菌タイプBに対するワクチンが、結核予防ワクチン(BCG)、ジフテリア、百日咳、破傷風予防ワクチン(DPT)、麻疹ワクチン、ポリオ OPV とともに定期予防接種シリーズに含まれる。Hep B ワクチンと Hib ワクチンは、1回の注射で DPT とともに接種される。DPT-HebB-hib ワクチンのこの組合せは、1才未満の未接種幼児に接種される。理想的には、このワクチンは6、10、14週の嬰兒に与えるべきである。」[26k]

この報告は、次のように続く。「急性ウィルス性肝炎、慢性ウィルス性肝炎、肝硬変、肝細胞癌腫(肝臓癌)は、エチオピアにおける病院入院の12%、病室院内死亡の31%を占めている。ヘモフィラス・インフルエンザ・タイプBもエチオピアの児童にとって重大な脅威である。ヘモフィラス・インフルエンザ菌タイプBは、エチオピアの児童における髄膜炎および肺炎の支配的な原因である。エチオピア民主共和国連邦の保健省(MoH)は、WHO Country の支援を得て、これらのワクチンをエチオピアの児童に接種するための支援を得る努力を行ってきた。このために、過去2年来、ヘモフィラス・インフルエンザ・タイプB およびヘモフィラス・インフルエンザ菌タイプBの罹病率と死亡率を評価する措置が行われている。」[26k]

ポリオ

- 27.13 世界保健機関は、エチオピア全土の5才未満の155万人の児童に行われた2005年10月と11月の2回ポリオ接種作戦について報告した。10万人以上のボランティアおよび医療従事者がこの作戦に従事した。[26a] WHOは、2006年1月13日に次のように報告した。「オロミヤ地域のEast Harerghe Zoneにおいて、最近、天然ポリオ・ウィルスに感染した3人の児童が発見されたので、追加ラウンドのポリオ予防接種が必要である。症状発現は、2005年10月12日と12月6日の間に分布している。残念なことに、最新症例は、11月の全国免疫デー予防接種作戦後の症状発現である。これは、最近の作戦にも関わらず、この地域において天然ポリオ・ウィルスが生息し続けていることを示している。したがって、ポリオ・ウィルスの絶滅を確実にするために、後少なくとも2回の広域作戦が必要である。」[26b]
- 27.14 世界保健機関は、2006年8月8日にアクセスされた論文『ポリオ、麻疹、MNTE活動』で次のように報告した。「ポリオ絶滅に向けた全国的取り組みに合わせて、エチオピア保健省(MOH)は、1996年以降、米国国際開発機関(USAID)、日本国際協力機関(JICA)、日本政府、国際ロータリークラブ、疾病対策センター(CDC)、世界保健機関(WHO)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

UNICEF を含むパートナー組織の支援の下に予防接種運動を堅実に実施してきた。」
[28c]

麻疹

- 27.15 世界保健機関は、また、次のように報告している。「麻疹は、エチオピアにおける児童死亡の主要な原因の 1 つである。1998 年以降、この国の選択された地域において麻疹予防接種・ビタミン A 補給運動が行われている。2002 年 12 月と 2003 年 12 月の間に合計 2,000 万の児童が麻疹予防接種とビタミン A カプセルの供給を受けた。2004 年に同様な作戦、すなわち、麻疹について 6 カ月から 14 才の児童を対象とし、ビタミン A について 6～59 カ月の児童を対象とする麻疹・ビタミン A 作戦が行われた。」 [86]
- 27.16 麻疹イニシアティブは、次のように報告している。「2003 年 10 月、エチオピア赤十字は、保健省、その他の国内当局、WHO、UNICEF、USAID、世界麻疹イニシアティブのその他のメンバーと協力して、15 才未満の児童を対象とするおおがかりな麻疹予防接種作戦を行った。エチオピアの首都、アジス[原文のママ]の東地区および西地区において 300 人以上の赤十字ボランティアがこれらの地区の隔絶された地域に住む 179,000 人の児童に対して予防接種を行った。この国全体で合計 900 万人の児童が予防接種を受けた。2006 年 4 月 3～7 日、麻疹イニシアティブは、5 才未満の 4,450,897 人の児童を対象として予防接種を行った。」 [86]
- 27.17 アメリカ赤十字は、2003 年 11 月 3 日付の『エチオピアの麻疹に対抗して団結する現代性および伝統』の中で次のように説明している。「人々に子供の予防接種を受けさせることを納得させるのは簡単であるはずだ。しかし、ボランティアとソーシャル・ワーカーは、しばしば、両親にそれが責任を伴う決定であることを納得させることにおいて非常に大きな障害に直面した。昨年、同一地域において農民の畜牛に対する予防接種を目的とする同様な予防接種運動が行われた。『牛の一部は、注射を受けたときに、明らかに病気にかかっていた。まもなく数頭が死んだ。住民は、ただちに牛の死を予防接種過程に結び付けた。』と保健省家庭保健局長 Tisanes Belay は説明する。『医療従事者にとって、自分の子供を予防接種呼び出しに連れてゆくことを拒んでいる混乱した両親に事情を説明することは非常に困難であった。』別の場合では、人々は麻疹の注射をよりたやすく受け入れた。『経口投与される数滴からなるポリオ・ワクチンは、すべての両親にそれが重要な医療行為であるということを理解させない。したがってボランティアが子供たちに麻疹の予防注射を受けさせるよう両親に告げた場合には、彼らは一般的にもっと好意的な受け答えをする。』とエチオピア赤十字のプログラム・コーディネーター、Dr. Solomon Fisseha は語った。」 [87]

この論文は、次のように続く。「かなり頻繁に、伝統的治療者(国民医療制度の普及率が人口の 50 パーセントに達していないこの国では、伝統的治療者の意見は広く尊敬されている)が根拠のない噂を流し、人々に予防接種の勧奨を無視するよう働きかけた。」 [87]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

黒熱病

- 27.18 国境なき医師団は、2006年3月6日にアクセスされた論文『エチオピア黒熱病患者の治療機会の改善』において次のように述べた。「恐ろしい熱帯病、黒熱病に悩むエチオピアの患者の医療機会が改善されることになった。エチオピア当局は国民治療ガイドラインを承認し、この忘れ去られた病気へ取り組みにおいて意義ある一歩を踏み出した。連邦保健省は、6カ月以内に6つの治療センターを設置し、全国で訓練に着手する意図を明らかにした。」 [25f]

この報告は、次のように続く。「黒熱病(内臓リーシュマニア症とも呼ばれる)はエチオピアでは無視されてきた病気であり、利用できる治療計画は最低限であった。最近まで黒熱病患者の大部分は、国境なき医師団(MSF)または医療研究機関に依存していた。MSFは、1997年の黒熱病計画開始以来、9,300人以上の患者を治療した。」 [25g]

- 27.19 国境なき医師は、2005年10月28日に次のように報告した。

「HumeraにおけるMSFのプロジェクトは、黒熱病とHIVに重感染している人々の治療を目指すものとしてエチオピアにおいては唯一、世界でも非常に少ないプロジェクトの1つである。...この病気は、貧しい農村地域に住む人々、特に免疫システムが栄養不良またはその他の疾病、特にHIV/AIDSによりすでに弱められている人々に発現する傾向を持っている。治療しない場合、黒熱病にかかった人々の95%近くが死亡する。」 [25c]

- 27.20 2005年6月27日、国境なき医師団(MSF)は、次のように報告した。「致命的奇病、黒熱病の激しい発生がエチオピア北部のアムハラ地区を襲った。Buraという小さな農村地域社会(人口:6,000)で、150人以上が死亡し、230人以上の感染者がすでに記録された。」 [25d]

視力障害

- 27.21 世界中で視力救済に献身している組織、ORBISは、次のように述べた。

「約100万人のエチオピア人が盲目であり、推定300~400万の成人と児童の視力に障害がある。エチオピアにおける盲目の主要な原因は、白内障、トラコーマ、緑内障、角膜混濁である。視力障害のもう1つの大きな原因、未修正屈折異常に対する治療は、ここではほとんど行われていない。エチオピア人が利用できる眼科医療従事者は次のとおりである。眼科医76人、白内障外科医4人、眼科看護師と眼科医療助手93人、眼科ケースワーカー258人。眼科医/人口比率は、国民100万人当たり約1.1人である。しかし、農村地域におけるこの比率は、約500万人当たり眼科医1人である。養成機関(アジス・アベバ大学医学部眼科学科)はただ1つのみであり、毎年3人ないし4人の眼科医が卒業している。一方、眼科看護師養成学校はただ2校である。」 [27a]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 27.22 ORBIS は、さらに、2006 年 1 月 25 日にアクセスされたジスロマックによる失明との闘いに関する論文で次のように述べている。「エチオピア中部の Gurage Zone において、ORBIS は、トラコーマとの闘いで大きな成功を収めた。この年、われわれの農村地域社会医療従事者は、20 万人の人々に抗生剤ジスロマックを投与したが、これは、前年対比 14%の増加であった。.... 1 回の経口量のジスロマックが感染を取り除き、それにより逆さまつげに通ずる傷を防止する。」 [27b]

心臓疾患

成人

- 27.23 IRIN にユースは、2003 年 8 月 11 日付の記事で次のように述べた。

「エチオピアは、この国で『はびこる』心臓疾患に取り組む最初の最新心臓センターを建設することになった。この国のただ 1 人の小児科心臓外科医、Dr Belay Abegazm は、早ければ最初の手術を来年開始できると月曜日に IRIN に語った。心臓疾患はエチオピアにおける主要な死因であり、都心センターの超過密のために一層悪化している。Dr Belay の推定によると、この国では毎年 20 万人もの新しい心臓疾患患者が発生する。...現在、この国で心臓手術を行い得る外科医は 10 人足らずであり – Dr Belay は子供に手術できる唯一の医師である。アジス・アベバ大学により維持されているセンターが養成機関としても機能を果たし、1 日に少なくとも 2 回手術を行い得ようになると彼は述べた。」 [9s]

児童

- 27.24 エチオピア児童保健基金は、2006 年 9 月 6 日にアクセスされた Sector Review において次のように述べた。「エチオピアの児童の間で心臓疾患が広まっている。他国と同様に多数の先天性心臓疾患が発生しており、その発生は生後 6~8 週であると考えられている。エチオピアでも、リウマチ性心臓疾患は、他の発展途上国の場合と同様に特に児童に頻発している。大人口と過密を抱える低い社会経済状態が、連鎖球菌咽喉感染、リウマチ熱の上昇、リウマチ性心臓疾患をもたらす既知要因のいくつかを占めている。調査結果によると、5~15 才の 400 万人の児童の 15%が 1 年に 2 回連鎖球菌咽喉感染を起こす危険がある。したがってリウマチ熱発病率が 3%であるエチオピアでは、約 12 万人が毎年リウマチ熱にかかるかと推定される。」 [90]

この報告は、次のように続く。「若年・生殖層の人口にリウマチ性心臓疾患にかかる高い危険がある。肺病変の外科的治療が行われないために、難治性先天性心不全および不整脈のような合併症の結果として若年齢患者が死亡している。」 [90]

栄養不良

- 27.25 UNICEF は、2004 年 5 月 11 日付の新聞発表で次のように述べている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「UNICEF は、3つのエチオピア医学校における100人以上の保健専門指導者の養成(TOT)に資金を拠出した。この訓練により、これらの指導者はその同僚たちに厳しい栄養不良児童の治療および管理について訓練できるようになる。この年の初め以降、41人の看護師、12人の医師、54人の研修医がアジス・アベバ大学、ゴンダル大学、ジマ大学において国のプロトコルに基づく訓練を与えられた。UNICEFの援助により病院に設置された治療給食ユニット(TFU)(治療給食製品および基本機材を含む)を使用して、重症急性栄養失調(SAM)患者を処置する経験に関する実践的な役割が参加者に与えられた。」[28a]

- 27.26 UNICEF エチオピアは、2006年8月8日にアクセスされた論文『栄養』で次のように報告している。「UNICEFは、医科大学を通じて重症急性栄養失調(SAM)の治療における能力構築を推進した。この目的は、これらの大学がSAM治療を学生のカリキュラムに組み入れることである。UNICEFは、実地講座に役立つTFUの設置について大学病院を支援した。UNICEFは、前述プロトコルを通常医療処置に組み込むことおよびTFU増設を目的として地域の医療従事者のこれらからの養成についてMohを支援することを計画している。栄養失調患者を処置する医療機器が設置されるが、これらは栄養失調をふるいにかける装置および栄養失調の統計のためにデータを記録する装置を含む。これからの養成講座により、指導者の養成(TOT)および切迫した症例を扱う即応チームの継続構築を確保する。健康回復計画として、UNICEFは、『児童生存介入のための高度アウトリーチ戦略(EOS)』を開始した。これは、保健強化パッケージ(HEP)と呼ばれる政府の構想に接続する3年プロジェクトである。対象人口は、この国で最も食糧事情の悪い325のworedasに住む6～59カ月の児童6,779,867人である。全体的な目的は、5才未満の児童の死亡率および罹病率を低減することにより児童の生存率を高めることである。」[28d]

UNICEF エチオピアの報告は、さらに次のように続く。「具体的な目的は、対象woredasの6～59カ月の児童の90%にビタミンAを与えること、目標WOREDASの6～59カ月の児童が1年に2回、次の重要児童生存介入を利用できるようにすること - 虫下し、急性栄養失調のふるい分けおよび適切な場合に最寄りの給食センターに委託すること、定期予防接種および1才未満の児童の麻疹予防接種のための社会動員、幼児および小児の給食に関する情報、教育、通信(IEC)、手洗いおよびHIV/AIDS予防の奨励である。2004年4月、EOSプロジェクトはSNNPRの14woredasにおいて試験実施され、続いて、2004年6月に残り40の対象wordasにおいて実施された。IDDは、エチオピアにおける公衆衛生問題である。2003年、4地域の18の製塩会社および品質管理研究所技術者に対する食塩のヨード化に関する訓練により、ヨウ素添加食塩を利用する人口の増加において進歩があった。保健省とエチオピアの製塩会社間で契約が交わされ、機械が配布された。」[28d]

HIV/AIDS – 抗レトロウィルス治療

- 27.27 世界保健機関は、次のように報告した。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「入手可能な証拠によると、エチオピアにおける HIV/AIDS 流行は、1980 年代早期に始まった。最初の 2 つの陽性試料は、1984 年に別の調査で収集された資料から過去にさかのぼって検出された。最初の 2 つの AIDS 症例は、1986 年にアジス・アベバから正式に報告された。最近の指標監視データに基づいて、全国成人罹患率は 6.6%と推定されている。農村の罹患率は、都会の罹患率よりかなり低い(それぞれ、3.7%と 13.7%)。報告された AIDS 患者数は、2003 年 9 月に 130,000 に達した。低年齢グループ(15-29)では、女性が男性より多く発病している。この国には、120 万人の AIDS 孤児がいると推定されている。」 [26d]

27.28 国際連合児童基金、UNICEF は、次のように述べた。

「エチオピアは、HIV/ADS により世界中で最も厳しく冒されている国の 1 つである。成人人口の 7.3 パーセントが感染しており、20 万人の児童を含む推定 220 万人の人々が HIV/AIDS とともに生きている。これにより家族と地域社会の団結力が低下し、保護と看護の伝統的パターンが破壊され、児童と女性が精神的外傷と搾取を受ける高い危険にさらされている。干ばつは、生き残る手立てとしての人口移動、性的暴力および性的労働の増加を考えると、HIV/AIDS の伝染を加速する可能性を持っている。」 [29b]

伝染

27.29 米国国際開発局 (USAID)は、2005 年 2 月に『エチオピアにおける HIV/AIDS 治療を拡大するための人的財政的資源要件』と題する報告を公表した。この報告は、次のように述べている。

「エチオピアは、現在、HIV/AIDS により最もひどく冒されている国の 1 つである。....エチオピアは、HIV 感染者数において世界 6 位である(USAID 2003 年)。指標監視調査場所から推定された現在の全国成人(15-49 才) HIV 感染率は、4.4 パーセントである。約 150 万人の人々が HIV/AIDS とともに生きているが、そのうちの 12 万人は児童である(UNAIDS 2004 年)。UNAIDS は、エチオピアにおいて 2003 年に 12 万人の成人と児童が AIDS のために死亡したと推定している。同じ年度の推定によると、AIDS により孤児となった児童数は合計 72 万人の多きに達する(UNAIDS 2004 年)。....異性間性伝染がエチオピアにおける感染の最大原因であるが、最も高い感染率は都市部の 15 ~ 24 才の女性に集中している(2001/2002 年において 15 パーセントの罹患率) (UNAIDS 2003 年)。Mitike, Lemma, Berhane ほかによる 2002 年行動調査研究は、性的感染の知識は普及しているが(98 パーセント)、安全な慣行の利用度は低い(正規の相手以外との場合のコンドーム使用は 50 パーセント未満)。また、HIV/AIDS の伝染と予防を含む HIV/AIDS の知識は、男性より女性で低いと考えられている(Garbus 2003 年)。母子伝染は、毎年新規 HIV 感染に対し 2 番目に高い寄与率を持っているが(推定患者の約 20 パーセント)、これは、高い多産性と哺乳の伝統により加速される問題である。」 [30a] (p3)

27.30 世界保健機関は、また、次のように述べている。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

「エチオピアにおける HIV 伝染は、主として異性間接触により発生している。また、一部の伝染は、母子伝染、感染血液の輸血、安全でない医療行為により発生している。15 才未満の人口が 45% を占めるエチオピアでは、若年層が特に HIV の害を受けやすい。その他の傷つきやすい人口層としては、女性の性労働者、失業者、長距離トラック運転手、移住労働者、国内で強制移住させられた人々等がある。」 [26e]

HIV/AIDS 治療のための資源

27.31 世界保健機関は、次のように述べている。「最近のデータによると、エチオピアでは基本医療サービスを提供するための人的医療資源が極端に不足している。1999 年、エチオピアにおける医師と人口の比率は、1:48,000 であり、世界最低であった。現在(2003 年)の比率、1:34,000 もサハラ以南のアフリカ平均の 1/5 より低い。看護師の比率(1:4,900)も 1/4 より低い(WHO 2004 年)。ここで力説すべきは、HIV/AIDS 医療が拡大され、医療資源が HIV/AIDS 治療に移されているので、マラリア、予防注射、母子の健康のような他の重要な計画に実際にマイナスの波及効果が及んでいることである。」 (USAID), [30a] (p4)

27.32 世界保健機関(WHO)は、2005 年 7 月 15 日に次のように報告した。

「本日、世界保健機関のエチオピア派遣代表 Dr Olusegun A. Babaniyi は、エチオピアのオロミヤ地区、アジス・アベバの南東約 40 キロの町 Bishoftu の青年保健レクレーション・センターの建設の着工式に出席した。...このセンターは、WHO/OPEC 基金構想からの当初支出 140,000 ビルにより建設される。完成後、このセンターは、Bishoftu の町において青年に HIV/AIDS 教育、カウンセリングおよび検査サービス(VCT)を提供する。性感染伝染病(STI)の制圧と予防、コンドーム配布、その他のような生殖保健業務も含まれる。このセンターは、AIDS 予防クラブ、演劇音楽一座、室内・屋外レクレーション活動等のような種々の青年クラブの組織も行う。」 [26f]

抗ウイルス治療

27.33 国境なき医師団(MSF)は、2004 年 1 月 27 日に次のように報告した。「今週、国際医療救援組織、国境なき医師団とティグライ地区保健局は、エチオピアにおける HIV/AIDS 患者のための最初の無料計画(ARV)を開始した。この新しい ARV 計画は、それを必要としている患者としての ARV 利用可能性を増大するエチオピア政府および MSF の努力の一環である。」 [25e]

この報告は、次のように続く。「ARV 薬品は、ときには AIDS の働きを事実上なくしてしまうほどに AIDS の効果を弱めることが分かっている。患者は、普通に近い生活を取り戻し、社会や家族とともに働き、機能を果たすことができる。ARV 計画の開始は、エチオピアの北西の外れ、Humera において土曜夜の祝宴により記念されたが、その宴の間、2004 年 1 月 9 日に ARV 治療を始めた最初の患者、Kindu が、わずか 17 日前に

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

Humera 病院で寝たきりであった彼の病状がどれほど重篤であったか、また、ARV 開始後にどのように食欲を取り戻したかについて話した。...新しい ARV 治療計画のほか、MSF は、自主的カウンセリングと検査のサービス、性感染伝染病(STI)の管理、AIDS 患者の日和見感染の治療、病院外来 AIDS 患者の食事支援計画、予防的 HIV/AIDS 免疫感作およびアウトリーチ、黒熱病の治療計画により Humera 病院を支援している。MSF は、エチオピアでできるだけ早く次の ARV 治療計画を開始したいと思っている。」[25e]

- 27.34 IRIN ニュースは、2003 年 8 月 4 日に次のように報告した。[ARV]薬品の価格は近年劇的に低下したが(エチオピアにおいて一人当たりの月額約 40 ドル)、それでも大部分の人にとって手が届かない。政府は、供給の増加と価格低減を確保するために 2 つの方法(Global Fund からの財政的支援およびジェネリック薬品の利用)を検討している。」[9t]

家族計画と HIV/AIDS

- 27.35 米国国際開発局により資金供給される政策プロジェクトは、『家族計画および HIV/AIDS の国別分析：エチオピア 2004 年』において次のように報告している。「エチオピアにおいては、家族計画と性と生殖に関する保健は、ほとんどすべての計画およびサービス配布点において統合されている。一方、HIV/AIDS を家族計画と統合する考え方がエチオピアにおいてすでに新しい検討課題となっている。さらに、これらの団体は、これまでに HIV/AIDS 計画のなんらかの側面を彼らの家族計画組織に統合することを試みた。」[64]

この報告は、次のように続く。「エチオピアにおける NGO の不可欠の役割は無視できない。公衆医療部門の状況の故に、NGO が HIV/AIDS 治療および支援の主要な提供者であり、エチオピアの流行の口止めを破る上で不可欠であった(Mbengue、2001 年)。エチオピアにおいて 48 を超える国際 NGO および 55 の国内 NGO が HIV/AIDS の予防と制圧に関与してきた(Meche、2002 年)。FGAE、DKT、Pathfinder のような一部の NGO は、HIV/AIDS を既存の家族計画に統合した。」[64]

この報告は、次のように続く。「公共部門は、エチオピアにおける家族計画サービスの主要な源泉であり、これに民間部門と NGO が続く。2000 EDHS によると、家族計画サービスの約 78 パーセントは公共部門により、15 パーセントは民間部門により、残り 7 パーセントが NGO により提供されている。」[64]

エチオピアにおける AIDS 計画および団体

- 27.36 IRIN Plus News は、2005 年 2 月 25 日付の『エチオピアの国情』においてエチオピアで活動している次の AIDS 計画および団体について報告した。

「National Strategic Framework (全国戦略枠組み)
完了(2001-2005 年)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

Ministry Of Health (保健省)

National AIDS Council (全国 AIDS 協議会)

HIV/AIDS 団体:

Actionaid Ethiopia

在宅看護、孤児の世話、自主的カウンセリングと検査、PWA 支援

African AIDS Initiative International (アフリカ AIDS イニシアティブ・インターナショナル)

教育、アウトリーチ、検査、カウンセリング、調査、支援サービス

www.africanaidinitiative.org

Afar Mothers and Child Care Organisation (アフール母子看護団体)

家族計画、孤児の世話、収入作り活動

Aids Resource Centre (補助資源センター)

資源・情報センター

www.etharc.org

Care Ethiopia (介護エチオピア)

在宅看護、小児 AIDS 調査、自主カウンセリングおよび検査、情報、教育、カウンセリング

Centro Volontari Marchiagiani

情報、教育、STD 制圧、血液安全サービス、教育/訓練、臨床看護、カウンセリング

Children Aid-Ethiopia (CHAD-ET) (児童援助エチオピア)

児童、教育、PWA 支援

Christian Children's Fund (キリスト教児童基金)

Christian Relief and Development Association (CRDA) (キリスト教救済・啓発協会)

www.crdaethiopia.org

Consortium of Family Planning NGOs in Ethiopia (COFAP) (エチオピア家族計画 NGO 連合)

加入 NGO の調整機関、性と生殖の健康に関する訓練、予防

Dawn of Hope (希望の曙)

社会経済的支援、医療支援、法的権利および人権の保護、カウンセリング、精神的支援、
カウンセリングに関する訓練、市民教育、ワークショップによる地域社会動員

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

Ethiopian Anti-AIDS Women Association (エチオピア AIDS 予防女性協会)
コンドーム、女性コンドーム、デンタルダム配布、カウンセリング

Family Guidance Association (家族指導協会)
情報、教育、通信、コンドーム配布、STI 診断と治療、カウンセリング、自主的 HIV 検査、日和見感染の治療

Integrated Service for AIDS Prevention and Support (ISAPSO) (AIDS 予防と支援のための統合サービス)
同僚教育者の訓練、セミナー、コンドーム保護と配布、IEC 材料の開発と配布

Mekdim HIV Positive Persons and AIDS Orphans National Association (Mekdim HIV 陽性者・AIDS 孤児全国協会)
心理的および社会的支援、在宅看護、意識向上

The MESOB HIV/AIDS Networking Project (MESOB HIV/AIDS ネットワーク・プロジェクト)
ネットワーキングおよび情報共有、教育

Nazreth Children's Centre and Integrated Development (NACID) (Nazreth 児童センターと統合開発)
予防、訓練、IEC 材料の製造と配布、コンドーム配布、意識訓練

Norwegian Church Aid (ノルウェー教会援助)
国内団体と協力して働き、国内団体がその対象とするグループに種々のサービスおよび活動を届けることを可能にするために技術的・財政的援助を提供する。

Organisation For Social Services for AIDS (OSSA) (AIDS 社会サービス団体)
統括 NGO、情報および教育材料、地域社会に本拠を置く看護、検査およびカウンセリング、孤児のための計画、支援、地域社会経済プロジェクト

Pro Pride
HIV/AIDS および STD に関する保健教育、月刊新聞、小冊子、ポスターおよびその他の IEC 材料の刊行、ラジオ意識向上計画、HIV/AIDS に関するドラマおよび音楽番組、カウンセリング・サービス、HIV/AIDS 患者の精神的援助、自主的カウンセリングと検査
www.devinet.org/propride

Save Your Generation Association (あなたの世代を救う協会)
情報、教育、コンドーム計画、傷つきやすいグループに対する励まし、地域社会経済計画、支援運動

UN Theme Group on HIV/AIDS (国連 HIV/AIDS テーマ・グループ)、Chair

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

HIV 伝染防止に関する支援、拡大した取り組みおよび政策的助言、支援および介護の提供、個人および地域社会の HIV/AIDS に対する脆弱性の低減

UNAIDS Country Coordinator (UNAIDS 国担当調整者)

教育/訓練、監視と調査、傷つきやすいグループの励まし、孤児および取り残された扶養家族のための計画、地域社会経済プロジェクト [9aq]

ガンの治療

27.37 BBC ニュースは、2003 年 6 月 26 日付の記事『開発途上世界、ガン危機に直面』で次のように報じた。「開発途上世界のガン犠牲者の少なくとも 50%-60%はガン性腫瘍を破壊する放射線治療の恩恵を受けることができるが、大部分の開発途上国は十分な放射線治療機械または十分な人数の専門医およびその他の医療専門家を持っていない。人口 6,000 万のエチオピアはこのような機械を 1 台だけ所有しているが、他の開発途上国は数百万人につき 1 台の機械を持っている。」 [7a]

27.38 国際原子力機関は、2006 年 9 月 7 日にアクセスされた論文『母親の生命の救助：放射線治療は、開発途上国の子宮ガンにかかっている子育て年齢の女性に新しい希望を提供する』で次のように報告した。「エチオピアでは、頸部(子宮入り口)のガンが最も一般的な女性のガンの 1 つである。それは、遅い検知および治療設備がないことから、通常、致命的である。子宮ガンは主として 30 才以上のエチオピア女性に発症し、40-45 才のグループにピークが見られる。」 [98]

この報告は、次のように続く。「ブラック・ライオン病院放射線治療科は、1997 年に開設された。エチオピアは、放射線治療を導入するには世界中で最も貧しい国である。この科は最初の 4 年間に 1,300 人の患者を治療したが、治療患者の人数は着実に増加している。」 [98]

27.39 AstraZeneca International は、2006 年 8 月 14 日にアクセスされた記事『医療の利用、医療を必要とするすべての人にとって医療を利用可能にすること、それは世界が直面している最大の課題の 1 つである』で次のように報告した。「AstraZeneca は、エチオピアにおいて乳ガン(この国において若い女性の間で 2 番目に最も一般的なガンである)を治療する国内能力を構築するために企画されたパイロット・プロジェクトを開始した。エチオピアは、全人口に対してガン専門家を 1 人しか持っていない。乳房撮影は行われていない。化学療法もホルモン剤も容易に利用できない。ガン検診プロトコルも国の治療プロトコルもない。この計画は、最初の年に、アジス・アベバの Tiky Anbessa 大学病院(ここは、この国のガン専門医の拠点である)の診断能力および治療能力の強化に集中した。これは、乳房撮影機械の設置、レセプター試験の導入、診断、治療、苦痛緩和医療のガイドラインの作成を含んでいた。Astra Zeneca の乳ガン治療も利用可能にされつつある。これは、この種類のものとしては初めてのプロジェクトであり、まだその初期段階にある。」 [93]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

精神衛生

概要

- 27.40 エチオピア・ヘラルドは、2006年8月1日付の記事『エチオピア：全国精神衛生政策、策定される』で次のように報告した。「保健省は、国民の生産性を高めるために全国精神衛生政策が策定されたと述べた。この国では1,300万人以上の人々が精神疾患の危険にさらされている。昨日、精神衛生施策を策定するためにAdama市で2日間のワークショップを開催した保健相、Dr. Kebede Workuは、精神衛生は国民の生産性を高めることにより成長と開発を実現する基礎であると語った。」

この報告は、次のように続く。「したがって、政府は、国民の精神衛生の保護を通じてこの国の開発目的を達成することを目指して全国精神衛生政策を策定したとDr. Kebedeは語った。この政策は、この国の人間開発戦略にも貢献すると彼は述べた。政府は精神衛生センターの強化に努めてきており、1987 E.C.以降、この国のすべての州に53の保健機関を設置したと保健相は語った。」 [91a]

- 27.41 世界保健機関(WHO)は、次のように報告している。

「精神衛生は、エチオピアにおいて施設と熟練人材の両面で最も遅れている保健計画の1つである。エチオピアにおける精神疾患の平均罹患率は、成人については15%、児童については11%である。エチオピアにおける精神科医と人口の比率は、1:600万である。専門医による精神科治療を行う施設は、アジス・アベバのみにある。実際に入院患者治療を行っているのは、2つの病院のみである。この10年間に、WHOの援助により150人以上の精神科看護師が訓練された。」 [26c]

WHOは、その国別協力戦略のエチオピア2002-2005において、次のように述べている。

「精神疾病は、その受けるべき注目を受けてこなかった保健問題の1つである。医療従事者は精神疾病が増加していることを確かに認識しており、政府とパートナーは、最近、状況の評価を開始した。精神衛生に取り組む戦略の策定のための背景情報として役立つと思われるその評価結果が待ち望まれている。」 [26g]

- 27.42 Aemiro Tiena Kibkabe Mahber Ethiopia (精神衛生社会-エチオピア)ウェブサイトは、次のように述べている。「この団体は、精神障害、特に統合失調症および躁鬱病に悩む人々に対する支援サービスの提供を目指す、地域社会に基礎を置く非宗教、非政府、非営利団体である。ATKMEは、2003年8月にエチオピア共和国連邦保健相から認証を得た。」 [29a]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

精神衛生資源

- 27.43 WHO の精神衛生アトラス 2005 年版は、次のように述べている。「精神衛生・薬物乱用政策および国の精神衛生計画は、存在しない。」 [26i]

国の治療薬剤政策/必須薬品リスト

- 27.44 WHO の精神衛生アトラス 2005 年版は、次のように述べている。「国の治療薬剤政策/必須薬品リストは、存在する。制定年に関する詳細は、不明である。必須薬品の不足が問題である。」 [26i]

精神衛生法律

- 27.45 WHO の精神衛生アトラス 2005 年版は、次のように述べている。「この国には、精神衛生法律は、存在しない。現在、個人の権利は、家族に一致すると考えられている。強制治療は、付添人のインフォームド・コンセントのみを必要とする。数年前法案が承認を求めて提案されたが、まだ立法化されていない。2004 年、精神衛生政策に関する共同作業により、提出を目指してこの法案の再検討が行われている。」 [26i]

精神衛生施設

- 27.46 WHO の精神衛生アトラス 2005 年版は、次のように述べている。「精神衛生は、一次医療制度の一環である。厳しい精神疾患の実際の治療は、プライマリー・レベルで可能である。精神衛生は、全国に散在する 42 施設で一次医療の一部となった。訓練された専門家が毎年新しい施設に配置されるので施設数は徐々に増加している。したがって、厳しい精神疾患のプライマリー・レベルにおける実際の治療は、着実に拡大している。」

この報告は、次のように続く。「精神衛生の分野における一次医療専門家の定期訓練が行われている。過去 2 年間に、約 277 人が訓練を受けた。この 2 年の間に、約 45 人が基礎訓練を受け、160 人の一次精神衛生医療専門家が年次再教育セミナーに参加し、この国の種々の施設で働いている人々のために職場訓練プログラムが 72 回実施された。精神疾患患者のための地域社会施設は存在しない。」 [26i]

精神科ベッドおよび専門家

- 27.47 WHO の 2005 年精神衛生アトラスは、次のように報告している。

「人口 10,000 人当たり精神科ベッド数	0.07
人口 10,000 人当たり精神科病院の精神科ベッド数	0.06

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

人口 10,000 人当たり一般病院の精神科ベッド数	0.01
人口 10,000 人当たり他の施設の精神科ベッド数	0
人口 100,000 人当たり精神科医師数	0.02
人口 100,000 人当たり神経外科医数	0.003
人口 100,000 人当たり精神科看護師数	0.3
人口 100,000 人当たり神経科医師数	0.0006
人口 100,000 人当たり神経科医師数	0.08
人口 100,000 人当たりソーシャル・ワーカー	0.08”」

この報告は、次のように続く。「他の分野には種々の医療補助者が約 10,000 人存在するが、精神医学の分野には存在しない。アジス・アベバの精神病院以外に、地域および地区に 36 の精神衛生施設がある。これらの病院には、それぞれ、精神科医師から定期的指導を受ける少なくとも 2 人の精神科看護師が配置されている。委託および委託戻しの制度は確立されている。一部の地域病院では、精神科看護師が、患者にとって必要な場合には、病室における入院治療を承認・実施する。アジス・アベバ大学において精神医学研修生計画がスタートしたが、2003 年の初期研修医受入数は 7 人であった。」 [26i]

特別な人口集団のための計画

- 27.48 WHO の 2005 年精神衛生アトラスは、次のように報告している。「特別な人口集団のための計画はない。一部の警察病院、陸軍病院、1 刑務所診療所、一部の大学診療所および学校診療所精神科担当部署に精神科が設置された。2004 年に首都において 2 つの薬物治療施設が開所した。」 [26i]

治療薬剤

- 27.49 WHO の 2005 年精神衛生アトラスは、次のように報告している。「次の治療薬がこの国の一次治療レベルで一般的に利用可能である。カルバマゼピン、エトスクシミド、フェノバルビタール、フェニトイン、ナトリウム、バルプロ酸ナトリウム、アミトリプチリン、クロルプロマジン、ジアゼパム、フルフェナジン、ハロペリドール、リチウム、カルビドパ、レボドパ。必須薬剤リストは、最近、修正された。クロイミプラミンおよびフルオキセチンのような他の一部の薬剤もリストの一部となっている。必須リストのすべての薬剤は全国の主要病院で利用できるが、一次医療レベルのすべての領域で利用可能ではない。」 [26i]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

28. 移動の自由

- 28.01 憲法は国内外両方の旅行および居住の自由を規定し、かつ、外国移住および帰国を許可している。[4] (p11)
- 28.02 米国国務省の 2004 年版人権報告書は、次のように述べている。「国民および住民に出国する前に出国ビザの入手を求める法律は、7 月[2004 年]に廃止された。エリトリア人およびエリトリア出身エチオピア人の地位は、政府により正規に定められた。」[3b] (p12)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

29. 国内難民(IDP)

29.01 米国難民移民委員会の 2005 年版エチオピア報告は、次のように述べている。

「ガンベラ地区におけるヌエル族と Anyuak 族間の激しい衝突は、500 人以上の Anyuak 族の死亡をもたらした。議会の委員会は、Anyuak 族 13 人の死亡に責任を負うべき兵士について報告した。政府は、2005 年 3 月、これらの兵士のうち 6 人を告発すると発表した。周期的に静かになるものの、ヌエルと Anyuak の両グループは闘い続けて数万人が避難したが、その中にはスーダンに逃げた約 5,000 人の Anyuak 族が含まれている。」 [48a]

29.02 この報告は、次のように続く。「年末現在、約 132,000 人の IDP が存在する。ティグライ地区では、エチオピア・エリトリア紛争中に約 62,000 人が強制移住させられ、ガンベラでは、最近の暴力紛争のために 51,000 人が避難した。東部に逃れた IDP は、収容所または類似種族の地域社会で親戚と一緒に暮らしている。」 [48a]

29.03 この報告は、さらに、次のように続く。「Fafen と Hartishek の 2 つの主要 IDP 収容所で約 15,000 人が生活しているが、ここでは半分以上の居住者が 3 カ月以上水の供給を受けていない。2005 年 4 月までに、Hartishek の 5 才未満の幼児の 5 パーセントが激しい栄養不良となり、毎日 10,000 人当たりほぼ 5 人の割合で死亡している—これは非常事態死亡率の 2 倍以上である。」 [48a]

29.04 ガーディアン新聞は、2004 年 3 月 3 日に次のように報道した。

「エチオピアは、100 万以上の人々をこの国の干ばつの多い人口過密な中央高地から肥沃な地区に移住させることを目的とする再定住計画に着手した。政府の言明によると良好な収穫をもたらした昨年のパイロット・プロジェクトの結果として、5 月の雨が来る前に数万の家族が移住させられることになっている。評論家によると、再定住に利用できる土地(主としてエチオピアのスーダン国境沿い)は、マラリアと黒熱病(内臓リーシュマニア症、サシチョウバエにより媒介される命にかかわる可能性のある病気)を含む疾病で有名な地域である。...次の 3 年の間に、政府は、これから数ヶ月の間に移住させられる 100 万人を含めて、200 万以上の人々を移住させることを目標としている。」 [49a]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

30. 外国難民

概要

30.01 米国国務省の 2005 年版報告書は、さらに次のように述べている。

「法律は、難民の地位に関する 1951 年国連条約およびその 1967 年議定書に従って亡命または難民の地位を与えることを規定し、政府は難民に保護を与える制度をすでに制定している。エチオピアの難民法は 2004 年 8 月に承認され、5 月[2005 年]に発効した。政府は、実際に、ルフルマン、訴追される恐れがある場合の本人の本国送還に対する保護を規定し、難民または亡命者の地位を与えた。政府は、難民の援助および国民の送還において一般的に国際連合難民高等弁務官事務所(UHCR)およびその他の人道組織と協力した。」[3a] (p13)

30.02 UHCR の 2007 年年度報告は、次のように述べている。「エチオピアにおける安全状態が著しく悪化してきた。報告作成時、この国のエリトリア国境において緊張状態が継続し、政治的行き詰まりの中で両側の部隊が戦闘配置についている。一方、月当たり約 300 人のエリトリア人が亡命を求めてエチオピアに入国する。UHCR の現地事務所および難民収容所の置かれているこの国の他の地域においても状況は重大であった。16,000 人以上のソマリ人難民を抱えているソマリ北部地区において、オガデン国民解放戦線とエチオピア連邦政府間の紛争が激化した。スーダンからの難民が集中している西ガンベラ地区において種族間闘争が治安の悪化をもたらしている。ガンベラ地区の紛争は、44,000 以上の人々の国内避難をもたらし、これらの人々の大部分はバー口川に沿って落ち着いたが、いま、緊急人道的援助を必要としている。最近の洪水により、ただでさえ不安定な状況がさらに悪化した。スーダンにおける平和協定が帰国の道を開いた。コンゴ民主共和国(DRC)からエチオピアに到着する難民の流れは、DRC 東部の状況が引き続き一触即発的であるので、依然として続いている。」[42b]

30.03 米国難民移民委員会の 2006 年エチオピア報告は、次のように述べている。「2005 年、エチオピアからルフルマンの報告はなかった。この年の間、5,000 人のエリトリア人と 2,200 人のスーダン人がエチオピアに避難所を求めた。このほか、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)は、コンゴ民主共和国(コンゴ・キンシャサ)およびブルンジからの避難民を報告した。政府の適格委員会は、UHCR の援助の下に新しく到着した人々の個別難民地位決定を行った。国境において、地方当局は大部分の到着者を識別し、Security, Immigration and Refugee Affairs Authority (SIRAA) (安全・入国・難民管理局)に付託した。失格した亡命希望者は、SIRAA、司法省、外務省、連邦省の代表者から構成される上訴審理審議会に上訴できる。UHCR は、両方の段階でオブザーバーとしての機能を果たした。」[48b]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

この報告は、さらに次のように続く。「2004 年難民布告は亡命を求める権利を規定し、難民の地位に関する 1951 年の条約(難民条約)およびアフリカにおける難民問題の特殊な状況に適用される 1969 年条約の規定を採り入れている。この布告は、政府に対し、難民または亡命希望者の入国拒否、追放、訴追または害を受ける恐れがある他国への送り出しを禁止している。Fugnido 収容所に置いてヌエル族間の紛争で 3 人の難民が死亡した。UNHCR は 5,600 人のソマリ人の帰国を援助し、7 月に Aisha 難民収容所を閉鎖した。この年の間に 16,000 人以上のスーダン人が帰国した。この年の間に、600 人の難民が第三国に再定住した。」 [48b]

スーダン

30.04 国際連合難民高等弁務官事務所のエチオピア報告：社会政治評価、Cedric Barnes により作成された 2006 年 5 月の Wrtner 報告は、次のように述べている。「エチオピアにおける難民の最大グループは、スーダン出身である(約 90,500 人)。しかし、現在、スーダンからの難民を帰国させる努力が続けられている。2006 年の第 1 四半期に、長期スーダン人難民が、UNHCR、エチオピア・スーダン両国政府の間で締結された協定に基づいて、故国への帰還を開始した。第一陣の 4,000-5,000 人が 2006 年 5 月までに出国するよう計画されている。これまでに約 14,000 の人々が帰国希望を表明しており、残りの難民(その一部は 1980 年代にエチオピアに到着した)も最終的にすべて帰国すると予測されている。」 [107](7.1.1)

30.05 IRIN ニュースは、2006 年 9 月 21 日付の記事『エチオピア：帰国計画に資金難 - UNHCR』で次のように報じた。「国際連合難民機関は、追加現金を受領できない場合、エチオピアにいる 3,000 人のスーダン人難民の帰国延期を余儀なくされる恐れがあると警告した。2 月に調印された国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)、エチオピア、エリトリア間の三者協定にもかかわらず、南スーダンに帰国した難民はわずか 2,500 人である。国連機関は、財政問題が速やかに解決されない限り業務を完全に停止しなければならないことを恐れていると UNHCR のエチオピア副代表は IRIN に語った。」

記事は、次のように続く。「4 月と 5 月に合計して 2,545 人の難民がエチオピアから帰国したが、われわれは雨期のために中止しなければならなかった。いま、われわれは前進できることを切に望んでいるが、資金が決定的に不足している。」と Fernando Protti は語った。「残っている資金が非常に少ないので、われわれは登録業務さえ続行できない。また、難民の登録を行ったとしても、彼らの輸送経費を支払うことができない。」と彼は警告した。エチオピアの収容所には、1980 年代以降、エチオピアの 5 つの収容所に約 70,000 のスーダン人難民が住んでいる。この帰国計画は、スーダン政府と、南スーダンの自治拡大を目指した 20 年にわたる軍事作戦を行った旧反乱グループ、スーダン開放運動/部隊間の包括的和平合意の 2005 年 1 月の調印結果として開始された。12 月の帰国業務開始以降、UNHCR の援助の下に南スーダンに帰国した難民は、わずか 12,000 人である。」 [9ba]

ソマリランドおよびソマリア

- 30.06 国際連合難民高等弁務官事務所のエチオピア報告：社会政治評価、Cedric Barnes により作成された 2006 年 5 月の Wrtner 報告は、次のように述べている。「1998 年から 1991 年まで、南ソマリア(いま、自称ソマリランド共和国)における不安定性および 1991 年における中央ソマリア政府の崩壊のため、エチオピアはソマリアの約 63,000 人の難民を受け入れてきた。8 つの難民収容所が設置されたが、近年、帰国および統合のために一部の収容所が閉鎖された。2005 年、2 つの収容所、すなわち、Kebri Beyah と Aisha が残っていた。Aisha は 2005 年に閉鎖され、いまでは Kebri Beyah のみ残っているが、その居住者の大部分は、現在の状況ではソマリランドまたはソマリアへの復帰が難しいことが分かっている『エチオピアのソマリ人』、一定の部族および少数グループからなる 10,500 人(2005 年半ば現在)である。」[107](7.1.2)

エリトリア人

- 30.07 UNHCR は、その 2006 年グローバル・アピールにおいて、次のように述べている。「2005 年、約 5,000 人のエリトリア人がエチオピアで保護を求めたが、この流入は月当たり 400 人の割合で継続した。エチオピアは、このほかに、南スーダンから約 2,200 人の避難民、その他の国から 43 人の難民を受け入れた。この年の間に、594 人の難民が再定住し、ほぼ 6,000 人のソマリ人が本国に送還された。」[42a]

- 30.08 この報告は、次のように続く。

「エリトリアから流入継続のため、Shimelba には 10,000 以上の難民が収容されているが、ここは拡大できず、非常に混み合っている。エチオピア当局と共同して、新しい収容所を設置できる場所を探しているところである。東部では、残っていた 5,600 人のソマリ人が『ソマリランド』に本国送還され、Aisha 収容所は 2005 年 6 月に閉鎖された。南ソマリア難民 10,000 人を収容している 1 キャンプのみまだ開かれている。コンゴ民主共和国(DRC)東部の状況は依然として緊張しており、エチオピアにおけるコンゴ難民の相当な増大をもたらしている。ブルンジから到着する難民の人数も増加した。」[42a]

- 30.09 国際連合難民高等弁務官事務所のエチオピア報告：社会政治評価、Cedric Barnes により作成された 2006 年 5 月の Wrtner 報告は、次のように述べている。「エリトリアからエチオピアに到着する難民の人数がかなり増加している。1998-2000 年の国境戦争のもたらした既存難民人口のほかに、ここしばらくの間、毎月少なくとも 200 ~ 250 人のエリトリア難民がエチオピアに到着している。最近の推定によると、この数字はもっと大きく、月当たり 400 人に達している。2005 年中、5,000 人のエリトリア人がエチオピアに庇護を求めた。2006 年 12 月現在で存在する予測されるエリトリア難民の人数は、11,700 人である。10,000 人以上の難民が Shimelba 収容所において困難な状況で生活している。」[107] (7.1.4)

ジブチ

- 30.10 国際連合難民高等弁務官事務所のエチオピア報告：社会政治評価、Cedric Barnes により作成された 2006 年 5 月の Wrtner 報告は、次のように述べている。「ジブチ国内難民のエチオピア到着人数の増加が考えられるいくつかの理由がある。しかし、昨年、ジブチに政治的亡命を希望したエチオピアの空軍パイロットがエチオピアに強制送還されたことを考えると、ジブチからエチオピアに到着する政治的亡命希望者にとって見通しは不透明であることに注意しなければならない。」 [107] (7.1.4)

ケニア

- 30.11 国際連合難民高等弁務官事務所のエチオピア報告：社会政治評価、Cedric Barnes により作成された 2006 年 5 月の Wrtner 報告は、次のように述べている。「ケニアがエチオピアに大量の難民を送り出すことはありそうもない。しかし、ケニアから作戦を行っている OLF 容疑グループに対する戦闘のために住民が強制移住させられる可能性がある。」 [107] (7.1.5)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

31. 市民権および国籍

国籍

- 31.01 憲法の第 6 条によると両親の両方または片方をエチオピア人とする者はエチオピア人であり、また、二重国籍に関する規定はないが外国人はエチオピア国籍を取得できる。憲法は、法律により国籍に関する詳細を定めることも確認している。 [4] (p4)

エチオピア国籍に関する布告: エチオピアにおけるエリトリア人

- 31.02 国際連合難民高等弁務官事務所のエチオピア報告: 社会政治評価、Cedric Barnes により作成された 2006 年 5 月の Wrtner 報告は、次のように述べている。「エチオピアとエリトリア間に戦争が勃発した場合、エリトリア人またはエリトリア出身エチオピア人に関する国籍の定義(いわゆる二重国籍)が法的に特異な状況を生むことは明かである。」 [107] (6.4)

UNHCR 報告は、次のように続く。「特にエリトリア出身の人々に関するエチオピア市民権の定義も正式に規定された。2003 年、エチオピア政府は、布告第 378/2003 号、すなわち 1930 年の旧国籍法を廃止するエチオピア国籍に関する布告を公布した。この布告の検討は、エチオピア市民権の定義ならびに二重国籍者、エリトリア出身エチオピア人と正エリトリア市民の市民権および居住権に関して有益である。」 [107] (6.4)

エリトリア国民の居住に関する指令

- 31.03 国際連合難民高等弁務官事務所のエチオピア報告: 社会政治評価、Cedric Barnes により作成された 2006 年 5 月の Wrtner 報告は、次のように述べている。「国籍布告は誰がエチオピア国民であり、誰がそうでないか見なされるか明確に述べている、二重国籍の問題は明示的には扱っていない。しかし、2004 年 1 月、SIRAA は、エチオピア在住のエリトリア国民の居住に関する指令を告示した。」 [107] (6.5)

The UNHCR の報告は、さらに次のように続く。「この指令は、2003 年の国籍布告が取り扱わなかった方法により、エリトリア出身エチオピア人、二重国籍、エリトリア人の状況を直接取り扱っている。この布告の第 1 条は、次のように述べている。『エリトリアの独立よりはるか前からエリトリア出身の多数の人々がエチオピアに住み続けてきた。エチオピア居住を続けてきたこれらのエリトリア国民の居住問題について決定することが必要になったことから安全・入国・難民管理局は、この指令を発出した。』」 [107] (6.5)

UNHCR の報告は、さらに次のように述べている。「指令の第 2 条は、目的の項で次のように規定している。『この指定の目的は、エリトリアが独立国になったとき[1993 年]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

にエチオピアに居住しており、この指令が発出されるまでエチオピアにおいて恒久的居住を続けてきたエリトリア出身の人々に自己がエチオピア国籍をすでに取得しているか否かを確認する方法および自己のエチオピアにおける居住の資格を知る方法を提供することである。』」 [107] (6.5)

UNHCR の報告は、さらに次のように述べている。「これらの基本前提に立って、この指令は(第 2 条、国籍および登録の問題)、エリトリア国籍を構成する要件を定義している。それは、エチオピア国籍をはっきりさせる方法すなわち、何もしなかったことによりエリトリア国籍を取得することになった人々がエチオピア国籍を取得する方法も明らかにしている：

エリトリアのパスポートまたはエリトリア国籍を与える文書[指定されていない]を所持する者またはエリトリア国民のために排他的に留保されているエリトリア政府部門に勤務する者はエリトリア国籍を持つと見なされる。

エリトリア国籍を選択しなかったエリトリア出身の者は、自己のエチオピア国籍を維持することに決定したものと見なされ、その者のエチオピア国籍は保証されるものとする。

この指令に従って登録し、かつ、自己のエチオピア国籍を回復することを希望するエリトリア人は、新国籍布告の第 22 条に基づいて自己のエチオピア国籍を回復できる。」 [107] (6.5)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

32. 出国/入国手続

32.01 旅行文書およびビザの発給ならびにエチオピアにおける外国人の登録について規定する
布告、1969 年の第 271 号は、次のように述べている。

「第 7 条
ビザの種類および発給

(1) 外国人に対するビザは、次のように発給される。

(a) 通過ビザ

(i) 通過ビザは、エチオピアの外交または領事施設またはエチオピアの在外外相または
入国港の内相により発給される。

(ii) 通過ビザは、発給時から 7 日間有効とする。

(b) 観光ビザ

(i) 観光ビザは、エチオピアの外交または領事施設またはエチオピアの在外外相または
入国港の内相により発給される。

(ii) 観光ビザは、発給時から 3 カ月間有効とする

(iii) 観光ビザで入国する外国人は、エチオピア国内において現地就職することはできな
い。

(c) 入国ビザ

(1) 入国ビザは、(a)および(b)項において規定したもの以外の目的のためにエチオピア入
国を意図する外国人に対し、以下を条件として、エチオピアの外交または領事施設また
はエチオピアの在外外相により発給される。すなわち、次の分類のいずれかに属する外
国人に入国ビザを発給する前に、エチオピア外相は、そのような外国人の作業を行うか
またはそのような外国人の部署を占める十分な人数のエチオピアが利用できるか否か
決定するために適切な政府部局と協議する。

(i) エチオピア政府により雇用されることになっている者

(ii) 民間事業会社により雇用されることになっている者

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

(iii) エチオピアにおいて民間事業または産業の設立またはその他の独立企業従事を意図する者

(iv) エチオピア国内において設立されている民間の学校または病院に勤務することになっている者

(v) エチオピアに居を定めることを意図しており、かつ、有益な活動に従事していない扶養家族を伴っているかまたは伴っていない者。ただし、この外国人の実際の居住期間は、この布告の第 11 条に従って定めるものとする。

(2) 重大または予期せざる故障が生じた場合、通過ビザおよび観光ビザの有効期間の延長申請をエチオピア内相に提出することができ、内相は、それが適切と考えられる場合、通過ビザの場合には合計 15 日間、観光ビザの場合には 9 カ月間にわたり、そのような延長を与える

(3) エチオピアの内相は、随時、エチオピアの入国港を指定する。

(4) エチオピアの外相は、既発給ビザの取り消しが国益のために必要であると考えた場合、ビザの発給後、その発給対象外国人の入国以前に当該ビザを取り消すことができる。

第 8 条

入国拒否

望ましくないと宣言されている外国人はエチオピア入国を許されないものとする。

第 9 条

エチオピア出国

(1) 下記を所持していないものはエチオピアから出国できないものとする。

(a) 有効な旅行文書

(b) ほかに有効な出国ビザ

(c) 目的国に入国するために必要な有効なビザおよび国際健康証明書

(2) エチオピアの内相は、次の場合、出国ビザの発給を拒否できる。

(a) 管轄権を有する裁判所がその者のエチオピア滞在を命令した場合

(b) 管轄権を有する裁判所がその者に係属中の民事または刑事訴訟の証人として 1 カ月以内に出頭するよう喚問している場合

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

(3) エチオピアの内相は、自由裁量によりエチオピアからの一時出国を希望する居住外国人に再入国ビザを発給する。

(4) エチオピア内相は、出国ビザまたは再入国ビザの発給後、エチオピアの国益のために必要であると考える場合、随時、当該出国ビザまたは再入国ビザを取り消す。

第 10 条 国外追放

(1) 外国人は、以下の場合、エチオピアの内相によりエチオピアから退去するよう命令されることがある。

(a) 外国人がこの法律の規定またはこの法律に基づいて公布された規則に違反してエチオピアに入国した場合

(b) 合法的にエチオピアに滞在する外国人のビザまたは滞在許可が満了し、更新されていない場合

(2) エチオピアの内相は、好ましくない外国人と宣言された外国人の国外追放命令を発し、かつ、国外追放を実施する。

(3) 国外追放命令の発行時、エチオピアの内相は国外追放される外国人にその理由、エチオピアから出国する期日、経路を通知する。

(4) 国外追放される外国人の所有する財産は、運賃の支払いに充当できる。

(5) エチオピアの内相は、国外追放される者の扶養家族の国外追放も命令できる。」[108]

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

33. 雇用権

33.01 米国国務省は、その 2005 年版人権報告書で次のように述べている。

「国の最低賃金は存在しない。しかし、一部の政府機関および公共企業は、それ自身の最低賃金を設定している。たとえば、最大の賃金労働者グループ、公共部門の職員は月額約 23 ドル(200 ビル)の最低賃金を稼ぐ。銀行および保険部門の職員は、月額 27 ドル(230 ビル)の最低賃金を得る。賃金報酬調査局によると、これらの賃金は労働者とその家族に一応の生活水準を提供しない。したがって、賃金部門のほとんどの家族は、生活してゆくために少なくとも 2 人の稼ぎ手を必要とし、このために多くの児童が通学できなくなる。人口のわずかな部分のみ賃金労働に雇用されており、それは主として都市地域に集中している。」 [3a] (p21)

33.02 この報告は、さらに次のように述べている。「法律は 48 時間の法定週間労働時間(24 時間の休息時間を挟む)、超過勤務割増支払い、過度の強制超過勤務の禁止を規定している。政府はこの法律をほとんど実施していないが、公式部門の大部分の職員が実際に働くのは 1 週に 40 時間である。」 [3a] (p22)

33.03 さらにこの報告は、次のように述べている。

「政府、産業界、労働組合が協議しては職業健康・安全基準を制定した。しかし、労働社会問題省の検査局は、この基準を効果的に施行していない。詳細な、部門別の健康・安全ガイドラインがないことも施行を妨げている。労働者は雇用を失う危険を冒さずに危険な状況から逃れる権利を持っている。しかし、ほとんどの労働者は、そのようにした場合に職を失うことを恐れている。」 [3a] (p21)

33.04 1994 年の憲法および 1993 年の労働法により大部分の労働者は、労働組合を結成する権利、それに加入する権利、団体交渉を行う権利を与えられている。 [4] (p17)

33.05 米国国務省は、2005 年版人権報告書において次のように述べている。

「法律は、大部分の労働者に組合を結成する権利およびそれに加入する権利を与えており、政府は実際にそれを許可した。しかし、この法律は、特に教員および公共部門の職員(裁判官、検事、治安業務職員を含む)の組合結成を除外している。この年の間に労働組合活動に対する政府の干渉があった。国際自由労働組合連合によると、多くの労働組合指導者がその地位から追われ、あるいは、出国を強制され、また、刑務所に送られる場合もあった。」 [3a] (p20)

33.06 この報告は、次のように続く。「組合を結成するために必要な労働者の最低人数は 20 人である。すべての労働組合は登録しなければならず、政府は登録を取り消す権限を持っている。この年の間に政府がこの権限を行使したという報告はなかった。法律は、労

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

働組合はあからさまに政治的な方法で活動してはならないと規定している。約 30 万人の労働者が労働組合に加入している。」 [3a] (p20)

33.07 この報告は、さらに次のように述べている。「季節農業労働者および臨時農業労働者は、労働組合を結成していない。季節労働者の報酬、給付、労働条件は、組合化された常勤農園労働者よりはるかに低い。 [3a] (p20) 「独立しているエチオピア教員協会(ETA)の政府認知にも関わらず、当局はすべての学校教員に対し別の政府設置・管理教員組織(やはり ETA と呼ばれている)に 0.23 ドル(2 ビル)の強制月給天引きにより資金を拠出することを要求した。」 [3a] (p20)

33.08 米国国務省は、2003 年版人権報告書において次のように述べている。

「地域別よりむしろ産業およびサービス部門別に組織されている全部で 9 つの同盟を傘下に持つエチオピア労働組合連合(CETU)に労働組合が所属しなければならないという要求はない。CETU の指導部は、自身は反対のことを主張しているが、与党と足並みを揃えており、労働者の権利のために活発に活動しなかった。CETU 指導部内における 2002 年の広範な汚職の調査結果は、年末[2003 年]現在、なんら懲戒処分をもたらしていない。1 月、CETU の 9 人の執行委員のうちの 4 人(5 人の多数派の決定を批判した)は解職され、政府により一本釣りされた 4 人がその後を襲った。」 [3c] (p25)

33.09 同報告は、次のように述べている。

「法律は、組合員および組合組織者に対する雇用者による反組合的な差別を禁止している。しかし、組合は、組合の活動家がしばしば解雇されたと報告した。不法解雇訴訟は、労働裁判所における訴訟滞留のために結審まで何年もかかることが多い。労働組合の指導者によると、組合活動を理由とする労働者の解雇に関する多数の訴訟が 4 年後、5 年後に未解決となっている。個人または組合から差別の主張に関する審問を求める苦情処理制度がある。反組合差別を行ったと判示された雇用主は、組合活動のために解雇された労働者を復職させることを要求される。」 [3c] (p25)

米国国務省は、2005 年版人権報告書において次のように述べている。

「国の最低賃金は存在しない。しかし、一部の政府機関および公共企業は、それ自身の最低賃金を設定している。たとえば、最大の賃金労働者グループ、公共部門の職員者は月額約 23 ドル(200 ビル)の最低賃金を稼ぐ。銀行および保険部門の職員は、月額 27 ドル(230 ビル)の最低賃金を得る。賃金報酬調査局によると、これらの賃金は労働者とその家族に一応の生活水準を提供しない。したがって、賃金部門のほとんどの家族は、生活してゆくために少なくとも 2 人の稼ぎ手を必要とし、このために多くの児童が通学できなくなる。人口のわずかな部分のみ賃金労働に雇用されており、それは主として都市地域に集中している。」 [3a] (p21)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

33.10 この報告は、さらに次のように述べている。「法律は 48 時間の法定週間労働時間(24 時間の休息時間を挟む)、超過勤務割増支払い、過度の強制超過勤務の禁止を規定している。政府はこの法律をほとんど実施していないが、公式部門の大部分の職員実際に働くのは 1 週に 40 時間である。」 [3a] (p22)

33.11 この報告は、さらに次のように述べている。

「政府、産業界、労働組合が協議しては職業健康・安全基準を制定した。しかし、労働社会問題省の検査局は、この基準を効果的に施行していない。詳細な、部門別の健康・安全ガイドラインがないことも施行を妨げている。労働者は雇用を失う危険を冒さずに危険な状況から逃れる権利を持っている。しかし、ほとんどの労働者は、そのようにした場合に職を失うことを恐れている。」 [3a] (p21)

33.12 1994 年の憲法および 1993 年の労働法により、大部分の労働者は、労働組合を結成する権利、それに加入する権利、団体交渉を行う権利を与えられている。 [4] (p17)

33.13 米国国務省は、2005 年版人権報告書において次のように述べている。

「法律は、大部分の労働者に組合を結成する権利およびそれに加入する権利を与えており、政府は実際にそれを許可した。しかし、この法律は、特に教員および公共部門の職員(裁判官、検事、治安業務職員を含む)の組合結成を除外している。この年の間に労働組合活動に対する政府の干渉があった。国際自由労働組合連合によると、多くの労働組合指導者がその地位から追われ、あるいは、出国を強制され、また、刑務所に送られる場合もあった。」 [3a] (p20)

33.14 この報告は、次のように続く。「組合を結成するために必要な労働者の最低人数は 20 人である。すべての労働組合は登録しなければならず、政府は登録を取り消す権限を持っている。この年の間に政府がこの権限を行使したという報告はなかった。法律は、労働組合はあからさまに政治的な方法で活動してはならないと規定している。約 30 万人の労働者が労働組合に加入している。」 [3a] (p20)

33.15 この報告は、さらに次のように述べている。「季節農業労働者および臨時農業労働者は、労働組合を結成していない。季節労働者の報酬、給付、労働条件は、組合化された常勤農園労働者よりはるかに低い。 [3a] (p20) 「独立しているエチオピア教員協会(ETA)の政府認知にも関わらず、当局はすべての学校教員に対し別の政府設置・管理教員組織(やはり ETA と呼ばれている)に 0.23 ドル(2 ビル)の強制月給天引きにより資金を拠出することを要求した。」 [3a] (p20)

33.16 米国国務省は、2003 年版人権報告書において次のように述べている。

「地域別よりむしろ産業およびサービス部門別に組織されている全部で 9 つの同盟を傘下に持つエチオピア労働組合連合(CETU)に労働組合が所属しなければならないという要求はない。CETU の指導部は、自身は反対のことを主張しているが、与党と足並み

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

を揃えており、労働者の権利のために活発に活動しなかった。CETU 指導部内における 2002 年の広範な汚職の調査結果は、年末[2003 年]現在、なんら懲戒処分をもたらしていない。1 月、CETU の 9 人の執行委員のうちの 4 人(5 人の多数派の決定を批判した)は解職され、政府により一本釣りされた 4 人がその後を襲った。」 [3c] (p25)

33.17 同報告は、次のように述べている。

「法律は、組合員および組合組織者に対する雇用者による反組合的な差別を禁止している。しかし、組合は、組合の活動家がしばしば解雇されたと報告した。不法解雇訴訟は、労働裁判所における訴訟滞留のために結審まで何年もかかることが多い。労働組合の指導者によると、組合活動を理由とする労働者の解雇に関する多数の訴訟が 4 年後、5 年後に未解決となっている。個人または組合から差別の主張に関する審問を求める苦情処理制度がある。反組合差別を行ったと判示された雇用主は、組合活動のために解雇された労働者を復職させることを要求される。 [3c] (p25)

[目次に戻る](#)
[ソース・リストに行く](#)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

付属文書A: 主要事件年表

- 1930 年代** ハイレ・セラシエ皇帝、古い貴族制度から権力を奪取、近代的独裁権を確立。
[1a] (p424)
- 1935** イタリア、エチオピアに侵入。 [1a] (p424)
- 1941** 連合軍、イタリアによる占領に終止符を打つ。 [1a] (p424)
- 1952** 第二次世界大戦後国連委任統治領となっていた旧イタリア植民地のエリトリア、エチオピアと連邦形成。 [1a] (p424)
- 1962** エリトリア、エチオピアにより正式に併合される。 [1a] (p424)
- 1970 年代** エチオピア支配に対するエリトリアのELFおよびEPLFによる抵抗強まる。
[1a] (pp424-425)
- 1974** **9 月:** 民主化を要求する声、軍の反乱、エリトリアの抵抗、経済問題、飢饉、ついに軍事クーデターによるハイレ・セラシエ皇帝の転覆をもたらす。ハイレ・セラシエ、1975年に軍拘留中に死亡。デルグ、エチオピアの支配権を掌握し、Aman Andom中将の下に臨時軍事政府(PMG)を設立。 [1a] (p425)
 11 月: Aman大将、暗殺される。2人の元首相を含む57人の民間および陸軍の前高官、裁判なしで処刑される。デルグ議長、Brig-Gen Teferi Benti、国家元首となる。メンギスツウ・ハイレ・マリアム少佐(後に中佐)、デルグの2人の副議長の1人となる。 [1a] (p425)
 12 月: デルグ、社会主義国エチオピアを宣言。PMG、臨時軍事評議会(PMAC)により置き換えられる。 [1a] (p425)
- 1975** メンギスツウ大佐、デルグの最有力な人物として浮上。PMAC、“Ethiopia Tikdem”(エチオピア第一次)改革 - 土地、金融機関、大企業の国有化、読み書き能力の育成、農民協同組合の設立 - に着手。MEISONとEPRPの支持者間のデルグ内権力闘争、1976年に継続。ELF/EPLF連合攻勢、エリトリアの首都アスマラ占領寸前。エリトリアに対する厳しい報復が行われる。Tigreanのエリトリア支持、強まる。TPLF、結成される。
[1c] (p1566)
- 1977-**
- 1978** TPLF、EPLFの支持を得て強大化、ティグレで宿敵EPRPを破る。 [1a] (p425), [1c] (p1566)
- 1977 中期** 『赤色テロ』作戦、MEISONに対して発動される。EPRPとMEISON、1978年末までに中立化される。メンギスツウ下のエチオピア、ますますソ連に接近。 [1a] (p425)
- 1977** **2 月:** メンギスツウ大佐、国家元首およびPMAC議長として権力を掌握。Teferi Benti大将およびその他5人のデルグ幹部、処刑される。『赤色テロ』作戦、メンギスツウの政

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 敵および武装敵対者、特にEPRPに対して発動される。数万人、殺害または拷問される。
[1a] (p425)
7 月: ソマリア、エチオピアのオガデン地区に侵入。 [1a] (p425)
- 1978 2 月: エチオピア、ソ連とキューバの大規模支援の下に反撃。ソマリア、1978 年早期に撤退。 [1a] (p425)
6 月: エチオピアの大規模攻勢、エリトリアで発動される。ほとんどの都市が占領され、EPLF、Nakfaに退却。 [1c] (p1566)
- 1979 メンギスツウ、エチオピア労働人民党組織委員会(COPWE)を設置。その他のすべての政治グループ、廃止される。 [1a] (p425)
- 1981 エリトリアでELFとEPLF間の内戦。 [1a] (p425)
- 1982 EPLF、ティグレのTPLF同盟軍とともにELFをスーダン亡命に追い込む。 [1a] (p425)
- 1984 メンギスツウ、エチオピア労働者党(WPE)設立。エチオピア全土に飢饉広がる。
- 1989 9 月: TPLF、アムハラに本拠を置くEPDMとの連合戦線としてEPRDFを樹立する。政府とEPLF間の平和交渉失敗。 [1a] (p426)
- 1990 EPLF、Masawaを占領。政府とEPLF間の和平会談破裂。 [1c] (p1566)
政府とTPLF間の和平会談失敗。社会主義、メンギスツウ政府により実質的に放棄される。市場経済への動き始まる、しかし経済は破滅に近づく。 [1c] (p1566)
- 1991 1 月: EPRDF、穏健な非マルクス主義計画を発表、米国の支持を得る。 [1a] (p426)
5 月 21 日: メンギスツウ、エチオピアから逃れ、ジンバブエに亡命。 [1a] (p426), [1c] (p1566)
5 月 28 日: EPRDF軍、米国の公式支援の下、アジス・アベバに入る。EPRDF、暫定政府を樹立。同時に、EPLF、エリトリアに臨時政権を樹立してエチオピアから実質的に離脱する。 [1c] (p1566)
7 月: 20 政党が参加した国民会議、エチオピア暫定政権(TGE)を樹立する。TPLFの指導者兼EPRDF議長Meles Zenawi becomesが大統領となり、Tamirat Layneが首相に就任。OLFを含む 32 の政党が代表会議に出席。OLF、閣僚会議の 4 ポストも占める。 [1a] (p426)
11 月: 14 の新しい自治政府地域画定、おおざっぱに種族境界を反映。 [1c] (p1567)
- 1991-2 EPRDFとOLF間の関係、悪化する。オロモ地区で張り合うEPRDFとOLF支持者間の衝突。米国とEPLF、EPRDFとOLF支持者間の 1992 年 4 月休戦を調停する。 [1c] (p1567)
- 1992 6 月: OLFとその他のグループ、地域選挙をボイコット。EPRDFと同盟者、投票の 90 パーセント以上を獲得する。OLF、TGEから脱退し、武力抵抗に入る。OLF軍、Asbe Teferi を占領するが、政府軍、同市を奪回する。 [1c] (p1567)
- 1993 4 月: エリトリアにおける国民投票、エチオピアからの独立を承認する。 [1c] (p1567)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 5月24日: エリトリア、エチオピアからの承認を得て、正式独立を達成する。[1c] (p1567)
- 1994** 6月: EPRDF、新しい立憲議会の選挙で議席の大多数を獲得。投票、OLF、AAPO、CAFPDEによりボイコットされる。[1c] (p1567)
10月: 立憲議会、始まる。[1c] (p1567)
12月: 立憲議会、新憲法を承認し、9つの人種に基づく自治州と連邦首都領土からなる連邦政府制度を確立する。立憲議会、人民代議員議院(CPR)および連邦議院からなる二院制連邦議会(FPA)により置き換えられる。[1a] (p427)
12月: メンギスツウを含むデルグ関係者の裁判、始まる。メンギスツウ政権の下で犯された人権侵害事件を調査・裁判するために1992年に設置されたSPOにより裁判を行う。[1c] (p1567), [3i] (p10)
- 1995** 5月: ほとんどの野党によりボイコットされたCPRと自治州議会の選挙、EPRDFと同盟者の地滑りの勝利を生む。選挙は、国際監視員により、自由でも公正でもないと思われた。[1a] (p427)
8月21日: 立法権力、新しい連邦議会に移譲される。[1c] (p1567)
8月22日: 新憲法発効により、TGE幕引きとなる。この国は、エチオピア民主共和国連邦となる(FDRE)。オロモ族のDr Negasso Gidada、FPAによりFDREの初代大統領に選出される。[1c] (p1567)
8月23日: TGE下の大統領、Meles Zenawi、CPRによりFDREの初代首相に選出される。[1c] (p1567)
- 1996** 副首相兼国防相、Tamirat Layne、汚職疑惑で解職される。[1a] (p430)
- 1998** 5月: エチオピアとエリトリア間の国境紛争、Badme地域を中心とする国境沿いの武力衝突をもたらす。[1a] (p431)
6月: エリトリア機、エチオピア北部のメケレを爆撃する。エチオピア、エリトリアのアスマラ空港の空襲を開始する。[1a] (p431)
6月: エチオピアとエリトリア、相互の空襲を停止する米国仲介の協定を受け入れる。[1c] (p1569)
- 1999** 2月: エリトリアとの国境紛争の激しい戦闘再開[1a] (p431)
- 2000** 5月: エチオピア、1998年5月以降にエリトリアに占領された領土を回復するためにエリトリアに対する全面的攻勢を開始する。エチオピア、占領されていた全領土を2000年5月末までに回復。[1c] (p1570)
5月: 与党EPRDF連合、国政選挙では勝利したが、一部の地域選挙では野党および無所属候補に敗北。[1a] (p428)
6月: エチオピアとエリトリア、停戦協定に調印する。エリトリア、自領土内国連国境監視軍に同意する。[1a] (p431)
12月12日: エチオピアとエリトリア、国境戦争を終結する和平協定に調印する。この協定は、国境画定委員会、捕虜交換委員会、強制移住住民送還委員会、補償請求聴聞委員会を設立する。[1c] (p1570)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- 2001** **2月22日:** エチオピア、国境紛争終結のための国際連合支援停戦協定に従ってエリトリアからの自軍撤収を完了したと発表。[1c] (p1570)
3月: Meles Zenawi、政治的動乱を引き起こそうとする優勢なティグレ人民解放戦線の反体制派による試みを阻止してきたと語る。[1c] (p1568)
4月: 警察の蛮行に抗議し、政治的・学問的自由の要求を支持する数千のデモ隊、アジス・アベバで警官隊と衝突。[1c] (p1568)
5月: Meles Zenawi首相の主要な協力者Kinfu Gebre-Medhin情報治安長官、アジス・アベバの陸軍将校クラブ前で暗殺される。[1c] (p1568)
6月: Dr Negaso Gidada、与党連合EPRDFから除名される。同氏は、引き続き2001年10月まで国家元首として在職する。[1a] (p413), [1c] (p1568), [9aj]
- 2002** **3月:** 2つの少数民族グループ、Sheko と Majenger を含む衝突、Tepi で起きる。
4月: エチオピア・エリトリア国境委員会、Badmeをエリトリアに与える国境決定を発表する。[1a] (p432)
5月: Awassaで暴力事件。[1c] (p1568)
6月: 警察、数百人の学生、教師、その他を逮捕し、OLF支持者嫌疑で告発する。[11d] (p2)
- 2003** **3月:** エチオピア、国境委員会裁定に反対を表明する。[1a] (p432), [1c] (p1570)
12月: ガンベラ地区の人種暴力、Anuak族を狙う。[3b] (pp19-20)
- 2004** **1月:** 首都アジス・アベバで大学生の大量逮捕、オロモ人大学生は、オロミヤの地域首都をアジス・アベバから Amada に移す政府の決定に抗議した。[10l]
11月: エチオピア、エリトリアとの国境に関する長期論争裁定を「基本的に」受け入れるが、なお、それが不法かつ不公正であると考える。[7v]
- 2005** **5月:** Meles Zamawi 首相、5月の総選挙を前にして野党が種族間憎悪を煽動していると非難する。[7d]
5月15日: エチオピア、総選挙を実施する。[7w]
5月: エチオピア全国選挙管理委員会、5月15日の総選挙における不正疑惑を調査する。[7x]
6月: 選挙後の関連暴力で30人以上死亡、3,000人逮捕。[7f]
エチオピアは、外国外交団に激しい抵抗中に逮捕された約2,000人の囚人への訪問を初めて許可した。伝えられるところによれば、状況は他のエチオピア刑務所より悪くはないが、囚人たちはなぜ起訴されずに拘留されているのか知りたがっていた。[7z]
11月: 政府の弾圧により、野党第一党の党员を含む40人以上の抵抗者が殺害され、数千人が逮捕される。
12月: エチオピア検察庁、11月初めの反対グループ弾圧で拘留された131人の政治家、ジャーナリスト、市民社会活動家を起訴する。(IRIN) [9af]
ジャーナリストと野党指導者を含む80人以上の人々が11月の恐るべき衝突に関係して反逆罪および大量殺人で起訴された。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

ハーグに本拠を置く国際委員会、エリトリアは 1998 年にエチオピアを攻撃したときに国際法を侵犯したと裁定する。

- 2006** **5 月:** 6 つの政党と武装グループ、オランダの会議で反対同盟『自由民主主義同盟』を結成。 [7z]
 アジス・アベバで数発の爆弾爆発。犯行グループ声明なし、 [7z]
 6 月: 国際連合安全保障理事会は、国連エチオピア・エリトリア・ミッション(UNMEE)の委任を 4 カ月延長したが、部隊兵力を 3,373 から 2,300 に削減した。 [9ak]
 8 月: この国の北部、南部、東部を襲った洪水のために、数百人の人々が死亡したと見られ、数千人が家を失った。 [7z]
 9 月: エチオピア、自軍がソマリアに越境してバイドアの暫定政府軍を支援したことを否定する。 [7z]
 10 月: 国連総長コフィ・アナン、エチオピア国境の緩衝地帯に進入させた部隊を撤収するようエチオピアに促す。国連、この侵入は重大な停戦違反であると語る。 [7z]
 エチオピアと、ソマリアの大半を支配しているイスラム教主義者間の舌戦。Meles 首相、イスラム主義者がエチオピアに聖戦を宣言したのであるから、エチオピアは『理論的に』イスラム主義者と戦争状態にあると述べる。 [7z]
 11 月: 国連報告、数カ国(エチオピアを含む)がソマリアの暫定政府に武器を供給することにより 1992 年のソマリアへの武器禁輸措置に違反してきたと述べる。エチオピアの大敵エリトリアは、宿敵のイスラム教主義者政権に供給しているとして非難されている。 [7z]
 エチオピアとエリトリア、隣接国境の画定を回る 4 年間の行き詰まりを回避する方法として独立境界委員会により提示された提案を拒否する。 [7z]
 12 月: 亡命した前独裁者、メンギスツウ、ハイレ・マリアムに対し 12 年の欠席裁判の末に大量殺人の嫌で有罪が宣告された。 [7z]
 エチオピア、自国がソマリアでイスラム教民兵と闘っていることを確認する。激しい戦闘で、エチオピア軍の航空機、戦車、砲兵隊がソマリ暫定政府の軍隊を支援している。イスラム教主義者は総崩れとなる。 [7z]
- 2007** **1 月:** 亡命した前独裁者、メンギスツウ、ハイレ・マリアムに対し 12 年の欠席裁判の末に大量殺人の嫌で有罪が宣告される。彼は終身刑を宣告された。 [7z]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

付属文書B: 政治団体

全エチオピア統一党(AEUP)

旧全アムハラ人民組織(AAPO)の分派。委員長 Hailu Shawel。[1a] (p444) LCUD 連合の主要な構成員であり、Hailu Shawel はその委員長を兼ねている。

Al-Ittihad al-Islamia (イスラム団結党)

ソマリアに本拠地を置く武装反対グループであり、ソマリ人の住むオガデン地域の自決権を追求している。[1a] (p427)

全アムハラ人民組織(AAPO)

2002 年 8 月、AAPO の大部分は全エチオピア統一党(AEUP)となったが、一部の構成員は残留して UEPF 反対連合に加わった。[1a] (p444), [28] (p168)

アムハラ民族民主主義運動(ANDM)

EPRDF 内でアムハラ人民を代表する。以前は、エチオピア人民民主主義運動(EPDM)であった。1994 年に現在の名称を採用した。書記長 Tefera Walwa。[1a] (p444)

エチオピア平和・民主主義代替勢力会議(CAFPDE)

1993 年結成、EPRDF に反対するグループの広範な連合。委員長 Dr Beyene Petros (後に SEPDC 議長)。[1a] (p444), [28] (p168)

エリトリア人民解放戦線(EPLF)

TPLF/EPRDF と連合してメンギスツウ政府と闘った。1991 年 5 月にエリトリア臨時政権を樹立し、1993 年 5 月にエリトリア独立政府を樹立した。[1a] (pp425-426)

エチオピア民主主義統一党 (EDUP)

1990 年 3 月、WPE に置き換わり、WPE のマルクス・レーニン主義への依存を放棄した。指導者は Ras Mengesha であった。2003 年 7 月に EDP と合併して UEDP を形成した。[1a] (p444) [1b] (p426)

エチオピア人民民主主義運動(EPDM)

ANDM 参照。[1a] (p444)

エチオピア人民愛国戦線(EPPF)

反乱グループ。北エチオピアで活動しており、その作戦行動の報告が増加している。[107] (5.2.3)

エチオピア人民革命民主主義戦線(EPRDF)

1989 年に TPLF により反乱グループの同盟として結成された。EPLF と同盟して 1991 年 5 月にメンギスツウ政府を追放した。1991 年以降の TGE の第一党。FDRE の現与党。指導者は、Minister Meles Zenawi 首相。EPRDF は、TPLF、ANDM、OPDO および SEPDM からなる。[1a] (p444 & p426)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

エチオピア人民革命党(EPRP)

COEDF 参照。[1a] (p444)

エチオピア・ソマリ民主主義連盟(ESDL)

1994 年に 11 のエチオピア・ソマリ組織の合併により形成された。1998 年 6 月に他のソマリ・グループと合併してソマリ人民民主主義党(SPDP)を結成した。SPDP 参照。[1a] (p444)

ガンベラ人民民主主義党(GPDM)

ガンベラ地区に本拠をもつ政府支持グループ。議長 Akilo Nigilio。[1a] (p444)

Hadiya 民族民主主義組織 (HNDO)

1991 年に創設され、広く同盟している地域基盤政党。2000 年に連邦人民代議員議院の 5 議席を獲得した。指導者 Leader Beyene Petros。南エチオピア人民民主主義連合(SEPDC)の一部。(SEPDC) [28] (p169)

イスラム統一党

al-Ittihad al-Islamia 参照。[1a] (p427)

MEISON

COEDF 参照。[1a] (p444)

オガデン民族解放戦線(ONLF)

ソマリ州に本拠を置く政党。OLF と ONLF は、1996 年 7 月に軍事協力協定に調印した。彼らは、自治の拡大を要求している。ONLF は、もう 1 つのソマリ組織、ソマリアにおけるイスラム国家を目指して闘ってきたイスラム統一党(al-Ittihad al-Islam)から支援を受けている。[1a] (p427)

オロモ解放戦線(OLF)

選挙期間中の OLF の構成員と OPDO(EPRDF を構成している政党)の構成員間の衝突は 1992 年における EPRDF との最終的決裂をもたらし、その後、OLF は武力抵抗に移行した。1996 年 7 月から ONLF の軍事部門と提携している。OLF は、オロモ人民の自決権およびオロモの言語と文化の使用を主張している。UOLF の構成員である。議長 Daoud Ibsa Gudina。[28] (p169), [1a] (p425)

オロモ民族会議(ONC)

1996 年設立。合法的な選挙の手續により OPDO に反対するために存在する。UEDF の構成員である。委員長は Merera Gudina。[28] (p169), [1a] (p444)

オロモ人民民主主義組織(OPDO)

オロモ地域で活動するために 1990 年に TPLF により結成された。OLF に反対する。与党 EPRDF 内でオロモを代表する。指導者 Abedula Gemedo。[1a] (p444)

レインボー・エチオピア

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

指導者 Berhanu Nega。CUD 野党連合の構成員である。

ソマリ人民民主主義党(SPDP)

1998 年にオガデン民族解放戦線(ONLF)の構成員とエチオピア・ソマリ民主主義連盟(ESDL、書記長 Shu'abi Ibrahim)の合併により結成された。[1a] (p444)

南エチオピア人民民主主義連合(SEPDC)

野党連合。議長 Dr Beyene Petros。[1a] (p444) UEDF 野党連合の有力構成員。南エチオピア人民民主主義統一党(SEPDU)から発展した。1992 年に南エチオピアの 10 の人種に基礎を多く政治グループにより結成された同盟であり、「代表会議」に参加した。[1a] (p444)

南エチオピア人民民主主義運動(SEPDM)

EPRDF 内で南部地域の住民を代表している。エチオピア民族民主主義党(ENDP)から発展した。『代表会議』の議員を持つ 5 つの政府支持組織(エチオピア民主主義組織、エチオピア民主主義組織連合、Gurage 人民民主主義戦線、Kembata 人民会議、Wolaita 人民民主主義戦線)の合併により 1994 年に結成された。[1a] (p444)

ティグライ人民解放戦線(TPLF)

1975 年に結成された。1989 年に結成された EPRDF 内の支配集団。議長は Meles Zenawi 首相。副議長は Seyoum Mesfin。[1a] (p444), [28] (p170)

統一エチオピア民主部隊(UEDF)

2005 年の選挙において現政府に挑戦するために 2003 年 8 月に 15 野党の連合として結成された。[14g]

統一エチオピア民主主義党-Medhin (UEDP-Medhin)

当初 1998 年にエチオピア民主主義党として結成された。書記長 Lidetu Ayalew。2003 年 7 月に EDUP に参加して UEDP を形成した。[1a] [p444] [28] (p169) その後、Medhin 党と合併して UEDP-Medhin を形成した。党首は Dr Admasu Gebeyehu。CUD 野党連合の構成員である。[1a] (p444)

エチオピア労働者党(WPE)

1984 年にメンギスツゥにより結成された。1990 年 3 月に EDUP と改名された。1991 年 5 月まで唯一の合法政党であった。[1a] (p425), [1b] (p426)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

付属文書C: 著名な人物: 過去および現在

Abadula Gemada

国防相、OPDO 議長。[1a] (p430 & pp443-444)

Adisu Legeso

副首相兼農村開発相。[1a] (p443)

Dr Admasu Gebeyehu

UEDP 党首。[1a] (p444)

Ismail Ali Sirro

APDO の指導者。[1a] (p444)

Dr Beyene Petros

UEDF 野党連合の議長。CAFPDE および SEPDC の議長。Hadiya 民族民主主義組織 (HNDO) の委員長。Dr Beyene はエチオピア議会議員であり、アジス・アベバ大学の教授である。1 [1a] (p444) [16] (p169)

Daoud Ibsa Gudina

OLF の議長。[16] (p169)

Fekadu Gedamu

ENDP の議長。[1a] (p444)

Girma Wolde Giorgis

現エチオピア大統領。オロモ族。[1a] (p430 & p443)

Hailu Shawel

AEUP の委員長、CUD 野党連合の総裁。[1a] (p444)

Meles Zenawi

TPLF の指導者、EPRDF の議長。1991 年 7 月から 1995 年 8 月までのエチオピア大統領。1995 年 8 月から現在までのエチオピア民主共和国連邦の首相。[1a] (p443 & p444)

Emperor Menelik

19 世紀末期に近代化・統一を行った支配者。1913 年死亡。1880 年代後期にアジス・アベバ建設。1986 年にイタリア軍を破る。[1a] (p424)

メンギスツウ・ハイレ・マリアム中佐(メンギスツウ大佐)

1977 年 2 月に権力掌握。1984 年から WPE の書記長。1977 年から 1991 年 5 月に逃亡するまでエチオピア人民民主共和国の大統領。メンギスツウは、2006 年 12 月 12 日に欠席裁判において大量殺人の嫌で有罪とされた。ジンバブエに亡命して生存している。[1c] (p1566)

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

Merera Gudina

ONC の委員長。[1a] (p444)

Mohamoud Dirir Gheddi

SPDP の議長。[1a] (p444)

Dr Negasso Gidada

1995 年から 2001 年 10 月までのエチオピア民主共和国連邦の大統領。2005 年以降、代議員議院の無所属議員。[9]

ハイレ・セラシエ皇帝

1916 年摂政。1928 年国王。1930 年から 1974 年に退位させられるまで皇帝。1975 年軍拘留中に死亡。[1c] (p1566)

Tamirat Layne

1991 年、エチオピア共和国連邦首相。1996 年、副首相兼国防相。1996 年に解職・拘留され、その後、汚職容疑で裁判された。2000 年に 18 年の刑を受け、現在服役中。[1b] (p410 & p413)

Dr Taye Woldesemayat

エチオピア教員協会書記長。1996 年 6 月に逮捕され、2002 年 5 月に釈放されるまで拘留された。[1a] (p428), [1c] (p1567)

Tefera Walwa

EPRDF 同盟 ANDM の書記長。[1a] (p444)

*エチオピアおよびエリトリアの人々は、ファースト・ネームで呼ばれるのが習慣である。このリストおよびこの報告の本文中でも折に触れてこれに従った。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

付属文書D: 略語一覧表

AI	アムネスティ・インターナショナル
CEDAW	女性差別撤廃委員会
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
EU	欧州連合
EBRD	欧州開発復興銀行
FCO	外務連邦省(イギリス)
FGM	女性器の暴力的な切除
FH	フリーダム・ハウス
GDP	国内総生産
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
HRW	人権ウォッチ
IAG	不法武装集団
ICG	国際危機グループ
ICRC	国際赤十字委員会
IDP	国内難民
IFRC	国際赤十字社・赤新月社国際連盟
IMF	国際通貨基金
IOM	国際移民機関
MSF	国境なき医師団
NA	北部同盟
NATO	北大西洋条約機構
NGO	非政府組織
OCHA	国連人道問題調整事務所
ODIHR	OSCE 民主制度人権事務所
ODPR	強制移住させられた人々および難民のための事務所
OECD	経済協力開発機構
OHCHR	人権高等弁務官事務所
OSCE	全欧安保協力機構
STD	性感染症
STC	児童救済
TB	結核
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UN	国際連合
UNAIDS	国連共同エイズ計画
UNESCO	国連教育科学文化機関
UNHCHR	国連人権高等弁務官
UNHCR	国連難民高等弁務官
UNICEF	国連児童基金
UNODC	国連薬物犯罪局

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

USAID	米国国際開発庁
USSD	米国国務省
WFP	世界食糧計画
WHO	世界保健機関

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

付属文書E:2005年5月15日に行われた総選挙の結果

党派	議席数
エチオピア人民革命民主主義戦線(EPRDF)	327
統一民主連合(CUD)	109
統一エチオピア民主部隊(UEDF)	52
オロモ連邦主義者民主主義運動(OFDM)	11
Benishangul Gumuz 人民民主主義統一戦線(BGPDUF)	8
アフール民族民主主義党(ANDP)	8
ガンベラ人民民主主義運動 (GPDM)	3
Sheko・Mezenger 人民民主主義党	
統一組織 (SMPDUO)	1
ソマリ人民民主主義党(SPDP)	23
Hareri 民族連盟 (HNL)	1
Argoba 民族民主主義組織 (ANDO)	1
無所属	1
547 議席中の合計	545

[14a]

地域別議席数		
地域	人民代議員議院	地域議会/市議会
ティグライ	38	152
アフール	8	87
アムハラ	138	294
オロミヤ	178	537
ソマリ	23	147
Benshangul Gumuz	9	99
Southern Nations, Nationalities and Peoples (SNNP) (南部諸民族州)	123	348
ガンベラ	3	82
ハラール	2	36
ディレ・ダワ	2	-
アジス・アベバ	23	138
合計議席数	547	1920

[14a]

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

付属文書G: 出典資料への参照

内務省は、外部ウェブサイトの内容について責任を持たない。

この文書の更新過程で古い出典資料が削除されるので、出典資料の番号は必ずしも連続ではない。

[1] ユーロパ出版物

- a 「サハラ以南のアフリカ」 2005 年
- b 「サハラ以南のアフリカ」 2004 年
- d 国情、司法制度
<http://europaworld.com/entry/et.dir.204>
アクセス日：2006 年 1 月 30 日
- e 政党:統一民主連合 (CUD)
<http://europaworld.com/entry/et.dir.94>
アクセス日：2005 年 12 月 15 日

[2] CIA Factbook – オンライン(2005 年 11 月 1 日更新)

- (アクセス日：2005 年 11 月 23 日)
<http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/index.html>
アクセス日：2005 年 11 月 23 日

[3] 米国国務省人権報告書

- <http://www.state.gov/>
- a 人権慣行に関する報告; エチオピア – 2005 年報告: 2006 年 3 月発表
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2005/61569.htm>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
 - b 人権慣行に関する報告; エチオピア – 2004 年報告: 2005 年 2 月発表
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2004/41603.htm>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
 - c 人権慣行に関する報告; エチオピア – 2003 年報告: 2004 年 2 月発表
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2003/27727.htm>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
 - d 人権慣行に関する報告; エチオピア – 2002 年報告: 2003 年 3 月発表
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2002/18203.htm>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
 - e 背景注釈 – エチオピア: 2006 年 1 月
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/2859.htm>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
 - g 宗教の自由に関する報告: エチオピア – 2004 年報告: 2004 年 9 月発表
<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2004/35355.htm>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
 - h 宗教の自由に関する報告: エチオピア – 2003 年報告: 2003 年 12 月発表
<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2003/23705.htm>

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- アクセス日：2007年11月7日
- i 人権慣行に関する報告：エチオピア – 2001年報告: 2002年3月発表
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2001/>
アクセス日：2007年11月7日
 - j 人身売買報告: 2006年9月発表
<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2006/65988.htm>
アクセス日：2007年11月7日
 - k 宗教自由に関する報告 – 2006年エチオピア: 2006年9月15日発表
<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2006/71301.htm>
アクセス日：2007年11月7日
- [4] **エチオピア憲法**
http://www.civicwebs.com/cwvlib/constitutions/ethiopia/constitution_1994.htm
アクセス日：2007年1月23日
- [5] **エチオピア大使館**
<http://www.ethioembassy.org.uk/index.htm>
- b 祝祭日
<http://www.ethioembassy.org.uk/Facts%20About%20Ethiopia/Facts%20About%20Ethiopia%20Homepage.htm>
アクセス日：2007年2月5日
 - c 保健
<http://www.ethioembassy.org.uk/Facts%20About%20Ethiopia/Facts%20About%20Ethiopia%20Homepage.htm>
アクセス日：2007年1月23日
- [6] **外務連邦省**
<http://www.fco.gov.uk>
- a 国情: エチオピア
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1022070787685>
アクセス日：2007年1月23日
- [7] **英国放送協会(BBC)ニュース・オンライン**
<http://news.bbc.co.uk/>
- b アフリカの角の『危機』、国連が警告、2005年12月16日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4530642.stm>
アクセス日：2005年11月16日
 - c エチオピア収容所の『虐待』、2005年4月27日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4491419.stm>
アクセス日：2007年4月27日
 - d エチオピア PM が『憎悪』投票について警告、2005年5月6日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4522205.stm>
アクセス日：2005年5月6日
 - e エチオピア首脳、弾圧を正当化、2005年6月1日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4081278.stm>

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- アクセス日：2005年6月11日
- f エチオピアで1,000人逮捕、2005年6月13日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4668472.stm>
アクセス日：2005年6月13日
- j エチオピアの囚人、ハンスト 2005年11月28日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4477414.stm>
アクセス日：2005年11月28日
- k アジスの大使館で惨めに暮らす、2005年12月28日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4565376.stm>
アクセス日：2005年12月28日
- l エチオピア拷問の廉で処刑、2005年8月11日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4141900.stm>
アクセス日：2005年8月11日
- m エチオピア人、死刑宣告さる、2004年10月21日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/3762858.stm>
アクセス日：2004年10月21日
- n エチオピア、インターネット拡張を計画、2005年4月6日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/technology/4416073.stm>
アクセス日：2005年4月6日
- o イスラエル、エチオピアのユダヤ人全員引き取りへ、2004年1月9日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/3377897.stm>
アクセス日：2004年1月9日
- p メングスツウ、終身刑宣告さる、2007年1月11日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/6251095.stm>
アクセス日：2007年1月11日
- q エチオピアのユダヤ人、ハンスト続行、2005年9月20日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4265128.stm>
アクセス日：2005年9月20日
- r エチオピア、反逆罪起訴を行う、2005年12月17日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4537340.stm>
アクセス日：2005年12月17日
- s エチオピアの逮捕事件、弁護士の接見拒否される、2005年12月28日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4564994.stm>
アクセス日：2005年12月28日
- t 青年は政治に関わるべきか、2005年6月10日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4080910.stm>
アクセス日：2005年6月10日
- u エチオピア、新しい反乱に直面、2004年2月12日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/3483531.stm>
アクセス日：2004年2月12日
- v エチオピア、国境について譲歩する、2004年11月25日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4040897.stm>
アクセス日：2005年2月12日
- w エチオピア大衆、大挙投票へ、2005年5月15日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4548239.stm>
アクセス日：2005年5月15日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- x エチオピア、『巨大投票不正行為』を調査、2005年5月20日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4565431.stm>
アクセス日：2005年5月20日
- y エチオピア投票抗議で逮捕、2005年6月6日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4613741.stm>
アクセス日：2005年6月6日
- z BBC ニュース・サービス: エチオピア、2006年5月24日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/1072219.stm>
アクセス日：2006年5月24日
- a 開発途上世界、ガン危機に直面、2003年6月23日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/health/3020308.stm>
アクセス日：2003年6月23日
- aa エチオピア軍将校、『反乱軍に加わる』、2006年9月15日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/5350394.stm>
アクセス日：2006年9月15日

[8] **エチオピア通信社**

<http://www.ena.gov.et/>

- a 最近公布された指令は、エチオピアに永住するエリトリア人のみを益する。当局、最近公布された指令は、エチオピアに永住するエリトリア人のみを益する。当局、最近公布された指令は、エチオピアに永住するエリトリア人のみを益する。2004年1月22日付報告

[9] **Integrated Regional Information Networks (IRIN) (総合地域情報ネットワーク)**

<http://www.irinnews.org/>

- a エチオピア-エリトリア: 国境紛争が依然として主要な課題、2005年1月5日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=44921&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA-ERITREA
アクセス日：2007年2月5日
- b エチオピア-エリトリア: 安全保障会議 UNMEE 委任を6カ月延長、2005年3月15日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=46103&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA-ERITREA
アクセス日：2007年2月5日
- c エチオピア-エリトリア: 紛争国境依然緊張、UNMEE 声明、2006年2月2日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=51502&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA-ERITREA
アクセス日：2007年2月5日
- d エチオピア: 数千人、投票のため再登録へ、2005年5月2日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=46895&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日
- e エチオピア: 野党、選挙前に虐待の苦情を持ち出す、2005年4月28日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=46845&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- アクセス日：2007年2月5日
- f エチオピア：連邦選挙、非常に高い投票率、2005年5月16日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=47123&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日。
- g エチオピア：野党、いまや選挙の勝利を主張 2005年5月19日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=47188&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日
- h エチオピア：野党、議会ボイコットを表明、2005年5月24日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=47257&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日
- i エチオピア：CUD 指導者、編集者、反逆罪嫌疑に直面、2005年11月10日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=50023&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日
- j エチオピア：11,000人以上の政治犯釈放、2006年1月16日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=51126&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日。
- k エチオピア：EC 委員、拘留中の野党活動家と面会、2006年2月20日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=51799&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日。
- m エチオピア：野党、議会ボイコットを表明、2005年5月24日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=47257&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日。
- n エチオピア：野党第一党、対話を呼びかけ、2005年12月8日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=50568&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日。
- o エチオピア：新しい野党指導者、土地改革を公約、2003年7月14日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=35359&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日。
- p エチオピア：権利組織、オロモの学生の逮捕を非難、2004年3月3日の報道
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=39804&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日。
- q エチオピア：前体制の当局者、恩赦を嘆願、2004年3月1日
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=39752&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日：2007年2月5日。
- s エチオピア：最初の心臓センター建設へ、2003年8月11日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- [http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=35897&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=35897&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- t エチオピア: 特集 – 抗 AIDS 薬に手が届かない、2003 年 8 月 4 日
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=35760&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=35760&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- u エチオピア: 政府、メディアに対する批判をはねつける、2005 年 7 月 12 日
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=48089&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=48089&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- v エチオピア: メディア団体に関する禁止撤廃、2005 年 3 月 7 日
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=45944&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=45944&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- w エチオピア: 聖職者のデモ参加者も警察に殴打されとの報道、2003 年 1 月 23 日
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=31874&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=31874&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- x エチオピア: 権利組織、オロモの学生の逮捕を非難、2004 年 3 月 3 日付報道
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=39804&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=39804&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- y エチオピア: 児童人身売買防止運動始まる、2005 年 10 月 20 日
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=49655&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=49655&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- z エチオピア: 人身売買犠牲者援助センター開設、2004 年 6 月 29 日
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=41909&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=41909&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- aa エチオピア: ICRC、自発的帰国の必要性について、2001 年 7 月 12 日
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=9557&SelectRegion=Horn of Africa&
SelectCountry=ETHIOPIA-ERITREA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=9557&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA-ERITREA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- ab エチオピア: 米国から女性の権利推進のための 150 万米ドル ADB 供与、2004 年 5 月 18 日
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=41108&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=41108&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- ac エチオピア: 児童人身売買と闘う基本は教育、UNICEF 言明、2003 年 6 月 13 日
[http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=34732&SelectRegion=Horn of Africa
&SelectCountry=ETHIOPIA](http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=34732&SelectRegion=Horn of Africa&SelectCountry=ETHIOPIA)
アクセス日：2007 年 2 月 5 日.
- ad エチオピア: 増加する孤児に養子縁組で対処、2005 年 1 月 10 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- <http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=44988&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA>
アクセス日：2007年2月5日.
- ae エチオピア: 数百人のストリート・キッド、森に捨てられたか、2002年7月23日
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=28961&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA>
アクセス日：2007年2月5日.
- af エチオピア: 野党活動家起訴さる、2005年12月19日
<http://www.irinnews.org/advsearch.asp>
アクセス日：2007年2月5日.
- ag エリトリア-エリトリア: アナン、紛争国境の早期画定を要請、2006年3月14日
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=52193&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA-ERITREA>
アクセス日：2007年2月5日.
- ah エチオピア: 野党第一党、合併で新党結成へ、2005年9月29日
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=49284&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA>
アクセス日：2007年2月5日.
- ai エチオピア: 児童人身売買防止運動開始、2005年10月20日
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=49655&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA>
アクセス日：2007年2月5日.
- aj エチオピア: 大統領、与党から追放される、2001年6月25日
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=8657&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA>
アクセス日：2007年2月5日.
- ak エチオピア- エリトリア: 国連、UNMEE 軍兵力削減、2006年6月1日
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=53640&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA-ERITREA>
アクセス日：2007年2月5日.
- al エチオピア: 家庭内暴力荒れ狂う、UNFPA 言明、2005年10月12日
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=49498&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA>
アクセス日：2007年2月5日.
- am エチオピア: Fistula 病院、若い女性の治療を続ける、IRIN Web Special
<http://www.irinnews.org/webspecials/FGM/45984.asp>
アクセス日：2006年6月14日
- ao エチオピア: 貧困が母子 HIV 感染防止努力を妨げる
<http://www.plusnews.org/AIDSreport.asp?ReportID=6571&SelectRegion=Africa&SelectCountry=Africa>
アクセス日：2006年8月2日
- ap エチオピア: ストリート・チルドレン・リハビリテーション・プロジェクトに集中、2004年3月1日
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=39760&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA>
アクセス日：2007年2月5日.

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- aq エチオピア: HIV/AIDS 計画
<http://www.plusnews.org/AIDS/ethiopia.asp>
アクセス日: 2006 年 6 月 19 日
- ar エチオピア: 政府、初の民間ラジオ 2 局に免許
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=52608>
アクセス日: 2006 年 4 月 4 日
- as エチオピア: 選挙関連死者の調査促進、国連筋言明
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=53012&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 4 月 26 日
- at エチオピア: 野党、メレスの市暫定当局任命に抗議して退場
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=53261&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 5 月 10 日
- au エチオピア: 停止中の支援、貧困救済に転換
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=53575&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 5 月 29 日
- av エチオピア: 東部の都市の爆発で 43 人負傷
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=53598&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 5 月 30 日
- aw エチオピア: 政府機関、洪水危機で 6,100 万ドル要請
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=55278&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 8 月 25 日
- ax エチオピア: 野党政治家、ジャーナリストの裁判再開
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=53124&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 5 月 3 日
- ay エチオピア: 南部の土地を回る衝突で数千人強制移住される
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=54024&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 6 月 19 日
- az エチオピア: 続く土地騒動でさらに多くの人々が強制移住される
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=54362&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 7 月 3 日
- ba エチオピア: 本国帰還計画、資金不足となる – UNHCR、報告
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=55666&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 9 月 21 日
- bb エチオピア: ICRC 職員、監禁から釈放
http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=55703&SelectRegion=Horn_of_Africa&SelectCountry=ETHIOPIA
アクセス日: 2006 年 9 月 25 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- bc エチオピア-エリトリア：アナン、UNMEE 委任の延期を勧告
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=55732&SelectRegion=Horn of Africa &SelectCountry=ETHIOPIA-ERITREA>
アクセス日：2006 年 9 月 27 日

[10] アムネスティ・インターナショナル

- <http://www.amnesty.org.uk/>
- a アムネスティ・インターナショナルの 2005 年エチオピア報告(対象：2004 年)
<http://web.amnesty.org/report2005/eth-summary-eng>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- b アムネスティ・インターナショナルの 2004 年エチオピア報告(対象：2003 年)
<http://web.amnesty.org/report2005/eth-summary-eng>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- d アムネスティ・インターナショナル、無慈悲な大量国外追放を目撃、1999 年 1 月 29 日
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGAFR250021999?open&of=ENG-ERI>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- e アムネスティ・インターナショナルの報告：2005 年 5 月 15 日の選挙、政府に対する人権勧告、選挙監視員と政党 2003 年
<http://web.amnesty.org/library/index/engaf250022005>
アクセス日：2005 年 7 月 13 日
- f エチオピア：拷問の恐れ/良心の囚人、2005 年 6 月 7 日
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGAFR250012005?open&of=ENG-2F4>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- g エチオピア：危機深化、学生に拷問の危険 2005 年 6 月 9 日
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGAFR250082005?open&of=ENG-2AF>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- l エチオピア：拷問の恐れ/良心の囚人 2005 年 9 月 30 日
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGAFR250122005?open&of=ENG-316>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- j エチオピア：野党指導者の最近の逮捕および警察によるデモ参加者 46 人の殺害、2005 年 11 月 11 日
<http://www.amnestyusa.org/news/document.do?id=ENGAFR250192005>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- k エチオピア：エチオピア正教会行進中に 24 人逮捕 2006 年 2 月 3 日
http://www.amnesty.be/doc/rubrique.php?id_rubrique=432&debut_meme_mot1=40
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- l 恣意的逮捕/虐待の恐れ、2004 年 1 月 23 日
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGAFR250032004?open&of=ENG-ETH>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- m エチオピア：良心の囚人が反逆罪で裁判を受ける：野党指導者、人権擁護者、ジャーナリスト
<http://web.amnesty.org/library/index/ENGAFR250132006>
アクセス日：2006 年 7 月 27 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

[11] 人権ウォッチ

<http://www.hrw.org/>

a 2006 年版世界報告(対象：2005 年) エチオピア-人権事情

<http://hrw.org/wr2k6/>

アクセス日：2007 年 11 月 6 日

b 2005 年版世界報告(対象：2004 年) エチオピア-人権事情

<http://hrw.org/wr2k5/>

アクセス日：2007 年 11 月 6 日

e 2002 年版世界報告(対象：2001 年) エチオピア-人権事情

<http://www.hrw.org/wr2k2/>

アクセス日：2007 年 11 月 6 日

g 反対派の抑圧：エチオピアのオロミヤ地区における人権侵害および政治的抑圧、
2005 年 5 月 10 日

<http://hrw.org/reports/2005/ethiopia0505/>

アクセス日：2007 年 11 月 6 日

h エチオピア連邦内務相に対する人権ウォッチの書簡、2006 年 3 月 23 日

<http://hrw.org/english/docs/2006/03/28/ethiop13089.htm>

アクセス日：2007 年 11 月 6 日

i 2007 年版世界報告(対象：2006 年) エチオピア – 人権事情傾向

<http://hrw.org/wr2k7/>

アクセス日：2007 年 11 月 6 日

[12] 欧州連合選挙監視団 – 最終報告(アクセス日：2006 年 3 月 14 日)

http://www.ethiomeia.com/courier/eu_observers_report.pdf

[13] The AFRICA GUIDE.COM

<http://www.africaguide.com>

a アフリカの人々と文化：種族と人々のグループ– アムハラ

<http://www.africaguide.com/culture/tribes/アムハラ.htm>

アクセス日：2006 年 3 月 28 日

b アフリカの人々と文化：種族と人々のグループ– アファール

<http://www.africaguide.com/culture/tribes/afar.htm>

アクセス日：2006 年 3 月 28 日

[14] エチオピア全国選挙委員会 (NEBE)

<http://www.electionsethiopia.org/>

a 2005 年 5 月の選挙の結果

<http://www.electionsethiopia.org/Election%20Results.html>

アクセス日：2005 年 9 月 6 日

b 登録政党一覧表

<http://www.electionsethiopia.org/PDF/results/List%20of%20Registered%20Political%20Parties.pdf>

アクセス日：2005 年 8 月

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- [15] **アフリカ・コンフィデンシャル**
<http://www.africa-confidential.com/>
a 移行、ここで始まる、2005 年 11 月 18 日
<http://www.africa-confidential.com/index.aspx?pageid=21>
アクセス日：2007 年 2 月 5 日
- [16] **世界の政党 – 第 5 版 – 編集：Alan J Day、Richard German、John Campbell、更新：2002 年 1 月**
アクセス日：2005 年 12 月
- [17] **News 24.com**
<http://www.news24.com/News24/Home/>
a エチオピアの『クーデター策謀者』、2005 年 10 月 19 日
http://www.news24.com/News24/Africa/News/0..2-11-1447_1819667.00.html
アクセス日：2007 年 1 月 31 日
b デルグ拷問者に死刑、2005 年 8 月 11 日
http://www.news24.com/News24/Africa/News/0.6119.2-11-1447_1752641.00.html
アクセス日：2007 年 1 月 31 日
- [18] **スーダン・トリビューン**
www.sudantribune.com
a エチオピアの野党 CUD、首都の政府とならず、2006 年 1 月 16 日
http://www.sudantribune.com/spip.php?article13566&var_recherche=Ethiopia%E2%80%99s%20opposition%20CUD%20will%20not%20administrate%20the%20capital
アクセス日：2007 年 1 月 31 日
- [19] **オロモ連邦主義者民主主義運動 (OFDM)**
<http://www.wafido.org/>
- [20] **オロモ解放戦線(OLF)**
<http://www.oromoliberationfront.org/>
a OLF 代表団
<http://www.oromoliberationfront.org/OLFMission.htm>
アクセス日：2007 年 1 月 31 日
b オロミヤ概要
<http://www.oromoliberationfront.org/オロミヤBriefs.htm>
アクセス日：2007 年 1 月 31 日
- [21] **エチオピア人民革命党(EPRP)**
<http://www.eprp.com/>
a EPRP 政治綱領
http://www.eprp.com/Program/eprp_program110206.pdf
アクセス日：2007 年 1 月 31 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

[22] **ハンズ・オフ・カイン**

<http://www.handsoffcain.org/>

a エチオピア: エチオピアの大物、赤色テロリスト、死刑宣告さる、2005 年 12 月 9 日

<http://www.handsoffcain.info/news/index.php?idocumento=7413054>

アクセス日: 2007 年 1 月 31 日

[23] **戦争抵抗者インターナショナルの 1998 年エチオピア報告**

<http://www.wri-irg.org/from-off.htm>

アクセス日: 2006 年 1 月 31 日

[24] **少年兵世界報告 2004 年: エチオピア**

<http://www.child-soldiers.org/>

アクセス日: 2005 年 8 月 9 日

[25] **国境なき医師団 (MSF)**

<http://www.msf.org>

a MSF、エチオピア南部で 100,000 人の予防接種運動を指導

http://www.msf.org/msfinternational/invoke.cfm?objectid=8633F6B3-EBD1-A543-793A9CBFC3C085BC&component=toolkit.pressrelease&method=full_html

アクセス日: 2006 年 2 月 20 日

b エチオピア砂漠のただ中、TB患者の治療

http://www.msf.org/msfinternational/invoke.cfm?objectid=F790263B-E018-0C72-09D40E8EFC4746FB&component=toolkit.article&method=full_html

アクセス日: 2005 年 12 月 5 日

c 黒熱病、エチオピアの Humera における HIV/ADS 治療を困難にする

http://www.msf.org/msfinternational/invoke.cfm?objectid=380DDBD3-E018-0C72-099592E3F0D9BE9B&component=toolkit.article&method=full_html

アクセス日: 2005 年 10 月 28 日

d 黒熱病、エチオピアの雨期とともに発生

http://www.msf.org/msfinternational/invoke.cfm?objectid=BD98D76E-E018-0C72-091BF1647F74EB26&component=toolkit.article&method=full_html

アクセス日: 2005 年 6 月 27 日

e エチオピアにおける最初の無料 AIDS 治療計画始まる

http://www.msf.org/msfinternational/invoke.cfm?objectid=F285D9FD-4F62-4E4F-B50D90C2DBE57AAE&component=toolkit.pressrelease&method=full_html

アクセス日: 2004 年 1 月 27 日

f エチオピア、黒熱病患者の治療の利用が容易になる

http://www.msf.org/msfinternational/invoke.cfm?objectid=CF54DB48-0D0E-C61C-40BD287544F835B9&component=toolkit.article&method=full_html

アクセス日: 2006 年 3 月 6 日

[26] **世界保健機関**

<http://www.who.int/en/>

a 2005 年国内免疫

http://www.who.int/countries/eth/news/events/2005/national_immunization_day/en/

アクセス日: 2006 年 1 月 24 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- b East Hareghe 地域で 3 ポリオ・ウイルス症例検出
http://www.who.int/countries/eth/news/2006/wild_poliovirus_cases/en/
アクセス日：2006 年 1 月 25 日
- c 精神衛生および薬物乱用
<http://www.who.int/countries/eth/areas/mentalhealth/en/>
アクセス日：2006 年 1 月 24 日
- d HIV/AIDS
<http://www.who.int/countries/eth/areas/hiv/en/>
アクセス日：2006 年 1 月 24 日
- e エチオピア：概要国情報告、HIV/AIDS 治療規模拡大
http://www.who.int/3by5/support/june2005_eth.pdf
アクセス日：2006 年 1 月 24 日
- f 青少年向け健康レクレーション・センター開設
<http://www.who.int/countries/eth/news/2005/0715/en/index.html>
アクセス日：2006 年 1 月 27 日
- h WHO アフリカ地域：エチオピア：妊娠を安全に
<http://www.who.int/countries/eth/areas/pregnancy/en/index.html>
アクセス日：2006 年 6 月 13 日
- i 女性性器割礼、ファクト・シート第 241 号、2000 年 6 月
<http://www.who.int/mipfiles/2287/00388c-WHO-studentmanual.pdf>
アクセス日：2006 年 6 月 15 日
- k WHO、新しい小児期ワクチンでエチオピアを援助、2006 年 2 月 10 日の報告
<http://www.who.int/countries/eth/news/2006/pr01/en/index.html>
アクセス日：2006 年 8 月 14 日
- l 精神衛生世界地図 2005 年
http://www.who.int/globalatlas/predefinedReports/MentalHealth/Files/ET_Mental_Health_Profile.pdf
アクセス日：2006 年 10 月 24 日

[27] **ORBIS 世界失明者救済サイト**

<http://www.orbis.org/bins/index.asp>

- a エチオピアの概要
http://www.orbis.org/bins/content_page.asp?cid=589-598-694-1119&lang=9
アクセス日：2006 年 1 月 25 日
- b Zithromax で失明と闘う
http://www.orbis.org/bins/content_page.asp?cid=589-598-694-1119-1122-1123&lang=9
アクセス日：2006 年 1 月 25 日

[28] **UNICEF**

<http://www.unicef.org/index.html>

- a UNICEF、重症栄養失調の治療を訓練する医科大学に資金援助
http://www.unicef.org/ethiopia/ET_media_PR_nutrition.pdf
アクセス日：2004 年 5 月 11 日
- b エチオピア：児童人身売買防止キャンペーン始まる
http://www.unicef.org/protection/files/child_trafficking_handbook.pdf

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- アクセス日：2005 年 10 月 2 日
- c エチオピア：免疫プラス
<http://www.unicef.org/ethiopia/immunization.html>
アクセス日：2006 年 8 月 8 日
- d エチオピア：栄養
http://www.unicef.org/ethiopia/nutrition_462.html
アクセス日：2006 年 8 月 8 日
- e 2005 年、アフリカにおける人身売買、特に女性および児童、第 2 版
<http://www.unicef-icdc.org/publications/pdf/trafficking-gb2ed-2005.pdf>
アクセス日：2007 年 2 月 5 日。
- [29] 精神衛生学会－エチオピア
<http://www.mhse.org/>
- a レクリエーション・リハビリテーション・センターの開設
<http://www.mhse.org/wp/category/event/>
アクセス日：2007 年 2 月 5 日。
- b 早わかり：エチオピア
アクセス日：2006 年 1 月 30 日
- [30] 米国国際開発庁機関(USAID)
<http://www.usaid.gov/>
- a エチオピアにおける HIV/AIDS 治療業務の規模拡大のための人材および財源要件、
2005 年 2 月
http://www.phrplus.org/Pubs/Tech059_fin.pdf
アクセス日：2006 年 2 月
- b 会議および訓練で有望な女性政治家を励ます、女性候補者大量選挙出馬
http://www.usaid.gov/stories/ethiopia/cs_et_womencandidates.html
アクセス日：2006 年 6 月 13 日
- c 健康：家族計画、ニュース/情報、2005 年世界人口デー
http://www.usaid.gov/our_work/global_health/pop/news/wpd05.html
アクセス日：2006 年 6 月 19 日
- [31] 社会保障オンライン
<http://www.ssa.gov/>
世界の社会保障計画：アフリカ 2005 年
アクセス日：2006 年 3 月
- [32] ジャーナリスト保護委員会(CPJ)
<http://www.cpj.org/attacks04/africa04/ethiopia.html>
- a 反政府抗議の広まる中、2 人のジャーナリスト拘束される
<http://www.cpj.org/news/2005/Ethiopia04nov05na.html>
アクセス日：2007 年 2 月 5 日。
- b エチオピア人、反国家容疑に直面、VOA 要員も指名手配される
<http://www.cpj.org/news/2005/Ethiopia21dec05na.html>
アクセス日：2007 年 2 月 5 日。

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- d エチオピアでインターネット記者、容疑なしで拘束
http://www.cpi.org/Briefings/2006/imprisoned_06/imprisoned_06.html
アクセス日：2007年2月5日.
- e エチオピアの政治的分裂、報道機関を窮地に陥れる
<http://www.cpi.org/news/2006/africa/ethiopia14mar06na.html>
アクセス日：2005年3月15日
- [33] 世界の言語-Kenneth Katzner 著
アクセス日：2006年2月12日
- [34] 世界少数民族年鑑(少数民族権利グループ・インターナショナル編集) 1997 年
アクセス日：2006年2月8日
- [35] アジス・トリビューン
<http://www.addistribune.com/>
a テロ行為、ソマリ人の窮状に注目を集める
<http://www.addistribune.com/Archives/2005/08/05-08-05/Violence%20Draws%20Attention%20to%20Somalis.htm>
アクセス日：2005年8月5日
- [36] Walta 情報センター
<http://www.waltainfo.com/>
a 当局、エチオピア居住エリトリア人に関する命令発出、2004年1月20日
- [37] 国際赤十字委員会
<http://www.icrc.org/>
a ICRC ニュース - エチオピア国民と 10 人のエリトリア国民、本国送還
<http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/news-ethiopia-061025?opendocument>
アクセス日：2005年2月25日
b ICRC ニュース - 200 人のエチオピア人、本国送還
[http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/6CYLPB/\\$FILE/icrc_ar_04_eritrea.pdf?OpenElement](http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/6CYLPB/$FILE/icrc_ar_04_eritrea.pdf?OpenElement)
アクセス日：2004年12月3日
- [38] 世界拷問防止団体 - OMCT
http://www.omct.org/index_en.cfm?CFID=914971&CFTOKEN=99204887
エチオピア民主共和連邦による児童権利条約の適用に関する報告: 児童の権利に関する委員会、第 29 会期 - ジュネーブ、2001 年 1 月 8-26 日
アクセス日：2005 年 12 月.
- [39] Behind The Mask
<http://www.mask.org.za/>
a エチオピア: エチオピアについて
<http://www.mask.org.za/index.php?page=ethiopia>

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

アクセス日：2007年2月6日

- b エチオピア: ゲイに気をつけろ、2003年5月27日
<http://www.mask.org.za/article.php?cat=&id=220>

アクセス日：2007年2月6日

[40] **ActionAid**

<http://www.actionaidusa.org>

- a ActionAid、保釈が拒否された後に貧困絶滅活動家を擁護、2006年1月4日
http://www.actionaid.org.uk/100274/press_release.html

アクセス日：2007年2月6日

[41] **国際救助委員会**

<http://www.theirc.org/>

- a エチオピアにおける IRC

http://www.theirc.org/where/the_irc_in_ethiopia.html

アクセス日：2006年1月31日

[42] **国際連合難民高等弁務官(UHCR)**

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home>

- a UNHCR 2006年世界に対する呼びかけ

<http://www.unhcr.org/publ/PUBL/4371d1810.pdf>

アクセス日：2006年1月12日

- b UNHCR 2007年世界に対する呼びかけ

<http://www.unhcr.org/publ/PUBL/4554439e3.pdf>

アクセス日：2007年1月3日

[43] **飢餓早期警告システム・ネットワーク(Fews Net)**

<http://www.fews.net/>

- a エチオピア: 食糧安全保障、更新日：2006年2月23日

<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/480fa8736b88bbc3c12564f6004c8ad5/e29444a6ed89d36a8525712c00816328?OpenDocument&Click=>

アクセス日：2007年11月6日

[44] **ReliefWeb**

<http://www.reliefweb.int>

- a UNHCR のエチオピア地図

<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/doc404?OpenForm&rc=1&cc=eth>

アクセス日：2007年11月6日

- b エチオピア-エリトリア: アルジェー協定証人の声明、2006年2月23日

<http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900SID/HMYT-6MARS3?OpenDocument&rc=1&emid=ACOS-635NRY>

アクセス日：2007年11月6日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- [45] **エチオピア民主軍連合**
<http://www.hebret.com/>
a 2005 年 10 月 24 日付の報道発表
- [46] **人権国際連盟 (FIDH)**
<http://translate.google.com/translate?hl=en&sl=fr&u=http://www.fidh.org/&prev=/search%3Fq%3DInternational%2BFederation%2Bfor%2BHuman%2BRights%26hl%3Den%26lr%3D%26sa%3DG>
a 野党活動家、人権擁護者、ジャーナリストの政治裁判に関する懸念、2006 年 1 月 31 日
- [47] **常設仲裁裁判所**
www.pca-cpa.org
a エチオピア民主共和国連邦政府とエリトリア国政府間の協定
<http://www.pca-cpa.org/ENGLISH/RPC/EEBC/E-E%20Agreement.html>
アクセス日：2007 年 11 月 6 日
- [48] **米国難民・移民委員会(USCRI)**
<http://www.refugees.org/>
a 米国難民・移民委員会の 2005 年世界難民調査 – エチオピア
<http://www.refugees.org/countryreports.aspx?subm=&ssm=&cid=1583>
アクセス日：2006 年 2 月 21 日
b 米国難民・移民委員会の 2006 年世界難民調査 – エチオピア
<http://www.refugees.org/countryreports.aspx?subm=&ssm=&cid=1583>
アクセス日：2006 年 8 月 15 日
- [49] **ガーディアン**
<http://www.guardian.co.uk/>
a エチオピア、干ばつ地域から 100 万人を移動へ、2004 年 3 月 3 日付記事
- [50] **CNN.com**
<http://www.cnn.com/>
a 旧エチオピア当局者、『赤色テロ』殺人で死刑宣告を受ける、2005 年 12 月 9 日
- [51] **Ethiopian Review**
<http://ethiopianreview.homestead.com/>
a Hailu Shawel 事情、20 6 月 2005 年 6 月 20 日更新
アクセス日：2005 年 12 月 12 日
- [52] **Yahoo.com**
<http://www.yahoo.com/>
a Yahoo 金融: エチオピア為替レート、2006 年 2 月 27 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

[53] 国境なき記者団

<http://www.rsf.org>

a 妊娠中のジャーナリスト、1 カ月拘留後に釈放

http://www.rsf.org/article.php3?id_article=16349

アクセス日：2006 年 5 月 31 日

b 野党のウェブサイトとブログ、ダウン、検閲か？技術的故障か？

http://www.rsf.org/article.php3?id_article=17783

アクセス日：2006 年 5 月 31 日

c さらに 3 サイト、アクセス不能、政府は介入を否定

http://www.rsf.org/article.php3?id_article=17783

アクセス日：2005 年 5 月 31 日

[54] 国際法律家委員会

<http://www.icj.org>

a エチオピア- ICJ、弁護士の即時・無条件釈放を要求、Behane、2006 年
3 月 22 日

http://www.icj.org/news.php3?id_article=3882&lang=en

アクセス日：2006 年 6 月 1 日

[55] エチオピア女性法律家協会

www.etwla.org.activities.html/

エチオピアにおける女性の政治参加: 課題と展望

作成者：Tigist Zeleke、2005 年 4 月、アジス・アベバ

アクセス日：2006 年 5 月 18 日

[56] 北京活動基盤(Beijing +10)の実現において達成された進捗に関する国別報告エチオピア、
首相府/女性問題部門、2005 年 3 月

www.un.org/womenwatch/daw/Review/responses/ETHIOPIA-English.pdf

アクセス日：2006 年 5 月 18 日

[57] エチオピア民主共和国連邦のFederal Negarit Gazetta、修正家族法、Federal Negarit
Gazetta臨時発行第 1/20000 号修正家族法布告、アジス・アベバ、2004 年 7 月 4 日

<http://mail.mu.edu.et/~ethiopia/laws/FamilyLawlogo.htm>

アクセス日：2006 年 6 月 1 日

[58] 国際連合、女性の人権と性別展望の調和、女性に対する暴力。女性に対する暴力に関する
特別報告者の報告、その原因と結果、Ms Radhika Coomaraswamy、人権委員会決
議第 2002/52 号に従って提出された、1994-2003 年における女性に対する暴力の領域に
おけるAppendum、国際的、地域的、国内的経緯*

<http://www.africa.hri.ca/fortherecord2003/documentation/commission/e-cn4-2003-75>

アクセス日：2006 年 5 月 4 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- [59] 国際連合、すべての形態の女性差別排除条約、すべての形態の女性差別排除条約の第 18 条に基づいて締約国により提出された報告の考察。第 4 回・第 5 回併合加盟国定期報告、第 30 回会期、2005 年、エチオピア
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/NO2/673/04/PDF/NO267304.pdf?OpenElement>
アクセス日：2006 年 5 月 18 日
- [60] 世界保健機関: エチオピアにおける性と生殖に関する健康のニーズの評価 44
<http://www.who.int/reproductive-health/publications/HRP-ITT-99>
アクセス日：2006 年 5 月 15 日
- [61] UNICEF、背景情報、有害な伝統的慣行
www.unicef.org/ethiopia/ET_Media_HTP.pdf
アクセス日：2006 年 6 月 6 日
- [62] 国際労働機関、国際労働法監視所、国内労働法事情: エチオピア民主共和国連邦。2004 年更新
<http://www.ilo.org/>
アクセス日：2006 年 5 月 18 日
- [63] エチオピア・マスメディア女性協会、
<http://www.etmwa.org/about.htm>
アクセス日：2006 年 6 月 14 日
- [64] 家族計画および HIV/AIDS の国別分析: エチオピア、2004 年 10 月、Yared Mekonnen、コンサルタント、アジス・アベバ、エチオピア。米国国際開発局(USAID)資金提供政策プロジェクト。政策は、Centre of Development and Population Activities (CEDPA) (開発・人口活動センター)および Research Triangle Institute (RTI) との協力により Futures Group により実施される。この論文において表明されている意見は、必ずしも USAID の意見を反映しない。
http://pdf.dec.org/pdf_docs?PNADB927.pdf
アクセス日：2006 年 6 月 13 日
- [65] セーブ・ザ・チルドレン、2006 年世界の母親の状態、母親と新生児の生命の救済
http://www.savethechildren.net/alliance/what_we_do/newsdesk/2006-5-08b.html
アクセス日：2006 年 6 月 14 日
- [67] 人口会議、エチオピア児童結婚報告、2004 年 7 月、
http://www.popcouncil.org/pdfs/briefingsheets/ETHIOPIA_2005.pdf
アクセス日：2006 年 5 月 18 日
- [68] IPAS、女性の健康の保護、女性の性と生殖に関する権利の増進、エチオピア
http://ipas.org/english/where_ipas_works/africa/ethiopia/default.asp
アクセス日：2006 年 6 月 14 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- [69] エチオピア民主共和国連邦の修正刑法、布告第 414/2004 号
<http://www.mail.edu.et>
アクセス日：2006 年 6 月 15 日
- [70] Population Reference Bureau、エチオピアの 2005 年人口統計・健康調査
<http://www.prb.org>
アクセス日：2006 年 6 月 19 日
- [71] Global Gag Rule Impact Project、Access Denied:エチオピアにおける全般的箝口令の影響
<http://www.globalgagrule.org>
アクセス日：2006 年 6 月 19 日
- [72] カナダ国際開発機関：女性の優先事項の組み込み、母性保護、Joy Woolfrey 2003 年 6 月 13 日
<http://www.acdi-cida.gc.ca/Consultations/ConsultEthiopia.nsf>
アクセス日：2006 年 6 月 22 日
- [73] PeaceWomen、平和と自由のための女性国際同盟、NGO間連絡
http://www.peacewomen.org.contacts/africa/ethiopia/eth_index.html
アクセス日：2006 年 6 月 22 日
- [74] 平和と開発のためのアフリカ女性の委員会
<http://www.uneca.org/awcpd>
アクセス日：2006 年 6 月 22 日
- [75] Womankind、エチオピア
<http://www.womankind.org.uk/ethiopia.html>
アクセス日：2006 年 6 月 22 日
- [76] Journal of Biosocial Science (32), Tilson, Dana and Larsen, Ulla :エチオピアにおける離婚：早婚および子供のいない状態の影響、ケンブリッジ大学出版部(2000 年) (イギリス) pp.355-372
- [77] セーブ・ザ・チルドレン、エチオピアにおけるわれわれの仕事
www.savethechildren.net/ethiopia/key_issues/edu.html
a 教育
http://www.savethechildren.net/ethiopia/key_issues/edu.html
アクセス日：2006 年 7 月 20 日
b 健康
http://www.savethechildren.net/ethiopia/key_issues/health.html
アクセス日：2006 年 7 月 20 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- [78] 国際復興開発銀行/世界銀行の調査：エチオピアにおける教育、持続可能な進歩の基礎の強化、2005年7月
http://sitesources.worldbank.org/INAFRICA/Resources/wp86_ethiopia_edu.pdf
アクセス日：2006年7月18日
- [79] 知識経済・企業開発国際組織、エチオピアにおける高等教育
<http://www.iked.org>
アクセス日：2006年7月18日
- [80] 人権委員会、第59会期、暫定議題の第13項、児童の権利、児童売買、児童売春、児童ポルノに関する特別報告者のMr Juan Miguel Petitにより人権委員会決議第2002年92号に従って提出された報告
<http://www.hri.ca/fortherecord2003/documentation/commission/e-cn4-2003-79.htm>
アクセス日：2006年8月3日
- [81] ECPAT Ethiopia— エチオピアのストリート・チルドレン・フォーラム、エチオピアにおける児童保護部署
http://www.ecpat.net/eng/CSEC/good_practices/protection_ethiopia.asp
アクセス日：2006年8月3日
- [82] 反奴隷インターナショナル：人身売買および強制労働に関する東アフリカ・アフリカの角会議の報告、2005年7月5～7日、ナイロビ Safari Clug.
<http://www.antislavery.org/homepage/resources/PDP>
アクセス日：2006年8月7日
- [83] 強制移住組織：若い女性の人身売買
<http://www.forcedmigration.org/guides/fmo033/fmo033-6.htm>
アクセス日：2006年8月7日
- [84] Johns Hopkins University、保護プロジェクト、エチオピア
<http://www.protectionproject.org.zer.htm>
アクセス日：2006年8月8日
- [85] ボイス・オブ・アメリカ(VOA): 児童人身売買者の格好の餌食となるエチオピアの子供、Reliefwebの2006年5月26日付の報告
<http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900ID/VBOL-6CSCY?OpenDocument>
アクセス日：2006年8月8日
- [86] 麻疹イニシアティブ：エチオピア：われわれの予防接種方法
<http://www.measlesinitiative.org/ethiopia.asp>
アクセス日：2006年8月9日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- [87] アメリカ赤十字、報道記事: エチオピアの麻疹に対抗して結びつく現代性と伝統、2003年11月3日付の報道
http://www.redcross.org/article/printer/0,1075,0_440_1893,00.html
アクセス日: 2006年8月9日
- [88] エチオピア国民健康開発センター
<http://cnhde.ei.columbia.edu>
(a) 結核
<http://cnhde.ei.columbia.edu/programs/tuberculosis.html>
アクセス日: 2006年8月9日
(b) マラリア
<http://cnhde.ei.columbia.edu/programs/malaria/index.html>
アクセス日: 2006年8月9日
- [89] EthnoMed: エチオピアの結核の文化的紹介、2006年4月
<http://ethnomed.org>
アクセス日: 2006年8月9日
- [90] エチオピア児童心臓基金: 部門別考察
<http://www.chfe.org/Concept.htm>
アクセス日: 2006年8月9日
- [91] エチオピア・ヘラルド: エチオピア
(a) 精神衛生政策、立案される、2006年8月1日
<http://www.ethpress.gov.et/herald/articleDetail.asp?articleid=47289>
アクセス日: 2006年8月14日
(b) エチオピア: FEAC、政府官吏を財物強要罪で告発
<http://ena.gov.et/>
アクセス日: 2006年8月17日
(c) 連邦警察委員会の報告: 路上暴力の死傷者に関する警察報告 2005年11月14日
<http://www.ethpress.gov.et/Herald/article.asp?categoryid=160&categoryName=Report+of+the+Federal+Police+Commission>
アクセス日: 2006年8月23日
(d) レクシス-ネクシス経由エチオピア・ヘラルド: エチオピア、オンブズマン機関、全州、全自治市に支局開設へ、2006年7月30日
アクセス日: 2006年9月21日
- [92] 人権と世界的公正のセンター、ニューヨーク大学法学部、裁判外処刑に関するプロジェクト、エチオピア、選挙後のデモ参加者の殺害
www.Extrajudicialexecutions.org.communications.ethiopia.html
アクセス日: 2006年7月25日
- [93] AstraZeneca共同責任: 医療の利用
www.astrazeneca.com
アクセス日: 2006年8月14日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- [94] 米国国際開発局により資金供給される政策プロジェクト：家族計画および HIV/AIDS の
国別分析：エチオピア、2004 年 10 月
<http://www.constellafutures.com>
アクセス日：2006 年 8 月 15 日
- [95] 国際能力構築：拷問犠牲者リハビリテーション・センター(RCVTE)
www.icb.westside.com
アクセス日：2006 年 8 月 16 日.
- [96] 2006 年版経済の自由指標: エチオピア
<http://www.heritage.org/research>
アクセス日：2006 年 8 月 17 日
- [97] レクシス-ネクシス経由新華社通信:汚職根絶法案、エチオピアで審議
アクセス日：2006 年 8 月 17 日
- [98] 国際原子力委員会
www.iaea.org
開発のための技術協力: 母親の命の救済: 放射線治療がガンにかかった女性に希望を与える
http://www.iaea.org/Publications/Booklets/Ssp/saving_a_mother.html
アクセス日：2006 年 8 月 14 日
- [99] 議会図書館一連邦調査部
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles.html>
国情:エチオピア、2005 年 4 月
アクセス日：2006 年 8 月 29 日
- [100] ピッツバーグ大学法学部: Jurist Legal Intelligence:エチオピア
<http://jurist.law.pitt.edu/world/ethiopia.htm>
アクセス日：2006 年 8 月 23 日
- [101] Rap21, 21 世紀アフリカの報道ネットワーク、ニュースレター第 22 号
<http://www.rap21.org/article1399.html>
新しいエチオピア報道法は、ジャーナリストの状況を改善しない。
アクセス日：2006 年 8 月 24 日
- [102] 第 19 条: エチオピアにおける表現の自由に関する法的枠組み
<http://www.article19.org>
アクセス日：2006 年 8 月 29 日
- [103] 人権委員会、第 62 会期、暫定議題の議題項目 17 (b)
<http://www.un.org>

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

人権の推進および保護、人権擁護者、人権擁護者に関する事務総長の特別代表 Jina Hilani
により提出された報告。報告 E.CN.4/2006/95/Add. 2006 年 3 月 5 日、6 日。
アクセス日：2006 年 8 月 29 日

- [104] 国際連合薬物犯罪局: エチオピア: 国情
http://www.unodc.org/Kenya/en/country_profile_ethi.html
アクセス日：2006 年 8 月 31 日

- [105] エチオピア健康開発ジャーナル
<http://www.cid.chi.uib.no/journals/EJHD>
エチオピア公衆衛生協会の公式ジャーナル、Butajira 農村健康維持計画に関する特別号:
エチオピアの農村における女性の健康と生活上の出来事、第 17 巻、2003 年第 2 特別号
アクセス日：2006 年 5 月 10 日

- [106] 米国国務省領事局
<http://travel.state.gov/visa.reciprocity/Country%20Folder/E/Ethiopia.htm>
エチオピア: 互惠計画、2004 年 3 月 9 日
アクセス日：2006 年 9 月 5 日

- [107] 国際連合難民高等弁務官事務所
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/openssl.pdf?tbl=RSDCOI&id=44f29d704>
エチオピア: 社会政治評価、国際連合難民高等弁務官事務所の委託に基づいて Cedric
Barnes により作成された 2006 年 5 月の Wrtner 報告、地位決定および保護情報の節
(DIPS)
アクセス日：2006 年 9 月 6 日

- [108] エチオピア政府
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.html?tbl=RSDLEGAL&id=3ae6b4e48>
旅行文書およびビザの発給ならびにエチオピアにおける外国人の登録について規定する布
告、1969 年の第 271 号
アクセス日：2006 年 10 月 4 日。

- [109] 人権擁護者保護観測所報告国際事実調査団
http://www.fidh.org/rubrique.php3?id_rubrique=180
エチオピア: 圧力下の人権擁護者 n417/2 – 2005 年 4 月
アクセス日：2006 年 10 月 18 日

- [110] レクシス-ネクシス経由フランス通信社
a 調査委員会、多数の死者を出したエチオピアの投票暴力事件を受けて警察改革を
要求、2006 年 11 月 7 日付の報道
アクセス日：2007 年 1 月 2 日
b エチオピア、国連のソマリ平和維持軍許可を歓迎、2006 年 12 月 7 日付の報道
アクセス日：2007 年 1 月 2 日

14 FEBRUARY 2007

ETHIOPIA

- [111] **レクシス-ネクシス経由のデイリー・テレグラフ:** メンギスツウ、アジスの屠殺者、大量殺人で有罪、2006年12月13日付の報道
 アクセス日：2007年1月2日

- [112] **レクシス-ネクシス経由のAP通信社:** イスラム主義過激派のジャングル潜伏場所占拠間近、ソマリ筋言明、2007年1月8日付の報道
 アクセス日：2007年1月8日

- [113] **レクシス-ネクシス経由のAP通信社:** ムガベは、なぜメンギスツウ引き渡し請求を拒否するのか、2007年1月14日付の報道
 アクセス日：1月23日